参考資料２

（案）

さいたま市障害者総合支援計画　素案

（新旧対照表）

第１章　総論	2 ページ
第２章　各論	25 ページ
第３章　障害福祉計画及び障害児福祉計画	119 ページ
障害者（児）をめぐる状況	176 ページ
障害者政策委員会・市民会議等での主なご意見	201 ページ

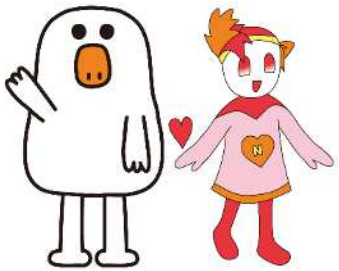

（案）

さいたま市障害者総合支援計画　素案

第１章　総論　新旧対照表

※13 ページ以降の備考欄の変更のあり・なしは、基本目標、基本施策、実施事業について記載しています。
　担当所管の変更については、記載していません。

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
1	# 第１章　総論 ## １　計画の概要 ### （１）計画策定の趣旨 我が国は平成 19（2007）年に「障害者の権利に関する条約」を署名し、平成 23（2011）年の「障害者基本法」改正により、社会モデルの理念や合理的配慮の考え方が法制度として位置づけられました。そして、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが明確に示されました。 さいたま市においても、障害当事者参画の下で検討を進め、平成 23（2011）年４月に「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（ノーマライゼーション条例）を施行し、その理念に基づいて施策を推進してきました。 その後、平成 26（2014）年の障害者権利条約批准や平成 28（2016）年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行、令和４（2022）年の国連による政府報告審査と総括所見の公表など、障害者施策を取り巻く状況は大きく変化しています。	# 第１章　総論 ## １　計画の概要 ### （１）計画策定の趣旨 我が国では、平成 19（2007）年に「障害者の権利に関する条約」を署名しました。そして、その批准に向けて障害当事者の参画の下で検討が進められ、平成 23（2011）年の「障害者基本法」改正において、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられることとなり、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが定められました。 さいたま市においても、障害当事者参画の下で検討を進め、平成 23(2011)年４月に「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）を施行しました。 その後、平成 26（2014）年１月に障害者権利条約を批准し、平成 28（2016）年４月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。 令和４（2022）年８月には、条約締約国として国際連合の障害者の権利に関する委員会による政府報告の審査が実施され、同年９月、同委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表されました。	削除 変更 変更 変更 変更

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
1		さいたま市では、ノーマライゼーション条例の理念を基に、「さいたま市障害者総合支援計画」を策定し、「誰もが権利の主体として安心して地域で生活できる社会の実現を目指して」を基本方針として、様々な障害者施策に取り組んでいます。 加えて、「医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加・多様化」のような新たに顕在化した課題や、「障害福祉分野に関わる人材確保・育成」のような、かねてより指摘されている課題にも応えられるよう、取り組みをより一層推進していくことが求められています。	削除
	加えて、令和 7（2025）年 6 月には「さいたま市手話言語条例」および「手話施策推進法」が、令和 8（2026）年 4 月には「高次脳機能障害者支援法」が施行され、支援の枠組みがさらに整備されています。 一方で、障害福祉サービスの利用増加に対し、支援人材が急速に不足する事態が生じています。また、制度の複雑化や相談支援専門員の不足により、必要な情報が当事者へ届きにくい状況も見られます。また、様々な業態の事業者が参入したことなどにより、サービスの質の低下が懸念される事例も指摘されており、これらの課題への対応が求められています。 加えて、社会のデジタル化が急速に進展し、市としてもデジタル改革を推進していく中で、情報アクセシビリティの確保も重要となっています。		追加
	このような背景のもと、「さいたま市障害者総合支援計画 2024～2026」の見直しを行い、令和 9（2027）年度からの新たな計画を策定することとします。	このような背景のもと、「さいたま市障害者総合支援計画 2021～2023」の見直しを行い、令和６（2024）年度からの新たな計画を策定することとします。	計画期間

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
2	**（２）計画の位置づけ** 本計画は、市の上位計画である「さいたま市総合振興計画」の下に、「さいたま市保健福祉総合計画」の障害者福祉分野に関する部門別計画として位置づけるものです。 また、この計画は、障害者基本法の規定に基づく「市町村障害者計画」であると同時に、障害者総合支援法の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、さらに、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）に基づく施策を推進するための計画といった４つの位置づけを持つ計画を一体的に策定するものです。 加えて、令和７（2025）年６月に施行された「手話に関する施策の推進に関する法律」（手話施策推進法）第四条第１項において、市町村が市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする、との定めに沿って策定するものです。 また、令和８（2026）年４月に施行された「高次脳機能障害者支援法」第五条第１項において、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を策定し及び実施する責務を有する、との定めに沿って策定するものです。 さらに、令和７（2025）年６月に施行された「さいたま市手話言語条例」に基づき、施策を推進するものです。（図・解説省略）	**（２）計画の位置づけ** 本計画は、市の上位計画である「さいたま市総合振興計画」の下に、「さいたま市保健福祉総合計画」の障害者福祉分野に関する部門別計画として位置づけるものです。 また、この計画は、障害者基本法の規定に基づく「市町村障害者計画」であると同時に、障害者総合支援法の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、さらに、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）に基づく施策を推進するための計画といった４つの位置づけを持つ計画を一体的に策定するものです。 加えて、令和４(2022)年５月に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）第９条第１項において、市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする、と定められています。（図・解説省略）	変更

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
2	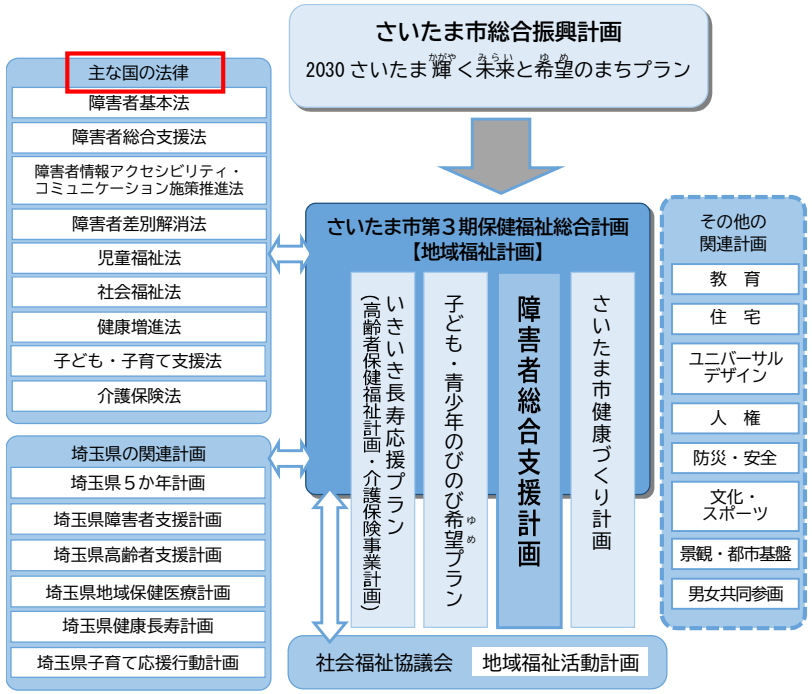	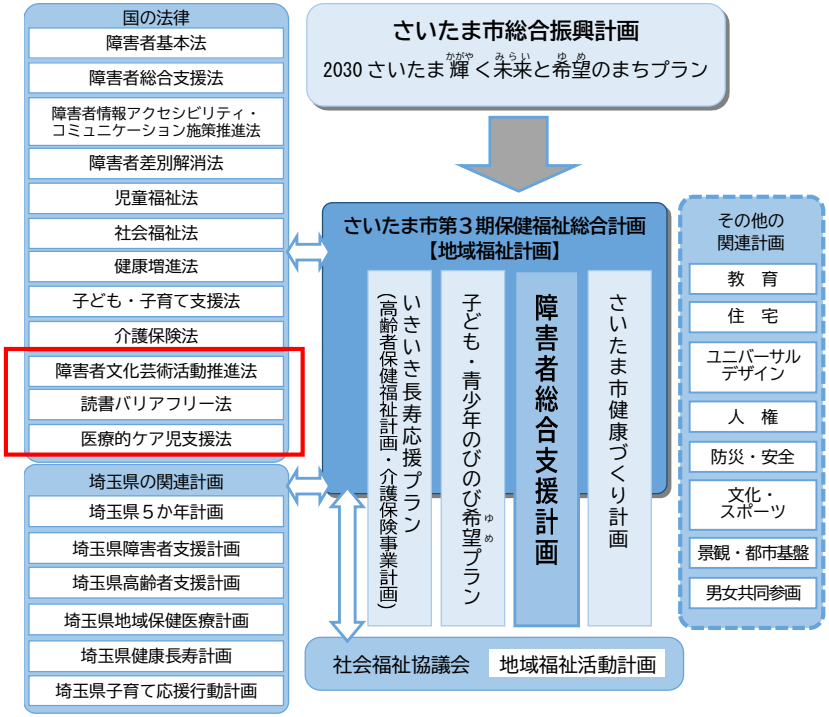	国の法律については、主なもののみ掲載 削除
4	**（３）計画の期間** 本計画における計画期間は、第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画の計画期間に準じ、令和９年度から令和 11 年度までの３年間とします。（図省略）	**（３）計画の期間** 本計画における計画期間は、第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画の計画期間に準じ、令和６年度から令和８年度までの３年間とします。（図省略）	計画期間

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
4	**（４）計画策定の視点** 　この計画は、事業の継続性及び一貫性の観点から、原則としてこれまでの障害者総合支援計画の考え方を踏襲するものとします。 　このため、計画策定の視点についても、これまでの「障害者は、街で共に暮らす市民のひとりです」、「障害者の権利を守ります」、「障害者が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行います」の３つの視点を踏襲し、引き続き計画策定の基本姿勢とします。	**（４）計画策定の視点** 　この計画は、事業の継続性及び一貫性の観点から、原則としてこれまでの障害者総合支援計画の考え方を踏襲するものとします。 　このため、計画策定の視点についても、これまでの「障害者は、街で共に暮らす市民のひとりです」、「障害者の権利を守ります」、「障害者が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行います」の３つの視点を踏襲し、引き続き計画策定の基本姿勢とします。	変更なし
5	視点１ 　障害者が市民のひとりとして街で当たり前に暮らし、働いたり、学んだり、社会を豊かにするような営みなど、様々な分野の活動に自由に参加できるようにすることが求められます。 　このため、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害、高次脳機能障害を含む。）、難病患者等、全ての障害のある人と、障害のない人との相互理解と交流を深め、障害者が、地域の中で自立し、地域の人々と共に生活できるまちづくりを目指す計画とします。	視点１ 　障害者が市民のひとりとして街で当たり前に暮らし、働いたり、学んだり、社会を豊かにするような営みなど、様々な分野の活動に自由に参加できるようにすることが求められます。 　このため、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害、高次脳機能障害を含む。）、難病患者等、全ての障害のある人と、障害のない人との相互理解と交流を深め、障害者が、地域の中で自立し、地域の人々と共に生活できるまちづくりを目指す計画とします。	変更なし

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
5	視点２ 　障害者への差別をなくし、虐待が起こらないようにするため、市や市民全体でそれぞれの障害に対する正しい理解をもって取り組むことが必要となっています。 　また、障害者を支援するときには、障害者が自分で決めて選んだことを大切にし、障害者が市民の一員として地域社会においてふさわしい役割を果たすことができるようにすることが重要となっています。 　そこで、この計画は教育、就労、地域生活などあらゆる分野で、障害者が社会参加できる環境を整え、障害者の権利を守ることを目指す計画とします。	視点２ 　障害者への差別をなくし、虐待が起こらないようにするため、市や市民全体でそれぞれの障害に対する正しい理解をもって取り組むことが必要となっています。 　また、障害者を支援するときには、障害者が自分で決めて選んだことを大切にし、障害者が市民の一員として地域社会においてふさわしい役割を果たすことができるようにすることが重要となっています。 　そこで、この計画は教育、就労、地域生活などあらゆる分野で、障害者が社会参加できる環境を整え、障害者の権利を守ることを目指す計画とします。	変更なし
	視点３ 　障害者とその家族等の負担が軽減されるよう、総合的な生活支援や障害者が働けるようにするためのきめ細かな就労支援が求められています。 　障害者が住んでいる地域で教育を受けられるようにするとともに、みんなが共に学ぶことができるような教育を行うことが重要となっています。 　このため、この計画はライフステージを通じた切れ目のない支援や障害者の様々な就労支援など、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を目指す計画とします。	視点３ 　障害者とその家族等の負担が軽減されるよう、総合的な生活支援や障害者が働けるようにするためのきめ細かな就労支援が求められています。 　障害者が住んでいる地域で教育を受けられるようにするとともに、みんなが共に学ぶことができるような教育を行うことが重要となっています。 　このため、この計画はライフステージを通じた切れ目のない支援や障害者の様々な就労支援など、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を目指す計画とします。	変更なし

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
6	**（５）障害者施策の推進体制** 障害者総合支援計画の審議及び進行管理などを行う「障害者政策委員会」、障害者施策について市民が相互に意見交換を行う「誰もが共に暮らすための市民会議」、計画の実施主体であるさいたま市が、相互に連携して施策を進めます。 また、ＰＤＣＡサイクルの考え方の下、計画における成果目標及び活動指標については、「障害者政策委員会」や「地域自立支援協議会」を中心に、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や見直し等の措置を行うこととします。 ＰＤＣＡサイクルとは… 事業について、計画を立て（Ｐｌａｎ）、実施（Ｄｏ）し、事業終了後に、結果を評価（Ｃｈｅｃｋ）し、改善（Ａｃｔｉｏｎ）し、次の計画に反映させていくというマネジメント・サイクルを確立する仕組みです。 （図省略）	**（５）障害者施策の推進体制** 障害者総合支援計画の審議及び進行管理などを行う「障害者政策委員会」、障害者施策について市民が相互に意見交換を行う「誰もが共に暮らすための市民会議」、計画の実施主体であるさいたま市が、相互に連携して施策を進めます。 また、ＰＤＣＡサイクルの考え方の下、計画における成果目標及び活動指標については、「障害者政策委員会」や「地域自立支援協議会」を中心に、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や見直し等の措置を行うこととします。 ＰＤＣＡサイクルとは… 事業について、計画を立て（Ｐｌａｎ）、実施（Ｄｏ）し、事業終了後に、結果を評価（Ｃｈｅｃｋ）し、改善（Ａｃｔｉｏｎ）し、次の計画に反映させていくというマネジメント・サイクルを確立する仕組みです。 （図省略）	変更なし

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>7</td>
<td>

２　前期計画の進捗状況

（作成中）

</td>
<td>

２　前期計画の進捗状況

（省略）

</td>
<td>作成中</td>
</tr>
<tr>
<td>16</td>
<td>

３　障害者（児）をめぐる状況

（作成中）

</td>
<td>

３　障害者（児）をめぐる状況

（省略）

</td>
<td>作成中</td>
</tr>
<tr>
<td>40
40</td>
<td>

４　計画の基本的枠組

（１）基本方針

誰もが権利の主体として、
安心して地域で生活できる社会の実現を目指して

誰もが権利の主体として互いを尊重し、障害のあるなしに関係なく、自らの主体性をもって安心して生活を送ることができる地域社会をつくることを目指します。

計画の達成状況を示す指標として「地域の中で障害のある人もない人も互いに理解し支えあっていると感じる市民の割合」を設定します。

</td>
<td>

４　計画の基本的枠組

（１）基本方針

誰もが権利の主体として互いを尊重し、障害のあるなしに関係なく、自らの主体性をもって安心して生活を送ることができる地域社会をつくることを目指します。

誰もが権利の主体として、
安心して地域で生活できる社会の実現を目指して

</td>
<td>構成変更

成果指標・成果指標説明文追加</td>
</tr>
<tr>
<td>40</td>
<td>

計画の達成状況を示す指標 【現状（令和７年度実績）】	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
地域の中で障害のある人もない人も互いに理解し支えあっていると感じる市民の割合 【62%】	68%	70%	72%

</td>
<td></td>
<td>成果指標移動（旧第２章基本目標１基本施策１実施事業１の成果指標をここに移動）</td>
</tr>
</table>

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
	（２）基本目標 基本目標１　障害者の権利の擁護の推進 基本目標２　質の高い地域生活の実現 基本目標３　自立と社会参加の仕組みづくり 基本目標４　障害者の危機対策	**（２）基本目標** 基本目標１　障害者の権利の擁護の推進 基本目標２　質の高い地域生活の実現 基本目標３　自立と社会参加の仕組みづくり 基本目標４　障害者の危機対策	

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
41	**（３）計画の体系** ［ 基本方針 ］　［ 基本目標 ］　［ 基本施策 ］ 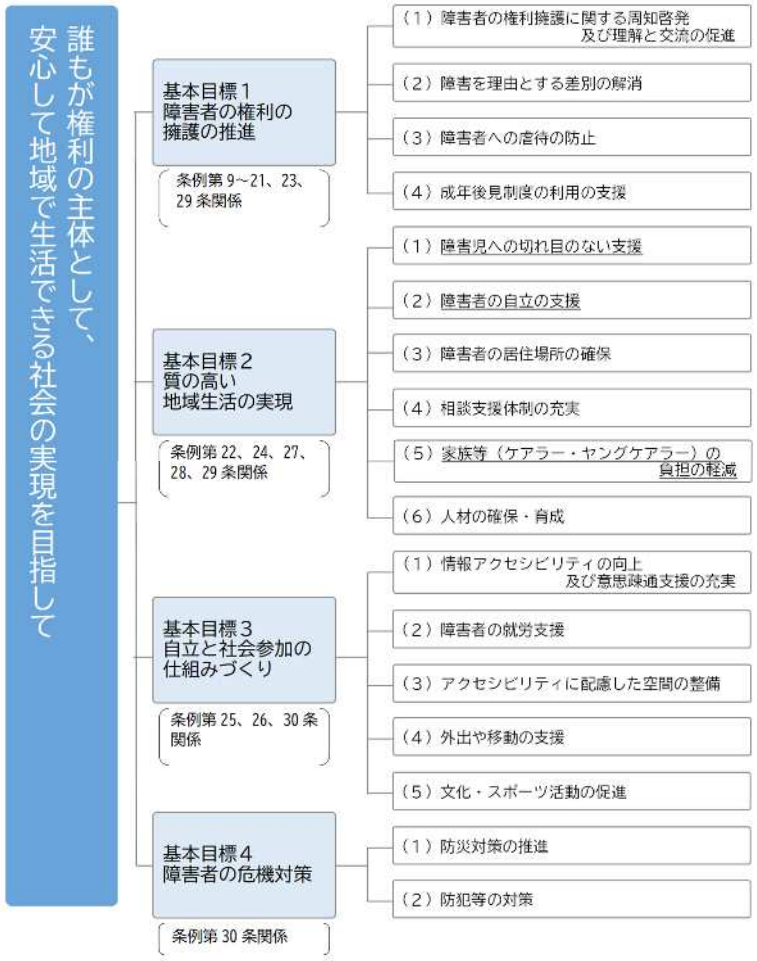 ※各基本目標について、ノーマライゼーション条例の関係する条項を記載しています。	**（３）計画の体系** ［ 基本方針 ］　［ 基本目標 ］　［ 基本施策 ］ 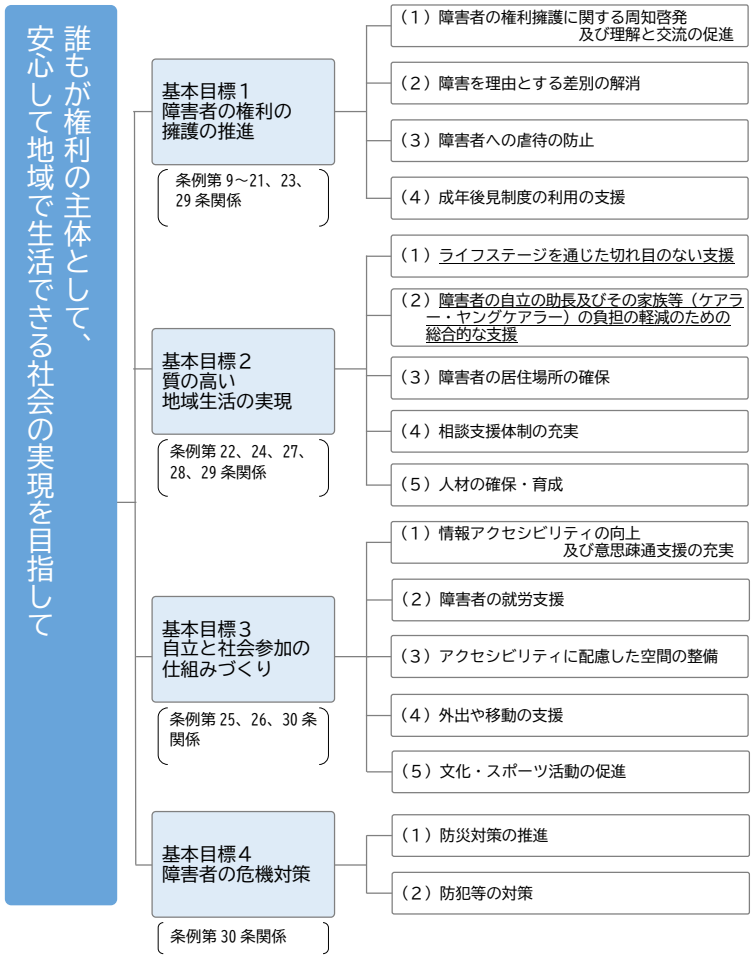 ※各基本目標について、ノーマライゼーション条例の関係する条項を記載しています。	旧施策（１）：ライフステージを通じた切れ目のない支援を削除、「障害児への切れ目のない支援」を追加 旧施策（２）：「障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援」を「障害者の自立の助長」と「家族の負担軽減」に分割

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
42	**（４）実施事業** 実施事業の★印は、重点的に取り組む事業になります。 実施事業の☆印は、総合振興計画関連事業（令和８《2026》年度時点）です。 **基本目標１　障害者の権利の擁護の推進** **基本施策（1）障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進**	**（４）実施事業** 実施事業の★印は、重点的に取り組む事業になります。 実施事業の☆印は、総合振興計画関連事業（令和６《2024》年度時点）です。 **基本目標１　障害者の権利の擁護の推進** **基本施策（1）障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進**	年度

新 実施事業		新 担当所管	新 頁
★☆①	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	障害政策課	
★　②	「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施	障害政策課	
☆③	ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施	障害政策課	
☆④	人権に関する学習の推進	人権教育推進室	
⑤	交流及び共同学習の推進	特別支援教育室	
⑥	聴覚障害に関する理解促進と普及啓発	障害政策課	
☆⑦	心の健康に関する理解促進	こころの健康センター	
⑧	精神疾患に関する理解促進	精神保健課	
⑨	高次脳機能障害に関する理解促進と普及啓発	障害者更生相談センター	

旧 実施事業		旧 担当所管	旧 頁	備考
★☆①	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	障害政策課	51	
★　②	「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施	障害政策課	51	
☆③	ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施	障害政策課	52	
☆④	人権に関する学習の推進	人権教育推進室	52	
⑤	交流及び共同学習の推進	特別支援教育室	52	
⑥	心の健康に関する理解促進	こころの健康センター	53	新⑥追加
⑦	精神疾患に関する理解促進	精神保健課	53	☆追加
⑧	市職員の障害者への理解促進	障害政策課	53	
⑨	公民館における障害に関する生涯学習の推進	生涯学習総合センター	53	旧 2-(2)⑫から分割し、新⑨と新 2-(4)⑤に分割

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考

42

⑩	市職員の障害者への理解促進	障害政策課	
⑪	公民館における障害に関する生涯学習の推進	生涯学習総合センター	

基本施策（2）障害を理由とする差別の解消

実施事業		担当所管	頁
★ ①	障害者差別への適切な対応、支援の実施	障害政策課	
★☆②	差別の解消及び権利擁護のための研修の実施	障害政策課	

基本施策（3）障害者への虐待の防止

実施事業		担当所管	頁
★ ①	障害者虐待への適切な対応、支援の実施	障害福祉課	
★☆②	虐待の防止のための研修の実施	障害福祉課	
③	虐待事案等への対応力向上	高齢福祉課 障害福祉課	

43

基本施策（4）成年後見制度の利用の支援

実施事業		担当所管	頁
①	成年後見制度の利用の促進	高齢福祉課 障害福祉課	
②	成年後見制度利用支援事業の実施	障害福祉課	

基本施策（2）障害を理由とする差別の解消

実施事業		担当所管	頁
★ ①	障害者差別への適切な対応、支援の実施	障害政策課	54
★☆②	差別の解消及び権利擁護のための研修の実施	障害政策課	54

変更なし

基本施策（3）障害者への虐待の防止

実施事業		担当所管	頁
★☆①	障害者虐待への適切な対応、支援の実施	障害福祉課	55
★☆②	虐待の防止のための研修の実施	障害福祉課	55
③	虐待事案等への対応力向上	高齢福祉課 障害福祉課	56

☆削除

基本施策（4）成年後見制度の利用の支援

実施事業		担当所管	頁
①	成年後見制度の利用の促進	高齢福祉課 障害福祉課	57
②	成年後見制度利用支援事業の実施	障害福祉課	57

変更なし

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
44	**基本目標 2　質の高い地域生活の実現** **基本施策（1）障害児への切れ目のない支援**	**基本目標 2　質の高い地域生活の実現** **基本施策（1）ライフステージを通じた切れ目のない支援**	施策名変更

新（2027～2029）			
実施事業		担当所管	頁
①	乳幼児発達健康診査の実施	母子保健課	
②	私立幼稚園等の特別支援事業の促進	幼児政策課	
☆③	障害児等受け入れ園への支援及び相談業務の充実	幼児政策課 保育課 保育施設支援課	
☆④	医療的ケア児保育支援センター運営事業	保育施設支援課	
☆⑤	療育体制の強化と効果的な支援の推進	総合療育センターひまわり学園 総務課・医務課 療育センターさくら草 療育センターひなぎく	
⑥	心身障害児（者）特別療育費の補助	障害福祉課	
★　⑦	発達障害児等に関わる支援者支援の充実	子ども家庭総合センター総務課	

旧（2024～2026）				
実施事業		担当所管	頁	
①	乳幼児発達健康診査の実施	地域保健支援課	59	
☆②	私立幼稚園等の特別支援事業の促進	幼児・放課後児童課	59	☆削除
☆③	障害児等受入れ園への支援及び相談業務の充実	幼児・放課後児童課 保育課 保育施設支援課	59	③事業名変更
☆④	医療的ケア児保育支援センター運営事業	保育課	60	
☆⑤	療育体制の強化と効果的な支援の推進	総合療育センターひまわり学園 総務課・医務課 療育センターさくら草 療育センターひなぎく	60	
⑥	心身障害児（者）特別療育費の補助	障害福祉課	60	
★☆⑦	発達障害児に対する支援の充実	総合療育センターひまわり学園 育成課 療育センターさくら草 療育センターひなぎく 子ども家庭総合センター総務課	61	⑦事業名変更 ☆削除

現行計画ページ	新（2027～2029）				旧（2024～2026）				備考
44		⑧	発達障害児の家族等に対する支援の充実	障害政策課		★☆⑧	発達障害・情緒障害通級指導教室の新設・増設	特別支援教育室	61	⑧削除 (2)⑬→新(1)⑧
		⑨	5 歳児健康診査	母子保健課		⑨	相談支援体制の充実	特別支援教育室	61	新⑨追加
		☆⑩	医療的ケア児への支援	特別支援教育室		★☆⑩	発達障害者に対する支援の充実	障害者総合支援センター	62	新⑩追加 ⑩→新(2)⑫ （事業名変更）
		⑪	相談支援体制の充実	特別支援教育室						
	基本施策（2）障害者の自立の支援					**【旧施策 2 を新施策１、2、5、6 に分割】** **基本施策（2）障害者の自立の助長及びその家族等（ケアラー・ヤングケアラー）の負担の軽減のための総合的な支援**				基本施策名変更
		実施事業		担当所管	頁		実施事業		担当所管	頁	
		★ ①	障害者（児）への福祉サービスの充実	障害福祉課		★ ①	障害者（児）への福祉サービスの充実	障害福祉課	63	
		★☆②	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	障害政策課		★☆②	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	障害政策課	63	
		③	指導監査の実施	監査指導課		③	指導監査の実施	監査指導課	64	
		④	障害福祉サービスの質の確保	障害政策課 監査指導課		④	心身障害者医療費の給付	障害福祉課	64	新④追加
		⑤	心身障害者医療費の給付	障害福祉課		⑤	ふれあい収集の実施	資源循環政策課	64	
		⑥	ふれあい収集の実施	資源循環政策課		⑥	聴覚障害者のための社会教養講座の実施	生涯学習振興課	64	
		⑦	聴覚障害者のための社会教養講座の実施	生涯学習振興課		★☆⑦	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	障害福祉課 こころの健康センター 精神保健課	65	

現行計画ページ	新（2027～2029）				旧（2024～2026）				備考
45	★☆⑧	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	障害福祉課 こころの健康センター 精神保健課		⑧	精神科救急医療体制整備事業の実施	保健衛生総務課	65	
	⑨	精神科救急医療体制整備事業の実施	保健衛生総務課		☆⑨	ひきこもり対策推進事業の実施	こころの健康センター	65	⑨事業名変更
	☆⑩	ひきこもり支援推進事業の実施	こころの健康センター		⑩	依存症対策地域支援事業の実施	こころの健康センター	66	
	⑪	依存症対策地域支援事業の実施	こころの健康センター		⑪	家族教室の開催	精神保健課	66	⑪→新(5)① ⑫ → 新 (1) ⑤ と 新 (4)⑤に分割
	★☆⑫	発達障害者支援の充実	障害者総合支援センター		★☆⑫	高次脳機能障害の相談支援と普及啓発	障害者更生相談センター	66	
	⑬	強度行動障害者支援体制の構築	障害政策課		⑬	発達障害児の家族等に対する支援の充実	障害政策課 総合療育センター ひまわり学園育成課 療育センターさくら草 療育センターひなぎく	66	⑬→新(1)⑧また、一部(1)⑤へ統合 (1)⑩→新(2)⑫（事業名変更） 新⑬追加
	☆⑭	（仮称）さいたま市口腔保健センターの整備	保健衛生総務課						新⑭追加
					⑭	在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業	障害福祉課	67	⑭→新(5)②
					⑮	日中一時支援事業における夕方支援の実施	障害福祉課	67	⑮→新(5)③
					⑯	障害者生活支援センター職員向けのケアラー研修の実施	障害福祉課	67	⑯→新(5)④
					⑰	学校における教職員、専門職向けの研修実施	総合教育相談室	67	⑰→新(6)⑫
					⑱	電話による相談支援	いきいき長寿推進課	68	⑱→新(5)⑤

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><td>☆⑲</td><td>子ども家庭総合拠点による相談支援</td><td>子ども家庭支援課</td><td>68</td></tr>
<tr><td>⑳</td><td>ケアラー支援に関する広報・啓発</td><td>福祉総務課</td><td>68</td></tr>
</table>
</td><td>⑲→新(5)⑥
（事業名変更）

⑳→新(5)⑦</td></tr>
<tr><td>45</td><td>
基本施策（3）障害者の居住場所の確保
<table>
<tr><th colspan="2">実施事業</th><th>担当所管</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>★☆①</td><td>グループホームの整備の促進</td><td>障害政策課</td><td></td></tr>
<tr><td>②</td><td>障害者生活支援センターを中心とした居住支援の実施</td><td>障害福祉課</td><td></td></tr>
<tr><td>③</td><td>市営住宅における障害者などへの入居優遇</td><td>住宅政策課</td><td></td></tr>
<tr><td>④</td><td>民間賃貸住宅への入居支援</td><td>住宅政策課</td><td></td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>居宅改善整備費の補助</td><td>障害福祉課</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
基本施策（3）障害者の居住場所の確保
<table>
<tr><th colspan="2">実施事業</th><th>担当所管</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>★☆①</td><td>グループホームの整備の促進</td><td>障害政策課</td><td>69</td></tr>
<tr><td>②</td><td>障害者生活支援センターを中心とした居住支援の実施</td><td>障害福祉課</td><td>69</td></tr>
<tr><td>③</td><td>市営住宅における障害者などへの入居優遇</td><td>住宅政策課</td><td>69</td></tr>
<tr><td>④</td><td>民間賃貸住宅への入居支援</td><td>住宅政策課</td><td>70</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>居宅改善整備費の補助</td><td>障害福祉課</td><td>70</td></tr>
</table>
</td><td>変更なし</td></tr>
<tr><td>46</td><td>
基本施策（4）相談支援体制の充実
<table>
<tr><th colspan="2">実施事業</th><th>担当所管</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>☆①</td><td>障害者の相談支援体制の強化</td><td>障害福祉課</td><td></td></tr>
<tr><td>②</td><td>精神保健福祉地域ネットワーク連絡会の開催</td><td>こころの健康センター</td><td></td></tr>
<tr><td>★ ③</td><td>障害者生活支援センターの充実</td><td>障害福祉課</td><td></td></tr>
<tr><td>④</td><td>精神保健福祉に関する相談の実施</td><td>精神保健課
こころの健康センター</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
基本施策（4）相談支援体制の充実
<table>
<tr><th colspan="2">実施事業</th><th>担当所管</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>☆①</td><td>地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実</td><td>障害福祉課</td><td>71</td></tr>
<tr><td>②</td><td>精神保健福祉地域ネットワーク連絡会の開催</td><td>こころの健康センター</td><td>71</td></tr>
<tr><td>★ ③</td><td>障害者生活支援センターの充実</td><td>障害福祉課</td><td>72</td></tr>
<tr><td>④</td><td>精神保健福祉に関する相談の実施</td><td>精神保健課
こころの健康センター</td><td>72</td></tr>
</table>
</td><td>①事業名変更</td></tr>
</table>

現行計画ページ	新（2027～2029）				旧（2024～2026）				備考
	★☆⑤	高次脳機能障害に関する相談支援の充実	障害者更生相談センター		⑤	障害者相談員の設置	障害福祉課	72	(2)⑫→新(4)⑤と新 1-(1)⑨へ分割
	⑥	障害者相談員の設置	障害福祉課		⑥	聴覚障害者相談員の設置	障害福祉課	73	
	⑦	聴覚障害者相談員の設置	障害福祉課		☆⑦	福祉の複合的な課題に係る相談支援体制の充実	福祉総務課 生活福祉課	73	
	☆⑧	コミュニティソーシャルワーカーの配置	地域福祉推進室						新⑧追加
	☆⑨	包括的な支援体制の整備	地域福祉推進室 生活福祉課						⑦（新⑨）事業名変更
(45)	**【旧施策 2 を新施策 2、5、6 に分割】** **基本施策（5）家族等（ケアラー・ヤングケアラー）の負担の軽減**								(2)⑪→新(5)①
	①	家族教室の開催	精神保健課						(2)⑭→新(5)②
	②	在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業	障害福祉課						(2)⑮→新(5)③ ☆追加
	☆③	日中一時支援事業における夕方支援の実施	障害福祉課						(2)⑯→新(5)④
	④	障害者生活支援センター職員向けのケアラー研修の実施	障害福祉課						(2)⑱→新(5)⑤ ☆追加
	☆⑤	電話による相談支援	いきいき長寿推進課						(2)⑲→新(5)⑥（事業名変更）
	☆⑥	こども家庭センターによる相談支援	子ども家庭支援課						(2)⑳→新(5)⑦ ☆追加
	☆⑦	ケアラー支援に関する広報・啓発	地域福祉推進室						

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>46</td><td>基本施策（6）人材の確保・育成
<table>
<tr><th></th><th>実施事業</th><th>担当所管</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>★ ①</td><td>障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援</td><td>障害政策課</td><td></td></tr>
<tr><td>★ ②</td><td>手話講習会の開催</td><td>障害福祉課</td><td></td></tr>
<tr><td>★ ③</td><td>要約筆記者養成講習会の開催</td><td>障害福祉課</td><td></td></tr>
<tr><td>④</td><td>市職員に対する手話等の研修の実施</td><td>障害政策課</td><td></td></tr>
<tr><td>☆⑤</td><td>高次脳機能障害に関する職員研修の実施</td><td>障害者更生相談センター</td><td></td></tr>
<tr><td>⑥</td><td>精神保健福祉に関する関係機関向け研修の実施</td><td>こころの健康センター</td><td></td></tr>
<tr><td>☆⑦</td><td>特別支援教育に関する教職員研修の実施</td><td>教育研究所</td><td></td></tr>
<tr><td>⑧</td><td><u>特別支援教育に関する教職員の専門性向上</u></td><td>特別支援教育室</td><td></td></tr>
<tr><td>⑨</td><td>視覚障害者等用資料を作製する人材の育成</td><td>中央図書館
資料サービス課</td><td></td></tr>
<tr><td>⑩</td><td>保健福祉の専門的人材の養成・確保</td><td>福祉総務課</td><td></td></tr>
<tr><td>⑪</td><td><u>発達障害の理解を深めるための医師・看護師対象研修の実施</u></td><td>障害政策課</td><td></td></tr>
<tr><td>☆⑫</td><td><u>学校における教職員、専門職向けの研修実施</u></td><td><u>総合教育相談室</u></td><td></td></tr>
</table></td><td>基本施策（5）人材の確保・育成
<table>
<tr><th></th><th>実施事業</th><th>担当所管</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>★ ①</td><td>障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援</td><td>障害政策課</td><td>74</td></tr>
<tr><td>★ ②</td><td>手話講習会の開催</td><td>障害福祉課</td><td>75</td></tr>
<tr><td>★ ③</td><td>要約筆記者養成講習会の開催</td><td>障害福祉課</td><td>75</td></tr>
<tr><td>④</td><td>市職員に対する手話等の研修の実施</td><td>障害政策課
障害福祉課</td><td>75</td></tr>
<tr><td>☆⑤</td><td>高次脳機能障害に関する職員研修の実施</td><td>障害者更生相談センター</td><td>76</td></tr>
<tr><td>⑥</td><td>精神保健福祉に関する関係機関向け研修の実施</td><td>こころの健康センター</td><td>76</td></tr>
<tr><td>☆⑦</td><td>特別支援教育に関する教職員研修の実施</td><td>教育研究所</td><td>76</td></tr>
<tr><td>⑧</td><td><u>特別支援教育に関する教職員の専門性の向上</u></td><td>特別支援教育室</td><td>77</td></tr>
<tr><td>⑨</td><td>視覚障害者等用資料を作製する人材の育成</td><td>中央図書館
資料サービス課</td><td>77</td></tr>
<tr><td>⑩</td><td>保健福祉の専門的人材の養成・確保</td><td>福祉総務課</td><td>77</td></tr>
<tr><td>⑪</td><td><u>かかりつけ医等発達障害対応力向上研修の実施</u></td><td>障害政策課</td><td>77</td></tr>
</table></td><td>旧(5)を(6)に変更

⑧事業名変更

⑪事業名変更
(2)⑰→新(6)⑫
☆追加</td></tr>
<tr><td>46</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
47	**基本目標３　自立と社会参加の仕組みづくり** **基本施策（1）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実** （下表）	**基本目標３　自立と社会参加の仕組みづくり** **基本施策（1）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実** （下表）	

	実施事業	担当所管	頁
★ ①	障害者等に配慮した情報提供	障害福祉課 広報課	
②	聴覚障害者への情報提供の充実	障害福祉課	
③	視覚障害者への情報提供の充実	障害福祉課	
★ ④	選挙時の情報提供	選挙課	
⑤	障害者用資料の収集と作製の充実	中央図書館 資料サービス課	
⑥	図書館資料へのアクセスの確保	中央図書館 資料サービス課	
⑦	情報アクセシビリティの向上に向けた取組の実施	デジタル改革推進部・障害政策課	

	実施事業	担当所管	頁
★ ①	障害者等に配慮した情報提供	障害福祉課 広報課	79
②	聴覚障害者への情報提供の充実	障害福祉課	79
③	視覚障害者への情報提供の充実	障害福祉課	80
★ ④	選挙時の情報提供	選挙課	80
⑤	障害者用資料の収集と作製の充実	中央図書館 資料サービス課	80
⑥	図書館資料へのアクセスの確保	中央図書館 資料サービス課	81

新⑦追加

基本施策（2）障害者の就労支援

	実施事業	担当所管	頁
★☆①	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	障害者総合支援センター 労働政策課	
②	障害者就職面接会支援事業	障害福祉課 障害者総合支援センター	
★☆③	障害者優先調達の推進	障害福祉課 障害者総合支援センター	
★☆④	自主製品販売事業の活性化	障害福祉課 障害者総合支援センター	

基本施策（2）障害者の就労支援

	実施事業	担当所管	頁
★☆①	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	障害者総合支援センター 労働政策課	82
②	障害者就職面接会支援事業	障害福祉課 障害者総合支援センター	82
★☆③	障害者優先調達の推進	障害福祉課 障害者総合支援センター	83
★☆④	自主製品販売事業の活性化	障害福祉課 障害者総合支援センター	83

変更なし

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考

47

⑤	さいたまステップアップオフィスにおける障害者の雇用と就労支援	人事課 障害者総合支援センター	
⑥	重度障害者等の就労支援事業	障害福祉課	

⑤	さいたまステップアップオフィスにおける障害者の雇用と就労支援	人事課 教育総務課 障害者総合支援センター	83
⑥	重度障害者等の就労支援事業	障害福祉課	84

48

基本施策（3）アクセシビリティに配慮した空間の整備

	実施事業	担当所管	頁
①	ユニバーサルデザインの推進に関する職員への意識啓発	都市経営戦略部	
☆②	福祉のまちづくりの推進	地域福祉推進室	
☆③	バリアフリー化の推進	交通政策課 都心整備課	
☆④	ノンステップバスの導入促進	交通政策課	
☆⑤	公園リフレッシュ事業の実施	都市公園課	

基本施策（3）アクセシビリティに配慮した空間の整備

	実施事業	担当所管	頁
①	ユニバーサルデザインの推進に関する職員への意識啓発	都市経営戦略部	85
☆②	福祉のまちづくりの推進	福祉総務課	85
☆③	バリアフリー化の推進	交通政策課 都心整備課	86
☆④	ノンステップバスの導入促進	交通政策課	86
☆⑤	公園リフレッシュ事業の実施	都市公園課	86

変更なし

基本施策（4）外出や移動の支援

	実施事業	担当所管	頁
★☆①	外出が困難な障害者（児）に対する社会参加の促進	障害福祉課	
②	福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施	障害福祉課	
③	自動車運転免許取得費の補助、自動車改造費の補助	障害福祉課	
④	リフト付き自動車の貸出し	障害福祉課	

基本施策（4）外出や移動の支援

	実施事業	担当所管	頁
★☆①	外出が困難な障害者（児）に対する社会参加の促進	障害福祉課	87
②	福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施	障害福祉課	87
③	自動車運転免許取得費の補助、自動車改造費の補助	障害福祉課	87
④	リフト付き自動車の貸出し	障害福祉課	87

変更なし

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>48</td><td>

基本施策（5）文化・スポーツ活動の促進

	実施事業	担当所管	頁
①	障害者文化芸術活動の推進	障害政策課 文化振興課	
②	全国障害者スポーツ大会への参加	障害政策課	
③	障害者のスポーツ・運動機会の充実	障害政策課	
④	さいたまスポーツフェスティバルの開催	スポーツ政策室	
⑤	市立施設の使用料減免	障害福祉課	

</td><td>

基本施策（5）文化・スポーツ活動の促進

	実施事業	担当所管	頁
①	障害者文化芸術活動の推進	障害政策課 文化振興課	88
②	全国障害者スポーツ大会への参加	障害政策課	88
③	スポーツ教室の充実	障害政策課	89
④	市立施設の使用料減免	障害福祉課	89

</td><td>③事業名変更

新④追加</td></tr>
</table>

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
49	**基本目標 4　障害者の危機対策** **基本施策（1）防災対策の推進** **基本施策（2）防犯等の対策**	**基本目標 4　障害者の危機対策** **基本施策（1）防災対策の推進** **基本施策（2）防犯等の対策**	

基本施策（1）防災対策の推進

	新 実施事業	新 担当所管	新 頁	旧 実施事業	旧 担当所管	旧 頁	備考
★ ①	防災知識等の普及・啓発	防災課 障害政策課 福祉総務課		★☆①	防災知識等の普及・啓発	防災課 障害政策課 福祉総務課	91	☆削除
★☆②	要配慮者の避難支援対策の推進	防災課 福祉総務課		★☆②	要配慮者の避難支援対策の推進	防災課 福祉総務課	92	
☆③	避難行動要支援者名簿の活用	防災課 障害福祉課 福祉総務課		★☆③	避難行動要支援者名簿の活用	防災課 障害福祉課 福祉総務課	92	★削除
★ ④	災害時等における確実な情報の発信	防災課		★☆④	災害時等における確実な情報の発信	防災課	93	☆削除
★☆⑤	防災訓練への障害者の参加	障害福祉課 防災課		★☆⑤	防災訓練への障害者の参加	障害福祉課 防災課	93	

基本施策（2）防犯等の対策

	新 実施事業	新 担当所管	新 頁	旧 実施事業	旧 担当所管	旧 頁	備考
①	障害者支援施設等の防犯対策事業	障害政策課		①	障害者支援施設等の防犯対策事業	障害政策課	94	
②	緊急通報システムの設置	障害福祉課		②	緊急通報システムの設置	障害福祉課	94	
③	インターネット・メール・ファクスによる 119 番通報受信	指令課		③	インターネット・メール・ファクスによる 119 番通報受信	指令課	94	
☆④	緊急時安心キットの広報	救急課		☆④	緊急時安心キット配布事業	救急課	94	④事業名変更
☆⑤	消費者行政の推進	消費生活総合センター		☆⑤	消費者行政の推進	消費生活総合センター	95	

（案）

さいたま市障害者総合支援計画　素案

第２章　各論　新旧対照表

※各実施事業の備考欄の変更のあり・なしは、実施事業名とその内容、成果指標の内容について記載しています。
　成果指標の目標値の変更や担当所管の変更については、記載していません。
※各実施事業の４桁のコードは基本目標・基本施策・掲載順を表しています。
　例）コード：1101→基本目標 1、基本施策 1、実施事業 01 番目

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
50	# 第２章　各論 ## 基本目標１　障害者の権利の擁護の推進 障害者を「保護の対象」として行ってきた施策方針を転換し、障害者を地域社会の一員として社会のあらゆる分野の活動に参加する「権利の主体」として捉え、市民の誰もが共に暮らせる地域づくりを進める必要があります。 このため、地域社会に幅広く障害者に対する理解を深める取組や、合理的配慮の提供をより一層促進する取組を行うとともに、障害者への差別や虐待の防止、解消に取り組むことで障害者の地域で共に暮らす権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めます。 また、地域の中で、障害者がその人権を保障され、人間としての尊厳を保つためには、自らの生き方や必要とするサービスの主体的な選択・決定が極めて困難な場合であっても、障害者本人の基本的人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが、本人の意思を理解し、引き出すことのできる体制を整備することにより、障害者が主体	# 第２章　各論 ## 基本目標１　障害者の権利の擁護の推進 障害者を「保護の対象」として行ってきた施策方針を転換し、障害者を地域社会の一員として社会のあらゆる分野の活動に参加する「権利の主体」として捉え、市民の誰もが共に暮らせる地域づくりを進める必要があります。 このため、地域社会に幅広く障害者に対する理解を深める取組や、合理的配慮の提供をより一層促進する取組を行うとともに、障害者への差別や虐待の防止、解消に取り組むことで障害者の地域で共に暮らす権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めます。 また、地域の中で、障害者がその人権を保障され、人間としての尊厳を保つためには、自らの生き方や必要とするサービスの主体的な選択・決定が極めて困難な場合であっても、障害者本人の基本的人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが、本人の意思を理解し、引き出すことのできる体制を整備することにより、障害者が主体	変更なし

	性を発揮できる地域づくりに努めます。 **基本施策１　障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進** 　障害者や障害に対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念の浸透や、障害者に対する理解と認識を深めるため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の理念の普及啓発をはじめとする各種啓発活動の推進します。特に、外見からは分かりづらい障害のある方が差別や偏見を感じている傾向がみられることや、就労を継続する上で周囲の人の障害に対する理解の必要性を感じている方が多い現状を踏まえ、啓発の充実を図ります。また、各種行事等を実施し、障害のある人とない人との交流に努め、相互の理解を深めます。 **【重点】** **実施事業１　障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発** コード：1101 ≪障害政策課≫ 　「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の理念及び障害者の権利の擁護等について障害のある人やない人、民間事業者等に対する普及啓発活動を行うとともに、教育委員会と連携し、学齢期から障害についての理解促進を図ります。また、より多くの市民が障害者や障害について関心を寄せ、正しく理解してもらうための取組をより一層推進していきます。	性を発揮できる地域づくりに努めます。 **基本施策１　障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進** 　障害者や障害に対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念の浸透や、障害者に対する理解と認識を深めるため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の理念の普及啓発をはじめとする各種啓発活動の推進を図るとともに、各種行事や顕彰等を実施し、障害のある人とない人との交流に努め、相互の理解を深めます。 **【重点】** **実施事業１　障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発** コード：1101 ≪障害政策課≫ 　「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の理念及び障害者の権利の擁護等について障害のある人やない人、民間事業者等に対する普及啓発活動を行うとともに、教育委員会と連携し、学齢期から障害についての理解促進を図ります。また、より多くの市民が障害者や障害について関心を寄せ、正しく理解してもらうための取組をより一層推進していきます。	施策内容変更 変更なし

	成果指標【現状（令和７年度実績）】	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	地域の中で障害のある人もない人も互いに理解し支えあっていると感じる市民の割合【62%】	68%	70%	72%
	成果指標【現状（令和７年度実績）】	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	出前講座開催・障害者等講師派遣の件数【11 件】	8 件	8 件	8 件
	「自らが望む形で生活できている」と答えた障害者等の割合【84%】	83%	84%	85%

総合振興計画関連事業：06-2-1-01

成果指標【現状（令和４年度実績）】	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域の中で障害のある人もない人も互いに理解し支えあっていると感じる市民の割合【57%】	62%	64%	66%
「自らが望む形で生活できている」と答えた障害者等の割合【69%】	74%	75%	76%

総合振興計画関連事業：06-2-1-01

成果指標「地域の・・」を第１章基本方針に移動

成果指標追加

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
51	**【重点】** **実施事業２　「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施** コード：1102 ≪障害政策課≫ 障害当事者参画推進の観点から、障害者施策の実施状況や課題等について、市民が相互に意見交換する場として、誰もが参加することができる市民会議を年に３回実施し、交換された意見を障害者政策委員会に報告します。 また、それぞれの障害の特性に配慮した資料作成や開催方法を工夫するなど、障害種別や障害のあるなしに関係なく、より幅広い市民に参加していただき、十分な意見交換ができるように努めます。	**【重点】** **実施事業２　「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施** コード：1102 ≪障害政策課≫ 障害当事者参画推進の観点から、障害者施策の実施状況や課題等について、市民が相互に意見交換する場として、誰もが参加することができる市民会議を年に３回実施し、交換された意見を障害者政策委員会に報告します。 また、それぞれの障害の特性に配慮した資料作成や開催方法を工夫するなど、障害種別や障害のあるなしに関係なく、より幅広い市民に参加していただき、十分な意見交換ができるように努めます。	変更なし

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>52</td><td>

実施事業３　ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施

コード：1103

≪障害政策課≫

障害者に対する理解を深めるとともに、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の理念の普及啓発を図ることを目的として、毎年 12 月３日から９日までの１週間の「障害者週間」を記念して、市民に広く障害者への理解と関心を広めるとともに、障害者の社会参加を促進するため、さいたま市障害者協議会との共催により、啓発イベントを実施します。

また、各種啓発イベントの場を活用し、障害者スポーツ体験などを通じ、障害のある人もない人も相互に親睦を深め、ボランティアなどとの交流を促進します。開催に当たっては、学齢期から障害についての理解促進を図ることの重要性に鑑み、子どもたちを中心として、より多くの市民がノーマライゼーションの理念に触れることができるよう、更なる内容の充実を図ります。

<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>各種啓発イベントの参加者数
【5,040 人】</td><td>4,000 人</td><td>4,000 人</td><td>4,000 人</td></tr>
</table>

総合振興計画関連事業：06-2-1-01

</td><td>

実施事業３　ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施

コード：1103

≪障害政策課≫

障害者に対する理解を深めるとともに、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の理念の普及啓発を図ることを目的として、ノーマライゼーションカップを開催するとともに、毎年 12 月３日から９日までの１週間の「障害者週間」を記念して、市民に広く障害者への理解と関心を広めるとともに、障害者の社会参加を促進するため、さいたま市障害者協議会との共催により、啓発イベントを実施します。

また、各種啓発イベントの場を活用し、障害者スポーツ体験などを通じ、障害のある人もない人も相互に親睦を深め、ボランティアなどとの交流を促進します。開催に当たっては、学齢期から障害についての理解促進を図ることの重要性に鑑み、子どもたちを中心として、より多くの市民がノーマライゼーションの理念に触れることができるよう、更なる内容の充実を図ります。

<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr>
<tr><td>各種啓発イベントの参加者数
【2,037 人】</td><td>3,100 人</td><td>3,200 人</td><td>3,300 人</td></tr>
</table>

総合振興計画関連事業：06-2-1-01

</td><td>事業内容変更</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>52</td><td>実施事業 4　人権に関する学習の推進
コード：1104
≪人権教育推進室≫
地域住民の人権意識の高揚を図るため、障害のある人に対する人権問題などをテーマにした人権講演会を人権教育集会所（２館）で開催、生涯学習総合センター及び公民館（60 館）での人権講座開催の支援により、62 館すべてにおいて、人権に関する学習を推進します。
また、身の回りの様々な人権問題に気づき、お互いの違いを認めることができるように、児童生徒による人権標語・作文の取組を行うなど、障害の有無に関わらず、人権を尊重し合う教育を児童生徒に行います。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>人権講座実施後のアンケートで「人権に対する意識が高まった」と回答した参加者の割合【90%】</td><td>90%</td><td>90%</td><td>90%</td></tr>
</table>
総合振興計画関連事業：04-1-2-05</td><td>実施事業 4　人権に関する学習の推進
コード：1104
≪人権教育推進室≫
地域住民の人権意識の高揚を図るため、障害のある人に対する人権問題などをテーマにした人権講演会を人権教育集会所（２館）で開催、生涯学習総合センター及び公民館（60 館）での人権講座開催の支援により、62 館すべてにおいて、人権に関する学習を推進します。
また、身の回りの様々な人権問題に気づき、お互いの違いを認めることができるように、児童生徒による人権標語・作文の取組を行うなど、障害の有無に関わらず、人権を尊重し合う教育を児童生徒に行います。
総合振興計画関連事業：04-1-2-09</td><td>成果指標追加</td></tr>
</table>

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
52	**実施事業 5　交流及び共同学習の推進** コード：1105 ≪特別支援教育室≫ 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、共に尊重し合いながら協働して生活する態度を育むように交流及び共同学習を推進します。	**実施事業 5　交流及び共同学習の推進** コード：1105 ≪特別支援教育室≫ 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むように交流及び共同学習を推進します。	事業内容変更
	実施事業 6　聴覚障害に関する理解促進と普及啓発 コード：1106 ≪障害政策課≫ 見た目には分かりにくい聴覚障害への正しい理解を進め、手話言語条例の理念である相互理解と共生社会の実現に向けた普及啓発に取り組みます。加えて、ろう者、難聴者、中途失聴者など、聞こえの多様性に応じて生じる情報取得やコミュニケーション上の困難さについても広く周知します。 **さいたま市手話言語条例** **――これまでの歩みを礎に、理解をさらに広げていくために――** さいたま市では、平成 23 年に「ノーマライゼーション条例」を制定した当時から、手話は「言語」であるという認識のもと、障害者施策を進めてきました。この考え方は、障害者総合支援計画にも反映され、手話の普及や理解促進に継続して取り組んできたところです。 こうした取組が行われる中で、令和 7 年 6 月、市議会において議員提案により「さいたま市手話言語条例」が制定されました。本条例は、手話を言語として尊重する姿勢を、条例として明確に位置付けたものです。	**【新規追加】手話言語条例制定に伴い追加**	新規追加 条例制定に伴い事業拡大 コラム追加

<table>
<tr>
<td></td>
<td>同月には、国においても「手話施策推進法」が成立・公布され、手話の普及や理解に関する施策を、国と地方公共団体が一体となって進めていく方向性が示されました。
聴覚障害は外見から分かりにくく、ろう者や難聴者、中途失聴者など、聴覚障害のある人が抱える困難は多様であり、必要な配慮や支援も人によって異なります。
さいたま市では、今後も「手話は言語である」という認識の普及とともに、聴覚障害の特性や多様な困難についての理解を深め、誰もが安心して意思疎通できるまちづくりに取り組んでいきます。
手話マーク </td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>53</td>
<td>実施事業７　心の健康に関する理解促進
コード：1107
≪こころの健康センター≫
心の健康に関する講演会を開催し、精神保健福祉に関する適切な知識の普及啓発を図ります。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績)】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>市民向け講演会参加者のうち、メンタルヘルスに関する知識について、理解した人の割合
【94%】</td><td>86%</td><td>86%</td><td>86%</td></tr>
</table>
総合振興計画関連事業：03-1-1-03</td>
<td>実施事業６　心の健康に関する理解促進
コード：1106
≪こころの健康センター≫
心の健康に関する講演会を開催し、精神保健福祉に関する適切な知識の普及啓発を図ります。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績)】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr>
<tr><td>講演会受講者へのアンケートによる満足度の割合
【アンケート未実施】</td><td>80%</td><td>80%</td><td>80%</td></tr>
</table></td>
<td>成果指標変更
総振事業追加</td>
</tr>
</table>

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
53	**実施事業 8　精神疾患に関する理解促進** コード：1108 ≪精神保健課≫ 精神疾患等をテーマとした講演会等を開催することで知識の普及啓発を行い、精神障害者の自立と社会参加及び精神疾患に関する理解促進を図ります。	**実施事業 7　精神疾患に関する理解促進** コード：1107 ≪精神保健課≫ 精神疾患等をテーマとした講演会等を開催することで知識の普及啓発を行い、精神障害者の自立と社会参加及び精神疾患に関する理解促進を図ります。	変更なし
	実施事業 9　高次脳機能障害に関する理解促進と普及啓発 コード：1109 ≪障害者更生相談センター≫ 見た目にはわかりづらく、本人や身近な人も気づきにくいことなどから「見えない障害」と言われている高次脳機能障害について理解促進を図り、早期に適切な支援につなぐための普及啓発に取り組みます。	**【重点】** **実施事業 12　高次脳機能障害の相談支援と普及啓発** コード：2212 ≪障害者更生相談センター≫ 高次脳機能障害者（児）及び家族等を対象に関係する支援機関と連携を図りながら、福祉サービスや医療機関等の情報提供、障害や病状の理解など必要な相談支援を行うとともに、早期に適切な支援につなぐための普及啓発に取り組みます。 また、地域相談会やグループ活動、家族教室を実施することにより、ピアカウンセリングや社会参加の場の創出、家族の負担軽減と対処方法の充実を図ります。 総合振興計画関連事業：06-2-1-04	新規追加 （P60 旧・コード 2212 を新・コード 1109 と P70 新・コード 2405 に分割）

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>53</td><td>実施事業 10　市職員の障害者への理解促進
コード：1110
≪障害政策課≫
市職員の障害に対する理解を深め、障害の特性に応じた適切な窓口等での応対や庁内各部局の施策に活かすことを目的として、職員に対する研修を実施します。市役所全体に障害者への理解が広まるよう、数年かけて全職員の受講を目指すこととします。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>今までに研修を受講した職員（※）の全職員に対する割合
※把握可能な H29 年度以降の受講者を対象として算出【25.2%】</td><td>28.0%</td><td>29.5%</td><td>31.0%</td></tr>
</table></td><td>実施事業 8　市職員の障害者への理解促進
コード：1108
≪障害政策課≫
市職員の障害に対する理解を深め、障害の特性に応じた適切な窓口等での応対や庁内各部局の施策に活かすことを目的として、職員に対する研修を実施します。市役所全体に障害者への理解が広まるよう、数年かけて全職員の受講を目指すこととします。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr>
<tr><td>今までに研修を受講した職員（※）の全職員に対する割合
※把握可能な H29 年度以降の受講者を対象として算出【19.1%】</td><td>25%</td><td>28%</td><td>31%</td></tr>
</table></td><td>変更なし</td></tr>
<tr><td>53</td><td>実施事業 11　公民館における障害に関する生涯学習の推進
コード：1111
≪生涯学習総合センター≫
障害者が地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、主に障害のない方を対象に障害をテーマとし障害について知る講座や、障害者に配慮した講座を全ての公民館（59 館）で実施するなど、様々な学習機会を提供します。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>障害をテーマとした講座や、障害者に配慮した講座を実施した公民館数
【59 館（全館）】</td><td>59 館
（全館）</td><td>59 館
（全館）</td><td>59 館
（全館）</td></tr>
</table></td><td>実施事業 9　公民館における障害に関する生涯学習の推進
コード：1109
≪生涯学習総合センター≫
障害者が地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、主に障害のない方を対象に障害をテーマとし障害について知る講座や、障害者に配慮した講座を全ての公民館（59 館）で実施するなど、様々な学習機会を提供します。</td><td>成果指標追加</td></tr>
</table>

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
54	**基本施策２　障害を理由とする差別の解消** 　障害者の権利を守るため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）に基づき、障害者に対する差別の解消や合理的配慮の提供を推進するための取組を引き続き実施します。また、障害者への差別が行われた場合には、相談や助言、あっせんなど適切な支援を行います。 **【重点】** **実施事業１　障害者差別への適切な対応、支援の実施** コード：1201 ≪障害政策課≫ 　障害者相談支援指針に基づき、関係機関と連携し、障害者が差別や不当な扱いを受けた際に、相談しやすい環境整備に努めるとともに、事実確認や助言、あっせんなど適切な支援を行います。困難事例等については高齢・障害者権利擁護センターと適切な連携を図るとともに、申立てに至った事案については障害者の権利の擁護に関する委員会において助言、あっせん等を実施します。 　また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）に基づき、市民や民間事業者等に対し、差別解消に関する啓発や合理的配慮の好事例の収集とその紹介等を行うなど、地域における身近な差別の解消や合理的配慮の提供に関する取組をより一層推進していきます。	**基本施策２　障害を理由とする差別の解消** 　障害者の権利を守るため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）に基づき、障害者に対する差別の解消や合理的配慮の提供を推進するための取組を引き続き実施します。また、障害者への差別が行われた場合には、相談や助言、あっせんなど適切な支援を行います。 **【重点】** **実施事業１　障害者差別への適切な対応、支援の実施** コード：1201 ≪障害政策課≫ 　障害者相談支援指針に基づき、関係機関と連携し、障害者が差別や不当な扱いを受けた際に、相談しやすい環境整備に努めるとともに、事実確認や助言、あっせんなど適切な支援を行います。困難事例等については高齢・障害者権利擁護センターと適切な連携を図るとともに、申立てに至った事案については障害者の権利の擁護に関する委員会において助言、あっせん等を実施します。 　また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）に基づき、市民や民間事業者等に対し、差別解消に関する啓発や合理的配慮の好事例の収集とその紹介等を行うとともに、民間事業者等が行う合理的配慮に要する費用の一部を補助するなど、地域における身近な差別の解消や合理的配慮の提供に関する取組をより一層推進していきます。	変更なし 事業内容変更

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>54</td><td>【重点】
実施事業 2　差別の解消及び権利擁護のための研修の実施
コード：1202
≪障害政策課≫
障害を理由とする差別に関する相談等に対応する各区役所支援課や障害者生活支援センター、障害福祉サービス事業所等の職員等を対象に、障害者差別に関する基礎的な研修を実施するとともに、障害者の権利の擁護に関する理解を深めるための研修を実施します。
また、市の職員が障害者に対して適切な応対をしていくための指針として策定したさいたま市職員対応要領を活用し、市職員への意識の啓発を図ります。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr><tr><td>研修参加者のアンケートにおいて「事業所で活用しようと思う」と回答した事業所職員の割合
【100%】</td><td>90%</td><td>90%</td><td>90%</td></tr></table>総合振興計画関連事業：06-2-1-02</td><td>【重点】
実施事業 2　差別の解消及び権利擁護のための研修の実施
コード：1202
≪障害政策課≫
障害を理由とする差別に関する相談等に対応する各区役所支援課や障害者生活支援センター、障害福祉サービス事業所等の職員等を対象に、障害者差別に関する基礎的な研修を実施するとともに、障害者の権利の擁護に関する理解を深めるための研修を実施します。
また、市の職員が障害者に対して適切な応対をしていくための指針として策定したさいたま市職員対応要領を活用し、市職員への意識の啓発を図ります。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr><tr><td>研修参加者のアンケートにおいて「役に立った」と回答した事業所職員の割合
【100%】</td><td>85%</td><td>90%</td><td>95%</td></tr></table>総合振興計画関連事業：06-2-1-02</td><td>成果指標変更</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>55</td><td>

基本施策３　障害者への虐待の防止

障害者の権利を守るため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）に基づき、障害者への虐待を防止するための取組を実施します。また、障害者に対する虐待には迅速に対応し、適切な支援を行います。

【重点】

実施事業１　障害者虐待への適切な対応、支援の実施

コード：1301

≪障害福祉課≫

障害者虐待の通報に際しては、障害者相談支援指針に基づき、支援課及び障害者生活支援センターが中心となって関係機関と連携し、緊急性の判断や被虐待者の安全確保を行うなど、関係法令による権限の行使も含めた適切な対応、支援を行います。

また、過去の虐待事案について、定期的な訪問等によるモニタリングや個別ケース会議を行うほか、障害者虐待により緊急に分離保護が必要な障害者を保護するための場を活用して、虐待への迅速な対応や未然防止に取り組みます。

成果指標【現状（令和７年度実績）】	令和９年度	令和10年度	令和11年度
緊急に保護が必要な虐待事案が発生した際に、やむを得ない事由による措置又は緊急一時保護等事業を利用した場合の保護率【100%】	100%	100%	100%

</td><td>

基本施策３　障害者への虐待の防止

障害者の権利を守るため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）に基づき、障害者への虐待を防止するための取組を実施します。また、障害者に対する虐待には迅速に対応し、適切な支援を行います。

【重点】

実施事業１　障害者虐待への適切な対応、支援の実施

コード：1301

≪障害福祉課≫

障害者虐待の通報に際しては、障害者相談支援指針に基づき、支援課及び障害者生活支援センターが中心となって関係機関と連携し、緊急性の判断や被虐待者の安全確保を行うなど、関係法令による権限の行使も含めた適切な対応、支援を行います。

また、過去の虐待事案について、定期的な訪問等によるモニタリングや個別ケース会議を行うほか、障害者虐待により緊急に分離保護が必要な障害者を保護するための場を活用して、虐待への迅速な対応や未然防止に取り組みます。

成果指標【現状（令和４年度実績）】	令和６年度	令和７年度	令和８年度
緊急に保護が必要な虐待事案が発生した際に、やむを得ない事由による措置又は緊急一時保護等事業を利用した場合の保護率【100%】	100%	100%	100%

総合振興計画関連事業：06-2-1-02

</td><td>総振事業削除</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>55</td><td>
【重点】
実施事業２　虐待の防止のための研修の実施
コード：1302
≪障害福祉課≫
埼玉県虐待禁止条例において障害福祉サービス事業所等従事者の虐待防止研修の受講が義務化されたことや、令和６年度障害福祉サービス報酬改定において虐待防止措置未実施減算が新設されたことを踏まえて、市内の障害福祉サービス事業所等に対する虐待防止研修を実施し、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、虐待発見後の適切な支援の強化を図ります。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>研修参加者のアンケートにおいて「事業所で活用しようと思う」と回答した事業所職員の割合
【100%】</td><td>90%</td><td>90%</td><td>90%</td></tr>
</table>
総合振興計画関連事業：06-2-1-02
</td><td>
【重点】
実施事業２　虐待の防止のための研修の実施
コード：1302
≪障害福祉課≫
埼玉県虐待禁止条例において障害福祉サービス事業所等従事者の虐待防止研修の受講が義務化されたことなどを踏まえて、市内の障害福祉サービス事業所等に対する虐待防止研修を実施し、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、虐待発見後の適切な支援の強化を図ります。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr>
<tr><td>研修参加者のアンケートにおいて「役に立った」と回答した事業所職員の割合
【98%】</td><td>85%</td><td>90%</td><td>95%</td></tr>
</table>
総合振興計画関連事業：06-2-1-02
</td><td>事業内容変更
成果指標変更</td></tr>
<tr><td>56</td><td>
実施事業３　虐待事案等への対応力向上
コード：1303
≪高齢福祉課、障害福祉課≫
高齢・障害者権利擁護センターにおいて、各区役所の高齢介護課・支援課及び地域包括支援センター・障害者生活支援センターといった相談支援機関からの、虐待事案等への対応に関する相談に、医師や弁護士などを含め、専門的な見地からの助言を行います。また、相談支援機関の職員を対象に、虐待事案等への対応に資する研修を行います。
</td><td>
実施事業３　虐待事案等への対応力向上
コード：1303
≪高齢福祉課、障害福祉課≫
高齢・障害者権利擁護センターにおいて、各区役所の高齢介護課・支援課及び地域包括支援センター・障害者生活支援センターといった相談支援機関からの、虐待事案等への対応に関する相談に、医師や弁護士などを含め、専門的な見地からの助言を行います。また、相談支援機関の職員を対象に、虐待事案等への対応に資する研修を行います。
</td><td>変更なし</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>57</td><td>

基本施策４　成年後見制度の利用の支援

判断能力が十分でないため契約や金銭管理が困難な障害者の権利や利益を保護し、地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の適切な利用を支援します。また、成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度を広く周知、啓発する取組を行います。

実施事業１　成年後見制度の利用の促進

コード：1401

≪高齢福祉課、障害福祉課≫

「成年後見制度利用促進法」の改正の動向を見据えつつ、高齢・障害者権利擁護センターを中核機関として、地域の関係機関等と連携して、成年後見制度の広報、相談対応、市民後見人の養成及び活動支援等を行い、高齢者及び障害者の権利擁護を進めます。

<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th></tr>
<tr><td>検討中</td><td>検討中</td><td>検討中</td><td>検討中</td></tr>
<tr><td>検討中</td><td>検討中</td><td>検討中</td><td>検討中</td></tr>
<tr><td>検討中</td><td>検討中</td><td>検討中</td><td>検討中</td></tr>
</table>

</td><td>

基本施策４　成年後見制度の利用の支援

判断能力が十分でないため契約や金銭管理が困難な障害者の権利や利益を保護し、地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の適切な利用を支援します。また、成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度を広く周知、啓発する取組を行います。

実施事業１　成年後見制度の利用の促進

コード：1401

≪高齢福祉課、障害福祉課≫

「成年後見制度利用促進法」に基づき、高齢・障害者権利擁護センターを中核機関として、地域の関係機関等と連携して、成年後見制度の広報、相談対応、市民後見人の養成及び活動支援等を行い、高齢者及び障害者の権利擁護を進めます。

<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th></tr>
<tr><td>セミナーを受講した市民の人数(累計)【484人】</td><td>750人</td><td>900人</td><td>1,050人</td></tr>
<tr><td>成年後見制度に関する市民からの新規相談対応件数【267件】</td><td>280件</td><td>280件</td><td>280件</td></tr>
<tr><td>市民後見人候補者へのフォローアップ研修受講率【60%】</td><td>80%</td><td>80%</td><td>80%</td></tr>
</table>

</td><td>変更なし

事業内容変更

新成果指標確認中</td></tr>
</table>

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
57	**実施事業 2　成年後見制度利用支援事業の実施** コード：1402 ≪障害福祉課≫ 「成年後見制度利用促進法」の改正の動向を見据えつつ、判断能力が十分でない知的障害者や精神障害者等に対して、成年後見制度を適切に利用できるよう支援を行います。 身寄りがない場合は市長による後見開始等審判の請求を行います。費用負担が困難な方へ制度利用に係る費用の助成を実施します。	**実施事業 2　成年後見制度利用支援事業の実施** コード：1402 ≪障害福祉課≫ 判断能力が十分でない知的障害者や精神障害者等に対して、成年後見制度を適切に利用できるよう支援を行います。 身寄りがない場合は市長による後見開始等審判の請求を行います。費用負担が困難な方へ制度利用に係る費用の助成を実施します。	事業内容変更

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
59	**基本目標２　質の高い地域生活の実現** 障害者には、乳幼児期から全ての年代において一貫した、切れ目のない、継続した支援が必要です。 このため、障害者それぞれが必要とする保育や療育、教育の実施に当たっては、各関係機関が連携して支援を行うとともに、住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、身近な場所において生活全般にわたる保健・福祉・医療などの総合的なサービスが利用できる環境づくりを進めます。また、増加傾向にある医療的ケア児と家族への適切で切れ目のない支援を通じて、「安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現」を目指します。 さらに、国や県等の専門機関と有機的に連携して、その人の障害の特性に応じた適切な相談先に繋ぐ支援も行っていきます。 また、障害者が自らの利用するサービスを主体的に選択できるようにするためには、相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの多様化と内容の充実に加えて、サービス提供者の能力と知識の向上を図るとともに、多様な選択が可能な社会にするための条件整備や支援が重要です。特に、障害者一人ひとりの生活状態や障害に合わせて、	**基本目標２　質の高い地域生活の実現** 障害者には、乳幼児期から全ての年代において一貫した、切れ目のない、継続した支援が必要です。 このため、障害者それぞれが必要とする保育や療育、教育の実施に当たっては、各関係機関が連携して支援を行うとともに、住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、身近な場所において生活全般にわたる保健・福祉・医療などの総合的なサービスが利用できる環境づくりを進めます。また、増加傾向にある医療的ケア児と家族への適切で切れ目のない支援を通じて、「安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現」を目指します。 さらに、国や県等の専門機関と有機的に連携して、その人の障害の特性に応じた適切な相談先に繋ぐ支援も行っていきます。 また、障害者が自らの利用するサービスを主体的に選択できるようにするためには、相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの多様化と内容の充実に加えて、サービス提供者の能力と知識の向上を図るとともに、多様な選択が可能な社会にするための条件整備や支援が重要です。特に、障害者一人ひとりの生活状態や障害に合わせて、	変更なし

	ニーズを正確に把握し、そのニーズに合ったサービスを提供できるよう、相談支援体制の充実を図ります。 　さらに、必要な障害福祉サービスを将来にわたって安定的に提供できるよう、民間事業者や関係機関等と連携し、障害福祉分野に関わる人材の確保を支援します。 **基本施策１　障害児への切れ目のない支援** 　乳幼児期・学童期・思春期を通じ、一貫した切れ目のない支援を行います。 　また、教育については、生活する地域において受けることができるよう、教育内容と支援方法を把握し、その内容に沿った包括的な教育を行います。 **実施事業１　乳幼児発達健康診査の実施** コード：2101 ≪母子保健課≫ 　乳幼児健康診査・育児相談などで、身体発育・精神言語発達等について、専門医等によるスクリーニングが必要と判断された乳幼児を対象に健康診査を実施し、疾病の早期発見及び発育・発達への支援を行います。	ニーズを正確に把握し、そのニーズに合ったサービスを提供できるよう、相談支援体制の充実を図ります。 　さらに、必要な障害福祉サービスを将来にわたって安定的に提供できるよう、民間事業者や関係機関等と連携し、障害福祉分野に関わる人材の確保を支援します。 **基本施策１　ライフステージを通じた切れ目のない支援** 　障害者に対し、乳幼児期から高齢期までの全てのライフステージを通じ、一貫した切れ目のない支援を行います。 　また、障害者に対する教育については、障害者が生活する地域において受けることができるよう、障害者が必要とする教育内容と支援方法を把握し、その内容に沿った包括的な教育を行います。 **実施事業１　乳幼児発達健康診査の実施** コード：2101 ≪地域保健支援課≫ 　乳幼児健康診査や育児相談等で、身体発育・精神言語発達について、専門医等によるスクリーニングが必要と判断された乳幼児を対象に健康診査を実施し、疾病の早期発見及び発育・発達を促す支援を行います。	施策名変更 施策内容変更 事業内容変更

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>59</td><td>実施事業 2　私立幼稚園等の特別支援事業の促進
コード：2102
≪幼児政策課≫
私立幼稚園等に通園する心身に障害のある幼児やその疑いのある幼児に対する特別支援教育の充実を図ります。特に対象の幼児がいる園については、補助職員の採用や特別支援に必要な用具の設置、教諭の研修等、園運営の円滑化や保育環境の充実に必要な経費の助成を行います。</td><td>実施事業 2　私立幼稚園等の特別支援事業の促進
コード：2102
≪幼児・放課後児童課≫
私立幼稚園等に通園する心身に障害のある幼児やその疑いのある幼児に対する特別支援教育の充実を図ります。特に対象の幼児がいる園については、補助職員の採用や特別支援に必要な用具の設置、教諭の研修等、園運営の円滑化や保育環境の充実に必要な経費の助成を行います。
総合振興計画関連事業：06-2-1-02</td><td>総振事業削除</td></tr>
<tr><td>59</td><td>実施事業 3　障害児等受け入れ園への支援及び相談業務の充実
コード：2103
≪幼児政策課、保育課、保育施設支援課≫
保育者を対象とした専門知識を得るための研修の開催や巡回保育相談等の実施、私立幼稚園、保育所等において障害児等を受け入れる際に加配の保育者を配置するための人件費等を補助することにより、障害児等の受け入れを促進します。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>発達に遅れ等のある児童に支援を行う民間の幼児教育・保育施設の割合
【58%】</td><td>61%</td><td>62%</td><td>63%</td></tr>
</table>
総合振興計画関連事業：07-1-2-02</td><td>実施事業 3　障害児等受入れ園への支援及び相談業務の充実
コード：2103
≪幼児・放課後児童課、保育課、保育施設支援課≫
保育者を対象とした専門知識を得るための研修の開催や巡回保育相談等の実施、私立幼稚園・保育所等において障害児等を受け入れる際に加配の保育者を配置するための人件費等を補助することにより、障害児等の受入れを促進します。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr>
<tr><td>発達に遅れ等のある児童に支援を行う幼児教育・保育施設の数
【321 施設】</td><td>340 施設</td><td>350 施設</td><td>360 施設</td></tr>
</table>
総合振興計画関連事業：07-1-2-02</td><td>事業名変更
事業内容変更
成果指標変更</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>60</td><td>

実施事業４　医療的ケア児保育支援センター運営事業

コード：2104

≪保育施設支援課≫

需要が高まる医療的ケア児の保育の充実を図るため、「医療的ケア児保育支援センター」による、医療的ケア児とその家族への支援、医療的ケア児保育の提供に関する保育施設への支援を実施します。

<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th></tr>
<tr><td>医療的ケア児を受け入れる体制が整った園の数
【16園】</td><td>18園</td><td>19園</td><td>20園</td></tr>
</table>

総合振興計画関連事業：07-1-2-02

</td><td>

実施事業４　医療的ケア児保育支援センター運営事業

コード：2104

≪保育課≫

需要が高まる医療的ケア児の保育の充実を図るため、新たに「医療的ケア児保育支援センター」を開設し、医療的ケア児とその家族への支援、医療的ケア児保育の提供に関する保育施設への支援を実施します。

<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th></tr>
<tr><td>医療的ケア児への保育を提供する施設を配置した区の数
【5区】</td><td>9区</td><td>10区</td><td>10区</td></tr>
</table>

総合振興計画関連事業：07-1-2-02

</td><td>事業内容変更
成果指標変更</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>60</td><td>

実施事業 5　療育体制の強化と効果的な支援の推進

コード：2105

≪総合療育センターひまわり学園総務課・医務課、療育センターさくら草、療育センターひなぎく≫

発達に遅れのある子どもや障害児の早期発見と早期療育を行い、医療と福祉が一体となって専門的な立場から子どもの状態に合わせた療育を実施します。

発達に遅れのある子どもや障害児を養育する保護者に向けて、子どもの特性や障害に対する理解や受容を促し、親子がより良いコミュニケーションで日常生活を送るために、保護者勉強会やペアレントトレーニング等の支援を実施します。

また、発達に遅れのある子どもや障害児が日常を過ごす保育所、幼稚園及び療育施設等に向けて療育講座等の支援を実施することで、地域全体の療育サービス向上を推進します。

成果指標【現状（令和７年度実績)】	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
初診待ち期間 【48 日】	30 日	30 日	30 日
保護者向けの研修などの支援事業による負担感・不安感の軽減度 【未実施】	90%	90%	90%

総合振興計画関連事業：07-1-2-06

</td><td>

実施事業 5　療育体制の強化と効果的な支援の推進

コード：2105

≪総合療育センターひまわり学園総務課・医務課、療育センターさくら草、療育センターひなぎく≫

発達に遅れのある子どもや障害児等の早期発見と早期療育を行い、医療と福祉が一体となって専門的な立場から子どもの状態に合わせた療育や保護者支援を実施します。

また、障害のある子どもが身近な地域で適切な支援を受けられる環境を整備するため、医師による地域への支援を拡大します。

成果指標【現状（令和４年度実績)】	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
初診待ち期間 【57 日】	35 日	30 日	30 日
医師による地域支援活動数（診療以外） 【108 回】	102 回	104 回	104 回

総合振興計画関連事業：07-1-2-07

</td><td>事業内容変更
成果指標変更

P47 旧・コード 2107「発達障害児に対する支援の充実」を一部統合。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>60</td><td>実施事業 6　心身障害児（者）特別療育費の補助
コード：2106
≪障害福祉課≫
重症心身障害児（者）が入所している県内の施設に対し、直接処遇職員の人件費を特別療育費として補助することで、入所している重度心身障害児（者）の処遇の適正化を図ります。</td><td>実施事業 6　心身障害児（者）特別療育費の補助
コード：2106
≪障害福祉課≫
重症心身障害児（者）が入所している県内の施設に対し、直接処遇職員の人件費と貸おむつの費用の一部を特別療育費として補助することで、入所している重度心身障害児（者）の処遇の適正化を図ります。</td><td>事業内容変更</td></tr>
<tr><td>61</td><td>【重点】
実施事業 7　発達障害児等に関わる支援者支援の充実
コード：2107
≪子ども家庭総合センター総務課≫
発達障害児等に関わる支援者に対し、研修および施設訪問を通じて、発達障害児等への関わりについての理解を深める機会を提供するとともに、現場での観察やカンファレンスを実施し、子どもの行動の理由や背景を整理した上で、支援者が現場で活用できる具体的な関わり方をまとめます。
まとめた関わりについては、現場で一定期間実践した後、振り返りを行うことで、日々の関わりの工夫や理解の定着につなげ、支援者への支援の充実を図ります。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr><tr><td>現場での観察やカンファレンスを通じてまとめた関わり方について、一定期間実践した後の振り返りにおいて、現場で実践した割合【70%】</td><td>70%</td><td>70%</td><td>70%</td></tr></table></td><td>【重点】
実施事業 7　発達障害児に対する支援の充実
コード：2107
≪総合療育センターひまわり学園総務課・医務課、療育センターさくら草、療育センターひなぎく、子ども家庭総合センター総務課≫
発達障害及びその疑いがある子どもの早期発見、早期支援を図るとともに、早期の発達相談や専門的な相談など必要な支援を行うため、発達障害児が日常を過ごす保育所、幼稚園及び療育施設等の職員に対して、専門職による支援を実施します。
また、養育者が抱く子どもの発達・発育上の「心配事」や、子ども自身の「困り感」に合わせた支援を行う「インクルーシブ子育て支援」について理解を広げるため、保育施設等の子育て支援に携わるスタッフを対象に地域の子育て支援力の向上を目的とした研修を年に６回実施します。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr><tr><td>療育施設等へ実施した支援内容の活用度【98.3%】</td><td>84%</td><td>86%</td><td>86%</td></tr></table>総合振興計画関連事業：07-1-2-07</td><td>旧・コード 2107 は一部 P46 旧・コード 2105「療育体制の強化と効果的な支援の推進」へ統合、一部内容変更。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>61</td><td>【削除】</td><td><u>【重点】</u>
<u>実施事業 8　発達障害・情緒障害通級指導教室の新設・増設</u>
<u>コード：2108</u>
<u>≪特別支援教育室≫</u>
<u>通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、身近な教室で障害に応じた特別の指導を受けられるよう、発達障害・情緒障害通級指導教室の新設・増設を実施します。</u>
<table><tr><th><u>成果指標【現状（令和４年度実績）】</u></th><th><u>令和 6 年度</u></th><th><u>令和 7 年度</u></th><th><u>令和 8 年度</u></th></tr><tr><td><u>発達障害・情緒障害通級指導教室の新増設数【3 教室】</u></td><td><u>3 教室</u></td><td><u>3 教室</u></td><td><u>―</u></td></tr></table><u>総合振興計画関連事業：04-1-2-05</u></td><td>発達障害・情緒障害通級指導教室数を必要とする児童生徒数に対し、十分な教室数が確保できた。事業達成により削除</td></tr>
<tr><td></td><td>実施事業 8　発達障害児の家族等に対する支援の充実
コード：2108
≪障害政策課≫
発達障害児を育ててきた同じ立場の保護者が助言等を行うペアレントメンター事業を実施します。</td><td>基本施策 2
実施事業 13　発達障害児の家族等に対する支援の充実
コード：2213
≪障害政策課、総合療育センターひまわり学園育成課、療育センターさくら草、療育センターひなぎく≫
<u>保護者向けの支援として、障害児の行動を理解し、その対応方法の習得を目的とした保護者向け勉強会やペアレントトレーニング、</u>発達障害児を育ててきた同じ立場の保護者が助言等を行うペアレントメンター事業を実施します。</td><td>P61 旧・コード 2213 から移動
旧・コード 2213 の一部は、P46 新・コード 2105「療育体制の強化と効果的な支援の推進」へ統合</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td>実施事業９　５歳児健康診査
コード：2109
≪母子保健課≫
発達障害が認知される時期において健康診査を実施し、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣や育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図ります。</td><td>【新規追加】令和８年６月開始</td><td>新規追加</td></tr>
<tr><td></td><td>実施事業 10　医療的ケア児への支援
コード：2110
≪特別支援教育室≫
市立小・中・中等教育・高等学校に在籍する医療的ケア児及び市立特別支援学校に在籍し登下校時に医療的ケアを必要とする児童生徒を対象に、学校生活や通学環境の充実と保護者負担の軽減を図るため、看護師による医療的ケアを実施します。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和９年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>対象児童生徒に看護師を派遣した割合
【未実施】</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr>
</table>
総合振興計画関連事業：04-1-2-03</td><td>【新規追加】小・中学校への看護師派遣は令和元年度（中等教育学校及び高等学校は令和８年度から対象）、特別支援学校の通学支援は令和８年度開始</td><td>新規追加</td></tr>
<tr><td>61</td><td>実施事業 11　相談支援体制の充実
コード：2111
≪特別支援教育室≫
障害のある児童生徒が一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を受けられるよう、特別支援教育相談センターにおいて、就学や発達に関する相談・支援を実施します。</td><td>実施事業９　相談支援体制の充実
コード：2109
≪特別支援教育室≫
障害のある児童生徒が適切な支援を受けられるように特別支援教育相談センターにおいて、就学や発達の相談・支援を行います。</td><td>事業内容変更</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>62</td><td>

基本施策２

【重点】

実施事業 12　発達障害者支援の充実

コード：2212

≪障害者総合支援センター≫

発達障害のある方やご家族に関わっている支援機関や事業所等の職員が、発達障害をより理解し、安心してご本人やご家族に必要な対応ができるようサポートします。それにより、発達障害のある方やご家族が、地域で適切な支援を受け、安心して暮らし、その人らしい生活を実現できるようにします。

また、発達障害のある方が日中安心して過ごし、交流や仲間づくりを行える場を提供します。こうした居場所支援を必要とする、より多くの方にその支援が届くように工夫を重ねます。

<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>発達障害者支援センターと発達障害者地域支援マネジャーが支援機関への訪問コンサルテーションを行った延べ件数
【270 件】</td><td>390 件</td><td>480 件</td><td>530 件</td></tr>
</table>

総合振興計画関連事業：06-2-1-05

</td><td>

【重点】

実施事業 10　発達障害者に対する支援の充実

コード：2110

≪障害者総合支援センター≫

その人らしい自立を考える機会とする「学生向けキャリア形成支援事業」を行うとともに、発達障害者の社会参加を推進するため、「発達障害者社会参加事業」を実施し、発達障害者の日中体験活動の場、交流や仲間づくりを行う場等を提供し、社会参加意欲の向上や社会からの孤立の予防を図ります。

<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr>
<tr><td>発達障害者社会参加事業利用登録者で、支援プログラムや講座に年 2 回以上参加できた当事者の割合【76%】</td><td>72%</td><td>72%</td><td>72%</td></tr>
</table>

総合振興計画関連事業：06-2-1-05

</td><td>旧・コード 2110→P58 新・コード 2212 へ移動
事業名変更
事業内容変更
成果指標変更</td></tr>
</table>

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
63	**基本施策 2　障害者の自立の支援** 障害のある方が地域で安心して自立した生活を継続していくためには、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことが重要です。障害のある方の中でも、年齢を重ねても日常生活において家族の介助に強く依存した生活が続く方が見られ、本人が地域で自立した生活を送るための支援体制の充実が課題となっています。特に、知的障害、精神障害、高次脳機能障害、医療的ケアや強度行動障害のある方においては、その傾向が強く、将来を見据え、生活の場やサービスの選択肢を広げ、本人が地域で安心して生活を送ることができるよう、本人の自立と生活の質の向上を地域全体で支えていく必要があります。 そのため、それぞれの障害の特性や生活のしづらさに応じた各種サービスや手当等を支給するとともに、全ての市の機関が相互に連携し、障害者の地域生活の支援を行います。 また、障害福祉サービス事業への新規参入が増加する中、不適切な事業運営が行われることの未然防止およびサービスの質の確保・向上を図るための取組を行います。	**基本施策 2　障害者の自立の助長及びその家族等（ケアラー・ヤングケアラー）の負担の軽減のための総合的な支援** 障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、それぞれの障害の特性や生活のしづらさに応じた各種サービスや手当等を支給するなど、障害者の自立の助長とその家族等（ケアラー・ヤングケアラー）の負担や不安を軽減するための必要な措置を講じるとともに、全ての市の機関が相互に連携し、障害者の地域生活の支援を行います。	施策分割 旧施策 2 →P51 新基本施策 2 と P74 新基本施策 5 へ分割 施策名変更 施策内容変更

	【重点】 **実施事業１　障害者（児）への福祉サービスの充実** コード：2201 ≪障害福祉課≫ 障害者（児）が地域で安心して暮らすために必要な各種障害福祉サービスや地域生活支援事業を提供するとともに、各種サービス等の提供体制の安定と充実を図ります。 ※障害者総合支援法に基づく各種福祉サービス等は、さいたま市障害者総合支援計画の「第３章第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画」に数値目標や見込量を記載しています。	【重点】 **実施事業１　障害者（児）への福祉サービスの充実** コード：2201 ≪障害福祉課≫ 障害者（児）が地域で安心して暮らすために必要な各種障害福祉サービスや地域生活支援事業を提供するとともに、各種サービス等の提供体制の安定と充実を図ります。 ※障害者総合支援法に基づく各種福祉サービス等は、「第３章　第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画」に数値目標や見込量を記載しています。	事業内容変更

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>63</td><td>【重点】
実施事業 2　障害福祉サービス事業所等の整備の促進
コード：2202
≪障害政策課≫
特別支援学校卒業後の障害者の社会的自立を支援するため、指導や訓練などを行う障害福祉サービス事業所等の整備を促進します。
特に、重度障害者（医療的ケアを要する方や強度行動障害がある方）が利用する生活介護事業所の整備を促進します。また、障害者の家族等の負担を軽減するため、短期入所事業所（ショートステイ）の整備に努めます。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr><tr><td>生活介護事業所における重度障害者の受入可能な定員数
【集計中】</td><td>890 人</td><td>900 人</td><td>910 人</td></tr></table>総合振興計画関連事業：06-2-1-03</td><td>【重点】
実施事業 2　障害福祉サービス事業所等の整備の促進
コード：2202
≪障害政策課≫
国庫補助金を活用し、特別支援学校卒業後の障害者の社会的自立を支援するため、指導や訓練などを行う障害福祉サービス事業所等の整備を促進します。
特に、重度障害者が利用する生活介護を行う障害福祉サービス事業所の整備を促進します。また、障害者の家族等の負担を軽減するため、短期入所事業所（ショートステイ）の整備に努めます。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr><tr><td>国庫補助金を活用した障害福祉サービス事業所等の整備人数
【0 人】</td><td>40 人</td><td>40 人</td><td>40 人</td></tr></table>総合振興計画関連事業：06-2-1-03</td><td>事業内容変更
成果指標変更</td></tr>
<tr><td>64</td><td>実施事業 3　指導監査の実施
コード：2203
≪監査指導課≫
自立支援給付等対象サービスの質の確保及び自立支援給付等の適正化を図るため、指定障害福祉サービス事業者等に対し、人員、設備及び運営に関する基準等について指導監査を行います。特に、事業所数が急増している就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、共同生活援助、児童発達支援及び放課後等デイサービスへ重点を置き実施します。</td><td>実施事業 3　指導監査の実施
コード：2203
≪監査指導課≫
自立支援給付等対象サービスの質の確保及び自立支援給付等の適正化を図るため、指定障害福祉サービス事業者等に対し、人員、設備及び運営に関する基準等について指導監査を実施します。特に、実地指導未実施の事業所に重点を置き、運営早期のうちに指導を行い、過誤等の長期化防止を図ります。</td><td>事業内容変更</td></tr>
</table>

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
	実施事業 4　障害福祉サービスの質の確保 コード：2204 ≪障害政策課、監査指導課≫ 市内の全障害福祉サービス事業所等を対象とした集団指導の他、グループホーム向け研修、障害児通所事業所向け研修等を実施し、サービスの質の向上を図ります。	**【新規追加】グループホーム研修　令和●年●月開始、** **障害児通所事業所向け研修　令和●年●月開始**	新規追加
64	**実施事業 5　心身障害者医療費の給付** コード：2205 ≪障害福祉課≫ 心身障害者やその家族の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図るため、身体障害者手帳１～３級所持の方、療育手帳Ⓐ・Ａ・Ｂ所持の方、精神障害者保健福祉手帳１級所持の方（精神病床への入院費用は助成対象外）、65 歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合等の障害認定を受けている方に対し、医療保険各法に基づく一部負担金を支給します。また、精神障害者保健福祉手帳２級所持の方であって自立支援医療（精神通院医療）受給者の方へ、自立支援医療（精神通院医療）の自己負担金額を支給します。	**実施事業 4　心身障害者医療費の給付** コード：2204 ≪障害福祉課≫ 心身障害者やその家族の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図るため、身体障害者手帳１～３級所持の方、療育手帳Ⓐ・Ａ・Ｂ所持の方、精神障害者保健福祉手帳１級所持の方（精神病床への入院費用は助成対象外）、65 歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合等の障害認定を受けている方に対し、医療保険各法に基づく一部負担金を支給します。	事業内容変更
64	**実施事業 6　ふれあい収集の実施** コード：2206 ≪資源循環政策課≫ 一人暮らしの高齢者や障害者等で、自らごみを収集所に出すことができず、かつ身近な人等の協力が困難な市民の方は、自宅を市職員が訪問し、玄関先などからごみを収集します。	**実施事業 5　ふれあい収集の実施** コード：2205 ≪資源循環政策課≫ 一人暮らしの高齢者や障害者等で、自らごみを収集所に出すことができず、かつ身近な人等の協力が困難な市民の方は、自宅を市職員が訪問し、玄関先などからごみを収集します。	変更なし

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>64</td><td>

実施事業 7　聴覚障害者のための社会教養講座の実施

コード：2207

≪生涯学習振興課≫

聴覚障害者が社会生活を営む上で必要な知識・技能を習得するほか、意見・情報交換など交流の機会ともなる社会教養講座を実施します。

<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>アンケートで生活に役立つ知識の習得や情報交換ができたと回答する方の割合
【93.2%】</td><td>90%</td><td>90%</td><td>90%</td></tr>
</table>

</td><td>

実施事業 6　聴覚障害者のための社会教養講座の実施

コード：2206

≪生涯学習振興課≫

聴覚障害者が社会生活を営む上で必要な知識・技能を習得するほか、意見・情報交換など交流の機会ともなる社会教養講座を実施します。

<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr>
<tr><td>アンケートで生活に役立つ知識の習得や情報交換ができたと回答する方の割合
【90.4%】</td><td>92%</td><td>94%</td><td>96%</td></tr>
</table>

</td><td>変更なし</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>65</td><td>【重点】
実施事業 8　精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築
コード：2208
≪障害福祉課、こころの健康センター、精神保健課≫
精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築を目指します。
地域包括ケアシステムの構築に当たり、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障害者の家族に対する支援の充実が実現できるよう地域自立支援協議会にて協議します。
精神科医療機関、障害福祉サービス事業所、介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図り、訪問支援を実施します。
地域の支援者を対象とした研修会を実施します。
総合振興計画関連事業：06-2-1-08</td><td>【重点】
実施事業 7　精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築
コード：2207
≪障害福祉課、こころの健康センター、精神保健課≫
精神障害の程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。
システムの構築にあたっては、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障害者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として地域自立支援協議会を活用し、検討を進めます。
また、地域ごとの精神科医療機関、障害福祉サービスや介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図り、市全域での訪問支援（アウトリーチ）の実施を目指します。
併せて、地域の支援者を対象とした研修会を実施します。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr><tr><td>訪問支援（アウトリーチ）実施地域の拡大と継続実施
【6 区実施】</td><td>10 区実施</td><td>継続実施</td><td>継続実施</td></tr></table>総合振興計画関連事業：06-2-1-09</td><td>事業内容変更
成果指標削除</td></tr>
</table>

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
65	**実施事業 9　精神科救急医療体制整備事業の実施** コード：2209 ≪保健衛生総務課≫ 夜間、休日の緊急的な精神医療相談を精神科救急情報センターで行うことにより、精神障害者が地域で安心して暮らせるよう支援するとともに、引き続き埼玉県と共同で民間医療機関の輪番制による精神科救急医療体制整備事業を実施します。	**実施事業 8　精神科救急医療体制整備事業の実施** コード：2208 ≪保健衛生総務課≫ 夜間、休日の緊急的な精神医療相談を精神科救急情報センターで行うことにより、精神障害者が地域で安心して暮らせるよう支援するとともに、引き続き埼玉県と共同で民間医療機関の輪番制による精神科救急医療体制整備事業を実施します。	変更なし
65	**実施事業 10　ひきこもり支援推進事業の実施** コード：2210 ≪こころの健康センター≫ 「ひきこもり相談センター」において、不登校・ひきこもりの児童期から成人期の方を対象に、電話・面接等による専門相談を実施するとともに、関係機関との連携や普及啓発、人材育成を実施し、ひきこもり対策の推進を図ります。 また、ひきこもり当事者・家族を訪問等で支援するリレートサポーターを養成し派遣するほか、ひきこもり当事者を対象としたグループ活動を実施し、日常生活における様々なスキルを身に付けるための支援等を行います。 総合振興計画関連事業：03-1-1-04	**実施事業 9　ひきこもり対策推進事業の実施** コード：2209 ≪こころの健康センター≫ 「ひきこもり相談センター」において、不登校・ひきこもりの児童期から成人期の方を対象に、電話・面接等による専門相談を実施するとともに、関係機関との連携や普及啓発、人材育成を実施し、ひきこもり対策の推進を図ります。 また、ひきこもり当事者・家族を訪問等で支援するリレートサポーターを養成し派遣するほか、ひきこもり当事者を対象としたグループ活動を実施し、社会参加に向けた日常生活における様々なスキルを身に付けるための支援等を行います。 総合振興計画関連事業：03-1-1-05	事業名変更 事業内容変更

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>66</td><td>実施事業 11　依存症対策地域支援事業の実施
コード：2211
≪こころの健康センター≫
アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者及びその家族を対象に、個別相談、グループ事業などを実施するとともに、地域の関係機関との連携や普及啓発、支援者養成を行い、依存症対策の推進を図ります。</td><td>実施事業 10　依存症対策地域支援事業の実施
コード：2210
≪こころの健康センター≫
アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者及びその家族を対象に、個別相談、グループ事業などを実施するとともに、地域の関係機関との連携や普及啓発、支援者養成を行い、依存症対策の推進を図ります。</td><td>変更なし</td></tr>
<tr><td></td><td>【重点】
実施事業 12　発達障害者支援の充実
コード：2212
≪障害者総合支援センター≫
発達障害のある方やご家族に関わっている支援機関や事業所等の職員が、発達障害をより理解し、安心してご本人やご家族に必要な対応ができるようサポートします。それにより、発達障害のある方やご家族が、地域で適切な支援を受け、安心して暮らし、その人らしい生活を実現できるようにします。
また、発達障害のある方が日中安心して過ごし、交流や仲間づくりを行える場を提供します。こうした居場所支援を必要とする、より多くの方にその支援が届くように工夫を重ねます。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr><tr><td>発達障害者支援センターと発達障害者地域支援マネジャーが支援機関への訪問コンサルテーションを行った延べ件数
【270 件】</td><td>390 件</td><td>480 件</td><td>530 件</td></tr></table>総合振興計画関連事業：06-2-1-05</td><td>【重点】
実施事業 10　発達障害者に対する支援の充実
コード：2110
≪障害者総合支援センター≫
その人らしい自立を考える機会とする「学生向けキャリア形成支援事業」を行うとともに、発達障害者の社会参加を推進するため、「発達障害者社会参加事業」を実施し、発達障害者の日中体験活動の場、交流や仲間づくりを行う場等を提供し、社会参加意欲の向上や社会からの孤立の予防を図ります。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr><tr><td>発達障害者社会参加事業利用登録者で、支援プログラムや講座に年 2 回以上参加できた当事者の割合【76%】</td><td>72%</td><td>72%</td><td>72%</td></tr></table>総合振興計画関連事業：06-2-1-05</td><td>P50 旧・コード 2110→新・コード 2212 へ移動（事業名変更）
事業内容変更
成果指標変更</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td>実施事業 13　強度行動障害者支援体制の構築
コード：2213
≪障害政策課≫
集中的支援の円滑な実施が行われ、事業所の強度障害に対する標準的な支援が定着するよう、集中的支援加算が円滑に実施できる体制整備を進めます。</td><td>【新規追加】令和７年４月開始</td><td>新規追加</td></tr>
<tr><td></td><td>実施事業 14　（仮称）さいたま市口腔保健センターの整備
コード：2214
≪保健衛生総務課≫
歯科診療や歯科保健サービスを受けることが困難な障害者（児）及び要介護高齢者への支援体制を強化するため、（仮称）さいたま市口腔保健センターを整備します。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>（仮称）さいたま市口腔保健センターの整備【実施設計完了】</td><td>建設工事実施</td><td>建設工事完了
供用開始</td><td>―</td></tr>
</table>
総合振興計画関連事業：03-1-1-01</td><td>【新規追加】</td><td>新規追加</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>66</td><td>基本施策 5
実施事業 1　家族教室の開催
コード：2501
≪精神保健課≫
統合失調症患者の家族を対象に、統合失調症の症状や生活のしづらさ及び家族の対応の仕方、社会資源の活用について学習する教室を開催します。統合失調症の正しい知識の習得、家族自身の心身の健康の向上を図ります。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績)】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>参加者アンケートによる理解度
【92.0%】</td><td>85%</td><td>85%</td><td>85%</td></tr>
</table></td><td>実施事業 11　家族教室の開催
コード：2211
≪精神保健課≫
統合失調症患者の家族を対象に、統合失調症による症状や障害及び家族の対応の仕方や社会資源の活用について学習する教室を開催します。疾患や障害等の正しい知識の習得、家族自身の健康の向上を図ります。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績)】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr>
<tr><td>参加者アンケートによる理解度
【81.3%】</td><td>85%</td><td>85%</td><td>85%</td></tr>
</table></td><td>旧・コード 2211→P74 新・コード 2501 へ移動
事業内容変更</td></tr>
<tr><td>66</td><td>基本施策 4
【重点】
実施事業 5　高次脳機能障害に関する相談支援の充実
コード：2405
≪障害者更生相談センター≫
高次脳機能障害者及び家族等を対象に関係する機関と連携を図りながら、福祉サービスや医療機関等の情報提供、障害や病状の理解など必要な相談支援を行います。
また、地域相談会やグループ活動、家族教室を実施することにより、ピアカウンセリングや社会参加の場の創出、家族の負担軽減と対応方法の充実を図ります。
総合振興計画関連事業：06-2-1-04</td><td>【重点】
実施事業 12　高次脳機能障害の相談支援と普及啓発
コード：2212
≪障害者更生相談センター≫
高次脳機能障害者（児）及び家族等を対象に関係する支援機関と連携を図りながら、福祉サービスや医療機関等の情報提供、障害や病状の理解など必要な相談支援を行うとともに、早期に適切な支援につなぐための普及啓発に取り組みます。
また、地域相談会やグループ活動、家族教室を実施することにより、ピアカウンセリングや社会参加の場の創出、家族の負担軽減と対処方法の充実を図ります。
総合振興計画関連事業：06-2-1-04</td><td>旧・コード 2212 を P34 新・コード 1109 と P70 新・コード 2405 に分割
事業名変更
事業内容変更</td></tr>
</table>

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
66	**基本施策 1** **実施事業 8　発達障害児の家族等に対する支援の充実** コード：2108 ≪障害政策課≫ 発達障害児を育ててきた同じ立場の保護者が助言等を行うペアレントメンター事業を実施します。	**実施事業 13　発達障害児の家族等に対する支援の充実** コード：2213 ≪障害政策課、総合療育センターひまわり学園育成課、療育センターさくら草、療育センターひなぎく≫ 保護者向けの支援として、障害児の行動を理解し、その対応方法の習得を目的とした保護者向け勉強会やペアレントトレーニング、発達障害児を育ててきた同じ立場の保護者が助言等を行うペアレントメンター事業を実施します。	旧・コード 2213 を P61 新・コード 2108 へ移動 また、一部 P46 新・コード 2105 へ統合
67	**基本施策 5** **実施事業 2　在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業** コード：2502 ≪障害福祉課≫ 医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児者を介助する家族の精神的及び身体的な負担を軽減するための支援（レスパイト）を促進するため、市内に住所を有する重症心身障害児者を受け入れる事業者に対し、助成金を交付します。	**実施事業 14　在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業** コード：2214 ≪障害福祉課≫ 医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児者を介助する家族の精神的及び身体的な負担を軽減するための支援（レスパイト）を促進するため、市内に住所を有する重症心身障害児者を受け入れる事業者に対し、助成金を交付します。	新・コード 2214 を P75 新・コード 2502 へ移動 内容変更なし

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>67</td><td>基本施策 5
実施事業 3　日中一時支援事業における夕方支援の実施
コード：2503
≪障害福祉課≫
保護者であるケアラーの就労機会の拡大を目的とし、生活介護等の通所施設利用後の、夕方以降の利用先を確保するため、日中一時支援事業における夕方支援を実施します。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績)】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr><tr><td>市内事業所における夕方支援の延べ利用者数
【610 人】</td><td>620 人</td><td>630 人</td><td>640 人</td></tr></table>総合振興計画関連事業：06-2-2-05</td><td>実施事業 15　日中一時支援事業における夕方支援の実施
コード：2215
≪障害福祉課≫
保護者であるケアラーの就労機会の拡大を目的とし、生活介護等の通所施設利用後の、夕方以降の利用先を確保するため、日中一時支援事業における夕方支援を実施します。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績)】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr><tr><td>市内事業所における夕方支援実施事業所数
【4 事業所】</td><td>6 事業所</td><td>7 事業所</td><td>8 事業所</td></tr></table></td><td>旧・コード 2215 を P75 新・コード 2503 へ移動
成果指標変更</td></tr>
<tr><td>67</td><td>基本施策 5
実施事業 4　障害者生活支援センター職員向けのケアラー研修の実施
コード：2504
≪障害福祉課≫
ケアラー支援を担う障害者生活支援センター職員向けに研修を実施し、ケアラー支援人材の育成に努めます。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績)】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr><tr><td>参加者アンケートによるケアラーへの理解が深まったと回答した割合
【100%】</td><td>90%</td><td>90%</td><td>90%</td></tr></table></td><td>実施事業 16　障害者生活支援センター職員向けのケアラー研修の実施
コード：2216
≪障害福祉課≫
ケアラー支援を担う障害者生活支援センター職員向けに研修を実施し、ケアラー支援人材の育成に努めます。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績)】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr><tr><td>参加者アンケートによるケアラーへの理解が深まったと回答した割合
【アンケート未実施】</td><td>90%</td><td>90%</td><td>90%</td></tr></table></td><td>旧コード 2216 を P76 新・コード 2504 へ移動
内容変更なし</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>67</td><td>基本施策 6
実施事業 12　学校における教職員、専門職向けの研修実施
コード：2612
≪総合教育相談室≫
教職員、スクールソーシャルワーカー等の専門職を対象に、複雑化、多様化する子どもの状況へ対応するための研修を実施することにより、支援の質の向上を図ります。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr><tr><td>教員やスクールソーシャルワーカーを対象とした研修会参加者のうち、内容を理解した人の割合
【93%】</td><td>95%</td><td>95%</td><td>95%</td></tr></table>総合振興計画関連事業：04-1-2-02</td><td>実施事業 17　学校における教職員、専門職向けの研修実施
コード：2217
≪総合教育相談室≫
教職員、スクールソーシャルワーカー等の専門職向けにヤングケアラー支援に関する研修を実施します。</td><td>旧・コード
2217 を P87
新・コード
2612 へ移動
事業内容変更
成果指標追加</td></tr>
<tr><td>68</td><td>基本施策 5
実施事業 5　電話による相談支援
コード：2505
≪いきいき長寿推進課≫
専門的な知識を備えた相談員が、多様化する悩みや心配事、不安を抱えるケアラーからの相談に対応し、適切な情報提供および傾聴を行うとともに、関係機関や専門窓口と連携し、必要な支援を実施します。
総合振興計画関連事業：06-2-2-05</td><td>実施事業 18　電話による相談支援
コード：2218
≪いきいき長寿推進課≫
専門的な知識を備えた職員が、様々な悩みや心配事、不安を抱えたケアラーからの相談に応じ、情報提供や傾聴を行い、関係機関や専門窓口と連携して必要な支援を実施します。</td><td>旧・コード
2218 を P76
新・コード
2505 へ移動
事業内容変更</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>68</td><td>基本施策 5
実施事業 6　こども家庭センターによる相談支援
コード：2506
≪子ども家庭支援課≫
各区役所に設置したこども家庭センターにおいて、ヤングケアラーを含め子どもやその家庭に関する相談を受け止め、関係機関と連携して必要な支援を実施します。
総合振興計画関連事業：07-1-3-03</td><td>実施事業 19　子ども家庭総合拠点による相談支援
コード：2219
≪子ども家庭支援課≫
各区役所に設置した子ども家庭総合支援拠点において、ヤングケアラーを含め子どもやその家庭に関する相談を受け止め、関係機関と連携して必要な支援を実施します。
総合振興計画関連事業：07-1-3-02</td><td>旧・コード
2219 を P77
新・コード
2506 へ移動
事業名変更
事業内容変更</td></tr>
<tr><td>68</td><td>基本施策 5
実施事業 7　ケアラー支援に関する広報・啓発
コード：2507
≪地域福祉推進室≫
ケアラーの認知度向上を図り、ケアラー支援に関する理解を深めるため、市報、市ホームページ、ＳＮＳ、チラシ、ポスター等の様々な媒体を通じて、相談窓口や支援策に関する情報等を積極的に発信するとともに、事業者、関係機関等とも連携を図ることで、効果的かつ一体的な広報・啓発を実施します。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>ケアラー・ヤングケアラーを理解している人の割合
【66.1%】</td><td>71.0%</td><td>72.5%</td><td>74.0%</td></tr>
</table>
総合振興計画関連事業：06-2-2-05</td><td>実施事業 20　ケアラー支援に関する広報・啓発
コード：2220
≪地域福祉推進室≫
ケアラーの認知度向上を図り、ケアラー支援に関する理解を深めるため、市報、市ホームページ、ＳＮＳ、チラシ、ポスター等の様々な媒体を通じて、相談窓口や支援策に関する情報等を積極的に発信するとともに、事業者、関係機関等とも連携を図ることで、効果的かつ一体的な広報・啓発を実施します。</td><td>旧・コード
2220 を P77
新・コード
2507 へ移動
成果指標追加</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>69</td><td>

基本施策３　障害者の居住場所の確保

障害の種別や程度にかかわらず、障害者が自ら選択した地域で暮らすことができるよう、障害者の住まいの確保や、支援を行います。

【重点】

実施事業１　グループホームの整備の促進

コード：2301

≪障害政策課≫

障害の種別や程度にかかわらず、障害者が自ら選択した地域で暮らすことができるよう、重度障害者（医療的ケアを要する方や強度行動障害がある方）や入所施設等からの地域移行を希望する障害者を受け入れるグループホームの民間整備を促進します。

<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>グループホームにおける重度障害者の受入可能な定員数
【集計中】</td><td>234 人</td><td>239 人</td><td>244 人</td></tr>
</table>

総合振興計画関連事業：06-2-1-03

</td><td>

基本施策３　障害者の居住場所の確保

障害の種別や程度にかかわらず、障害者が自ら選択した地域で暮らすことができるよう、障害者の住まいの確保や、支援を行います。

【重点】

実施事業１　グループホームの整備の促進

コード：2301

≪障害政策課≫

障害の種別や程度にかかわらず、障害者が自ら選択した地域で暮らすことができるよう、国庫補助金を活用し医療的ケアや強度行動障害などの重度障害者や入所施設等からの地域移行を希望する障害者を受け入れるグループホームの民間整備を促進します。また、不動産会社等と連携して空き部屋や空地等を活用したグループホームの整備を促進します。

<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr>
<tr><td>グループホームの定員数
【1,205 人】</td><td>1,600 人</td><td>1,800 人</td><td>2,000 人</td></tr>
<tr><td>市内グループホームの重度障害者受入定員数
【重度障害者受入定員数：75 人】</td><td>10 人増</td><td>10 人増</td><td>10 人増</td></tr>
</table>

総合振興計画関連事業：06-2-1-03

</td><td>事業内容変更
成果指標変更
・削除</td></tr>
</table>

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
69	**実施事業 2　障害者生活支援センターを中心とした居住支援の実施** コード：2302 ≪障害福祉課≫ 障害者生活支援センターが中心となり、障害者の居住場所の確保に係る調整等を行うとともに、障害者が地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活上の課題に応じた支援機関の紹介などを行います。	**実施事業 2　障害者生活支援センターを中心とした居住支援の実施** コード：2302 ≪障害福祉課≫ 障害者生活支援センターが中心となり、障害者の居住場所の確保に係る調整等を行うとともに、障害者が地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活上の課題に応じた支援機関の紹介などを行います。	変更なし
69	**実施事業 3　市営住宅における障害者などへの入居優遇** コード：2303 ≪住宅政策課≫ 市営住宅への入居を希望する障害者への入居優遇措置を行い、入居者の暮らしやすさを考慮した運用を図ります。	**実施事業 3　市営住宅における障害者などへの入居優遇** コード：2303 ≪住宅政策課≫ 市営住宅への入居を希望する障害者への入居優遇措置を行い、入居者の暮らしやすさを考慮した運用を図ります。	変更なし
70	**実施事業 4　民間賃貸住宅への入居支援** コード：2304 ≪住宅政策課≫ 高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者に対して、賃貸住宅に関する情報提供を行うとともに、賃貸人への入居促進に向けた啓発を図ることにより、民間賃貸住宅への入居を支援します。	**実施事業 4　民間賃貸住宅への入居支援** コード：2304 ≪住宅政策課≫ 高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者に対して、賃貸住宅に関する情報提供を行うとともに、賃貸人への入居促進に向けた啓発を図ることにより、民間賃貸住宅への入居を支援します。	変更なし
70	**実施事業 5　居宅改善整備費の補助** コード：2305 ≪障害福祉課≫ 肢体不自由の方の暮らしを支援するため、居室、浴室、便所などの住居の一部を改修する場合の経費を補助します。	**実施事業 5　居宅改善整備費の補助** コード：2305 ≪障害福祉課≫ 肢体不自由の方の暮らしを支援するため、居室、浴室、便所などの住居の一部を改修する場合の経費を補助します。	変更なし

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
71	**基本施策 4　相談支援体制の充実** 　障害者やその家族等（ケアラー・ヤングケアラー）が、その人の実情に合った的確な情報の提供や相談を、身近なところで気軽に受けられるよう、各種相談窓口を設置するとともに、各種相談窓口に関する周知を図ります。 　また、障害者の意思決定支援を踏まえ、障害者が自ら主体的に福祉サービス等を選択できるよう、様々な障害の特性に応じて、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援を行い、国や県等の専門機関などの関係機関と有機的な連携を図るとともに、地域のネットワークを活用し、相談支援に携わる支援者の質の向上を図るなど、総合的な相談支援体制の充実を図ります。 　あわせて、複合的な課題を抱える方やすぐに利用できるサービスに繋がらない方については、その困りごとを受け止め、抱える課題の解きほぐしや整理を行い、関係機関と連携して、継続的に支援してまいります。相談支援機関相互の連携や役割を整理する必要がある場合には、それぞれの領域を少し広げる意識を持つ「重なり合う支援」を意識しながら、多機関協働による分野を越えた支援を行います。	**基本施策 4　相談支援体制の充実** 　障害者やその家族等（ケアラー・ヤングケアラー）が、その人の実情に合った的確な情報の提供や相談を、身近なところで気軽に受けられるよう、各種相談窓口を設置するとともに、各種相談窓口に関する周知を図ります。 　また、障害者の意思決定支援を踏まえ、障害者が自ら主体的に福祉サービス等を選択できるよう、様々な障害の特性に応じて、国や県等の専門機関などの関係機関と有機的な連携を図るとともに、地域のネットワークを活用し、相談支援に携わる支援者の質の向上を図るなど、総合的な相談支援体制の充実を図ります。	施策内容変更

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
実施事業１　障害者の相談支援体制の強化
コード：2401
≪障害福祉課≫
地域自立支援協議会を中心として、障害福祉に関する関係機関相互の連携体制を強化するとともに、地域の実情や課題について関係機関が情報を共有し、課題の解決に取り組んでいく場として、障害者支援地域協議会等を活用するなど、相談支援体制の充実を図ります。
また、障害者相談支援指針を周知、活用し、相談支援に携わる支援者の力量の高度平準化を図ります。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
【20 回】</td><td>20 回</td><td>20 回</td><td>20 回</td></tr>
</table>
総合振興計画関連事業：06-2-1-04
</td>
<td>
実施事業１　地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実
コード：2401
≪障害福祉課≫
地域自立支援協議会を中心として、障害福祉に関する関係機関相互の連携体制を強化するとともに、地域の実情や課題について関係機関が情報を共有し、課題の解決に取り組んでいく場として、障害者支援地域協議会等を活用するなど、相談支援体制の充実を図ります。
また、障害者相談支援指針を周知、活用し、相談支援に携わる支援者の力量の高度平準化を図ります。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr>
<tr><td>障害者支援地域協議会を 10 区に設置
【5 区】</td><td>8 区</td><td>10 区</td><td>―</td></tr>
</table>
総合振興計画関連事業：06-2-1-04
</td>
<td>事業名変更
成果指標変更</td>
</tr>
<tr>
<td>71</td>
<td>
実施事業２　精神保健福祉地域ネットワーク連絡会の開催
コード：2402
≪こころの健康センター≫
地域の精神保健福祉活動に携わる支援者と当事者や家族も含めた連携を推進するため、さいたま市精神保健福祉地域ネットワーク連絡会を開催します。
</td>
<td>
実施事業２　精神保健福祉地域ネットワーク連絡会の開催
コード：2402
≪こころの健康センター≫
地域の精神保健福祉活動に携わる支援者と当事者や家族も含めた連携を推進するため、さいたま市精神保健福祉地域ネットワーク連絡会を開催します。
</td>
<td>変更なし</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>72</td><td>【重点】
実施事業 3　障害者生活支援センターの充実
コード：2403
≪障害福祉課≫
障害者本人や家族からの様々な相談に対応できる身近な相談機関である障害者生活支援センターについて、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着等の課題への対応のため、体制及び人員の見直しや基幹相談支援センターを中心とした拠点機能等の強化を図るとともに、こころの健康センターや保健所等の関係機関との連携を密にし、相談支援体制の充実を図ります。</td><td>【重点】
実施事業 3　障害者生活支援センターの充実
コード：2403
≪障害福祉課≫
障害者本人や家族からの様々な相談に対応できる身近な相談機関である障害者生活支援センターについて、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着等の課題への対応のため、体制及び人員の見直しや基幹相談支援センターを中心とした機能の強化を図るとともに、こころの健康センターや保健所等の関係機関との連携を密にし、相談支援体制の充実を図ります。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr>
<tr><td>基幹相談支援センターを 10 区に整備
【5 区】</td><td>8 区</td><td>10 区</td><td>―</td></tr>
</table></td><td>事業内容変更
成果指標削除</td></tr>
<tr><td>72</td><td>実施事業 4　精神保健福祉に関する相談の実施
コード：2404
≪精神保健課、こころの健康センター≫
精神保健課・各区役所保健センターでは、市民の身近な相談機関として、精神保健福祉に関する相談に対応します。さらに、必要に応じて、こころの健康センター・障害者総合支援センターや障害者生活支援センターなどの関係機関と連携を図ります。
こころの健康センターでは、依存症・自殺関連、ひきこもり、思春期等こころの健康に関する様々な相談に対応します。</td><td>実施事業 4　精神保健福祉に関する相談の実施
コード：2404
≪精神保健課、こころの健康センター≫
精神保健課・各区役所保健センターでは、市民の身近な相談機関として、精神保健福祉に関する相談に対応します。さらに、必要に応じて、こころの健康センター・障害者総合支援センターや障害者生活支援センターなどの関係機関と連携を図ります。
こころの健康センターでは、依存症・自殺関連、ひきこもり、思春期等こころの健康に関する様々な相談に対応します。</td><td>変更なし</td></tr>
</table>

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
66	**【重点】** **実施事業 5　高次脳機能障害に関する相談支援の充実** コード：2405 ≪障害者更生相談センター≫ 高次脳機能障害者及び家族等を対象に関係する機関と連携を図りながら、福祉サービスや医療機関等の情報提供、障害や病状の理解など必要な相談支援を行います。 また、地域相談会やグループ活動、家族教室を実施することにより、ピアカウンセリングや社会参加の場の創出、家族の負担軽減と対応方法の充実を図ります。 総合振興計画関連事業：06-2-1-04 **～高次脳機能障害支援法の施行を受けて～** 令和 8 年 4 月 1 日より高次脳機能障害者支援法が施行され、自立と社会参加の機会の確保や、尊厳を保ちつつ他者と共生することが妨げられないこと、社会的障壁の除去に資すること、個々の事情に応じ、また、関係者の連携の下に、あらゆる段階で切れ目ない支援が行われること、居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられることを理念として位置づけられました。 本市では、令和元年 5 月 7 日より、高次脳機能障害者支援センターを開設し、高次脳機能障害者への支援を実施しておりますが、法律が制定されたことにより、高次脳機能障害者支援地域協議会の設置や、高次脳機能障害者支援養成研修の実施などが求められており、更なる支援の充実に取り組みます。	**【重点】** **実施事業 12　高次脳機能障害の相談支援と普及啓発** コード：2212 ≪障害者更生相談センター≫ 高次脳機能障害者（児）及び家族等を対象に関係する支援機関と連携を図りながら、福祉サービスや医療機関等の情報提供、障害や病状の理解など必要な相談支援を行うとともに、早期に適切な支援につなぐための普及啓発に取り組みます。 また、地域相談会やグループ活動、家族教室を実施することにより、ピアカウンセリングや社会参加の場の創出、家族の負担軽減と対処方法の充実を図ります。 総合振興計画関連事業：06-2-1-04	P60 旧・コード 2212 を新・コード 2405 とと P34 新・コード 1109 へ分割 コラム追加

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
72	**実施事業 6　障害者相談員の設置** コード：2406 ≪障害福祉課≫ 地域において身体、知的、精神、発達障害及び難病当事者や家族からの相談を受ける相談員を民間の協力者の中から委嘱し、相談支援を行います。必要な研修を受講し資質の向上に努め、身近な地域で相談に応じることで在宅生活を支えるとともに、福祉事務所や障害者生活支援センターなどとの連携を強化し、障害者のニーズに即した対応を図っていきます。 また、各区役所支援課に心身障害者相談員を配置し、障害者の家庭、生活等の問題及び更生援護相談に応じるほか、必要な助言及び指導を行い、福祉の増進を図るとともに、障害のある方やその家族等が参加するイベント等において、事業の周知に努めます。	**実施事業 5　障害者相談員の設置** コード：2405 ≪障害福祉課≫ 地域において身体、知的、精神、発達障害及び難病当事者や家族からの相談を受ける相談員を民間の協力者の中から委嘱し、相談支援を行います。必要な研修を受講し資質の向上に努め、身近な地域で相談に応じることで在宅生活を支えるとともに、福祉事務所や障害者生活支援センターなどとの連携を強化し、障害者のニーズに即した対応を図っていきます。 また、各区役所支援課に心身障害者相談員を配置し、障害者の家庭、生活等の問題及び更生援護相談に応じるほか、必要な助言及び指導を行い、福祉の増進を図るとともに、障害のある方やその家族等が参加するイベント等において、事業の周知に努めます。	変更なし
73	**実施事業 7　聴覚障害者相談員の設置** コード：2407 ≪障害福祉課≫ 聴覚障害のある方を聴覚障害者相談員として設置し、特に聴覚障害者の就労や通院、学校などの日常生活上の問題について相談に応じ、必要な助言や情報提供などを行います。また、ホームページ等を活用し、事業の周知啓発に努めます。	**実施事業 6　聴覚障害者相談員の設置** コード：2406 ≪障害福祉課≫ 聴覚障害のある方を聴覚障害者相談員として設置し、特に聴覚障害者の就労や通院、学校などの日常生活上の問題について相談に応じ、必要な助言や情報提供などを行います。また、ホームページ等を活用し、事業の周知啓発に努めます。	変更なし

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td>
<u>実施事業８　コミュニティソーシャルワーカーの配置</u>
<u>コード：2409</u>
<u>≪地域福祉推進室≫</u>
<u>コミュニティソーシャルワーカーを配置し、自ら支援を求めることができない地域住民等に対して、アウトリーチ等を通じた伴走型支援を行うとともに、地域住民が地域の関係者等と連携し、地域共通の課題の把握・解決に取り組むことができるよう、その仕組みづくりを支援します。</u>
<table>
<tr><th><u>成果指標【現状（令和７年度実績）】</u></th><th><u>令和９年度</u></th><th><u>令和 10 年度</u></th><th><u>令和 11 年度</u></th></tr>
<tr><td><u>コミュニティソーシャルワーカーの配置拡大【4 区配置】</u></td><td><u>10 区</u></td><td><u>―</u></td><td><u>―</u></td></tr>
</table>
<u>総合振興計画関連事業：06-2-2-01</u>
</td><td>【新規追加】令和７年４月開始</td><td>新規追加</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>73</td><td>

実施事業 9　包括的な支援体制の整備

コード：2408

≪地域福祉推進室、生活福祉課≫

複雑化・複合化した課題等を抱える相談者（当事者及びそのケアラーを含む）に対応するために、区役所福祉課内に設置した福祉まるごと相談窓口の相談支援員が、課題を解きほぐし、活用可能な制度説明や各相談支援機関への適切なつなぎを行うほか、関係者間における情報共有や支援方針を検討する支援会議を主催するなど、課題解決に向けた支援を実施します。

成果指標【現状（令和７年度実績）】	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
アンケートによる相談者の満足度 【94.5%】	90%	90%	90%

総合振興計画関連事業：06-2-2-01

～地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について～

複雑化・複合化する地域生活課題に対応し、誰ひとり取り残さない地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備を推進します。

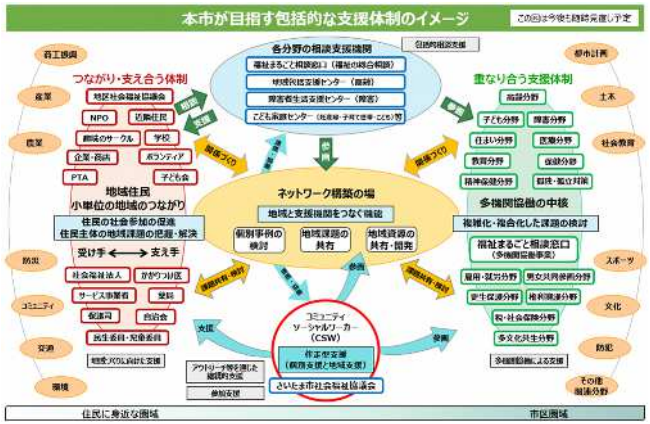

</td><td>

実施事業 7　福祉の複合的な課題に係る相談支援体制の充実

コード：2407

≪福祉総務課、生活福祉課≫

複雑化・複合化した課題等を抱える相談者（当事者及びそのケアラーを含む）に対応するために、区役所福祉課内に設置した福祉まるごと相談窓口の相談支援員が、課題を解きほぐし、活用可能な制度説明や各相談支援機関への適切なつなぎを行うほか、関係者間における情報共有や支援方針を検討する支援会議を主催するなど、課題解決に向けた支援を実施します。

成果指標【現状（令和４年度実績）】	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
アンケートによる相談者の満足度 【92.6%】	80%	90%	90%

総合振興計画関連事業：06-2-2-01

</td><td>事業名変更
コラム追加</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>66</td><td>

基本施策 5　家族等（ケアラー・ヤングケアラー）の負担の軽減

障害のある方の主な介助者は父母である割合が高く、介助を担う家族において身体的・精神的な負担が生じています。また、介助や将来に関する不安について、身近に相談できる体制の充実が求められています。

こうした状況を踏まえ、家族等（ケアラー・ヤングケアラーを含む）が抱える介助負担や不安を軽減するための取組を行います。

実施事業 1　家族教室の開催

コード：2501

≪精神保健課≫

統合失調症患者の家族を対象に、統合失調症の症状や生活のしづらさ及び家族の対応の仕方、社会資源の活用について学習する教室を開催します。統合失調症の正しい知識の習得、家族自身の心身の健康の向上を図ります。

成果指標【現状（令和７年度実績）】	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
参加者アンケートによる理解度 【92.0%】	85%	85%	85%

</td><td>

基本施策 2　障害者の自立の助長及びその家族等（ケアラー・ヤングケアラー）の負担の軽減のための総合的な支援

障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、それぞれの障害の特性や生活のしづらさに応じた各種サービスや手当等を支給するなど、障害者の自立の助長とその家族等（ケアラー・ヤングケアラー）の負担や不安を軽減するための必要な措置を講じるとともに、全ての市の機関が相互に連携し、障害者の地域生活の支援を行います。

実施事業 11　家族教室の開催

コード：2211

≪精神保健課≫

統合失調症患者の家族を対象に、統合失調症による症状や障害及び家族の対応の仕方や社会資源の活用について学習する教室を開催します。疾患や障害等の正しい知識の習得、家族自身の健康の向上を図ります。

成果指標【現状（令和４年度実績）】	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
参加者アンケートによる理解度 【81.3%】	85%	85%	85%

</td><td>

P51 旧施策 2 を P51 新施策 2 と新背策 5 へ分割

新規施策内容変更

P60 旧・コード 2211 を新・コード 2501 へ移動
事業内容変更

</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>67</td><td>実施事業 2　在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業
コード：2502
≪障害福祉課≫
医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児者を介助する家族の精神的及び身体的な負担を軽減するための支援（レスパイト）を促進するため、市内に住所を有する重症心身障害児者を受け入れる事業者に対し、助成金を交付します。</td><td>基本施策 2
実施事業 14　在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業
コード：2214
≪障害福祉課≫
医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児者を介助する家族の精神的及び身体的な負担を軽減するための支援（レスパイト）を促進するため、市内に住所を有する重症心身障害児者を受け入れる事業者に対し、助成金を交付します。</td><td>P61 旧・コード 2214 を新・コード 2502 へ移動
内容変更なし</td></tr>
<tr><td>67</td><td>実施事業 3　日中一時支援事業における夕方支援の実施
コード：2503
≪障害福祉課≫
保護者であるケアラーの就労機会の拡大を目的とし、生活介護等の通所施設利用後の、夕方以降の利用先を確保するため、日中一時支援事業における夕方支援を実施します。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>市内事業所における夕方支援の延べ利用者数【610 人】</td><td>620 人</td><td>630 人</td><td>640 人</td></tr>
</table>
総合振興計画関連事業：06-2-2-05</td><td>基本施策 2
実施事業 15　日中一時支援事業における夕方支援の実施
コード：2215
≪障害福祉課≫
保護者であるケアラーの就労機会の拡大を目的とし、生活介護等の通所施設利用後の、夕方以降の利用先を確保するため、日中一時支援事業における夕方支援を実施します。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr>
<tr><td>市内事業所における夕方支援実施事業所数【4 事業所】</td><td>6 事業所</td><td>7 事業所</td><td>8 事業所</td></tr>
</table></td><td>P62 旧・コード 2215→新・コード 2503 へ移動
成果指標変更
総振事業追加</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>67</td><td>実施事業 4　障害者生活支援センター職員向けのケアラー研修の実施

コード：2504
≪障害福祉課≫
ケアラー支援を担う障害者生活支援センター職員向けに研修を実施し、ケアラー支援人材の育成に努めます。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績)】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr><tr><td>参加者アンケートによるケアラーへの理解が深まったと回答した割合
【100%】</td><td>90%</td><td>90%</td><td>90%</td></tr></table></td><td>基本施策 2
実施事業 16　障害者生活支援センター職員向けのケアラー研修の実施

コード：2216
≪障害福祉課≫
ケアラー支援を担う障害者生活支援センター職員向けに研修を実施し、ケアラー支援人材の育成に努めます。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績)】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr><tr><td>参加者アンケートによるケアラーへの理解が深まったと回答した割合
【アンケート未実施】</td><td>90%</td><td>90%</td><td>90%</td></tr></table></td><td>P62 旧・コード 2216 を新・コード 2504 へ移動
内容変更なし</td></tr>
<tr><td>68</td><td>実施事業 5　電話による相談支援

コード：2505
≪いきいき長寿推進課≫
専門的な知識を備えた相談員が、多様化する悩みや心配事、不安を抱えるケアラーからの相談に対応し、適切な情報提供および傾聴を行うとともに、関係機関や専門窓口と連携し、必要な支援を実施します。
総合振興計画関連事業：06-2-2-05</td><td>基本施策 2
実施事業 18　電話による相談支援

コード：2218
≪いきいき長寿推進課≫
専門的な知識を備えた職員が、様々な悩みや心配事、不安を抱えたケアラーからの相談に応じ、情報提供や傾聴を行い、関係機関や専門窓口と連携して必要な支援を実施します。</td><td>P63 旧・コード 2218 を新・コード 2505 へ移動
事業内容変更</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>68</td><td>実施事業 6　こども家庭センターによる相談支援
コード：2506
≪子ども家庭支援課≫
各区役所に設置したこども家庭センターにおいて、ヤングケアラーを含め子どもやその家庭に関する相談を受け止め、関係機関と連携して必要な支援を実施します。
総合振興計画関連事業：07-1-3-03</td><td>基本施策 2
実施事業 19　子ども家庭総合拠点による相談支援
コード：2219
≪子ども家庭支援課≫
各区役所に設置した子ども家庭総合支援拠点において、ヤングケアラーを含め子どもやその家庭に関する相談を受け止め、関係機関と連携して必要な支援を実施します。
総合振興計画関連事業：07-1-3-02</td><td>P64 旧・コード 2219 を新・コード 2506 へ移動
事業名変更
事業内容変更</td></tr>
<tr><td>68</td><td>実施事業 7　ケアラー支援に関する広報・啓発
コード：2507
≪地域福祉推進室≫
ケアラーの認知度向上を図り、ケアラー支援に関する理解を深めるため、市報、市ホームページ、ＳＮＳ、チラシ、ポスター等の様々な媒体を通じて、相談窓口や支援策に関する情報等を積極的に発信するとともに、事業者、関係機関等とも連携を図ることで、効果的かつ一体的な広報・啓発を実施します。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>ケアラー・ヤングケアラーを理解している人の割合
【66.1%】</td><td>71.0%</td><td>72.5%</td><td>74.0%</td></tr>
</table>
総合振興計画関連事業：06-2-2-05</td><td>実施事業 20　ケアラー支援に関する広報・啓発
コード：2220
≪地域福祉推進室≫
ケアラーの認知度向上を図り、ケアラー支援に関する理解を深めるため、市報、市ホームページ、ＳＮＳ、チラシ、ポスター等の様々な媒体を通じて、相談窓口や支援策に関する情報等を積極的に発信するとともに、事業者、関係機関等とも連携を図ることで、効果的かつ一体的な広報・啓発を実施します。</td><td>P64 旧・コード 2220 を→新・コード 2507 へ移動
成果指標追加
総振事業追加</td></tr>
</table>

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
74	**基本施策 6　人材の確保・育成** 障害福祉サービスのニーズは年々増加するとともに、その内容も多様化しており、これらに的確に対応できる人材を安定的に確保することが重要な課題となっています。一方、少子高齢化の進行により福祉分野全体で人材確保が困難となっている中、市内の多くの障害福祉サービス事業所において人手不足感が生じています。このため、必要な障害福祉サービスを将来にわたって安定的に提供できるよう、民間事業者や関係機関等と連携し、障害福祉分野に関わる人材の確保を支援します。 あわせて、障害者の意思決定支援を踏まえた多様なニーズと実態の把握に努め、より質の高いサービスを提供するために、保健・医療・福祉等の関係機関や、地域の障害福祉サービス事業所等との連携を密にし、必要な人材の育成・定着を図ります。 また、手話通訳者や要約筆記者の養成・確保や移動支援、代読・代筆支援、資料を作製する人材の育成等を行うことで、聴覚障害者等のコミュニケーションの支援や視覚障害者等の移動や情報アクセス、読書環境のアクセシビリティを高めます。さらに、高次脳機能障害など様々な困難を抱えた方の相談に対応できるよう職員等の研修を実施します。	**基本施策 5　人材の確保・育成** 必要な障害福祉サービスを将来にわたって安定的に提供できるよう、民間事業者や関係機関等と連携し、障害福祉分野に関わる人材の確保を支援します。 あわせて、障害者の意思決定支援を踏まえた多様なニーズと実態の把握に努め、より質の高いサービスを提供するために、保健・医療・福祉等の関係機関や、地域の障害福祉サービス事業所等との連携を密にし、必要な人材の育成・定着を図ります。 また、手話通訳者や要約筆記者の養成・確保や移動支援、代読・代筆支援、資料を作製する人材の育成等を行うことで、聴覚障害者等のコミュニケーションの支援や視覚障害者等の移動や情報アクセス、読書環境のアクセシビリティを高めます。さらに、高次脳機能障害など様々な困難を抱えた方の相談に対応できるよう職員等の研修を実施します。	施策番号変更 施策内容変更

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
【重点】
実施事業１　障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援
コード：2601
≪障害政策課≫
障害福祉分野に関わる人材確保を図るため、民間事業者や関係機関等と連携して、障害福祉の魅力を発信するためのイベントや PR 活動の実施のほか、就職面談会等を開催します。
それに加え、障害福祉サービス事業所で従事するための資格取得に必要な研修受講費の補助を行います。
また、障害福祉分野に関わる人材の職場定着を図るため、事業者のニーズを踏まえ、障害福祉サービス事業所へのセミナー等により、賃金体系の整備など総合的な職場環境の整備を支援することで、報酬の上乗せ加算の取得支援を行います。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>就職面談会や障害福祉の仕事の PR 事業における来場者の満足度
【88%】</td><td>89%</td><td>90%</td><td>90%</td></tr>
</table>
</td>
<td>
【重点】
実施事業１　障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援
コード：2501
≪障害政策課≫
障害福祉分野に関わる人材確保を図るため、民間事業者や関係機関等と連携して就職面談会を実施します。また、障害福祉の魅力を発信するため、イベント等で普及啓発を行います。
障害福祉分野に関わる人材の職場定着を図るため、福祉・介護職員の安定的な処遇改善などを目的に創設された「福祉・介護職員処遇改善(特別)加算」、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」「ベースアップ等支援加算」について、障害福祉サービス事業所に対して窓口や事業所全体への集団指導の場で周知啓発を行います。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr>
<tr><td>就職面談会の来場者数
【25 人】</td><td>40 人</td><td>50 人</td><td>60 人</td></tr>
</table>
</td>
<td>事業内容変更
成果指標変更</td>
</tr>
</table>

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
75	**【重点】** **実施事業 2　手話講習会の開催** コード：2602 ≪障害福祉課≫ 聴覚障害者にとって大切な言語である手話を学ぶことにより、聴覚障害者への理解を深め、聴覚障害者の社会参加とコミュニケーション支援の充実を図ることを目的として、手話奉仕員・手話通訳者養成講習会を開催します。 また、受講者の募集方法を工夫するなど受講機会を拡大し、手話通訳者の増員を図ります。 なお、現在は厚生労働省が定めたカリキュラムに沿って、次の通り講習会を開催しております。 ・手話奉仕員養成講習会（入門コース）　定員 40 名、４会場 ・手話奉仕員養成講習会（基礎コース）　定員 35 名、４会場 ・手話通訳者養成講習会（通訳Ⅰコース）　定員 20 名、２会場 ・手話通訳者養成講習会（通訳Ⅱコース）　定員 20 名、２会場 ・手話通訳者養成講習会（通訳Ⅲコース）　定員 20 名、２会場	**【重点】** **実施事業 2　手話講習会の開催** コード：2502 ≪障害福祉課≫ 聴覚障害者にとって大切な言語である手話を学ぶことにより、聴覚障害者への理解を深め、聴覚障害者の社会参加とコミュニケーション支援の充実を図ることを目的として、手話奉仕員・手話通訳者養成講習会を開催します。 また、受講者の募集方法を工夫するなど受講機会を拡大し、手話通訳者の増員を図ります。 なお、現在は厚生労働省が定めたカリキュラムに沿って、次の通り講習会を開催しております。 ・手話奉仕員養成講習会（入門コース）　定員 40 名、４会場 ・手話奉仕員養成講習会（基礎コース）　定員 35 名、４会場 ・手話通訳者養成講習会（通訳Ⅰコース）　定員 20 名、２会場 ・手話通訳者養成講習会（通訳Ⅱコース）　定員 20 名、２会場 ・手話通訳者養成講習会（通訳Ⅲコース）　定員 20 名、２会場	変更なし

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
75	【重点】 **実施事業 3　要約筆記者養成講習会の開催** コード：2603 ≪障害福祉課≫ 聴覚障害者（難聴者・中途失聴者）の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、要約筆記を行うために必要な知識及び技術の習得を目的として、要約筆記者養成講習会（手書き・パソコン）を開催します。 なお、現在は厚生労働省が定めたカリキュラムに沿って、次の通り講習会を開催しております。 ・要約筆記者養成講習会（手書き）　定員 20 名、１会場 ・要約筆記者養成講習会（ＰＣ）　定員 20 名、１会場	【重点】 **実施事業 3　要約筆記者養成講習会の開催** コード：2503 ≪障害福祉課≫ 聴覚障害者（難聴者・中途失聴者）の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、要約筆記を行うために必要な知識及び技術の習得を目的として、要約筆記者養成講習会（手書き・パソコン）を開催します。 なお、現在は厚生労働省が定めたカリキュラムに沿って、次の通り講習会を開催しております。 ・要約筆記者養成講習会（手書き）　定員 20 名、１会場 ・要約筆記者養成講習会（ＰＣ）　定員 20 名、１会場	変更なし

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>75</td><td>実施事業 4　市職員に対する手話等の研修の実施
コード：2604
≪障害政策課≫
市職員の聴覚障害者への理解と人権意識を深めることを目的として、聴覚障害者とのコミュニケーションを高める手話の実技研修や聴覚障害者の問題や生活について考える特別講演を実施します。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr><tr><td>実技研修合計参加者数
【45 人】</td><td>40 人</td><td>40 人</td><td>40 人</td></tr></table></td><td>実施事業 4　市職員に対する手話等の研修の実施
コード：2504
≪障害政策課≫
市職員の聴覚障害者への理解と人権意識を深めることを目的として、聴覚障害者への応対力を高める手話の実技研修や聴覚障害者の問題や生活について考える特別講演を実施します。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr><tr><td>実技研修合計参加者数
【23 人】</td><td>25 人</td><td>27 人</td><td>30 人</td></tr></table></td><td>事業内容変更</td></tr>
<tr><td>76</td><td>実施事業 5　高次脳機能障害に関する職員研修の実施
コード：2605
≪障害者更生相談センター≫
高次脳機能障害の支援に携わる職員等のスキルアップを目的とした研修会を実施します。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr><tr><td>高次脳機能障害支援者向け研修の受講者のうち、研修内容を理解した人の割合
【95%】</td><td>98%</td><td>98%</td><td>98%</td></tr></table>総合振興計画関連事業：06-2-1-04</td><td>実施事業 5　高次脳機能障害に関する職員研修の実施
コード：2505
≪障害者更生相談センター≫
高次脳機能障害の支援に携わる職員のスキルアップを目的とした研修会を実施します。
総合振興計画関連事業：06-2-1-04</td><td>事業内容変更
成果指標追加</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>76</td><td>実施事業 6　精神保健福祉に関する関係機関向け研修の実施
コード：2606
≪こころの健康センター≫
区役所職員や地域の関係機関で精神保健福祉業務に携わる職員等を対象とし、精神保健福祉に関する支援技術の向上を図るため、日常の相談業務に必要な基礎知識、専門的知識等に関する研修会を実施します。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr><tr><td>研修受講者のうち、精神保健福祉に関する知識について、理解した人の割合
【94%】</td><td>95%</td><td>95%</td><td>95%</td></tr></table></td><td>実施事業 6　精神保健福祉に関する関係機関向け研修の実施
コード：2506
≪こころの健康センター≫
区役所職員や地域の関係機関で精神保健福祉業務に携わる職員等を対象とし、精神保健福祉に関する支援技術の向上を図るため、日常の相談業務に必要な基礎知識、専門的知識等に関する研修会を実施します。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr><tr><td>研修受講者へのアンケートによる役立ち度の割合
【アンケート未実施】</td><td>80%</td><td>80%</td><td>80%</td></tr></table></td><td>成果指標変更</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>76</td><td>

実施事業７　特別支援教育に関する教職員研修の実施

コード：2607

≪教育研究所≫

「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条約」（ノーマライゼーション条約）の理念を含めた教職員向けの特別支援教育に関わる研修を実施します。研修では、その理念や合理的配慮を踏まえ、児童生徒の行動や困難さを表面的に捉えるのではなく、背景にある困り感や支援の必要性を捉えて、障害の特性に応じた適切な指導を行う実践力の向上を図ります。また、障害に対する無理解や無意識の差別的な捉え方を省察し、児童生徒一人ひとりの尊厳を尊重した指導・支援を実践する教職員としての資質の向上を目指します。さらに、研修内容を校内研修や会議等を通じて教職員全体で共有されるよう、積極的に働きかけます。

<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>受講者アンケートにおいて研修内容について資質向上に役立てることができると回答する方の割合
【99%】</td><td>99%</td><td>99%</td><td>99%</td></tr>
</table>

総合振興計画関連事業：04-1-5-01

</td><td>

実施事業７　特別支援教育に関する教職員研修の実施

コード：2507

≪教育研究所≫

「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の理念を含めた教職員向けの特別支援教育に関わる研修を実施します。講義や演習を通して、障害の特性に応じた適切な指導の充実を図り、ノーマライゼーションの理念の啓発とそれを踏まえた指導力の向上を図ります。また、研修内容を校内研修や会議等で周知するよう、積極的に働きかけます。

<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr>
<tr><td>受講者アンケートにおいて研修内容について理解する（意識を高める）ことができたと回答する方の割合
【87.1%】</td><td>88%</td><td>88%</td><td>88%</td></tr>
</table>

総合振興計画関連事業：04-1-5-01

</td><td>事業内容変更
成果指標変更</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>77</td><td>実施事業 8　特別支援教育に関する教職員の専門性向上
コード：2608
≪特別支援教育室≫
地域共生社会の形成に向け、教職員の特別支援教育に係る専門性の向上を図るため、市立学校の管理職等（特別支援教育コーディネーター、特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室担当者）を対象に年間 26 回の研修を実施し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>教職員の特別支援教育に係る専門性向上を図るために実施した研修の回数
【20 回】</td><td>26 回</td><td>26 回</td><td>26 回</td></tr>
</table></td><td>実施事業 8　特別支援教育に関する教職員の専門性の向上
コード：2508
≪特別支援教育室≫
教職員の特別支援教育に係る専門性の向上を図り、共生社会の形成を目指し、市立学校の管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担当者、通級指導教室担当者を対象として、年間計 20 回の研修を実施することで、学校の教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を目指し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。</td><td>事業名変更
事業内容変更
成果指標追加</td></tr>
<tr><td>77</td><td>実施事業 9　視覚障害者等用資料を作製する人材の育成
コード：2609
≪中央図書館資料サービス課≫
点字資料、点訳絵本、デイジー図書などの視覚障害者等用資料を作製するボランティアを育成するため、講習会等を実施します。</td><td>実施事業 9　視覚障害者等用資料を作製する人材の育成
コード：2509
≪中央図書館資料サービス課≫
点字資料、点訳絵本、デイジー図書などの視覚障害者等用資料を作製するボランティアを育成するため、講習会等を実施します。</td><td>変更なし</td></tr>
</table>

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
77	**実施事業 10　保健福祉の専門的人材の養成・確保** コード：2610 ≪福祉総務課≫ 質の高い福祉サービスの供給を目指し、より高度な保健福祉に関する知識・技術を有する人材の確保に努めていくために、市社会福祉協議会の地域福祉情報・研修センターと連携し、センターの機能充実を図ります。	**実施事業 10　保健福祉の専門的人材の養成・確保** コード：2510 ≪福祉総務課≫ 質の高い福祉サービスの供給を目指し、より高度な保健福祉に関する知識・技術を有する人材の確保に努めていくために、市社会福祉協議会の地域福祉情報・研修センターと連携し、センターの機能充実を図ります。	変更なし
77	**実施事業 11　発達障害の理解を深めるための医師・看護師対象研修の実施** コード：2611 ≪障害政策課≫ 発達障害のある人が日頃より受診する医療機関において、適切な理解と支援が提供されるよう、医師及び看護師をはじめとする医療従事者を対象に、発達障害に関する理解の促進と対応力の向上を目的とした研修を、国や埼玉県の研修体系との連携を図りながら実施します。	**実施事業 11　かかりつけ医等発達障害対応力向上研修の実施** コード：2511 ≪障害政策課≫ 発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、埼玉県と共同して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた研修を実施します。	事業名変更 事業内容変更

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>67</td><td>

実施事業 12　学校における教職員、専門職向けの研修実施

コード：2612

≪総合教育相談室≫

教職員、スクールソーシャルワーカー等の専門職を対象に、複雑化、多様化する子どもの状況へ対応するための研修を実施することにより、支援の質の向上を図ります。

<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>教員やスクールソーシャルワーカーを対象とした研修会参加者のうち、内容を理解した人の割合
【93%】</td><td>95%</td><td>95%</td><td>95%</td></tr>
</table>

総合振興計画関連事業：04-1-2-02

</td><td>

基本施策 2

実施事業 17　学校における教職員、専門職向けの研修実施

コード：2217

≪総合教育相談室≫

教職員、スクールソーシャルワーカー等の専門職向けにヤングケアラー支援に関する研修を実施します。

</td><td>P63 旧・コード 2217 を新・コード 2612 へ移動
事業内容変更
成果指標追加
総振事業追加</td></tr>
</table>

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
79	**基本目標３　自立と社会参加の仕組みづくり** 全ての人が、共に協力し合い、支え合いながら、各分野で、生きがいをもって活動できる社会が求められています。障害のある人とない人が、あらゆる分野で共に活動するためには、それぞれの障害の特性に対する理解を前提とし、アクセシビリティに配慮した支援や環境の調整が必要です。 また、地域社会における就労、スポーツ、文化・芸術などの様々な活動において、障害のある人も、障害のない人も誰もが参加できる環境づくりに努め、障害のある人も様々な可能性の中から自分らしい生き方を選択できるよう、国や県等の専門機関と有機的に連携して支援することが必要です。 障害に関係なく、誰もが社会を構成する一員として、社会活動に参加し自己実現が可能な地域づくりに努めます。	**基本目標３　自立と社会参加の仕組みづくり** 全ての人が、共に協力し合い、支え合いながら、各分野で、生きがいをもって活動できる社会が求められています。障害のある人とない人が、あらゆる分野で共に活動するためには、それぞれの障害の特性に対する理解を前提とし、アクセシビリティに配慮した支援や環境の調整が必要です。 また、地域社会における就労、スポーツ、文化・芸術などの様々な活動において、障害のある人も、障害のない人も誰もが参加できる環境づくりに努め、障害のある人も様々な可能性の中から自分らしい生き方を選択できるよう、国や県等の専門機関と有機的に連携して支援することが必要です。 障害に関係なく、誰もが社会を構成する一員として、社会活動に参加し自己実現が可能な地域づくりに努めます。	変更なし

	基本施策１　情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 　様々な障害の特性により意思疎通や情報取得が困難な障害者に対して、それぞれの障害の特性を理解し、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段や代読・代筆支援等の情報取得のために必要な配慮を行います。 　また、市からのお知らせや行政サービス、イベントなどの情報提供に当たっては、ホームページやＳＮＳ等の様々な媒体やＩＣＴの利活用を促進するなど、それぞれの障害の特性に応じた、誰もが利用でき、わかりやすいものとなるように努めます。 　さらに、市民が広く利用するアプリケーションやシステムの構築・更新に際しては、企画段階からアクセシビリティに配慮し、障害の有無にかかわらず誰もが利用しやすく、安心して操作できる設計に努めます。	**基本施策１　情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実** 　様々な障害の特性により意思疎通や情報取得が困難な障害者に対して、それぞれの障害の特性を理解し、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段や代読・代筆支援等の情報取得のために必要な配慮を行います。 　また、市からのお知らせや行政サービス、イベントなどの情報提供に当たっては、ホームページやＳＮＳ等の様々な媒体やＩＣＴの利活用を促進するなど、それぞれの障害の特性に応じた、誰もが利用でき、わかりやすいものとなるように努めます。 　さらに、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）が制定されたことを踏まえ、図書館において提供する書籍等については、視覚障害をはじめとした発達障害、肢体不自由等の障害により、読書が困難な方に対する配慮がなされた書籍等の量的拡充及び質の向上を図ります。	施策内容変更

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
	【重点】 **実施事業１　障害者等に配慮した情報提供** コード：3101 ≪障害福祉課、広報課≫ 障害者やその家族が利用できる福祉サービス等の情報を、各障害別に整理するなど、わかりやすく記載したガイドブックを作成し、区役所での冊子版の配布や市ホームページへの掲載により、障害者福祉施策の周知を図ります。また、障害特性に配慮した媒体によりガイドブックや市報さいたまを発行・公開します。 また、市ホームページによる情報提供に当たっては、ユーザビリティやアクセシビリティなどの考え方に沿ったガイドライン（日本産業規格 JIS X 8341-3 等）に基づいて、ホームページの作成・公開を行います。	**【重点】** **実施事業１　障害者等に配慮した情報提供** コード：3101 ≪障害福祉課、広報課≫ 障害者やその家族が利用できる福祉サービス等の情報を、各障害別に整理するなど、わかりやすく記載したガイドブックを作成し、区役所での冊子版の配布やホームページへの掲載により、障害者福祉施策の周知を図ります。また、障害特性に配慮した媒体によりガイドブックや市報さいたまを発行・公開します。 さらに、ホームページによる情報提供に当たっては、ユーザビリティやアクセシビリティなどの考え方に沿ったガイドライン（日本産業規格 JIS X 8341-3 等）に基づいて、ホームページの作成・公開を行います。	事業内容変更
79	**実施事業２　聴覚障害者への情報提供の充実** コード：3102 ≪障害福祉課≫ 聴覚及び音声又は言語機能障害のある方が、各種の手続き、相談等を行う際や、研修、会議等の参加時などに、円滑にコミュニケーションが図れるよう、手話通訳者及び要約筆記者を派遣するとともに、関係機関等と連携を図りながら、情報提供を行います。	**実施事業２　聴覚障害者への情報提供の充実** コード：3102 ≪障害福祉課≫ 聴覚及び音声又は言語機能障害のある方が、各種の手続き、相談等を行う際や、研修、会議等の参加時などに、円滑にコミュニケーションが図れるよう、手話通訳者及び要約筆記者を派遣するとともに、関係機関等と連携を図りながら、情報提供を行います。	変更なし

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
80	**実施事業３　視覚障害者への情報提供の充実** コード：3103 ≪障害福祉課≫ 点字図書館を通じて、新聞、雑誌、広報などの必要な情報を定期的に点訳、音訳して個別に提供するとともに、市内各区の情報や見どころを配置するなどして、視覚障害者への情報提供の充実を図ります。	**実施事業３　視覚障害者への情報提供の充実** コード：3103 ≪障害福祉課≫ 点字図書館を通じて、新聞、雑誌、広報などの必要な情報を定期的に点訳、音訳して個別に提供するとともに、市内各区の情報や見どころを配置するなどして、視覚障害者への情報提供の充実を図ります。	変更なし
80	**【重点】** **実施事業４　選挙時の情報提供** コード：3104 ≪選挙課≫ さいたま市議会議員選挙及びさいたま市長選挙の執行に際し、選挙人に対してさいたま市選挙管理委員会が発行する選挙公報の情報を周知するため、視覚障害者向けに作成された音声データをデイジーＣＤ形式で希望者に配布するとともに、デイジーＣＤを市内図書館及び各区選挙管理委員会事務局に設置します。加えて、同音声データ及び読み上げ可能なＰＤＦを市ホームページで公開することにより、視覚障害者の投票環境の向上を図ります。 また、全ての投票所に車いす、コミュニケーションボード、サインガイドを設置するなど、さまざまな障害に応じた投票環境の向上を図ります。	**【重点】** **実施事業４　選挙時の情報提供** コード：3104 ≪選挙課≫ さいたま市議会議員選挙及びさいたま市長選挙の執行に際し、選挙人に対してさいたま市選挙管理委員会が発行する選挙公報の情報を周知するため、視覚障害者向けに作成された音声データをカセットテープ及びデイジーＣＤ形式で希望者に配布するとともに、デイジーＣＤを市内図書館及び各区選挙管理委員会事務局に設置します。加えて、同音声データ及び読み上げ可能なＰＤＦを市ホームページで公開することにより、視覚障害者の投票環境の向上を図ります。 また、各投票所にコミュニケーションボードを設置するなど、さまざまな障害に応じた投票環境の向上を図ります。	事業内容変更

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>80</td><td>

実施事業 5　障害者用資料の収集と作製の充実

コード：3105

≪中央図書館資料サービス課≫

いろいろな方が図書館を活用できるように、一般の図書資料だけでなく、大活字資料や視聴覚資料（字幕付映像資料を含む）の充実を図るとともに、資料を検索しやすいように図書館ホームページのアクセシビリティを高めます。

また、活字をそのままでは利用できない方のために、利用できるよう変換し、点字資料、デイジー資料、点訳絵本等として作製し、提供します。

さらに、さいたま市図書館が作製した点字資料、デイジー資料の視覚障害者等用データを国立国会図書館に提供し、活字をそのままでは利用できない方がダウンロードして利用できるようにします。

<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>所蔵数（デイジー図書、点字資料、点訳絵本）
【2,827 タイトル】</td><td>2,950
タイトル</td><td>3,020
タイトル</td><td>3,090
タイトル</td></tr>
</table>

</td><td>

実施事業 5　障害者用資料の収集と作製の充実

コード：3105

≪中央図書館資料サービス課≫

いろいろな方が図書館を活用できるように、一般の図書資料だけでなく、大活字資料や視聴覚資料（字幕付映像資料を含む）の充実を図るとともに、資料を検索しやすいように図書館ホームページのアクセシビリティを高めます。

また、活字をそのままでは利用できない方のために、利用できるよう変換し、点字資料、デイジー資料、点訳絵本等として作製し、提供します。

さらに、さいたま市図書館が作製した点字資料、デイジー資料の視覚障害者等用データを国立国会図書館に提供し、活字をそのままでは利用できない方がダウンロードして利用できるようにします。

<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr>
<tr><td>所蔵数（デイジー図書、点字資料、点訳絵本）
【2,443 タイトル】</td><td>2,470
タイトル</td><td>2,495
タイトル</td><td>2,520
タイトル</td></tr>
</table>

</td><td>変更なし</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>81</td><td>実施事業６　図書館資料へのアクセスの確保
コード：3106
≪中央図書館資料サービス課≫
図書館へのアクセスが困難な方に対して実施している宅配（郵送）サービスについて、ＰＲを強化し、利用者数の拡大及び貸出点数を維持します。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th></tr><tr><td>宅配（郵送）サービス登録者数
【87人】</td><td>88人</td><td>89人</td><td>90人</td></tr><tr><td>宅配（郵送）サービス貸出点数
【340点】</td><td>340点</td><td>340点</td><td>340点</td></tr></table></td><td>実施事業６　図書館資料へのアクセスの確保
コード：3106
≪中央図書館資料サービス課≫
図書館へのアクセスが困難な方に対して実施している宅配（郵送）サービスについて、ＰＲを強化し、利用者数、貸出点数を拡大します。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th></tr><tr><td>宅配(郵送)サービス登録者数
【61人】</td><td>63人</td><td>65人</td><td>67人</td></tr><tr><td>宅配(郵送)サービス貸出点数
【549点】</td><td>560点</td><td>570点</td><td>580点</td></tr></table></td><td>事業内容変更</td></tr>
<tr><td></td><td>実施事業７　情報アクセシビリティの向上に向けた取組の実施
コード：3107
≪デジタル改革推進部・障害政策課≫
地域ＩＣＴリーダやデジタルデバイド対策分野における連携協定を締結した事業者、障害のある方への支援を行う団体等と連携し、スマートフォン相談会等を開催します。</td><td>【新規追加】視覚障害者向けスマートフォン教室等
令和７年１月開始</td><td>新規追加</td></tr>
</table>

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
82	**基本施策 2　障害者の就労支援** 　障害者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談支援、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後のフォローまで一貫した、きめ細やかな支援を実施します。さらに、障害特性やニーズに合わせて、適切な機関につなぐ支援を行います。 　また、就労継続支援事業所等における工賃について、適切に確保できるよう支援します。	**基本施策 2　障害者の就労支援** 　障害者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談支援、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後のフォローまで一貫した、きめ細やかな支援を実施します。さらに、障害特性やニーズに合わせて、適切な機関につなぐ支援を行います。 　また、就労継続支援事業所等における福祉的就労についても、適切な工賃が確保できるよう支援します。	施策内容変更

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td>
【重点】
実施事業１　障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実
コード：3201
≪障害者総合支援センター、労働政策課≫
障害者総合支援センターを拠点として、就労を希望する障害者や就労している障害者が安心して働き続けるための支援を行います。
個々の障害特性に適した支援を行うため、国や県などの専門機関と有機的な連携を図り、就労への支援を行います。また、障害者雇用への理解促進、雇用の場の創出・拡大を図ります。
さらに、就労後、必要とされる事業所にジョブコーチを派遣し、就労の相談や職場環境の調整を行い、職場定着における支援の充実を図ります。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>障害者総合支援センター登録者の就職者数（在宅就労を含む）
【211 人】</td><td>245 人</td><td>250 人</td><td>255 人</td></tr>
<tr><td>新たに就職した障害者の定着率
【94%】</td><td>92%</td><td>92%</td><td>92%</td></tr>
</table>
総合振興計画関連事業：06-2-1-07
</td><td>
【重点】
実施事業１　障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実
コード：3201
≪障害者総合支援センター、労働政策課≫
障害者総合支援センターを拠点として、就労を希望する障害者や就労している障害者が安心して働き続けるための支援を行います。
個々の障害の特性に適した支援を行うため、国や県などの専門機関と有機的な連携を図り、就労への支援を行います。また、障害者雇用への理解促進、雇用の場の創出・拡大を図ります。
さらに、就労後、必要とされる事業所にジョブコーチを派遣し、就労の相談や職場環境の調整を行い、職場定着における支援の充実を図ります。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr>
<tr><td>企業開拓により、事業者が新規に障害者雇用を始めた件数
【1 件】</td><td>2 件</td><td>2 件</td><td>2 件</td></tr>
<tr><td>障害者総合支援センター登録者の就労増員数
【74 人】</td><td>93 人</td><td>94 人</td><td>95 人</td></tr>
<tr><td>受入協力企業での実習件数
【35 件】</td><td>48 件</td><td>49 件</td><td>50 件</td></tr>
</table>
総合振興計画関連事業：06-2-1-07
</td><td>事業内容変更
成果指標変更・削除</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>82</td><td>実施事業 2　障害者就職面接会支援事業
コード：3202
≪障害福祉課、障害者総合支援センター≫
障害者の就労に関する理解を深め、障害者雇用の一層の促進を図るため、公共職業安定所や埼玉労働局、埼玉県等と協力して、「障害者就職面接会」の開催を支援します。</td><td>実施事業 2　障害者就職面接会支援事業
コード：3202
≪障害福祉課、障害者総合支援センター≫
障害者の就労に関する理解を深め、障害者雇用の一層の促進を図るため、公共職業安定所や埼玉労働局、埼玉県等と協力して、「障害者就職面接会」の開催を支援します。</td><td>変更なし</td></tr>
<tr><td>83</td><td>【重点】
実施事業 3　障害者優先調達の推進
コード：3203
≪障害福祉課、障害者総合支援センター≫
障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者等の経済面の自立を進めるため、優先調達推進方針を策定し、障害者就労施設等からの優先的、積極的な物品等の購入に全庁的に取り組みます。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr><tr><td>障害者就労施設等からの調達件数
【集計中】</td><td>290 件</td><td>300 件</td><td>310 件</td></tr></table>総合振興計画関連事業：06-2-1-07</td><td>【重点】
実施事業 3　障害者優先調達の推進
コード：3203
≪障害福祉課、障害者総合支援センター≫
障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者等の経済面の自立を進めるため、優先調達推進方針を策定し、障害者就労施設等からの優先的、積極的な物品等の購入に全庁的に取り組みます。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr><tr><td>障害者就労施設等からの調達件数
【256 件】</td><td>240 件</td><td>245 件</td><td>250 件</td></tr></table>総合振興計画関連事業：06-2-1-07</td><td>変更なし</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>83</td><td>【重点】
実施事業 4　自主製品販売事業の活性化
コード：3204
≪障害福祉課、障害者総合支援センター≫
障害に対する理解の促進及び障害者の生産活動の活性化を図るため、障害者の自主製品の販売の機会の創出に取り組みます。
また、サデコMONOがたり（自主製品ネットショップ）での販売に対する支援を実施し、障害者が作るハートフルグッズのイメージアップを図ります。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr><tr><td>サデコMONOがたり（自主製品ネットショップ）の掲載事業所数
【15 事業所】</td><td>21 事業所</td><td>22 事業所</td><td>23 事業所</td></tr></table>総合振興計画関連事業：06-2-1-07</td><td>【重点】
実施事業 4　自主製品販売事業の活性化
コード：3204
≪障害福祉課、障害者総合支援センター≫
障害に対する理解の促進及び障害者の生産活動の活性化を図るため、市民が多く集まるイベント等への出店など、障害者の自主製品の販売の機会の創出に取り組みます。
また、サデコMONOがたり（自主製品ネットショップ）での販売に対する支援を実施し、障害者が作るハートフルグッズのイメージアップを図ります。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr><tr><td>サデコMONOがたり（自主製品ネットショップ）の掲載事業所数
【11 事業所】</td><td>12 事業所</td><td>13 事業所</td><td>14 事業所</td></tr></table>総合振興計画関連事業：06-2-1-07</td><td>事業内容変更</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>83</td><td>実施事業 5　さいたまステップアップオフィスにおける障害者の雇用と就労支援
コード：3205
≪人事課、障害者総合支援センター≫
さいたま市において、民間企業等へ直接就職することが困難な知的障害者や精神障害者を雇用し、さいたまステップアップオフィスにおける就労経験を通して、課題の改善や一般就労に必要なスキルを習得することで、民間企業等への就職（ステップアップ）を支援します。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>障害者の雇用者数
【13 人】</td><td>17 人</td><td>17 人</td><td>17 人</td></tr>
<tr><td>退職時の民間企業等への就職率
【50%】</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr>
</table></td><td>実施事業 5　さいたまステップアップオフィスにおける障害者の雇用と就労支援
コード：3205
≪人事課、教育総務課、障害者総合支援センター≫
さいたま市において、民間企業等へ直接就職することが困難な知的障害者や精神障害者を雇用し、さいたまステップアップオフィスにおける就労経験を通して、課題の改善や一般就労に必要なスキルを習得することで、民間企業等への就職（ステップアップ）を支援します。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr>
<tr><td>障害者の雇用者数
【22 人】</td><td>21 人</td><td>21 人</td><td>21 人</td></tr>
<tr><td>退職時の民間企業等への就職率
【63%】</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr>
</table></td><td>変更なし</td></tr>
<tr><td>84</td><td>実施事業 6　重度障害者等の就労支援事業
コード：3206
≪障害福祉課≫
重度障害者の日常生活に係る支援を就労中にも行うことで、重度障害者等の就労機会の拡大に取り組みます。</td><td>実施事業 6　重度障害者等の就労支援事業
コード：3206
≪障害福祉課≫
重度障害者の日常生活に係る支援を就労中にも行うことで、重度障害者等の就労機会の拡大に取り組みます。</td><td>変更なし</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>85</td><td>基本施策３　アクセシビリティに配慮した空間の整備
公共建築物、道路、公園、公共交通機関の施設などの既存施設について、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）の主旨を踏まえるとともに、日本産業規格等に準拠したバリアフリー化に努め、ユニバーサルデザインの視点を取り入れるなど、アクセシビリティに配慮した誰もが快適に安心して利用できるものに整備していきます。

実施事業１　ユニバーサルデザインの推進に関する職員への意識啓発
コード：3301
≪都市経営戦略部≫
ユニバーサルデザインの都市づくりを推進するため、ユニバーサルデザイン推進基本指針に基づき、職員への意識啓発として、職員向けの研修や庁内の取組に関する情報共有・発信等を行います。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th></tr><tr><td>研修受講者アンケートにおいて、ユニバーサルデザインの考え方を活用できそうと答えた方の割合
【アンケート 98%】</td><td>90%</td><td>90%</td><td>90%</td></tr></table></td><td>基本施策３　アクセシビリティに配慮した空間の整備
公共建築物、道路、公園、公共交通機関の施設などの既存施設について、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）の主旨を踏まえるとともに、日本産業規格等に準拠したバリアフリー化に努め、ユニバーサルデザインの視点を取り入れるなど、アクセシビリティに配慮した誰もが快適に安心して利用できるものに整備していきます。

実施事業１　ユニバーサルデザインの推進に関する職員への意識啓発
コード：3301
≪都市経営戦略部≫
ユニバーサルデザインの都市づくりを推進するため、ユニバーサルデザイン推進基本指針に基づき、職員への意識啓発として、職員向けの研修や庁内の取組に関する情報共有・発信等を行います。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th></tr><tr><td>研修受講者アンケートにおいて、ユニバーサルデザインの考え方を活用できそうと答えた方の割合
【アンケート未実施】</td><td>90%</td><td>90%</td><td>90%</td></tr></table></td><td>変更なし

変更なし</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>85</td><td>

実施事業２　福祉のまちづくりの推進

コード：3302

≪地域福祉推進室≫

高齢者、障害者等をはじめとする誰もが安心して、心豊かに暮らすことができるまちの実現のために、ハード面における整備基準に基づく審査を行うほか、市内の小中学校において、障害のある方や市福祉関係団体、ＰＴＡ・保護者等と連携し、児童生徒と地域ぐるみで福祉のまちづくりを共に学び合う「さいたま市福祉のまちづくりモデル地区推進事業」を実施するなど、ソフト面における「心のバリアフリー」を推進します。

<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>モデル地区推進事業参加者アンケートによる「理解度」
【96.3%】</td><td>90%</td><td>90%</td><td>90%</td></tr>
</table>

総合振興計画関連事業：06-2-1-01

</td><td>

実施事業２　福祉のまちづくりの推進

コード：3302

≪福祉総務課≫

高齢者、障害者等をはじめとする誰もが安心して、心豊かに暮らすことができるまちの実現のために、ハード面における整備基準に基づく審査を行うほか、市内の小中学校において、障害のある方や市福祉関係団体、ＰＴＡ・保護者等と連携し、児童生徒と地域ぐるみで福祉のまちづくりを共に学び合う「さいたま市福祉のまちづくりモデル地区推進事業」を実施するなど、ソフト面における「心のバリアフリー」を推進します。

総合振興計画関連事業：06-2-1-08

</td><td>成果指標追加</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>86</td><td>

実施事業３　バリアフリー化の推進

コード：3303

≪交通政策課、都心整備課≫

さいたま市バリアフリー基本構想に基づき、事業者や教育機関等と連携し、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化を推進します。

ホームドア未設置の市内駅については、事業者に対して、ホームドア設置に対する補助や早期設置の要望を実施します。

また、さいたま新都心のけやきひろばに設置された「さいたま新都心ふれあいプラザ」においては、車いす体験、白杖体験などのバリアフリー体験をとおし、支えあいの心を醸成・発信することで、すべての人が安心して快適に活動できるまちづくりを推進します。

<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>鉄道事業者に対する市内各駅のホームドア早期整備を要望
【鉄道事業者に要望を実施した】</td><td>鉄道事業者に対する市内各駅のホームドア早期整備を要望</td><td>鉄道事業者に対する市内各駅のホームドア早期整備を要望</td><td>鉄道事業者に対する市内各駅のホームドア早期整備を要望</td></tr>
</table>

総合振興計画関連事業：09-2-3-03

</td><td>

実施事業３　バリアフリー化の推進

コード：3303

≪交通政策課、都心整備課≫

さいたま市バリアフリー基本構想に基づき、事業者や教育機関等と連携し、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化を推進します。

ホームドア未設置の市内駅については、事業者に対して、ホームドア設置に対する補助や早期設置の要望を実施します。

また、さいたま新都心のけやきひろばに設置された「さいたま新都心ふれあいプラザ」においては、車いす体験、白杖体験などのバリアフリー体験をとおし、支え合いの心を醸成・発信することで、すべての人が安心して快適に活動できるまちづくりを推進します。

<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr>
<tr><td>バリアフリー設備の補助
【京浜東北線大宮駅のホームドア整備着手】</td><td>市内駅のホームドア早期設置を要望</td><td>市内駅のホームドア早期設置を要望</td><td>市内駅のホームドア早期設置を要望</td></tr>
</table>

総合振興計画関連事業：09-2-3-03

</td><td>成果指標変更</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>86</td><td>実施事業 4　ノンステップバスの導入促進
コード：3304
≪交通政策課≫
高齢者や障害者等の移動円滑化を図るため、エレベーター、エスカレーター、スロープ等の設置によりバリアフリー化されている、もしくはその計画がある鉄道駅に乗り入れるバス路線を対象として、事業者が導入するノンステップバス費用の一部を助成します。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>ノンステップバスの導入率
【87%】</td><td>86%</td><td>88%</td><td>89%</td></tr>
</table>
総合振興計画関連事業：09-2-3-03</td><td>実施事業 4　ノンステップバスの導入促進
コード：3304
≪交通政策課≫
高齢者や障害者等の移動円滑化を図るため、エレベーター、エスカレーター、スロープ等の設置によりバリアフリー化されている、もしくはその計画がある鉄道駅に乗り入れるバス路線を対象として、事業者が導入するノンステップバス費用の一部を助成します。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr>
<tr><td>ノンステップバスの導入率
【74.7%】</td><td>70%</td><td>70%</td><td>―</td></tr>
</table>
総合振興計画関連事業：09-2-3-03</td><td>変更なし</td></tr>
<tr><td>86</td><td>実施事業 5　公園リフレッシュ事業の実施
コード：3305
≪都市公園課≫
さいたま市福祉のまちづくり条例に基づくみんなのトイレの整備（建替・新設）など、老朽化が進む公園施設の改修及び質的向上を図ります。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>「みんなのトイレ」整備個所数
【３か所整備】</td><td>1 か所</td><td>1 か所</td><td>1 か所</td></tr>
</table>
総合振興計画関連事業：09-2-1-04</td><td>実施事業 5　公園リフレッシュ事業の実施
コード：3305
≪都市公園課≫
さいたま市福祉のまちづくり条例に基づくみんなのトイレの整備（建替・新設）など、老朽化が進む公園施設の改修及び質的向上を図ります。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr>
<tr><td>「みんなのトイレ」整備箇所数
【2 か所整備】</td><td>1 か所</td><td>1 か所</td><td>1 か所</td></tr>
</table>
総合振興計画関連事業：09-2-1-05</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>87</td><td>

基本施策４　外出や移動の支援

障害者が、社会の様々な分野に積極的に参画し、生きがいをもって暮らせるよう、タクシー利用に関するサービスや軽自動車税の減免など各種サービスを提供し、外出や移動の支援を行います。

また、必要なサービスが利用できるよう、各種サービスに関する周知を図ることで、障害者の社会参加を促進します。

【重点】

実施事業１　外出が困難な障害者（児）に対する社会参加の促進

コード：3401

≪障害福祉課≫

社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加の為の外出等の際にヘルパーが付き添うサービスを提供します。特別支援学校や障害者施設への通学通所などの際に必要な介助や身の回りの介護を行うヘルパーを派遣することなどにより外出が困難な障害者（児）の社会参加を促進します。

<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>移動支援の延べ利用者数
【13,243 人】</td><td>13,500 人</td><td>13,800 人</td><td>14,100 人</td></tr>
</table>

総合振興計画関連事業：06-2-1-06

</td><td>

基本施策４　外出や移動の支援

障害者が、社会の様々な分野に積極的に参画し、生きがいをもって暮らせるよう、タクシー利用に関するサービスや軽自動車税の減免など各種サービスを提供し、外出や移動の支援を行います。

また、必要なサービスが利用できるよう、各種サービスに関する周知を図ることで、障害者の社会参加を促進します。

【重点】

実施事業１　外出が困難な障害者（児）に対する社会参加の促進

コード：3401

≪障害福祉課≫

事業所等に対し広く周知啓発を行い、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のために移動介護を行う事業への参入を促すことで、外出が困難な障害者（児）の社会参加を促進します。

<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr>
<tr><td>移動支援事業所数
【163 事業所】</td><td>2 事業所
増</td><td>2 事業所
増</td><td>2 事業所
増</td></tr>
</table>

総合振興計画関連事業：06-2-1-06

</td><td>変更なし

事業内容変更
成果指標変更</td></tr>
</table>

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
87	**実施事業 2　福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施** コード：3402 ≪障害福祉課≫ 重度障害者等の生活圏の拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシー利用料金又は自動車燃料費を助成します。	**実施事業 2　福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施** コード：3402 ≪障害福祉課≫ 重度障害者等の生活圏の拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシー利用料金又は自動車燃料費を助成します。	変更なし
87	**実施事業 3　自動車運転免許取得費の補助、自動車改造費の補助** コード：3403 ≪障害福祉課≫ 就業等を行う身体障害者の自動車免許取得に要する費用及び自動車の改造に要した費用の一部を助成することにより、身体障害者の社会参加を促進します。	**実施事業 3　自動車運転免許取得費の補助、自動車改造費の補助** コード：3403 ≪障害福祉課≫ 就業等を行う身体障害者の自動車免許取得に要する費用及び自動車の改造に要した費用の一部を助成することにより、身体障害者の社会参加を促進します。	変更なし
87	**実施事業 4　リフト付き自動車の貸出し** コード：3404 ≪障害福祉課≫ 障害者の社会参加活動を支援するため、外出の困難な重度の身体障害者を対象に、車いすのまま乗車できるリフト付き自動車を貸出します。	**実施事業 4　リフト付き自動車の貸出し** コード：3404 ≪障害福祉課≫ 障害者の社会参加活動を支援するため、外出の困難な重度の身体障害者を対象に、車いすのまま乗車できるリフト付き自動車を貸出します。	変更なし

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
88	**基本施策 5　文化・スポーツ活動の促進** 　障害の有無や障害の種別・程度を超えて交流し、それぞれの理解を深め、自己実現を図るため、各種文化・スポーツ活動への参加を促進します。 　スポーツに関しては、スポーツを通じて社会参画するとともに、健康増進に資するよう、障害者のスポーツ実施機会の充実に向けた取組を行います。 　また、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立を踏まえ、様々な障害の特性に応じて、障害者が文化芸術を鑑賞、発表をする機会の充実に努めます。	**基本施策 5　文化・スポーツ活動の促進** 　障害の有無や障害の種別・程度を超えて交流し、それぞれの理解を深め、自己実現を図るため、各種文化・スポーツ活動への参加を促進します。 　また、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立を踏まえ、様々な障害の特性に応じて、障害者が文化芸術を鑑賞、発表をする機会の充実に努めます。	施策内容変更
	実施事業 1　障害者文化芸術活動の推進 コード：3501 ≪障害政策課、文化振興課≫ 　障害者の文化芸術活動を奨励することにより、障害者の生きがいづくりや社会参加を推進するとともに、その作品等を広く展示・公開することによって、市民の障害者に対する理解の促進を図ります。 　また、関係機関と連携しながら、障害者の文化芸術に関する情報提供や、必要に応じて障害福祉サービス事業所等に対してあっせん等を行います。	**実施事業 1　障害者文化芸術活動の推進** コード：3501 ≪障害政策課、文化振興課≫ 　障害者の文化芸術活動を奨励することにより、障害者の生きがいづくりや社会参加を推進するとともに、その作品等を広く展示・公開することによって、市民の障害者に対する理解の促進を図ります。 　また、関係機関と連携しながら、障害者の文化芸術に関する情報提供や、必要に応じて障害福祉サービス事業所等に対してあっせん等を行います。	変更なし

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績)】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>「障害者週間」市民のつどいでの出品作品数
【90 作品】</td><td>90 作品</td><td>90 作品</td><td>90 作品</td></tr>
<tr><td>各種啓発イベントでのステージ発表当事者団体の数
【10 団体】</td><td>８団体</td><td>8 団体</td><td>8 団体</td></tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績)】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr>
<tr><td>「障害者週間」市民のつどいでの出品作品数
【27 作品】</td><td>40 作品</td><td>50 作品</td><td>60 作品</td></tr>
<tr><td>各種啓発イベントでのステージ発表当事者団体の数
【9 団体】</td><td>5 団体</td><td>5 団体</td><td>5 団体</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>88</td>
<td>実施事業 2　全国障害者スポーツ大会への参加
コード：3502
≪障害政策課≫
競技等を通じてスポーツの楽しさを体験する機会を提供するとともに、市民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加を促進するため、障害者スポーツの全国的な祭典である全国障害者スポーツ大会への参加を支援します。</td>
<td>実施事業 2　全国障害者スポーツ大会への参加
コード：3502
≪障害政策課≫
競技などを通じスポーツの楽しさを体験するとともに、市民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加を促進するため、障害者スポーツの全国的な祭典である全国障害者スポーツ大会への参加を支援します。</td>
<td>事業内容変更</td>
</tr>
</table>

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
89	**実施事業３　障害者のスポーツ・運動機会の充実** コード：3503 ≪障害政策課≫ スポーツや運動を通じて、障害者の社会参加の促進や健康増進を図るため、スポーツ教室やレクリエーション教室等の実施に加え、より幅広い方が参加できるよう、小中学校の特別支援学級や生活介護・療養介護事業所等へ訪問型のスポーツ・レクリエーション教室も行います。 また、関係部局や関係団体と連携し、指導者やボランティア等の人材の活用を図り、スポーツに関心や意欲のある障害者が、希望する活動に円滑につながるよう体制整備を推進します。	**実施事業３　スポーツ教室の充実** コード：3503 ≪障害政策課≫ スポーツを通じて、障害者の社会参加の促進や健康増進を図るため、スポーツ教室を実施します。 開催にあたっては、より幅広い方が参加できるよう、教育委員会と連携し小中学校の特別支援学級等への訪問型の開催を行うなど内容の充実を図ります。	事業名変更 事業内容変更

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
	実施事業 4　さいたまスポーツフェスティバルの開催 コード：3504 ≪スポーツ政策室≫ プロスポーツチームとの連携による競技体験や、障害の有無に関わらず、誰もが体験できる、多様なスポーツの楽しさを伝える体験型イベントであるさいたまスポーツフェスティバルを開催します。	**【新規追加】令和●年●月開始**	新規追加
89	**実施事業 5　市立施設の使用料減免** コード：3505 ≪障害福祉課≫ 経済的な負担を軽減し、障害者の社会参加の促進を図るため、障害者とその介助者の利用に関わる市の施設の使用料を減免します。	**実施事業 4　市立施設の使用料減免** コード：3504 ≪障害福祉課≫ 経済的な負担を軽減し、障害者の社会参加の促進を図るため、障害者とその介助者の利用に関わる市の施設の使用料を減免します。	変更なし

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
91	**基本目標 4　障害者の危機対策** 災害などの緊急時における障害者や高齢者などの避難行動要支援者への対策は、これまでも防災意識向上のための普及・啓発活動や避難行動要支援者名簿の作成、避難場所の体制整備、意思疎通に支障がある方への支援などといった取組を進めてきました。 これまでに起こった大規模な地震や風水害、感染症のまん延等の健康危機などにおける経験と教訓を踏まえ、実際に有効に機能する災害時等の対策については、本市においても大きな課題と認識し、発災時に障害者が安全かつ速やかに避難するための支援や意思疎通及びアクセシビリティに関する支援や避難所での安定した避難生活の確保、様々な媒体を活用した情報発信など、障害に応じた適切な配慮等の支援が提供できるよう対策を進める必要があります。 また、日常生活における救急や消費者トラブルなどの緊急時等についても、障害者が安心して地域生活が送れるよう支援を行います。	**基本目標 4　障害者の危機対策** 災害などの緊急時における障害者や高齢者などの避難行動要支援者への対策は、これまでも防災意識向上のための普及・啓発活動や避難行動要支援者名簿の作成、避難場所の体制整備、意思疎通に支障がある方への支援などといった取組を進めてきました。 これまでに起こった大規模な地震や風水害、感染症のまん延等の健康危機などにおける経験と教訓を踏まえ、実際に有効に機能する災害時等の対策については、本市においても大きな課題と認識し、発災時に障害者が安全かつ速やかに避難するための支援や意思疎通及びアクセシビリティに関する支援や避難所での安定した避難生活の確保、様々な媒体を活用した情報発信など、障害に応じた適切な配慮等の支援が提供できるよう対策を進める必要があります。 また、日常生活における救急や消費者トラブルなどの緊急時等についても、障害者が安心して地域生活が送れるよう支援を行います。	変更なし

	基本施策１　防災対策の推進 　これまでに起こった大規模な地震や風水害、感染症等の健康危機などにおける経験と教訓を踏まえ、災害時等において障害者に対し、必要な情報や適切な支援が提供できるよう、ＳＮＳなどの様々な媒体を活用した迅速な情報提供や避難所の整備など各種取組を進めます。 　また、地域における防災対策の推進を図るため、災害時において要配慮者となる障害者等に対し必要な支援や配慮を行えるようにするために策定した「災害時要配慮者支援マニュアル」や、自治会・自主防災組織や民生委員による避難行動要支援者名簿の活用を図るほか、障害者が参加できる防災訓練を実施します。	**基本施策１　防災対策の推進** 　これまでに起こった大規模な地震や風水害、感染症等の健康危機などにおける経験と教訓を踏まえ、災害時等において障害者に対し、必要な情報や適切な支援が提供できるよう、ＳＮＳなどの様々な媒体を活用した迅速な情報提供や避難所の整備など各種取組を進めます。 　また、地域における防災対策の推進を図るため、災害時において要配慮者となる障害者等に対し必要な支援や配慮を行えるようにするために策定した「災害時要配慮者支援マニュアル」や、自治会・自主防災組織や民生委員による避難行動要支援者名簿の活用を図るほか、障害者が参加できる防災訓練を実施します。	変更なし

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td>

【重点】

実施事業１　防災知識等の普及・啓発

コード：4101

≪防災課、障害政策課、福祉総務課≫

災害時における要配慮者である障害者に必要な支援や配慮について、さいたま市災害時要配慮者支援マニュアルにより、支援者や地域住民への周知を図ります。

また、障害特性に配慮した媒体を含む防災ガイドブックを全戸配布し、避難行動要支援者が必要とする援助の内容が分かる防災・緊急時安心カードの普及や、災害時における食料や水、必要な装具等の備蓄をよびかけるとともに、家具の転倒防止や緊急避難場所・避難所の把握、近隣住民とのコミュニケーションといった災害に対する事前準備をよびかけることで、地域における住民、障害者やその家族の防災意識の向上を図ります。

さらに、障害者の利用が多い社会福祉施設が策定する避難確保計画について、水防法等の趣旨及び浸水想定区域における防災対策の重要性を十分に周知のうえ、策定率 100%を目指します。

成果指標【現状（令和７年度実績）】	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
浸水想定区域における障害者支援施設等の避難確保計画策定率 【96%】	100%	100%	100%

</td><td>

【重点】

実施事業１　防災知識等の普及・啓発

コード：4101

≪防災課、障害政策課、福祉総務課≫

災害時における要配慮者である障害者に必要な支援や配慮について、さいたま市災害時要配慮者支援マニュアルにより、支援者や地域住民への周知を図ります。

また、障害特性に配慮した媒体を含む防災ガイドブックを全戸配布し、避難行動要支援者が必要とする援助の内容が分かる防災・緊急時安心カードの普及や、災害時における食料や水、必要な装具等の備蓄をよびかけるとともに、家具の転倒防止や緊急避難場所・避難所の把握、近隣住民とのコミュニケーションといった災害に対する事前準備をよびかけることで、地域における住民、障害者やその家族の防災意識の向上を図ります。

さらに、多数の障害者等が利用する社会福祉施設における防災計画等の作成の中で、物資の備蓄等も含めた防災対策への協力を促します。

成果指標【現状（令和４年度実績）】	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
浸水想定区域における障害者支援施設等の避難確保計画策定率 【97%】	100%	100%	100%

総合振興計画関連事業：10-1-2-01

</td><td>総振事業削除</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>92</td><td>【重点】
実施事業 2　要配慮者の避難支援対策の推進
コード：4102
≪防災課、福祉総務課≫
要配慮者が安心して避難所へ避難できるようにするために、専門的なケアが必要な要配慮者を受け入れる福祉避難所の拡大を図るとともに、開設訓練を実施するなど、福祉避難所の機能を強化します。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績)】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr><tr><td>福祉避難所開設訓練の実施施設数
【26 回】</td><td>26 施設</td><td>26 施設</td><td>26 施設</td></tr></table>総合振興計画関連事業：10-1-2-05</td><td>【重点】
実施事業 2　要配慮者の避難支援対策の推進
コード：4102
≪防災課、福祉総務課≫
要配慮者が安心して避難所へ避難できるようにするために、専門的なケアが必要な要配慮者を受け入れる福祉避難所の拡大を図るとともに、開設訓練を実施するなど、福祉避難所の機能を強化します。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績)】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr><tr><td>福祉避難所開設訓練の実施回数
【24 回】</td><td>25 回</td><td>24 回</td><td>25 回</td></tr></table>総合振興計画関連事業：10-1-2-05</td><td>成果指標変更</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>92</td><td>【重点】
実施事業 3　避難行動要支援者名簿の活用
コード：4103
≪防災課、障害福祉課、福祉総務課≫
避難行動要支援者である障害者の状況を把握し、災害時における地域での障害者支援を推進するため、地域防災計画に基づき避難行動要支援者名簿を、自主防災組織、自治会、民生委員に提供します。併せて名簿を新規で渡す際に同封する案内の見直しを適宜行うとともに、名簿を活用した訓練を実施するなど、より一層名簿の活用を促進します。
また、自主防災組織、自治会及び民生委員による、避難行動要支援者の避難先、避難経路、手段等をまとめた個別避難支援プランの作成を推進します。</td><td>【重点】
実施事業 3　避難行動要支援者名簿の活用
コード：4103
≪防災課、障害福祉課、福祉総務課≫
避難行動要支援者である障害者の状況を把握し、災害時における地域での障害者支援を推進するため、地域防災計画に基づき避難行動要支援者名簿を、自主防災組織、自治会、民生委員に提供します。併せて名簿を新規で渡す際に同封する案内の見直しを適宜行うとともに、名簿を活用した訓練を実施するなど、より一層名簿の活用を促進します。
また、自主防災組織、自治会及び民生委員による、避難行動要支援者の避難先、避難経路、手段等をまとめた個別避難支援プランの作成を推進します。
<table><tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr><tr><td>避難行動要支援者名簿を活用した訓練を実施した自主防災組織数
【544 組織※】
※市内自主防災組織数：792 組織（令和 4 年度末時点）</td><td>640 組織</td><td>700 組織</td><td>700 組織</td></tr></table>総合振興計画関連事業：10-1-2-04</td><td>成果指標削除
総振事業削除</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>93</td><td>【重点】
実施事業４　災害時等における確実な情報の発信
コード：4104
≪防災課≫
災害時等における情報伝達にあたり、障害の特性に応じた多様な情報収集手段を確保するため、また、障害者の避難誘導を支援する市民等への適切な情報伝達を行うため、防災行政無線放送やテレビといった手段に加え、メールや防災アプリ、災害時情報電話サービス等の ICT を活用した情報伝達システムを整備し、適切に運用します。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>防災行政無線メール、災害上防災情報電話サービス事業、防災アプリ等、避難情報を受領できるサービス登録者数
【累計　89,830 件】</td><td>101,000 件</td><td>109,000 件</td><td>117,000 件</td></tr>
</table>
総合振興計画関連事業：10-1-2-01</td><td>【重点】
実施事業４　災害時等における確実な情報の発信
コード：4104
≪防災課≫
災害時等における情報伝達にあたり、障害の特性に応じ多様な情報収集手段を確保するため、また、障害者の避難誘導を支援する市民等への適切な情報伝達を行うため、防災行政無線放送やテレビといった手段に加え、メールや防災アプリ、災害時防災情報電話サービス等のＩＣＴを活用した情報伝達システムを整備し、適切に運用します。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr>
<tr><td>防災行政無線メール、災害時防災情報電話サービス事業等、避難情報を受領できるサービス登録者数
【累計登録者数　45,410 件】</td><td>57,000 件</td><td>64,000 件</td><td>―</td></tr>
<tr><td>防災アプリ累計登録件数
【累計登録件数　19,375 件】</td><td>35,000 件</td><td>40,000 件</td><td>―</td></tr>
</table>
総合振興計画関連事業：10-1-2-01</td><td>事業内容変更
成果指標統合
総振事業削除</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>93</td><td>
【重点】
実施事業 5　防災訓練への障害者の参加
コード：4105
≪障害福祉課、防災課≫
市総合防災訓練及び各区の避難所運営訓練において、誰もが参加できる防災訓練を実施し、地域全体による災害時の体制整備に努めます。
また、それぞれの防災訓練において、地域に住んでいる障害者の参加を促し、障害者自身が災害時の避難行動等の理解を深めるとともに、障害や障害者に関する理解を深める訓練を実施します。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>訓練参加者（障害者に対応する訓練の参加者）を対象にアンケートを実施し、障害及び障害者への理解度調査
【98%】</td><td>90%</td><td>90%</td><td>90%</td></tr>
<tr><td>各区避難所運営訓練への障害者の参加者数
【49 人】</td><td>30 人</td><td>30 人</td><td>30 人</td></tr>
</table>
総合振興計画関連事業：10-1-2-05
</td><td>
【重点】
実施事業 5　防災訓練への障害者の参加
コード：4105
≪障害福祉課、防災課≫
市総合防災訓練及び各区の避難所運営訓練において、誰もが参加できる防災訓練を実施し、地域全体による災害時の体制整備に努めます。
また、それぞれの防災訓練において、地域に住んでいる障害者の参加を促し、障害者自身が災害時の避難行動等の理解を深めるとともに、障害や障害者に関する理解を深める訓練を実施します。
<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr>
<tr><td>訓練参加者（障害者に対応する訓練の参加者）を対象にアンケートを実施し、障害及び障害者への理解度調査
【98%】</td><td>90%</td><td>90%</td><td>90%</td></tr>
<tr><td>各区避難所運営訓練への障害者の参加者数
【3 人】</td><td>30 人</td><td>30 人</td><td>30 人</td></tr>
</table>
総合振興計画関連事業：10-1-2-05
</td><td>変更なし</td></tr>
</table>

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
94	**基本施策 2　防犯等の対策** 　障害者が地域社会において安心して暮らせるよう、緊急時や防犯等の対策を図るほか、消費者トラブルの防止や被害への支援を行います。 **実施事業 1　障害者支援施設等の防犯対策事業** コード：4201 ≪障害政策課≫ 　障害福祉サービス事業所の職員を対象に、防犯意識の向上を図るため、警察等と連携した研修を実施します。	**基本施策 2　防犯等の対策** 　障害者が地域社会において安心して暮らせるよう、緊急時や防犯等の対策を図るほか、消費者トラブルの防止や被害への支援を行います。 **実施事業 1　障害者支援施設等の防犯対策事業** コード：4201 ≪障害政策課≫ 　国庫補助金を活用し、障害者支援施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラの設置や外構等の設置・修繕などの必要な安全対策に要する費用について、補助を行います。 　また、障害福祉サービス事業所の職員を対象に、防犯意識の向上を図るため、警察等と連携した研修を実施します。	変更なし 事業内容変更

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
94	**実施事業 2　緊急通報システムの設置** コード：4202 ≪障害福祉課≫ 重度障害者の緊急時の対応を図るため、ボタン一つで通報することができる緊急通報システムを設置します。	**実施事業 2　緊急通報システムの設置** コード：4202 ≪障害福祉課≫ 重度障害者の緊急時の対応を図るため、ボタン一つで通報することができる緊急通報システムを設置します。	変更なし
94	**実施事業 3　インターネット・メール・ファクスによる 119 番通報受信** コード：4203 ≪指令課≫ 発生の予測が困難な災害に備え、119 番通報が困難な方を対象として、スマートフォンや携帯電話のインターネット機能、メール機能およびファクスを活用し、障害のある方からの緊急通報を文字情報として確実に通報受信を行います。	**実施事業 3　インターネット・メール・ファクスによる 119 番通報受信** コード：4203 ≪指令課≫ いつ起こるか判らない災害に対し、発声による 119 番通報が困難な方を対象とした災害通報方法として、スマートフォンや携帯電話のインターネット機能やメール機能、ファクスを活用し、障害者が消防機関へ緊急通報する際に、文字による確実な通報受信を行います。	事業内容変更

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>94</td><td>

実施事業 4　緊急時安心キットの広報

コード：4204

≪救急課≫

出前講座等において広報活動を行います。

<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>緊急時安心キットが有用と感じた人の割合
【未実施】</td><td>60%</td><td>60%</td><td>60%</td></tr>
</table>

総合振興計画関連事業：10-1-3-06

</td><td>

実施事業 4　緊急時安心キット配布事業

コード：4204

≪救急課≫

救急車の要請に際し、かかりつけ医療機関や緊急時の連絡先などの情報を保管して、円滑な救急搬送につなげるための緊急時安心キットの広報を行うとともに、無料で配布します。

<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和４年度実績）】</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th></tr>
<tr><td>緊急時安心キットの広報の人数
【39,432 人】</td><td>16,000 人</td><td>16,000 人</td><td>―</td></tr>
</table>

総合振興計画関連事業：10-1-3-07

</td><td>事業名変更
事業内容変更
成果指標変更</td></tr>
<tr><td>95</td><td>

実施事業 5　消費者行政の推進

コード：4205

≪消費生活総合センター≫

障害者の消費者被害の未然防止のため、消費生活展や消費生活セミナー、出前講座の実施、また障害者関係機関と連携しチラシ配布等、様々な場で情報提供、普及啓発を行います。

また、消費者被害への支援のため、相談者の必要に応じて筆談等による消費生活相談を実施します。

<table>
<tr><th>成果指標【現状（令和７年度実績）】</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>消費生活展などのアンケートで、「とても役に立った」「役に立った」と回答した参加者の割合
【未実施】</td><td>90%</td><td>90%</td><td>90%</td></tr>
</table>

総合振興計画関連事業：05-1-3-02

</td><td>

実施事業 5　消費者行政の推進

コード：4205

≪消費生活総合センター≫

障害者の消費者被害の未然防止のため、障害者関係機関と連携し、出前講座の実施やチラシ配布等、様々な場で情報提供、普及啓発を行います。

また、消費者被害への支援のため、相談者の必要に応じて筆談等による消費生活相談を実施します。

総合振興計画関連事業：05-1-3-02

</td><td>事業内容変更
成果指標追加</td></tr>
</table>

（案）

さいたま市障害者総合支援計画　素案

第３章　障害福祉計画及び障害児福祉計画

新旧対照表

※国の基本指針をもとに作成しています。
※今後の国や県からの通知により、内容を変更する場合があります。

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
96	# 第３章　第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画 ## 第１節　成果目標 ### １　施設入所者の地域生活への移行 国の第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画に係る基本指針では、第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画に引き続き、福祉施設の入所者の地域生活への移行を進める観点から、令和７年度末時点の福祉施設に入所している障害者のうち、今後グループホーム、一般住宅等に移行する人の数について様々なデータを活用しながら把握し、その上で令和 11 年度（2029）末における地域生活に移行する人の数と施設入所者数を目標値として設定することとしています。 【国指針】 ・令和７年度末の施設入所者数の６％以上が地域生活に移行 ・令和７年度末時点の施設入所者数から５％以上削減 なお、障害者支援施設の整備に当たっては、設定する施設入所者数の削減割合の目標値の達成に向けて整合するものであることが求められる。また、居室は個室を基本とし、生活環境の向上に向けた取組を進めていく。さらに居室の個室化等の状況を把握し、取組を推進することが望ましい。	# 第３章　第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画 ### １　数値目標 ### （１）施設入所者の地域生活への移行 国の第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画に係る基本指針では、第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画に引き続き、福祉施設の入所者の地域生活への移行を進める観点から、令和８（2026）年度末における地域生活に移行する人の数と施設入所者数を目標値として設定することとしています。 【国指針】 ・令和４年度末の施設入所者数の６％以上が地域生活に移行 ・令和４年度末時点の施設入所者数から 5.0%以上削減	タイトル変更 追加 追加

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
96	目　標　値 / 設定の考え方 令和 11 年度末までの地域生活移行者数 / 39 人 / 令和 7 年度末時点の施設入所者数(658 人)の6%が地域生活へ移行 令和 11 年度末の施設入所者数 / 609 人 / 令和 7 年度末時点の施設入所者数(658 人)から 7.4%削減 【施設入所者の地域生活への移行に向けた取組】 ただ単に施設から出たということではなく、地域生活へ移行した後も定着していける支援が求められており、各区の障害者生活支援センターの相談支援機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。 また、障害者の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」の整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備に努めます。	目　標　値 / 設定の考え方 令和 8 年度末までの地域生活移行者数 / 42 人 / 令和 4 年度末時点の施設入所者数(708 人)の6%が地域生活へ移行 令和 8 年度末の施設入所者数 / 661 人 / 令和 4 年度末時点の施設入所者数(708 人)から 6.6%削減 【施設入所者の地域生活への移行に向けた取組】 ただ単に施設から出たということではなく、地域生活へ移行した後も定着していける支援が求められており、各区の障害者生活支援センターの相談支援機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。 また、障害者の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」の整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備に努めます。	変更 変更

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
97	**２　精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築** 国の第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画に係る基本方針では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、入院中の精神障害者に関する目標値や心のサポーター数、住民のこころの状態に関する目標値を定めることとしています。 【国指針】 ・精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上 ・精神病床における１年以上長期入院患者数の令和 11 年度末の全国の目標値を設定 ・令和 11 年度における再入院率を退院後 90 日時点の 30 日以上の再入院率 10.3%以下、退院後 180 日時点の 30 日以上の再入院率 17.4%以下、退院後 365 日時点の 30 日以上の再入院率 25.7%以下 ・令和 15 年度末時点における心のサポーター数 ・Ｋ６を用いた住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度の把握	**（２）精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築** 国の第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画に係る基本方針では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、入院中の精神障害者に関する目標値を定めることとしています。 【国指針】 ・精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上 ・精神病床における１年以上長期入院患者数の令和８年度末の全国の目標値を設定 ・令和８年度における退院率を３ヶ月時点 68.9%以上、６ヶ月時点 84.5%以上、１年時点 91.0%以上	変更 国 基本的な指針の変更

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
97	目　標　値 / 設定の考え方 ・令和 11 年 6 月末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上）　（集計中）人 / 国立精神・神経医療研究センターが公表する「精神保健福祉資料」を基に国指針に即して設定 ・令和 11 年 6 月末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳未満）　（集計中）人 / 目標値は、令和 7 年度精神保健福祉資料（630 調査）結果からの推計値 ※前期計画における実績は、11 ページ参照。 【精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築に向けた取組】 国の指針を踏まえ、精神障害の程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築を目指します。 地域包括ケアシステムの構築に当たり、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障害者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、地域自立支援協議会にて協議します。 また、精神科医療機関、障害福祉サービス事業所、介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図り、訪問支援を実施します。 さらに、地域の支援者を対象とした研修会を実施します。 なお、埼玉県における目標値は、次のとおりとなっています。	目　標　値 / 設定の考え方 ・令和 8 年 6 月末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上）　348 人 ・令和 8 年 6 月末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳未満）　265 人 / 国立精神・神経医療研究センターが公表する「精神保健福祉資料」を基に国指針に即して設定 目標値は、令和 4 年度精神保健福祉資料（630 調査）結果からの推計値 ※前期計画における実績は、11 ページ参照。 【精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築に向けた取組】 国の指針を踏まえ、精神障害の程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。 システムの構築に当たっては、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障害者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として地域自立支援協議会を活用し、検討を進めます。 また、モデル事業を通じて蓄積した手法を活かして、地域ごとに精神科等医療機関、障害福祉サービスや介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図り、市全域での訪問支援（アウトリーチ）の実施を目指します。併せて、地域の支援者等を対象とした研修会を実施します。 なお、埼玉県における目標値は、次のとおりとなっています。	変更

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
98	【参考：埼玉県における目標値】 ・精神病床における１年以上長期入院患者数(65 歳以上)：X,XXX 人 ・精神病床における１年以上長期入院患者数(65 歳未満)：X,XXX 人 （確認中）	【参考：埼玉県における目標値】 ・精神病床における１年以上長期入院患者数(65 歳以上)：3,325 人 ・精神病床における１年以上長期入院患者数(65 歳未満)：2,024 人 ・精神病床における入院後３か月時点の退院率：68.9% ・精神病床における入院後６か月時点の退院率：84.5% ・精神病床における入院後１年時点の退院率：91.0% ・精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数：325.3 日以上	
99		**（３）地域生活支援の充実** 国の第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画に係る基本指針では、障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、各市町村において効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことと、強度行動障害を有する者に関しては各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとしています。 【国指針】 ・令和８年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。	（３）を５へ移動 変更 変更

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
99		・強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和８年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。 目　標　値：地域生活支援拠点等の運用状況について、年１回以上検証・検討 設定の考え方：地域自立支援協議会の場を活用する 【地域生活支援の充実に向けた取組】 障害者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。また、検討に当たっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、地域自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。 強度行動障害を有する者の支援体制の充実に当たっては、地域自立支援協議会の場を活用して、支援ニーズの調査や課題把握を進めます。また、受入先となる生活介護などの「日中活動の場」の整備に努めます。	変更

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
100	**３　福祉施設から一般就労への移行等** 国の第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画に係る基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（※）を通じて、令和 11（2029）年度中に一般就労へ移行及びその定着する人の目標値を設定することとしています。 （※）就労移行支援事業等：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 【国指針】 ・令和 11 年度までに、福祉施設から一般就労へ移行させる人数を令和６年度実績の 1.31 倍以上 ・令和 11 年度までに、就労移行支援から一般就労へ移行させる人数を令和６年度実績の 1.14 倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所：就労移行支援事業所全体の５割以上 ・令和 11 年度までに、就労継続支援Ａ型から一般就労へ移行させる人数を令和６年度実績の 1.52 倍以上 ・令和 11 年度までに、就労継続支援 B 型から一般就労へ移行させる人数を令和６年度実績の 1.67 倍以上 ・就労定着支援事業の利用者数：令和６年度末実績の 1.47 倍以上 ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合：２割５分以上 ・就労選択支援事業所を一事業所以上設置する。 ・令和 11 年度の就労選択支援を利用する障害者の数を 8 万 2,000 人以上	**（４）福祉施設から一般就労への移行等** 国の第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画に係る基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（※）を通じて、令和８（2026）年度中に一般就労へ移行及びその定着する人の目標値を設定することとしています。 （※）就労移行支援事業等：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 【国指針】 ・令和８年度までに、福祉施設から一般就労へ移行させる人数を令和３年度実績の 1.28 倍以上 ・令和８年度までに、就労移行支援から一般就労へ移行させる人数を令和３年度実績の 1.31 倍以上 ・令和８年度までに、就労継続支援Ａ型から一般就労へ移行させる人数を令和３年度実績の 1.29 倍以上 ・令和８年度までに、就労継続支援 B 型から一般就労へ移行させる人数を令和３年度実績の 1.28 倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所：就労移行支援事業所の５割以上 ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進 ・就労定着支援事業の利用者数：令和３年度末実績の 1.41 倍以上 ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合：２割５分以上	国 基本的な指針の変更

現行計画ページ	新（2027～2029）			旧（2024～2026）			備考
100	目　標　値		設定の考え方	目　標　値		設定の考え方	
	令和 11 年度の一般就労移行者数	655 人	令和 11 年度の福祉施設から一般就労への移行者数 令和 6 年度実績値（500 人）の 1.31 倍	令和 8 年度の一般就労移行者数	336 人	令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者数 令和 3 年度実績値（262 人）の 1.28 倍	変更
	令和 11 年度の一般就労移行者数（就労移行支援）	346 人	令和 11 年度の就労移行支援から一般就労への移行者数 令和 6 年度実績値（303 人）の 1.14 倍	令和 8 年度の一般就労移行者数（就労移行支援）	277 人	令和8年度の就労移行支援から一般就労への移行者数 令和 3 年度実績値（211 人）の 1.31 倍	変更
	令和 11 年度の就労移行支援事業所の割合（就労移行支援）	5 割	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所の割合	令和 8 年度の就労移行支援事業所の割合（就労移行支援）	5 割	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所の割合	
101	令和 11 年度の一般就労移行者数（就労継続支援Ａ型）	75 人	令和 11 年度の就労継続支援Ａ型から一般就労への移行者数 令和 6 年度実績値（49 人）の 1.52 倍	令和 8 年度の一般就労移行者数（就労継続支援Ａ型）	44 人	令和8年度の就労継続支援Ａ型から一般就労への移行者数 令和 3 年度実績値（34 人）の 1.29 倍	変更
	令和 11 年度の一般就労移行者数（就労継続支援Ｂ型）	116 人	令和 11 年度の就労継続支援Ｂ型から一般就労への移行者数 令和 6 年度実績値（69 人）の 1.67 倍	令和 8 年度の一般就労移行者数（就労継続支援Ｂ型）	22 人	令和8年度の就労継続支援Ｂ型から一般就労への移行者数 令和 3 年度実績値（17 人）の 1.28 倍	変更
	令和 11 年度における就労定着支援事業の利用者数	446 人	令和 11 年度における就労定着支援事業の利用者数 令和 6 年度実績値（303 人）の 1.47 倍	令和 8 年度における就労定着支援事業の利用者数	429 人	令和8年度における就労定着支援事業の利用者数 令和 3 年度実績値（199 人）の 2.16 倍	変更
	令和 11 年度における就労定着支援事業の就労定着率	2 割 5 分	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所の割合	令和 8 年度における就労定着支援事業の就労定着率	2 割 5 分	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所の割合	

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
101	<table><tr><td>就労選択支援事業所を設置</td><td>（設置済）</td><td>一</td></tr><tr><td>令和 11 年度の就労選択支援を利用する障害者の数</td><td></td><td>確認中</td></tr></table> 【福祉施設から一般就労への移行等に向けた取組】 障害者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。 また、就労移行支援事業を活用していただくことで、障害者の一般就労移行を促進するため、障害者就労施設等からの物品等の優先調達や障害者施設に通所する障害者の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。	【福祉施設から一般就労への移行等に向けた取組】 障害者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。 また、就労移行支援事業を活用していただくことで、障害者の一般就労移行を促進するため、障害者就労施設等からの物品等の優先調達や障害者施設に通所する障害者の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。	新規 新規

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
102	**４　障害児支援の提供体制の整備等** 国の第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画に係る基本指針では、令和 11（2029）年度末までに児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保と、全市町村で障害児のインクルージョン体制の構築を進めるとしています。また、令和 11 年度末までに、難聴児支援体制の確保、重症心身障害児を支援する事業所の確保、医療的ケア児支援の連携強化、入所施設から成人期への移行支援体制の整備することとしています。また、相談支援の質向上と専門員養成を進め、のぞまないセルフプランの解消に向けた障害児及びその家族への相談支援、強度行動障害児への地域連携体制を整備することとしています。 【国指針】 ・令和 11 年度末までに、児童発達支援センターは中核的な支援機能である①発達支援・家族支援機能、②障害児通所支援事業所に対するコンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④障害児の発達支援の入り口としての相談機能を確保することを基本とする。また、保育所等における障害児の受入れの体制の整備状況を踏まえた上で、地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、市町村において障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。 ・令和 11 年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。	**（５）障害児支援の提供体制の整備等** 国の第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画に係る基本指針では、令和８（2026）年度末までに、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保をすることとしています。また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置をすることとしています。 【国指針】 ・令和８年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも１か所以上設置する。また、地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町村において障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。 ・令和８年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。	変更 国 基本的な指針の変更

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
102	・令和 11 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも１か所以上確保することを基本とする。 ・令和 11 年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること。各都道府県、各圏域及び各市町村において、保険、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。 ・令和 11 年度末までに、各都道府県及び各指定都市において、障害児入所施設に入所している児童が 18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。 ・令和 11 年度末までに、障害児相談支援については、質の確保及び向上を図りながら相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、のぞまないセルフプランの解消に向けた支援の提供体制の構築を図りつつ、地域における多様な障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。 ・令和 11 年度末までに強度行動障害の状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。	・令和８年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも１か所以上確保することを基本とする。 ・令和８年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること。各都道府県、各圏域及び各市町村において、保険、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。 ・令和８年度末までに、各都道府県及び各指定都市において、障害児入所施設に入所している児童が 18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。	国 基本的な指針の変更

現行計画ページ	新（2027～2029）			旧（2024～2026）			備考
103	目　標　値		設定の考え方	目　標　値		設定の考え方	
	令和 11 年度末までに児童発達支援センターの設置数	7 か所	児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保するために、設置数（６か所）に１か所追加	令和 8 年度末までに児童発達支援センターの設置数	6 か所	令和 6 年 2 月 1 日時点の設置数（6 か所）を維持	変更
				令和 8 年度末までに保育所等訪問支援事業所の設置数	33 か所	令和 6 年 2 月 1 日時点の設置数（33 か所）を維持	削除
	令和 11 年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の設置数	9 か所	令和 8 年 2 月 1 日時点の重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所数（9 か所）を維持	令和 8 年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の設置数	6 か所	令和 6 年 2 月 1 日時点の事業所数（6 か所）を維持	変更
	令和 11 年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置	－（設置済）	協議の場として地域自立支援協議会を活用	令和 8 年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置	－（設置済）	協議の場として地域自立支援協議会を活用	

現行計画ページ	新（2027～2029）			旧（2024～2026）			備考
103	令和 11 年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	55 人	令和 11 年度末時点のコーディネーター配置数	令和 8 年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	10 区に配置	令和 4 年度末時点のコーディネーター配置区数（9 区）に 1 区追加	変更
	令和 11 年度末までに障害児入所施設に入所している児童の 18 歳以降の移行調整に係る協議の場を設置	設置	協議の場として地域自立支援協議会を活用	令和 8 年度末までに障害児入所施設に入所している児童の 18 歳以降の移行調整に係る協議の場を設置	設置	協議の場として地域自立支援協議会を活用	
	令和 11 年度末までに障害児及びその家族（障害児相談支援を利用していない場合も含む）への伴走的な相談支援の体制の確保	検討	地域自立支援協議会の場を活用して、検討する				新規
	令和 11 年度末までに強度行動障害の状態にある児への支援体制の整備	検討	地域自立支援協議会の場を活用して、検討する				新規
	【障害児支援の提供体制の整備等に向けた取組】 障害児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を設置していきます。また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設け、各区にコーディネーターを配置します。さらに、障害児入所施設に入所している児童が 18 歳以降、次の環境へ円滑に移行できるための協議の場を設置します。			【障害児支援の提供体制の整備等に向けた取組】 障害児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を設置していきます。また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設け、各区にコーディネーターを配置します。さらに、障害児入所施設に入所している児童が 18 歳以降、次の環境へ円滑に移行できるための協議の場を設置します。			

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
	5　地域生活支援の充実 国の第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画に係る基本指針では、障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、各市町村において効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことと、強度行動障害を有する者に関しては各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることとしています。 【国指針】 ・令和 11 年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備し、当該市町村の全ての日常生活圏域を支援の対象とすることを基本とする。さらにその機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 ・強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和 11 年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。	**（３）地域生活支援の充実** 国の第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画に係る基本指針では、障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、各市町村において効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことと、強度行動障害を有する者に関しては各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとしています。 【国指針】 ・令和８年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 ・強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和８年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。	（３）を５へ移動 変更 国基本的な指針の変更

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
	目　標　値 / 設定の考え方 地域生活支援拠点等の運用状況について、年１回以上検証・検討 / 地域自立支援協議会の場を活用する 強度行動障害の状態にある者の状況や支援ニーズの把握 / 地域自立支援協議会の場を活用して、方向性について検討する	目　標　値 / 設定の考え方 地域生活支援拠点等の運用状況について、年１回以上検証・検討 / 地域自立支援協議会の場を活用する	新規
	【地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた取組】 障害者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。また、検討に当たっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、地域自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。 強度行動障害を有する者の支援体制の充実に当たっては、地域自立支援協議会の場を活用して、支援ニーズの調査や課題把握を進めます。また、受入先となる生活介護などの「日中活動の場」の整備に努めます。	【地域生活支援の充実に向けた取組】 障害者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。また、検討に当たっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、地域自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。 強度行動障害を有する者の支援体制の充実に当たっては、地域自立支援協議会の場を活用して、支援ニーズの調査や課題把握を進めます。また、受入先となる生活介護などの「日中活動の場」の整備に努めます。	変更

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
104	**6　相談支援体制の充実・強化等** 国の第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画に係る基本指針では、更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するため、基幹相談支援センターの設置により地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行くこととしています。また、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとしています。 【国指針】 ・令和 11 年度末までに、全ての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点及び協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携させる。基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。 ・基幹相談支援センターが協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とする。 ・令和 11 年度までに市町村においてセルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。 目　標　値 / 設定の考え方 令和 11 年度末時点の基幹相談支援センターの設置：10 か所 / 令和 11 年度末時点の設置数 令和 11 年度末時点ののぞまないセルフプランの件数をゼロにする：0 / 国指針に則して設定	**（６）相談支援体制の充実・強化等** 国の第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画に係る基本指針では、更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するため、基幹相談支援センターの設置により地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行くこととしています。また、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとしています。 【国指針】 ・令和８年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置し、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。 目　標　値 / 設定の考え方 令和 8 年度末時点の基幹相談支援センターの設置：10 か所 / 令和 5 年度時点の設置数（6 か所）に 4 か所追加	国基本的な指針の変更 変更 新規

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
104	【相談支援体制の充実・強化等に向けた取組】 相談支援体制を充実･強化するため、基幹相談支援センターを設置し、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。 また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組むとともに、取組に必要な協議会の体制を確保します。	【相談支援体制の充実・強化等に向けた取組】 相談支援体制を充実･強化するため、基幹相談支援センターを設置し、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。 また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組むとともに、取組に必要な協議会の体制を確保します。	
105	**７　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築** 国の第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画に係る基本指針では、障害福祉サービス等が多様化し、多くの事業者が参入する中、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましいとしています。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、適正な運営を行っている事業所を確保するとともに、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等を提供するため、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築することとしております。 【国指針】 ・令和 11 年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築 ・令和 11 年度末までに障害福祉サービス等情報公開制度における管内事業所の情報の公表率及び更新率を 100％	**（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築** 国の第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画に係る基本指針では、障害福祉サービス等が多様化し、多くの事業者が参入する中、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましいとしています。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等を提供するため、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築することとしております。 【国指針】 ・令和８年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	変更 国 基本的な指針の変更

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
105	<table><tr><th colspan="2">目　標　値</th><th>設定の考え方</th></tr><tr><td>サービスの質の向上を図るための取組にかかる体制</td><td>検討</td><td>地域自立支援協議会の場を活用して、検討する</td></tr><tr><td>令和 11 年度末までに障害福祉サービス等情報公開制度における管内事業所の情報の公表率及び更新率</td><td>100%</td><td>国指針に則して設定</td></tr></table> 【障害福祉サービス等の質の向上に向けた取組】 障害者等が必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービスの質を向上させるための体制について検討を行います。 また、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資するよう、市内事業所に対して公表制度の周知を行い、制度活用を促すことで、情報の公表率及び更新率の向上に努めます。	<table><tr><th colspan="2">目　標　値</th><th>設定の考え方</th></tr><tr><td>サービスの質の向上を図るための取組にかかる体制</td><td>検討</td><td>地域自立支援協議会の場を活用して、検討する</td></tr></table> 【障害福祉サービス等の質の向上に向けた取組】 障害者等が必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービスの質を向上させるための体制について検討を行います。	新規 変更

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
106	**第２節　サービスの見込量と確保のための方策** **１　訪問系サービスの見込量と確保のための方策** 本市における訪問系サービスの利用者数や利用量は、一定の伸びがあるため、必要なサービスが提供できるよう、障害福祉計画の年度ごとのサービス見込量に適切に反映させていきます。 **（１）訪問系サービスの見込量** **① 居宅介護（ホームヘルプサービス）** 「居宅介護」（ホームヘルプサービス）は、障害支援区分が区分１以上の人が対象となり、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を行います。 これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。 **② 重度訪問介護** 「重度訪問介護」は、重度の肢体不自由者や知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する人が対象となり、居宅介護のサービスやその他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。 これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。	**２　訪問系サービスの見込量と確保のための方策** 本市における訪問系サービスの利用者数や利用量は、一定の伸びがあるため、必要なサービスが提供できるよう、障害福祉計画の年度ごとのサービス見込量に適切に反映させていきます。 **（１）訪問系サービスの見込量** **① 居宅介護（ホームヘルプサービス）** 「居宅介護」（ホームヘルプサービス）は、障害支援区分が区分１以上の人が対象となり、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を行います。 これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。 **② 重度訪問介護** 「重度訪問介護」は、重度の肢体不自由者や知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する人が対象となり、居宅介護のサービスやその他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。 これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。	タイトル変更

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
106	**③ 同行援護** 「同行援護」は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等を対象に移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援、移動の援護、その他外出する際に必要となる援助を行います。 これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。 **④ 行動援護** 「行動援護」は、知的障害や精神障害のために行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動をする際の必要な援助を行います。 障害支援区分が区分３以上の人で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上の人が対象となります。 これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。	**③ 同行援護** 「同行援護」は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等を対象に移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援、移動の援護、その他外出する際に必要となる援助を行います。 これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。 **④ 行動援護** 「行動援護」は、知的障害や精神障害のために行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動をする際の必要な援助を行います。 障害支援区分が区分３以上の人で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上の人が対象となります。 これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。	
107	**⑤ 重度障害者等包括支援** 「重度障害者等包括支援」は、常時介護を要する人で、障害支援区分が区分６の人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人に対して居宅介護等、その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。 これまでも利用実績がなく、また、サービス利用対象者が限定的であることから今後も増加は見込まれませんが、各年度１名を見込みます。	**⑤ 重度障害者等包括支援** 「重度障害者等包括支援」は、常時介護を要する人で、障害支援区分が区分６の人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人に対して居宅介護等、その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。 これまでも利用実績がなく、また、サービス利用対象者が限定的であることから今後も増加は見込まれませんが、各年度１名を見込みます。	

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
107	表　訪問系サービスの実績と見込量 <table><tr><th rowspan="2">サービス区分</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="3">第７期実績</th><th colspan="3">第８期見込量</th></tr><tr><th>令和６（2024）年度</th><th>令和７（2025）年度</th><th>令和８（2026）年度</th><th>令和９（2027）年度</th><th>令和10（2028）年度</th><th>令和11（2029）年度</th></tr><tr><td rowspan="2">①居宅介護（ホームヘルプサービス）</td><td>時間</td><td>37,052</td><td>39,438</td><td>―</td><td>44,226</td><td>46,793</td><td>49,509</td></tr><tr><td>人</td><td>1,687</td><td>1,751</td><td>―</td><td>1,869</td><td>1,934</td><td>2,002</td></tr><tr><td rowspan="2">②重度訪問介護</td><td>時間</td><td>42,978</td><td>44,513</td><td>―</td><td>60,395</td><td>67,762</td><td>76,028</td></tr><tr><td>人</td><td>102</td><td>109</td><td>―</td><td>145</td><td>162</td><td>181</td></tr><tr><td rowspan="2">③同行援護</td><td>時間</td><td>4,021</td><td>4,089</td><td>―</td><td>5,302</td><td>5,798</td><td>6,340</td></tr><tr><td>人</td><td>179</td><td>216</td><td>―</td><td>206</td><td>217</td><td>228</td></tr><tr><td rowspan="2">④行動援護</td><td>時間</td><td>6,721</td><td>5,724</td><td>―</td><td>10,310</td><td>11,856</td><td>13,634</td></tr><tr><td>人</td><td>225</td><td>186</td><td>―</td><td>383</td><td>457</td><td>545</td></tr><tr><td rowspan="2">⑤重度障害者等包括支援</td><td>時間</td><td>0</td><td>60</td><td>―</td><td>60</td><td>60</td><td>60</td></tr><tr><td>人</td><td>0</td><td>1</td><td>―</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr></table> **（２）訪問系サービスの確保方策** サービス需要の増大にあわせ、多様な事業者の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。 あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施するとともに、人材確保に向けて取り組むなど事業者の運営の適正化を図ります。 引き続き、障害のため日常生活を営むのに支障がある障害者（児）等が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。	表　訪問系サービスの実績と見込量 <table><tr><th rowspan="2">サービス区分</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="3">第６期実績</th><th colspan="3">第７期見込量</th></tr><tr><th>令和３（2021）年度</th><th>令和４（2022）年度</th><th>令和５（2023）年度（推計値）</th><th>令和６（2024）年度</th><th>令和７（2025）年度</th><th>令和８（2026）年度</th></tr><tr><td rowspan="2">①居宅介護（ホームヘルプサービス）</td><td>時間分</td><td>32,192</td><td>33,868</td><td>28,246</td><td>37,486</td><td>39,438</td><td>41,491</td></tr><tr><td>人</td><td>1,554</td><td>1,601</td><td>1,681</td><td>1,699</td><td>1,751</td><td>1,804</td></tr><tr><td rowspan="2">②重度訪問介護</td><td>時間分</td><td>33,904</td><td>36,292</td><td>46,857</td><td>41,584</td><td>44,513</td><td>47,649</td></tr><tr><td>人</td><td>77</td><td>84</td><td>115</td><td>100</td><td>109</td><td>119</td></tr><tr><td rowspan="2">③同行援護</td><td>時間分</td><td>2,987</td><td>3,231</td><td>3,276</td><td>3,780</td><td>4,089</td><td>4,423</td></tr><tr><td>人</td><td>146</td><td>161</td><td>160</td><td>196</td><td>216</td><td>238</td></tr><tr><td rowspan="2">④行動援護</td><td>時間分</td><td>4,739</td><td>4,968</td><td>6,217</td><td>5,460</td><td>5,724</td><td>6,000</td></tr><tr><td>人</td><td>161</td><td>167</td><td>179</td><td>180</td><td>186</td><td>193</td></tr><tr><td rowspan="2">⑤重度障害者等包括支援</td><td>時間分</td><td>0</td><td>0</td><td>60</td><td>60</td><td>60</td><td>60</td></tr><tr><td>人</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr></table> **（２）訪問系サービスの確保方策** サービス需要の増大にあわせ、多様な事業者の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。 あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施するとともに、人材確保に向けて取り組むなど事業者の運営の適正化を図ります。 引き続き、障害のため日常生活を営むのに支障がある障害者（児）等が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。	

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
108	**２　日中活動系サービスの見込量と確保のための方策** **（１）日中活動系サービスの見込量** **① 生活介護** 「生活介護」は、常時介護が必要な人で、障害支援区分が区分３以上、50 歳以上の場合は区分２以上の人が対象となります。また、障害者支援施設に入所する場合は区分４以上、50 歳以上の場合は区分３以上の人が対象となります。 これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。一方、医療的ケアを要する方や強度行動障害がある方については、アンケート結果から利用意向が高い傾向が確認されており、実際の利用量が本見込量を上回る可能性があります。 **② 自立訓練（機能訓練）** 「自立訓練（機能訓練）」は、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援を行うとともに、特別支援学校を卒業した人にとっても地域生活を営む上での身体機能の維持・回復などの支援を行うサービスです。 これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。 **③ 自立訓練（生活訓練）** 「自立訓練（生活訓練）」は、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行います。	**３　日中活動系サービスの見込量と確保のための方策** **（１）日中活動系サービスの見込量** **① 生活介護** 「生活介護」は、常時介護が必要な人で、障害支援区分が区分３以上、50 歳以上の場合は区分２以上の人が対象となります。また、障害者支援施設に入所する場合は区分４以上、50 歳以上の場合は区分３以上の人が対象となります。 これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。 **② 自立訓練（機能訓練）** 「自立訓練（機能訓練）」は、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援を行うとともに、特別支援学校を卒業した人にとっても地域生活を営む上での身体機能の維持・回復などの支援を行うサービスです。 これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。 **③ 自立訓練（生活訓練）** 「自立訓練（生活訓練）」は、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行います。	変更

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
108	これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。 **④ 就労選択支援** 「就労選択支援」は、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。 これまでの利用実績から他の就労系サービスの一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。 **⑤ 就労移行支援** 「就労移行支援」は、就労を希望する人を対象に、一定の期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。 これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。	これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。 **④ 就労選択支援** 「就労選択支援」は、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。 これまでの就労系サービス新規利用者実績に基づき、見込量を設定します。 **⑤ 就労移行支援** 「就労移行支援」は、就労を希望する人を対象に、一定の期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。 これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。	変更
109	**⑥ 就労継続支援（Ａ型）** 「就労継続支援（Ａ型）」は、通常の事業者に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行います。 これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。	**⑥ 就労継続支援（Ａ型）** 「就労継続支援（Ａ型）」は、通常の事業者に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行います。 これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。	

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
109	**⑦ 就労継続支援（Ｂ型）** 「就労継続支援（Ｂ型）」は、通常の事業者に雇用されることが困難な障害者に対し、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行います。 就労継続支援（Ａ型）同様、これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。 **⑧ 就労定着支援** 「就労定着支援」は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。 これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。	**⑦ 就労継続支援（Ｂ型）** 「就労継続支援（Ｂ型）」は、通常の事業者に雇用されることが困難な障害者に対し、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行います。 就労継続支援（Ａ型）同様、これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。 **⑧ 就労定着支援** 「就労定着支援」は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。 これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。	

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
109	**⑨ 療養介護** 「療養介護」は、医療を要する障害者で常時介護を要し、主として昼間において病院その他の施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする、筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で障害支援区分が区分６の人や筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者で障害支援区分が区分５以上の人に対して必要なサービスです。 これまでの利用実績から見込量を設定します。 **⑩ 短期入所（福祉型・医療型）** 「短期入所（福祉型・医療型）」は、居宅において、その介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者等を障害者支援施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行います。 これまでの利用実績からの伸び率に基づき、見込み量を設定します。一方、アンケート結果から利用意向の高さが確認されており、利用を希望しているものの、現時点では利用に結び付いていない需要が存在することがうかがえます。このため、実際の利用量は本見込量を上回る可能性があります。そこで、利用者や家族等の負担を軽減するため、国庫補助金を活用して施設整備を行う際は、短期入所事業所（ショートステイ）の整備に努めるなどの量的確保を図ります。	**⑨ 療養介護** 「療養介護」は、医療を要する障害者で常時介護を要し、主として昼間において病院その他の施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする、筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で障害支援区分が区分６の人や筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者で障害支援区分が区分５以上の人に対して必要なサービスです。 これまでの利用実績から見込量を設定します。 **⑩ 短期入所（福祉型・医療型）** 「短期入所（福祉型・医療型）」は、居宅において、その介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者等を障害者支援施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行います。 これまでの利用実績からの伸び率に基づき、見込み量を設定します。あわせて、利用者や家族等の負担を軽減するため、国庫補助金を活用した短期入所事業所（ショートステイ）の整備に努めるなどの量的確保を図ります。	変更

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
110	表　日中活動系サービスの実績と見込量	表　日中活動系サービスの実績と見込量	

サービス区分	単位	第7期実績			第8期見込量		
		令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	令和9（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度
①生活介護	人日分	41,989	41,656	—	47,891	50,674	53,618
	人	2,175	2,199	—	2,279	2,317	2,355
内、重度障害者	人	526	1,016	—	641	652	663
②自立訓練（機能訓練）	人日分	1,216	1,214	—	1,133	1,127	1,121
	人	161	180	—	157	158	159
③自立訓練（生活訓練）	人日分	2,767	4,500	—	6,276	7,994	10,182
	人	204	379	—	468	602	774
④就労選択支援	人日分	0	—	—	10	11	12
	人	0	133	—	4	4	4
⑤就労移行支援	人日分	9,609	9,542	—	10,906	11,310	11,729
	人	556	568	—	632	656	681
⑥就労継続支援（A型）	人日分	10,423	9,320	—	10,635	10,722	10,810
	人	563	500	—	597	612	627
⑦就労継続支援（B型）	人日分	32,809	34,455	—	46,725	52,283	58,502
	人	2,161	2,497	—	3,012	3,355	3,737
⑧就労定着支援	人	303	368	—	356	381	407
⑨療養介護	人	86	84	—	90	91	92
⑩短期入所（ショートステイ）	人日分	3,067	3,443	—	3,865	4,094	4,337
	人	454	504	—	611	673	741
（福祉型）	人日分	2,805	2,556	—	3,547	3,755	3,975
	人	402	358	—	542	597	657
内、重度障害者	人	117	54	—	189	208	229
（医療型）	人日分	262	145	—	318	339	362
	人	52	51	—	69	76	84
内、重度障害者	人	34	14	—	43	47	52

サービス区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度（推計値）	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
①生活介護	人日分	39,493	40,023	43,305	41,104	41,656	42,215
	人	2,030	2,071	2,244	2,156	2,199	2,243
内、重度障害者	人	—	—	—	922	1,016	1,120
②自立訓練（機能訓練）	人日分	800	888	1,108	1,094	1,214	1,348
	人	113	127	135	160	180	203
③自立訓練（生活訓練）	人日分	1,731	2,198	1,388	3,544	4,500	5,714
	人	117	157	89	283	379	509
④就労選択支援	人日分	—	—	—	—	—	—
	人	—	—	—	118	133	150
⑤就労移行支援	人日分	8,373	8,651	7,550	9,235	9,542	9,858
	人	487	506	453	546	568	590
⑥就労継続支援（A型）	人日分	10,594	10,260	17,570	9,623	9,320	9,026
	人	554	540	903	513	500	487
⑦就労継続支援（B型）	人日分	24,582	26,747	28,104	31,666	34,455	37,489
	人	1,583	1,774	1,792	2,228	2,497	2,798
⑧就労定着支援	人	199	232	232	315	368	429
⑨療養介護	人	88	87	93	85	84	83
⑩短期入所（ショートステイ）	人日分	2,868	2,825	3,299	2,741	2,701	2,662
	人	358	370	724	395	409	423
（福祉型）	人日分	2,674	2,644	2,557	2,585	2,556	2,527
	人	320	329	512	348	358	368
内、重度障害者	人	—	—	—	52	54	56
（医療型）	人日分	195	181	742	156	145	134
	人	38	41	212	48	51	56
内、重度障害者	人	—	—	—	12	14	16

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
110	**（２）日中活動系サービスの確保方策** 今後もサービス利用者数の増加や、施設入所者等の地域移行により､いずれのサービスも利用が増加していくことが見込まれるため、サービス提供事業者の参入をニーズに沿って促進する他、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。 なお、区ごとにの事業所数に差がありますが、身体障害者を主たる対象として受け入れる事業者は、十分な受入体制が確保されていない状況にあることから、整備を推進します。 また、生活介護については、重度障害者（医療的ケアを要する方や強度行動障害がある方）が利用する生活介護事業所の整備を推進します。 さらに、就労系サービスについては、利用者の多様なニーズに対応した就労機会の確保、一般就労への移行、就労の継続・安定及び工賃の向上を図るため、質の高いサービスを提供する事業所の確保に努めます。	**（２）日中活動系サービスの確保方策** 今後もサービス利用者数の増加や、施設入所者等の地域移行により､いずれのサービスも利用が増加していくことが見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。 あわせて､利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。	変更

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
111	**3　居住系サービスの見込量と確保のための方策** **（1）居住系サービスの見込量** **① 自立生活援助** 「自立生活援助」は、障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うことのほか、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。 **② 共同生活援助（グループホーム）** 「共同生活援助（グループホーム）」は、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談や入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。 施設入所者や医療機関の入院者をはじめとした障害者が、地域生活への移行を行う上で需要が見込まれます。また、アンケート結果からは重度の知的障害、強度行動障害、重度の精神障害のある方については、年齢が上がっても父母と同居している傾向が把握されており、自立した地域生活に向けた潜在的なニーズがあることがうかがえます。	**4　居住系サービスの見込量と確保のための方策** **（1）居住系サービスの見込量** **① 自立生活援助** 「自立生活援助」は、障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うことのほか、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。 **② 共同生活援助（グループホーム）** 「共同生活援助（グループホーム）」は、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談や入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。 施設入所者や医療機関の入院者をはじめとした障害者が、地域生活への移行を行う上で非常に需要が見込まれることから、グループホームの民間整備をより一層推進します。また、障害の種別や程度にかかわらず、障害者が自ら選択した地域で暮らすことができるよう、国庫補助金を活用し医療的ケアや強度行動障害などの重度障害者等を受け入れるグループホームの整備を促進します。	変更

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
111	**③ 施設入所支援** 「施設入所支援」は、生活介護を受けている、障害支援区分が区分４（50 歳以上の場合は、区分３）以上の人、あるいは自立訓練又は就労移行支援を受けている人で入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人が対象となります。 **④ 地域生活支援拠点等** 障害者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、地域の実情に応じた居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の整備を行うことで、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していきます。さいたま市では、地域自立支援協議会の場を活用し、関係機関と連携して地域生活支援拠点等における機能の充実、コーディネーターの役割の明確化や配置に向けて協議を行い、また、支援の実績等を踏まえて検証及び検討を行います。	**③ 施設入所支援** 「施設入所支援」は、生活介護を受けている、障害支援区分が区分４（50 歳以上の場合は、区分３）以上の人、あるいは自立訓練又は就労移行支援を受けている人で入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人が対象となります。 **④ 地域生活支援拠点等** 障害者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、地域の実情に応じた居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の整備を行うことで、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していきます。さいたま市では、地域自立支援協議会の場を活用し、関係機関と連携して地域生活支援拠点等における機能の充実、コーディネーターの役割の明確化や配置に向けて協議を行い、また、支援の実績等を踏まえて検証及び検討を行います。	

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
112	表　居住系サービスの実績と見込量	表　居住系サービスの実績と見込量	新規

新（2027～2029）

サービス区分	単位	第7期実績			第8期見込量		
		令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	令和9（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度
①自立生活援助	人	18	58	—	18	18	18
②共同生活援助	人	1,291	1,427	—	1,962	2,266	2,617
内、重度障害者	人	116	252	—	225	260	300
③施設入所支援	人	696	671	—	639	624	609
施設における居室の個室化等の取組状況【新規】	%	—	—	—	集計中	集計中	集計中
④地域生活支援拠点等	–	整備	整備	—	整備	整備	整備
④地域生活支援拠点等のコーディネーター配置人数	人	地域自立支援協議会で協議	地域自立支援協議会で協議	—	地域自立支援協議会で協議	地域自立支援協議会で協議	地域自立支援協議会で協議
④地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討の実施回数	回	1	1	—	1	1	1

旧（2024～2026）

サービス区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度（推計値）	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
①自立生活援助	人	14	20	10	41	58	83
②共同生活援助	人	826	947	1,100	1,245	1,427	1,636
内、重度障害者	人	—	—	—	191	220	252
③施設入所支援	人	714	703	747	682	671	661
④地域生活支援拠点等	–	整備	整備	整備	整備	整備	整備
④地域生活支援拠点等のコーディネーター配置人数	人	–	–	–	地域自立支援協議会で協議	地域自立支援協議会で協議	地域自立支援協議会で協議
④地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討の実施回数	回	–	–	–	1	1	1

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
112	**（２）居住系サービスの確保方策** 障害者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービスの社会資源の整備に取り組みます。特に、グループホームについては、地域生活への移行を推進していく上で不足が指摘されていることから、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広い事業者の参入をニーズに沿って促進していきます。 あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施するとともに、事業者間の交流を促進することにより、事業者の運営の適正化を図ります。 また、障害者が自ら選択した地域で、地域の一員として安心して暮らすことができるよう、地域住民に対し、障害者施策や障害者に対する理解が深まる取組をより一層推進していきます。 なお、共同生活援助（グループホーム）に関しては、区ごとの事業所数に差がありますが、施設入所者や入院者をはじめとした障害者が、地域生活への移行を行う上で需要が見込まれることから、主たる対象者に身体障害者を含める事業所の整備促進や、国庫補助金を活用し医療的ケアを要する方または強度行動障害のある方を受け入れるグループホームの整備推進を図っていきます。また、人材育成及び関係機関との連携が図られるなど、質の高いサービスを提供する事業所の確保に努めます。	**（２）居住系サービスの確保方策** 障害者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービスの社会資源の整備に取り組みます。特に、グループホームについては、地域生活への移行を推進していく上で不足が指摘されていることから、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広い事業者の参入を促進していきます。 あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施するとともに、事業者間の交流を促進することにより、事業者の運営の適正化を図ります。 また、障害者が自ら選択した地域で、地域の一員として安心して暮らすことができるよう、地域住民に対し、障害者施策や障害者に対する理解が深まる取組をより一層推進していきます。	変更

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
113	**４　相談支援サービスの見込量と確保のための方策** **（１）相談支援サービスの見込量** **① 計画相談支援** 障害福祉サービスの利用に際し、指定を受けた特定相談支援事業者によりサービス等利用計画案を作成し、支給決定、利用計画見直しの参考とすることで、サービスの利用を支援します。 サービス等利用計画は、全ての障害福祉サービスを利用する人に必要になります。 **② 地域移行支援** 障害者支援施設等や精神科病院に長期入所等していた人が地域での生活に移行するため、住居の確保や新生活の準備等について支援をします。 これまでの利用実績や提供体制等を勘案し、見込量を設定します。 **③ 地域定着支援** 地域における単身の障害者等に対し、夜間等も含む緊急時の連絡や相談等の支援をします。 これまでの利用実績や今後の地域生活への移行者数等を勘案し、見込量を設定します。	**５　相談支援サービスの見込量と確保のための方策** **（１）相談支援サービスの見込量** **① 計画相談支援** 障害福祉サービスの利用に際し、指定を受けた特定相談支援事業者によりサービス等利用計画案を作成し、支給決定、利用計画見直しの参考とすることで、サービスの利用を支援します。 サービス等利用計画は、全ての障害福祉サービスを利用する人に必要になります。 **② 地域移行支援** 障害者支援施設等や精神科病院に長期入所等していた人が地域での生活に移行するため、住居の確保や新生活の準備等について支援をします。 これまでの利用実績や提供体制等を勘案し、見込量を設定します。 **③ 地域定着支援** 地域における単身の障害者等に対し、夜間等も含む緊急時の連絡や相談等の支援をします。 これまでの利用実績や今後の地域生活への移行者数等を勘案し、見込量を設定します。	

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
113	表　相談支援サービスの実績と見込量 （新） サービス区分 / 単位 / 第7期実績：令和6（2024）年度 / 令和7（2025）年度 / 令和8（2026）年度 / 第8期見込量：令和9（2027）年度 / 令和10（2028）年度 / 令和11（2029）年度 ①計画相談支援 / 人 / 1,166 / 1,271 / — / 1,646 / 1,846 / 2,071 ②地域移行支援 / 人 / 3 / 2 / — / 2 / 2 / 2 ③地域定着支援 / 人 / 14 / 10 / — / 18 / 19 / 20 **（２）相談支援サービスの確保方策** 事業を実施する相談支援事業者が可能な限り身近に立地し、気軽に相談でき、個々の状況に応じた障害福祉サービスを提供できるようにするとともに、計画相談支援を全ての障害福祉サービス利用者に提供できるよう体制の充実を図ります。	表　相談支援サービスの実績と見込量 （旧） サービス区分 / 単位 / 第6期実績：令和3（2021）年度 / 令和4（2022）年度 / 令和5（2023）年度（推計値） / 第7期見込量：令和6（2024）年度 / 令和7（2025）年度 / 令和8（2026）年度 ①計画相談支援 / 人 / 1,052 / 1,103 / 1,346 / 1,212 / 1,271 / 1,333 ②地域移行支援 / 人 / 4 / 2 / 10 / 2 / 2 / 2 ③地域定着支援 / 人 / 17 / 15 / 20 / 12 / 10 / 9 **（２）相談支援サービスの確保方策** 事業を実施する相談支援事業者が可能な限り身近に立地し、気軽に相談でき、個々の状況に応じた障害福祉サービスを提供できるようにするとともに、計画相談支援を全ての障害福祉サービス利用者に提供できるよう体制の充実を図ります。	

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
114	**５　障害児通所支援等の見込量と確保のための方策** **（１）障害児通所支援等の見込量** **① 児童発達支援** 「児童発達支援」は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。 これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。 **② 放課後等デイサービス** 「放課後等デイサービス」は、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。 これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。 **③ 保育所等訪問支援** 「保育所等訪問支援」は、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。 これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。	**６　障害児通所支援等の見込量と確保のための方策** **（１）障害児通所支援等の見込量** **① 児童発達支援** 「児童発達支援」は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。 これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。 **② 放課後等デイサービス** 「放課後等デイサービス」は、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。 これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。 **③ 保育所等訪問支援** 「保育所等訪問支援」は、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。 これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。	

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
114	**④ 居宅訪問型児童発達支援** 「居宅訪問型児童発達支援」は、重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与その他必要な支援を行います。 これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。 **⑤ 福祉型障害児入所支援・医療型障害児入所支援** 「福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設」は、障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。 現状の入所者数を見込み量として設定します。	**④ 居宅訪問型児童発達支援** 「居宅訪問型児童発達支援」は、重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与その他必要な支援を行います。 これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。 **⑤ 福祉型障害児入所支援・医療型障害児入所支援** 「福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設」は、障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。 現状の入所者数を見込み量として設定します。	
115	**⑥ 障害児相談支援** 障害児通所支援等の利用を希望する障害児の解決すべき課題を踏まえ、総合的な援助の方針や最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障害児支援計画の作成を行います。計画策定後には一定期間ごとに計画の見直しを行い、計画の変更や支給決定の申請の勧奨を行います。 障害児支援計画は、全ての障害児通所支援等を利用する人に必要であり、これまでの利用実績から、見込量を設定します。	**⑥ 障害児相談支援** 障害児通所支援等の利用を希望する障害児の解決すべき課題を踏まえ、総合的な援助の方針や最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障害児支援計画の作成を行います。計画策定後には一定期間ごとに計画の見直しを行い、計画の変更や支給決定の申請の勧奨を行います。 障害児支援計画は、全ての障害児通所支援等を利用する人に必要であり、これまでの利用実績から、見込量を設定します。	

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
115	**⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置** 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設ける中で、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整する医療的ケア児等コーディネーターの配置を行います。	**⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置** 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設ける中で、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整する医療的ケア児等コーディネーターの配置を行います。	

表　障害児通所支援等の実績と見込量

サービス区分	単位	第7期実績			第8期見込量		
		令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	令和9（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度
①児童発達支援（医療型児童発達支援を含む）	人日分	20,313	25,163	—	25,379	27,801	30,455
	人	2,236	2,881	—	2,601	2,784	2,980
②放課後等デイサービス	人日分	42,653	47,637	—	62,692	71,213	80,893
	人	3,669	4,159	—	5,585	6,420	7,380
③保育所等訪問支援	人日分	697	871	—	1,665	2,320	3,232
	人	314	341	—	908	1,327	1,939
④居宅訪問型児童発達支援	人日分	23	36	—	37	49	65
	人	8	9	—	8	9	10
⑤福祉型障害児入所支援	人	6	6	—	6	6	6
⑤医療型障害児入所支援	人	27	20	—	20	20	20
⑥障害児相談支援	人	456	471	—	737	865	1,015
⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	43	10	—	55	55	55

表　障害児通所支援等の実績と見込量

サービス区分	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度（推計値）	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
①児童発達支援	人日分	11,857	14,311	17,509	20,848	25,163	30,370
	人	1,336	1,619	1,943	2,378	2,881	3,491
【①に統合】医療型児童発達支援	人日分	360	323	382	—	—	—
	人	50	48	71	—	—	—
②放課後等デイサービス	人日分	29,185	32,988	34,133	42,145	47,637	53,844
	人	2,390	2,745	2,692	3,621	4,159	4,777
③保育所等訪問支援	人日分	145	227	119	556	871	1,364
	人	70	104	67	230	341	507
④居宅訪問型児童発達支援	人日分	7	16	10	28	36	52
	人	3	4	10	7	9	13
⑤福祉型障害児入所支援	人	7	7	7	7	6	6
⑤医療型障害児入所支援	人	21	23	19	20	20	17
⑥障害児相談支援	人	413	427	552	456	471	487
⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	14	17	10	10	10	10

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>116</td><td>

⑧ 障害児の子ども・子育て支援等

子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児等が希望に沿った利用ができるよう、利用ニーズを踏まえ、認可保育所や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児等の受入れの体制整備を行います。

表　障害児等の受入れの実績と見込量

<table>
<tr><th rowspan="2">種別</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="3">第７期実績</th><th colspan="3">第８期見込量</th></tr>
<tr><th>令和６
（2024）
年度</th><th>令和７
（2025）
年度</th><th>令和８
（2026）
年度</th><th>令和９
（2027）
年度</th><th>令和10
（2028）
年度</th><th>令和11
（2029）
年度</th></tr>
<tr><td>⑧認可保育所</td><td>人</td><td>761</td><td>655</td><td>—</td><td>705</td><td>730</td><td>755</td></tr>
<tr><td>⑧放課後児童クラブ</td><td>人</td><td>278</td><td>286</td><td>—</td><td>303</td><td>303</td><td>303</td></tr>
</table>

（２）障害児通所支援等の確保方策

今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の参入をニーズに沿って促進していきます。

あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

なお、区ごとの事業所数に差がありますが、特に児童発達支援及び放課後等デイサービスに関しては、医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。

</td><td>

⑧ 障害児の子ども・子育て支援等

子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児等が希望に沿った利用ができるよう、利用ニーズを踏まえ、認可保育所や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児等の受入れの体制整備を行います。

表　障害児等の受入れの実績と見込量

<table>
<tr><th rowspan="2">種別</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="3">第６期実績</th><th colspan="3">第７期見込量</th></tr>
<tr><th>令和３
（2021）
年度</th><th>令和４
（2022）
年度</th><th>令和５
（2023）
年度
（推計値）</th><th>令和６
（2024）
年度</th><th>令和７
（2025）
年度</th><th>令和８
（2026）
年度</th></tr>
<tr><td>⑧認可保育所</td><td>人</td><td>504</td><td>577</td><td>439</td><td>630</td><td>655</td><td>680</td></tr>
<tr><td>⑧放課後児童クラブ</td><td>人</td><td>231</td><td>252</td><td>207</td><td>269</td><td>286</td><td>303</td></tr>
</table>

（２）障害児通所支援等の確保方策

今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。特に、医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。

あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

</td><td>変更</td></tr>
</table>

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
116	また、放課後等デイサービスについては、アンケート結果から強度行動障害のある障害児に対する一定のニーズが把握されていることから、障害特性に応じた質の高いサービスを提供する事業所の確保に努めます。 さらに、認可保育所については、専任保育士を配置するための人件費の補助を行い、放課後児童クラブについては、障害児を受け入れるために担当職員を配置した場合の委託料の加算及び施設改修費の助成を行うことで、障害児等の受入れを進めていきます。	また、認可保育所については、専任保育士を配置するための人件費の補助を行い、放課後児童クラブについては、障害児を受け入れ担当職員を配置した場合の委託料の加算及び施設改修費の助成を行うことで、障害児等の受入れを進めていきます。	
117	**６　発達障害者等に対する支援の見込量と確保のための方策** **（１）　発達障害者支援地域協議会の開催** 発達障害者の支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証を行う発達障害者支援地域協議会を開催することで、関係者の連携を緊密に図り、ライフステージを通じた切れ目のない支援を行います。 **（２）　発達障害者支援センターによる相談支援** 発達障害に関する様々な問題に関して、発達障害者及びその家族等からの相談に応じ、必要な支援や助言を行います。また、相談者の年齢や相談内容に応じて、個別相談や他の相談機関についての情報提供等を行います。 これまでの利用実績から、見込量を設定します。	**７　発達障害者等に対する支援の見込量と確保のための方策** **（１）　発達障害者支援地域協議会の開催** 発達障害者の支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証を行う発達障害者支援地域協議会を開催することで、関係者の連携を緊密に図り、ライフステージを通じた切れ目のない支援を行います。 **（２）　発達障害者支援センターによる相談支援** 発達障害に関する様々な問題に関して、発達障害者及びその家族等からの相談に応じ、必要な支援や助言を行います。また、相談者の年齢や相談内容に応じて、個別相談や他の相談機関についての情報提供等を行います。 これまでの利用実績から、見込量を設定します。	

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
117	**（３）発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言** 発達障害者及びその家族等が地域で必要な支援が受けられるように、関係機関へのコンサルテーション（助言、情報提供等）を実施します。 これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。 **（４）発達障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発** 講演会や研修を開催し、発達障害や支援についての知識を広め、地域の理解者を増やします。 これまでの利用実績から、見込量を設定します。 **（５）ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）** 発達障害児を持つ保護者を対象に、障害児の行動理由を探り対応方法を考え実施することや、行動変容の技術習得を目的とした保護者向け勉強会やペアレントトレーニングを実施します。	**（３）発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言** 発達障害者及びその家族等が地域で必要な支援が受けられるように、関係機関へのコンサルテーション（助言、情報提供等）を実施します。 これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。 **（４）発達障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発** 講演会や研修を開催し、発達障害や支援についての知識を広め、地域の理解者を増やします。 これまでの利用実績から、見込量を設定します。 **（５）ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）** 発達障害児を持つ保護者を対象に、障害児の行動理由を探り対応方法を考え実施することや、行動変容の技術習得を目的とした保護者向け勉強会やペアレントトレーニングを実施します。	
118	**（６）ペアレントメンターの人数** 発達障害のある子どもを育ててきた同じ立場の親が、様々な疑問や不安を持つ保護者に対して、情報提供や助言等を行うペアレントメンター事業を実施することで、発達障害児を持つ家族等の不安や負担の軽減や支援の充実を図ります。	**（６）ペアレントメンターの人数** 発達障害のある子どもを育ててきた同じ立場の親が、様々な疑問や不安を持つ保護者に対して、情報提供や助言等を行うペアレントメンター事業を実施することで、発達障害児を持つ家族等の不安や負担の軽減や支援の充実を図ります。	

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
118	（7）ピアサポート活動への参加人数 発達障害者支援センターを継続利用中の当事者の方を対象に、情報や意見の交換を行う機会を設け、当事者同士の交流を促進してまいります。	（7）ピアサポート活動への参加人数 発達障害者支援センターを継続利用中の当事者の方を対象に、情報や意見の交換を行う機会を設け、当事者同士の交流を促進してまいります。	

表　発達障害者等に対する支援の実績と見込量

種別	単位	第7期実績			第8期見込量		
		令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	令和9（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度
（1）発達障害者支援地域協議会の開催回数	回	2	2	—	2	2	2
（2）発達障害者支援センターによる相談件数	件	782	830	—	800	800	800
（3）発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	件	185	55	—	390	480	530
（4）発達障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	件	33	35	—	35	35	35
（5）ペアレントトレーニングの受講者数（保護者）	人	23	24	—	12	16	20
（5）ペアレントトレーニングの実施者数（支援者）	人	4	4	—	6	8	10
（6）ペアレントメンターの人数（累積）	人	26	29	—	29	30	31
（7）ピアサポート活動への参加者数	人	24	20	—	20	20	20

表　発達障害者等に対する支援の実績と見込量

種別	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度（推計値）	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
（1）発達障害者支援地域協議会の開催回数	回	2	2	2	2	2	2
（2）発達障害者支援センターによる相談件数	件	860	831	1,254	830	830	830
（3）発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	件	37	45	35	50	55	65
（4）発達障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	件	30	36	53	35	35	35
（5）ペアレントトレーニングの受講者数（保護者）	人	18	18	24	24	24	24
（5）ペアレントトレーニングの実施者数（支援者）	人	—	—	—	4	4	4
（6）ペアレントメンターの人数（累積）	人	19	23	25	27	29	31
（7）ピアサポート活動への参加者数	人	22	27	15	20	20	20

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
	7　高次脳機能障害者に対する支援 の見込量と確保のための方策 **（1）高次脳機能障害者支援センターの設置** 高次脳機能障害者に対する支援を総合的に行う拠点として高次脳機能障害者支援センターを設置し、高次脳機能障害者に関する様々な問題について高次脳機能障害者及びその家族、関係施設や関係機関等の職員等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化等により、高次脳機能障害者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進します。 **（2）高次脳機能障害者支援地域協議会の開催** 地域における高次脳機能障害者に対する支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。		7新規

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
119	表　高次脳機能障害者に対する支援の見込量 （1）高次脳機能障害者支援センターの設置 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数　箇所　1　1　1 高次脳機能障害者支援センターにおけるコーディネーターの配置人数　人　4　4　4 高次脳機能障害者支援センターによる相談件数　件　700　700　700 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発件数　件　5　5　5 （2）高次脳機能障害者支援地域協議会の開催 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数　回　2　2　2 **8　精神障害者等に対する支援の見込量と確保のための方策** **（1）保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催** 保健、医療、障害福祉等の各関係機関が連携を図るための協議の場としての地域自立支援協議会を活用し、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について検討します。 地域自立支援協議会の開催回数、関係者の参加者数、目標設定及び評価の実施回数を見込量として設定します。	**8　精神障害者等に対する支援の見込量と確保のための方策** **（1）保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催** 保健、医療、障害福祉等の各関係機関が連携を図るための協議の場としての地域自立支援協議会を活用し、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について検討します。 地域自立支援協議会の開催回数、関係者の参加者数、目標設定及び評価の実施回数を見込量として設定します。	

種別	単位	第8期見込量 令和9（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度
（1）高次脳機能障害者支援センターの設置				
高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数	箇所	1	1	1
高次脳機能障害者支援センターにおけるコーディネーターの配置人数	人	4	4	4
高次脳機能障害者支援センターによる相談件数	件	700	700	700
高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	件	5	5	5
（2）高次脳機能障害者支援地域協議会の開催				
高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数	回	2	2	2

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
119	**（２）精神障害者に対する各種障害福祉サービスによる支援** 精神障害の程度に関わらず、地域で安心して暮らすために必要な各種障害福祉サービスの充実を図るとともに、関係機関が重層的に連携し、障害福祉、医療、住まい等について包括的な提供や支援をします。 精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）の利用者数にこれまでの利用実績から、見込量を設定します。 表　精神障害者に対する支援の実績と見込量	**（２）精神障害者に対する各種障害福祉サービスによる支援** 精神障害の程度に関わらず、地域で安心して暮らすために必要な各種障害福祉サービスの充実を図るとともに、関係機関が重層的に連携し、障害福祉、医療、住まい等について包括的な提供や支援をします。 精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）の利用者数にこれまでの利用実績から、見込量を設定します。 表　精神障害者に対する支援の見込量	

新（2027～2029）

種別	単位	第７期実績			第８期見込量		
		令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度
（１）保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催							
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	2	2	—	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	7	7	—	7	7	7
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定並びに活動状況の把握及び評価の実施回数	回	1	1	—	1	1	1
（２）精神障害者に対する各種障害福祉サービスによる支援							
精神障害者の地域移行支援の利用者数	人	2	1	—	2	2	1
精神障害者の地域定着支援の利用者数	人	13	8	—	13	15	8
精神障害者の共同生活援助の利用者数	人	443	650	—	443	579	812
精神障害者の自立生活援助の利用者数	人	10	29	—	10	13	37
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	人	139	176	—	139	216	194
精神障害者の短期入所の利用者数【新規】	人	—	—	—	31	34	37

旧（2024～2026）

種別	単位	第７期見込量		
		令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
（１）保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催				
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	7	7	7
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
（２）精神障害者に対する各種障害福祉サービスによる支援				
精神障害者の地域移行支援の利用者数	人	1	1	1
精神障害者の地域定着支援の利用者数	人	8	8	8
精神障害者の共同生活援助の利用者数	人	520	650	812
精神障害者の自立生活援助の利用者数	人	23	29	37
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	人	160	176	194

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
120	**９　相談支援体制の充実・強化のための取組に対する見込量と確保のための方策** **（１）基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化** 基幹相談支援センターを中心に障害者支援地域協議会を設置しています。地域の支援機関が連携して地域の体制づくりをしたり、個別の事例等から抽出した地域の支援課題への対応について検討を重ねたりすることで、地域の相談支援体制の強化を図ります。 また、障害者支援地域協議会等を活用して、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言を行い、研修等を実施することで、地域の相談支援事業者の人材育成を図ります。 **（２）協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善** 地域の関係者が集まり、地域のサービス基盤の整備や障害者の地域における自立した生活の支援に関する事項を調査審議するため、地域自立支援協議会を設置しています。また、専門部会では、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題をより専門的に調査審議します。	**９　相談支援体制の充実・強化のための取組に対する見込量と確保のための方策** **（１）基幹相談支援センターの設置** 相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを設置し、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行います。 **（２）基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化** 基幹相談支援センターを中心に障害者支援地域協議会を設置しています。地域の支援機関が連携して地域の体制づくりをしたり、個別の事例等から抽出した地域の支援課題への対応について検討を重ねたりすることで、地域の相談支援体制の強化を図ります。 また、障害者支援地域協議会等を活用して、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言を行い、研修等を実施することで、地域の相談支援事業者の人材育成を図ります。 **（３）協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善** 地域の関係者が集まり、地域のサービス基盤の整備や障害者の地域における自立した生活の支援に関する事項を調査審議するため、地域自立支援協議会を設置しています。また、専門部会では、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題をより専門的に調査審議します。	削除

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
120 121	表　相談支援体制の充実・強化のための取組に対する実績と見込量	表　相談支援体制の充実・強化のための取組に対する見込量	

新（2027～2029）

種別	単位	第7期実績			第8期見込量		
		令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	令和9（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度
（1）基幹相談支援センターの設置の有無		有	有	—	有	有	有
（1）基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	12	10	—	10	10	10
（1）基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合【新規】	%	—	—	—	集計中	集計中	集計中
（1）基幹相談支援センターによる協議会の運営への関与の有無【新規】		—	—	—	有	有	有
（2）協議会の実施回数【新規】	回	—	—	—	3	3	3
（2）協議会の専門部会の設置数	部会	4	4	—	4	4	4
（2）協議会の専門部会の実施回数（頻度）	回	8	8	—	8	8	8
（2）地域における障害者の支援体制の整備等について、協議会の議題とした回数【新規】	回	—	—	—	1	1	1

旧（2024～2026）

種別	単位	第7期見込量		
		令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
（1）基幹相談支援センターの設置の有無【総合的・専門的な相談支援の実施から変更】		有	有	有
（2）基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	件	8	10	10
（2）地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	2	2	2
（2）地域の相談機関との連係強化の取組の実施回数	回	8	10	10

種別	単位	第7期見込量		
		令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
（2）個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	8	10	10
（2）基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	8	10	10
（3）協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）	回	1	1	1
（3）協議会における参加事業所・機関数	機関	12	12	12
（3）協議会の専門部会の設置数	部会	4	4	4
（3）協議会の専門部会の実施回数（頻度）	回	8	8	8

備考

新規

新規

新規

新規

<table>
<tr><th>現行計画
ページ</th><th>新（2027～2029）</th><th>旧（2024～2026）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td>

10　福祉施設の入所者の地域生活への移行に対する見込量と確保のための方策

（１）障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者による地域生活への移行に向けた入所者全員への支援

障害者支援施設による入所者の地域移行に向けた取り組みを把握すると共に、市からも情報提供を行うことにより、地域移行を支援します。

●●の開催回数、●●の打合せ回数等を見込量として設定します。

（検討中）

表　福祉施設入所者の地域生活への移行に対する見込量

<table>
<tr><th rowspan="2">種別</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="3">第 8 期見込量</th></tr>
<tr><th>令和 9
（2027）
年度</th><th>令和 10
（2028）
年度</th><th>令和 11
（2029）
年度</th></tr>
<tr><td>（１）障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者による、地域生活への移行に向けた入所者全員への支援の回数</td><td>回</td><td>集計中</td><td>集計中</td><td>集計中</td></tr>
</table>

</td><td></td><td>10 新規</td></tr>
</table>

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
	11　障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上に対する見込量と確保のための方策 **（１）福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合** 障害福祉サービス事業所を対象としたセミナー等により、基本報酬の加算である福祉・介護職員等処遇改善加算の取得を促進し、賃金体系の整備、人材の確保及び定着を図ります。 これまでの事業実績から、見込量を設定します。 表　障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上に関する見込量		11 新規

種別	単位	第 8 期見込量		
		令和 9（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
（１）福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合	%	91	92	92

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
122	12　障害福祉サービス等の質の向上に関する取組に対する見込量と確保のための方策 （１）障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 障害福祉サービス等の質を向上するため、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等を活用します。 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への、これまでの参加実績から見込量を設定します。 （２）障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、集団指導において、請求上の注意点等を事業所に伝達します。 （３）指導監査結果の関係自治体との共有 指導監査結果の関係市町村との共有については、関係市町村と情報共有、連携を図るため、指導監査業務に対する会議に参加することとし、年１回を見込みます。 表　障害福祉サービス等の質の向上に対する実績と見込量 種別 / 単位 / 第７期実績：令和６（2024）年度 / 令和７（2025）年度 / 令和８（2026）年度（推計値） / 第８期見込量：令和９（2027）年度 / 令和10（2028）年度 / 令和11（2029）年度 （１）障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数 / 人 / 22 / 18 / 40 / 20 / 20 / 20 （２）障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 / 回 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 （３）指導監査結果の関係自治体との共有 / 回 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1	10　障害福祉サービス等の質の向上に関する取組に対する見込量と確保のための方策 （１）障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 障害福祉サービス等の質を向上するため、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等を活用します。 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への、これまでの参加実績から見込量を設定します。 （２）障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、集団指導において、請求上の注意点等を事業所に伝達します。 （３）指導監査結果の関係自治体との共有 指導監査結果の関係市町村との共有については、関係市町村と情報共有、連携を図るため、指導監査業務に対する会議に参加することとし、年１回を見込みます。 表　障害福祉サービス等の質の向上に対する見込量 種別 / 単位 / 第７期見込量：令和６（2024）年度 / 令和７（2025）年度 / 令和８（2026）年度 （１）障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数 / 人 / 40 / 40 / 40 （２）障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 / 回 / 1 / 1 / 1 （３）指導監査結果の関係自治体との共有 / 回 / 1 / 1 / 1	

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
123	**13　地域生活支援事業の見込量と確保のための方策** **（１）理解促進研修・啓発事業** 地域社会において、障害や障害者に対する理解を深めるため、啓発パンフレットの配布や各種イベント等を実施します。 **（２）自発的活動支援事業** 障害者やその家族等が実施する自発的な活動を支援することにより、障害者等の社会参加を推進する事業を実施します。 **（３）相談支援事業** 相談支援事業は、障害者（児）及び家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行う事業であり、この相談支援事業を適切に実施していくために「地域自立支援協議会」において、相談支援事業の実施状況等を調査するほか、具体的な困難事例への対応のあり方について検討するとともに、地域の関係機関によるネットワークを構築します。 **（４）成年後見制度利用支援事業** 判断能力が十分でない障害者の権利を擁護するため、市長による後見開始等審判の申立てを行うほか、成年後見制度を利用するための費用の負担が困難な方に対して申立て費用や後見人等への報酬の助成を行うことにより、成年後見制度の利用支援を行います。	**11　地域生活支援事業の見込量と確保のための方策** **（１）理解促進研修・啓発事業** 地域社会において、障害や障害者に対する理解を深めるため、啓発パンフレットの配布や各種イベント等を実施します。 **（２）自発的活動支援事業** 障害者やその家族等が実施する自発的な活動を支援することにより、障害者等の社会参加を推進する事業を実施します。 **（３）相談支援事業** 相談支援事業は、障害者（児）及び家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行う事業であり、この相談支援事業を適切に実施していくために「地域自立支援協議会」において、相談支援事業の実施状況等を調査するほか、具体的な困難事例への対応のあり方について検討するとともに、地域の関係機関によるネットワークを構築します。 **（４）成年後見制度利用支援事業** 判断能力が十分でない障害者の権利を擁護するため、市長による後見開始等審判の申立てを行うほか、成年後見制度を利用するための費用の負担が困難な方に対して申立て費用や後見人等への報酬の助成を行うことにより、成年後見制度の利用支援を行います。	

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
123	**（５）成年後見制度法人後見支援事業** 判断能力が十分でない障害者の権利を擁護するため、成年後見制度の利用支援を行うほか、市民後見人の育成・支援を行うとともに、法人後見事業の利用支援を行います。	**（５）成年後見制度法人後見支援事業** 判断能力が十分でない障害者の権利を擁護するため、成年後見制度の利用支援を行うほか、市民後見人の育成・支援を行うとともに、法人後見事業の利用支援を行います。	
124	**（６）意思疎通支援事業** 聴覚、音声又は言語機能障害者等のコミュニケーションを保障するため、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。	**（６）意思疎通支援事業** 聴覚、音声又は言語機能障害者等のコミュニケーションを保障するため、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。	
	（７）日常生活用具給付等事業 在宅の重度障害者（児）の日常生活の便宜を図るため、聴覚障害者通信装置、特殊マット、入浴補助用具などの日常生活用具の給付、自己負担の軽減を行います。引き続き、制度の周知により利用促進を図ります。	**（７）日常生活用具給付等事業** 在宅の重度障害者（児）の日常生活の便宜を図るため、聴覚障害者通信装置、特殊ベッド、入浴補助用具などの日常生活用具の給付、自己負担の軽減を行います。引き続き、制度の周知により利用促進を図ります。	変更
	（８）手話奉仕員養成研修事業 聴覚障害者の生活および関連する福祉制度等についての理解を深めるとともに、手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、福祉の増進を図ります。		（８）新規

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
124	**（９）移動支援事業** 障害者にとって社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のために外出の移動介護を行うサービスとして、利用実績が確実に伸びているため、利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実に努めます。 **（10）地域活動支援センター機能強化事業** 障害者の地域生活の場、社会参加の場として、障害者等を対象に創作的活動・生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等、地域の実情に応じ柔軟に事業を実施する地域活動支援センターの運営を支援します。 **（11）専門性の高い相談支援事業** ① 発達障害者支援センター運営事業 発達障害者に対する支援を総合的に行う拠点として発達障害者支援センターを運営し、発達障害者やその家族、関係機関等からの相談に応じ、必要な助言や情報提供を行います。 ② 障害児等療育支援事業 在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等を実施します。	**（８）移動支援事業** 障害者にとって社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のために外出の移動介護を行うサービスとして、利用実績が確実に伸びているため、利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実に努めます。 **（９）地域活動支援センター機能強化事業** 障害者の地域生活の場、社会参加の場として、障害者等を対象に創作的活動・生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等、地域の実情に応じ柔軟に事業を実施する地域活動支援センターの運営を支援します。 **（10）専門性の高い相談支援事業** ① 発達障害者支援センター運営事業 発達障害者に対する支援を総合的に行う拠点として発達障害者支援センターを運営し、発達障害者やその家族、関係機関等からの相談に応じ、必要な助言や情報提供を行います。 ② 障害児等療育支援事業 在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等を実施します。	

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
124	③ 高次脳機能障害者支援事業 高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との連携強化等による地域における総合的な支援体制の整備を行います。		③新規
125	**（12）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業** 聴覚、音声又は言語機能障害者等のコミュニケーションを保障するため、専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者及び要約筆記者を養成します。 また、盲ろう者や失語症者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳･介助員及び失語症者向け意思疎通支援者を養成します。	**（11）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業** 聴覚、音声又は言語機能障害者等のコミュニケーションを保障するため、専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者及び要約筆記者を養成します。 また、盲ろう者や失語症者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳･介助員及び失語症者向け意思疎通支援者を養成します。	
	（13）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。 また、令和５(2023)年３月に制定された国の障害者基本計画（第５次）において記された内容を踏まえ、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の実現に向けて、埼玉県等と連携して検討を行い、本市の実態に即した体制を整備してまいります。	**（12）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業** 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。 また、令和５(2023)年３月に制定された国の障害者基本計画（第５次）において記された内容を踏まえ、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の実現に向けて、埼玉県等と連携して検討を行い、本市の実態に即した体制を整備してまいります。	

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
125	**（14）広域的な支援事業** ① 精神障害者地域生活支援広域調整等事業 精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時の専門的な心のケアに関する相談体制の整備に向けた検討を行います。 ② 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業 発達障害者支援地域協議会を開催することにより、発達障害者の支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証を行うとともに、関係者の連携を緊密に図り、本市の実情に応じた体制の整備を行います。 **（15）任意事業** その他事業として「訪問入浴サービス事業」、「更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業」、「日中一時支援事業」等の事業に対し見込量を定め、サービス提供基盤整備に取り組んでいきます。	**（13）広域的な支援事業** ① 精神障害者地域生活支援広域調整等事業 精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時の専門的な心のケアに関する相談体制の整備に向けた検討を行います。 ② 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業 発達障害者支援地域協議会を開催することにより、発達障害者の支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証を行うとともに、関係者の連携を緊密に図り、本市の実情に応じた体制の整備を行います。 **（14）任意事業** その他事業として「訪問入浴サービス事業」、「更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業」、「日中一時支援事業」等の事業に対し見込量を定め、サービス提供基盤整備に取り組んでいきます。	

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
126	表　地域生活支援事業の実績と見込量	表　地域生活支援事業の実績と見込量	（８）新規

事業名	単位	第７期実績			第８期見込量		
		令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度
（１）理解促進研修・啓発事業	実施有無	実施	実施	—	実施	実施	実施
（２）自発的活動支援事業	実施有無	実施	実施	—	実施	実施	実施
（３）相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	15	15	—	15	15	15
基幹相談支援センター	設置状況	設置	設置	—	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	実施	実施	—	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施状況	実施	実施	—	実施	実施	実施
（４）成年後見制度利用支援事業	人	94	117	—	100	100	100
（５）成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	実施	実施	—	実施	実施	実施
（６）意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	件	3,605	3,465	—	4,400	4,400	4,400
要約筆記者派遣事業	件	408	397	—	300	300	300
手話通訳者設置事業	人	12	14	—	20	20	20
（７）日常生活用具給付等事業							
介護訓練支援用具	件	73	98	—	70	70	70
自立生活支援用具	件	125	135	—	135	135	135
在宅療養等支援用具	件	132	109	—	110	110	110
情報・意思疎通支援用具	件	110	246	—	250	250	250
排泄管理支援用具（月間）	件	2,330	2,746	—	2,100	2,100	2,100
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	20	22	—	25	25	25
（８）手話奉仕員養成研修事業							
養成講習修了見込者数	人	—	—	—	50	50	50

事業名	単位	第６期実績			第７期見込量		
		令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度（推計値）	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
（１）理解促進研修・啓発事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
（２）自発的活動支援事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
（３）相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	15	15	15	15	15	15
基幹相談支援センター	設置状況	設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
（４）成年後見制度利用支援事業	人	66	84	50	100	100	100
（５）成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
（６）意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	件	3,550	3,320	4,400	4,400	4,400	4,400
要約筆記者派遣事業	件	269	323	250	300	300	300
手話通訳者設置事業	人	22	19	20	20	20	20
（７）日常生活用具給付等事業							
介護訓練支援用具	件	91	69	70	70	70	70
自立生活支援用具	件	106	119	135	135	135	135
在宅療養等支援用具	件	114	96	110	110	110	110
情報・意思疎通支援用具	件	140	126	250	250	250	250
排泄管理支援用具（月間）	件	2,370	2,389	2,100	2,100	2,100	2,100
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	19	14	25	25	25	25

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
127	表　地域生活支援事業の実績と見込量（つづき）	表　地域生活支援事業の実績と見込量（つづき）	（１１）②新規 障害児等療育支援事業を（１２）に変更

事業名	単位	第７期実績			第８期見込量		
		令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度
(９)移動支援事業	箇所	251	269	—	271	273	275
利用見込者数（月間）	人	1,096	1,104	—	1,245	1,322	1,404
延べ利用見込時間数（月間）	時間	22,971	22,294	—	28,548	32,305	36,556
(10)地域活動支援センター事業							
さいたま市分（年間）	箇所	26	26	—	25	25	25
	人	201	206	—	202	202	202
他市町村分（年間）	箇所	6	4	—	4	4	4
	人	13	12	—	12	12	12
(11)専門性の高い相談支援事業							
①発達障害者支援センター運営事業	箇所	1	1	—	1	1	1
②高次脳機能障害者支援事業	実施有無	—	—	—	実施	実施	実施
(12)障害児等療育支援事業	箇所	3	6	—	6	6	6
(13)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業							
手話通訳者養成研修事業	人	8	7	—	10	10	10
要約筆記者養成研修事業	人	7	15	—	10	10	10
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	人	3	3	—	1	1	1
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	人	5	2	—	1	1	1
(14)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業							
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	人	6	6	—	5	5	5

事業名	単位	第６期実績			第７期見込量		
		令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度（推計値）	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
(８)移動支援事業	箇所	239	245	250	252	254	256
利用見込者数（月間）	人	780	1,024	1,275	1,130	1,187	1,245
延べ利用見込時間数（月間）	時間	21,741	22,848	28,401	25,553	27,023	28,548
(９)地域活動支援センター事業							
さいたま市分（年間）	箇所	26	26	26	26	26	26
	人	255	259	270	270	270	270
他市町村分（年間）	箇所	6	6	5	5	5	5
	人	11	11	10	10	10	10
(10)専門性の高い相談支援事業							
発達障害者支援センター運営事業	箇所	1	1	1	1	1	1
障害児等療育支援事業	箇所	3	3	2	3	3	3
(11)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業							
手話通訳者養成研修事業	人	18	13	10	10	10	10
要約筆記者養成研修事業	人	5	8	10	10	10	10
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	人	1	1	1	1	1	1
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	人	—	1	1	1	1	1
(12)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業							
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	人	5	5	5	5	5	5

現行計画ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
128	表　地域生活支援事業の実績と見込量（つづき）	表　地域生活支援事業の実績と見込量（つづき）	

事業名	単位	第7期実績			第8期見込量		
		令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	令和9（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度
(15)広域的な支援事業							
①精神障害者地域生活支援広域調整等事業							
地域生活支援広域調整会議等事業	回	3	3	—	3	3	3
地域移行・地域生活支援事業	人	5	5	—	5	5	5
災害時心のケア体制整備事業（専門相談員配置の有無）	回	有	有	—	有	有	有
②発達障害者支援地域協議会による体制整備事業(協議会の開催見込)	回	2	2	—	2	2	2
(16)任意事業							
盲人ホーム	箇所	1	1	—	1	1	1
福祉ホーム	箇所	1	1	—	1	1	1
訪問入浴サービス事業	人/月間	134	150	—	100	100	100
更生訓練費・施設入居者就職支度金給付事業	人/月間	38	46	—	40	40	40
知的障害者職親委託制度	人/月間	1	1	—	3	3	3
日中一時支援事業	人/月間	98	102	—	108	111	114
生活訓練等	人/年間	901	868	—	1,000	1,000	1,000

事業名	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度（推計値）	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
(13)広域的な支援事業							
①精神障害者地域生活支援広域調整等事業							
地域生活支援広域調整会議等事業	回	2	1	4	4	4	4
地域移行・地域生活支援事業	人	7	7	7	7	7	7
災害時心のケア体制整備事業（専門相談員配置の有無）	回	1	1	1	有	有	有
②発達障害者支援地域協議会による体制整備事業(協議会の開催見込)	回	2	2	2	2	2	2
(14)任意事業							
盲人ホーム	箇所	1	1	1	1	1	1
福祉ホーム	箇所	1	1	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業	人/月間	106	126	94	100	100	100
更生訓練費・施設入居者就職支度金給付事業	人/月間	40	36	40	40	40	40
知的障害者職親委託制度	人/月間	4	3	3	3	3	3
日中一時支援事業	人/月間	86	87	137	97	103	108
生活訓練等	人/年間	733	886	1,000	1,000	1,000	1,000

３　障害者（児）をめぐる状況

障害者手帳所持者数やアンケート調査、誰もが共に暮らすための市民会議での意見から見た本市における障害者（児）をめぐる状況は、以下のとおりとなります。

障害の特性によりご自身の意見を表明することが困難な方や制度の谷間にいる方のご意見、要望等についても、様々な方法で実態の把握に努め、本市の障害者施策を推進していく必要があります。

（１）障害者手帳所持者数等の推移

①　身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、令和４（2024）年以降減少傾向が続いており、令和８(2026)年は31,937人となっています。等級別の構成割合は１級が35.5%、２級が14.7%で、合わせると50.2%と半数を占めています。

グラフ　等級別身体障害者手帳所持者数の推移（各年４月１日現在）

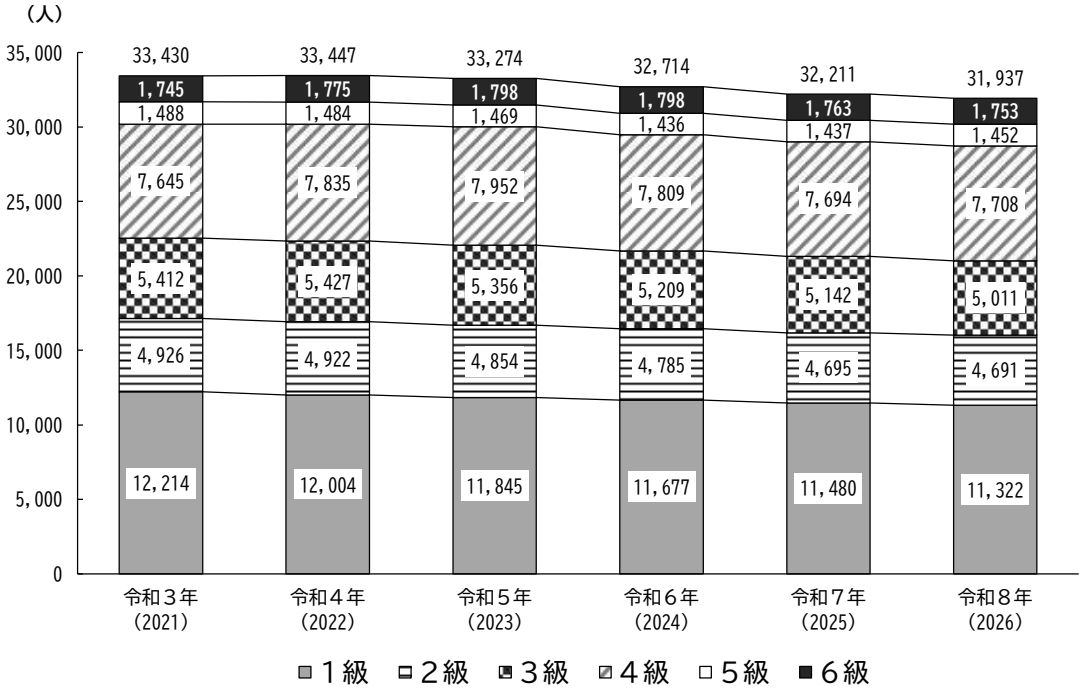

表　障害区分別身体障害者手帳所持者の内訳（各年４月１日現在）

単位：人

	令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）	令和６年（2024）	令和７年（2025）	令和８年（2026）
視覚障害	2,244	2,285	2,321	2,329	2,324	2,391
聴覚・平衡機能障害	2,959	3,063	3,126	3,191	3,174	3,241
音声・言語・そしゃく機能障害	551	529	525	509	502	482
肢体不自由	16,124	15,816	15,491	14,918	14,451	14,071
内部障害	11,552	11,754	11,811	11,767	11,760	11,752
合計	33,430	33,447	33,274	32,714	32,211	31,937

②　療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は増加傾向が続いており、令和８（2026）年は10,365人で、令和３（2021）年の8,339人から2,026人の増加となっています。等級別の構成割合は軽度層のＣが34.3%で、令和３（2021）年の31.8%から2.5ポイント増加しています。

グラフ　等級別療育手帳所持者数の推移（各年４月１日現在）

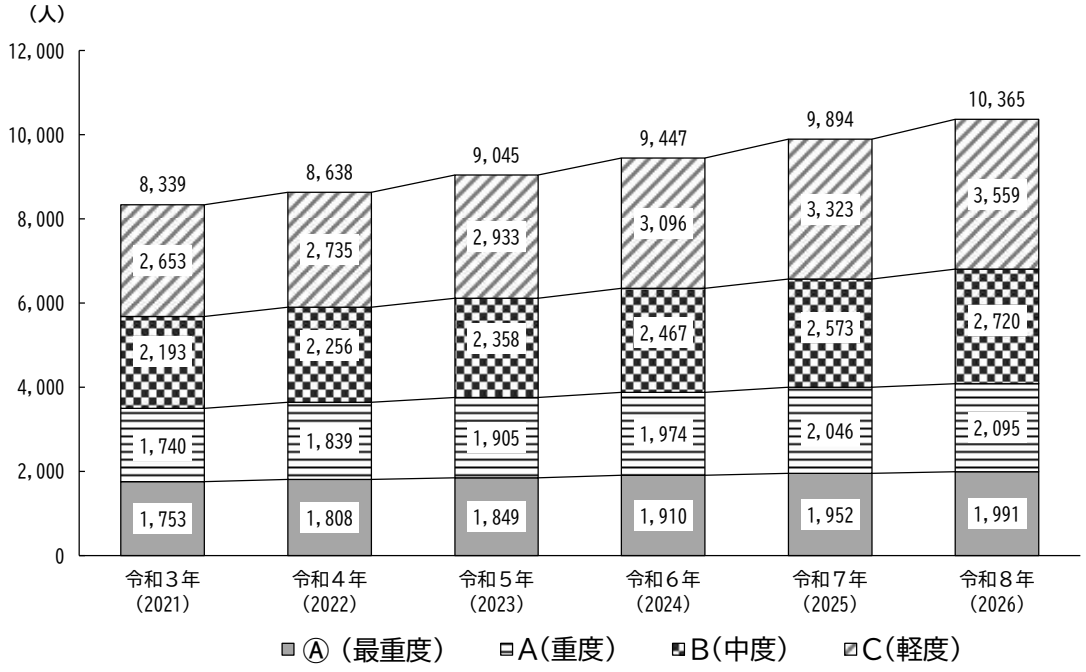

③　精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向が続いており、令和８（2026）年は18,800人で、令和３（2021）年の13,643人から5,157人増加しています。等級別の構成割合は３級が52.6%で、令和３（2021）年の45.2%から7.4ポイント増加しています。

グラフ　等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年４月１日現在）

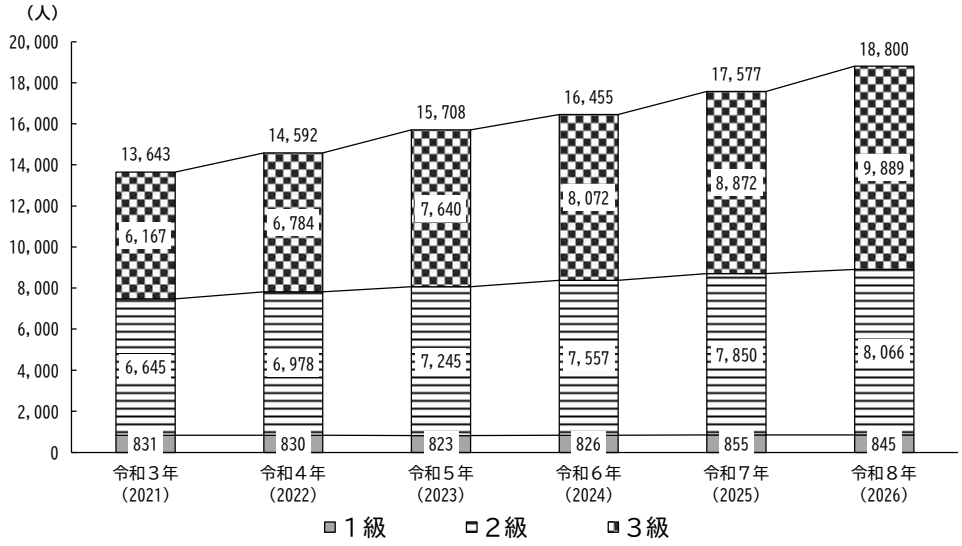

④　自立支援医療費（精神）受給者数の推移

自立支援医療費(精神)受給者数は増加傾向にあり、令和８(2026)年は28,355人（仮）となっています。

グラフ　自立支援医療費（精神）受給者数の推移（各年４月１日現在）

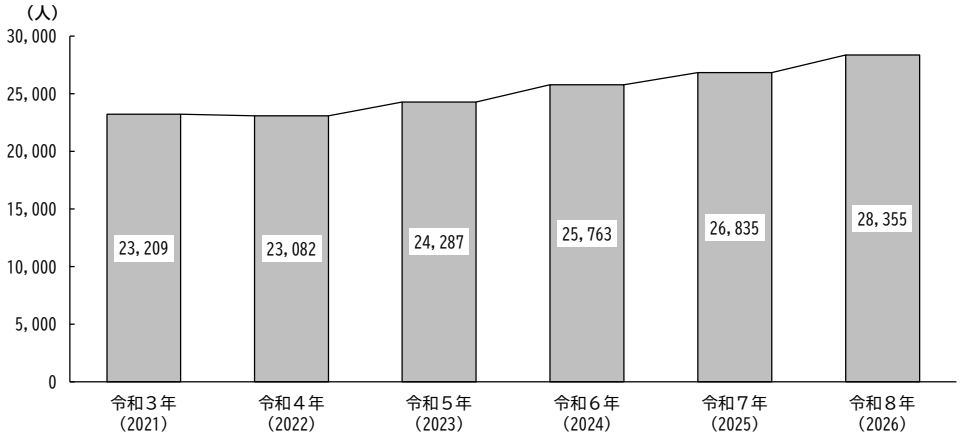

（２）アンケート調査等から見る障害者（児）、関係事業所の状況

＜アンケート実施状況＞

保健福祉に関わる障害者等の生活状況やサービス等に関する利用状況、今後の要望等を把握し、本計画を策定する際の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。調査期間、対象者、回収結果は下記のとおりです。

表　調査期間

調査期間（市民）	令和７（2025）年 10 月８日～10 月 31 日
調査期間（関係事業所）	令和７（2025）年 10 月１日～10 月 31 日

表　回収結果

調査対象者	配付数	有効回答数	回収率
身体障害者（視覚）	300 件	180 件	60.0%
身体障害者（聴覚）	300 件	173 件	57.7%
身体障害者（その他）	1,850 件	1,113 件	60.2%
知的障害者	1,000 件	547 件	54.7%
精神障害者	1,000 件	481 件	48.1%
自立支援医療利用者	850 件	380 件	44.7%
精神入院者	100 件	72 件	72.0%
発達障害者	80 件	44 件	55.0%
放課後等デイサービス利用者	100 件	45 件	45.0%
高次脳機能障害	30 件	24 件	80.0%
難病患者	600 件	390 件	65.0%
小児慢性患者	90 件	39 件	43.3%
合計	6,300 件	3,488 件	55.4%

調査対象者	配付数	有効回答数	回収率
市内の障害福祉関係事業所	1,057 件	396 件	37.4%

※回答率は、小数点第２位を四捨五入して掲載しているため、合計が 100%にならないことがあります。また、回答者が２つ以上回答することができる質問（複数回答）の場合、その回答率の合計は、100%を超えることがあります。

①　回答者の年齢（クロス表１）

■回答者の年齢について（クロス表１）

身体障害者は、加齢に伴う身体機能の低下によって手帳を取得する方も多く、60 代以上の方が全体の 77.1%となっています。

知的障害者は、生まれながらに障害を抱えている方が多く、10 代以下の方が全体の 36.1%となっています。

精神障害者は、思春期以降に発症することが多く、20 代～50 代の方が全体の 74.0%となっています。

自立支援医療利用者は、精神障害の治療や症状に起因して生じた病態に対して、通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の障害（てんかんを含む）を有する方を対象としており、20 代～60 代の方が全体の 82.3%となっています。

難病患者は、年齢的には中高年が多く、40 代以上の方が 78.5%となっています。

クロス表１　回答者の年齢

■　調査対象別クロス表　　（上段：度数、下段：割合）

	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	無回答	合計
全体（参考）	146	212	273	306	344	462	460	598	595	92	3,488
	4.2%	6.1%	7.8%	8.8%	9.9%	13.2%	13.2%	17.1%	17.1%	2.6%	100.0%
身体障害者（視覚）	1	0	2	7	11	22	24	44	65	4	180
	0.6%	0.0%	1.1%	3.9%	6.1%	12.2%	13.3%	24.4%	36.1%	2.2%	100.0%
身体障害者（聴覚）	1	4	3	5	8	9	16	33	87	7	173
	0.6%	2.3%	1.7%	2.9%	4.6%	5.2%	9.2%	19.1%	50.3%	4.0%	100.0%
身体障害者（視覚・聴覚以外）	11	18	11	17	55	109	169	324	369	30	1,113
	1.0%	1.6%	1.0%	1.5%	4.9%	9.8%	15.2%	29.1%	33.2%	2.7%	100.0%
知的障害者	82	116	118	95	58	43	13	10	1	11	547
	15.0%	21.2%	21.6%	17.4%	10.6%	7.9%	2.4%	1.8%	0.2%	2.0%	100.0%
精神障害者	2	12	72	86	89	109	65	25	5	16	481
	0.4%	2.5%	15.0%	17.9%	18.5%	22.7%	13.5%	5.2%	1.0%	3.3%	100.0%
自立支援医療利用者	2	7	43	66	65	82	57	37	13	8	380
	0.5%	1.8%	11.3%	17.4%	17.1%	21.6%	15.0%	9.7%	3.4%	2.1%	100.0%
精神科病院入院患者	1	0	2	5	9	18	22	4	5	6	72
	1.4%	0.0%	2.8%	6.9%	12.5%	25.0%	30.6%	5.6%	6.9%	8.3%	100.0%
発達障害者	3	14	10	7	6	1	2	0	0	1	44
	6.8%	31.8%	22.7%	15.9%	13.6%	2.3%	4.5%	0.0%	0.0%	2.3%	100.0%
放課後等デイサービス（手帳なし）	28	15	0	0	1	1	0	0	0	0	45
	62.2%	33.3%	0.0%	0.0%	2.2%	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
高次脳機能障害	0	1	2	4	6	3	6	2	0	0	24
	0.0%	4.2%	8.3%	16.7%	25.0%	12.5%	25.0%	8.3%	0.0%	0.0%	100.0%
難病患者	1	0	10	14	36	65	86	119	50	9	390
	0.3%	0.0%	2.6%	3.6%	9.2%	16.7%	22.1%	30.5%	12.8%	2.3%	100.0%
小児慢性患者	14	25	0	0	0	0	0	0	0	0	39
	35.9%	64.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

■　各種障害別クロス表（参考）　　（上段：度数、下段：割合）

発達障害	100	140	136	105	72	36	9	7	3	14	622
	16.1%	22.5%	21.9%	16.9%	11.6%	5.8%	1.4%	1.1%	0.5%	2.3%	100.0%
高次脳機能障害	0	2	7	5	19	19	24	20	13	3	112
	0.0%	1.8%	6.3%	4.5%	17.0%	17.0%	21.4%	17.9%	11.6%	2.7%	100.0%
医療的ケア	6	6	7	11	14	16	28	28	30	2	148
	4.1%	4.1%	4.7%	7.4%	9.5%	10.8%	18.9%	18.9%	20.3%	1.4%	100.0%
強度行動障害	1	13	20	23	14	14	9	2	2	2	100
	1.0%	13.0%	20.0%	23.0%	14.0%	14.0%	9.0%	2.0%	2.0%	2.0%	100.0%
精神入院（6カ月以上）	0	0	1	5	13	13	22	8	2	3	67
	0.0%	0.0%	1.5%	7.5%	19.4%	19.4%	32.8%	11.9%	3.0%	4.5%	100.0%

※濃い網掛けは最も多い項目、薄い網掛けは 2 番目に多い項目（以降同様）

②　家族への負担に関する状況（クロス表２～５）

短期的には、家族支援の充実が大きな課題となっています。(クロス表2～5)
中長期的には、本人の「自立と生活の質の向上」を地域で支えるために、体制を強化し、実情に即したニーズに応え得る仕組みへと整備していくことが求められています。

■主な介護者について（クロス表２）

主な介護者は、「父または母」や「夫または妻」などが多く、家族への負担が大きくなっています。

クロス表２　主な介護者　調査対象別・各種障害別

■　調査対象別クロス表　　（上段：度数、下段：割合）

	父または母	夫または妻	子どもやその配偶者	その他の親族	各種ヘルパー、支援者	施設・病院の職員	その他	介助・支援は受けていない	無回答	合計
全体（参考）	843	680	280	82	145	195	30	926	307	3,488
	24.2%	19.5%	8.0%	2.4%	4.2%	5.6%	0.9%	26.5%	8.8%	100.0%
身体障害者（視覚）	13	60	25	4	11	4	3	42	18	180
	7.2%	33.3%	13.9%	2.2%	6.1%	2.2%	1.7%	23.3%	10.0%	100.0%
身体障害者（聴覚）	9	30	32	4	5	8	1	62	22	173
	5.2%	17.3%	18.5%	2.3%	2.9%	4.6%	0.6%	35.8%	12.7%	100.0%
身体障害者（視覚・聴覚以外）	73	328	161	32	72	58	8	265	116	1,113
	6.6%	29.5%	14.5%	2.9%	6.5%	5.2%	0.7%	23.8%	10.4%	100.0%
知的障害者	426	2	1	12	6	39	4	32	25	547
	77.9%	0.4%	0.2%	2.2%	1.1%	7.1%	0.7%	5.9%	4.6%	100.0%
精神障害者	135	72	17	12	34	24	8	137	42	481
	28.1%	15.0%	3.5%	2.5%	7.1%	5.0%	1.7%	28.5%	8.7%	100.0%
自立支援医療利用者	48	64	12	6	5	16	4	193	32	380
	12.6%	16.8%	3.2%	1.6%	1.3%	4.2%	1.1%	50.8%	8.4%	100.0%
精神科病院入院患者	9	1	1	6	0	33	1	9	12	72
	12.5%	1.4%	1.4%	8.3%	0.0%	45.8%	1.4%	12.5%	16.7%	100.0%
発達障害者	40	1	0	1	1	1	0	0	0	44
	90.9%	2.3%	0.0%	2.3%	2.3%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
放課後等デイサービス（手帳なし）	38	0	0	0	0	0	0	6	1	45
	84.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.3%	2.2%	100.0%
高次脳機能障害	10	7	1	0	1	1	0	4	0	24
	41.7%	29.2%	4.2%	0.0%	4.2%	4.2%	0.0%	16.7%	0.0%	100.0%
難病患者	13	115	30	5	10	11	1	166	39	390
	3.3%	29.5%	7.7%	1.3%	2.6%	2.8%	0.3%	42.6%	10.0%	100.0%
小児慢性患者	29	0	0	0	0	0	0	10	0	39
	74.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.6%	0.0%	100.0%

■　各種障害別クロス表（参考）　　（上段：度数、下段：割合）

発達障害	440	21	0	8	12	22	4	96	19	622
	70.7%	3.4%	0.0%	1.3%	1.9%	3.5%	0.6%	15.4%	3.1%	100.0%
高次脳機能障害	28	40	11	0	4	16	1	8	4	112
	25.0%	35.7%	9.8%	0.0%	3.6%	14.3%	0.9%	7.1%	3.6%	100.0%
医療的ケア	34	32	14	2	22	17	1	14	12	148
	23.0%	21.6%	9.5%	1.4%	14.9%	11.5%	0.7%	9.5%	8.1%	100.0%
強度行動障害	50	14	1	4	5	15	2	7	2	100
	50.0%	14.0%	1.0%	4.0%	5.0%	15.0%	2.0%	7.0%	2.0%	100.0%
精神入院（6カ月以上）	7	2	1	6	0	34	2	4	11	67
	10.4%	3.0%	1.5%	9.0%	0.0%	50.7%	3.0%	6.0%	16.4%	100.0%

■主な介護者について２（クロス表３）

家族の負担の中でも、知的障害、精神障害、高次脳機能障害、医療的ケア、強度行動障害のある方では、本人の年齢が上がっても主な介助者が「父または母」である割合が高くなっています。

クロス表３　主な介護者　調査対象別（年齢別）・各種障害別（年齢別）

■ 調査対象別クロス表　（上段：度数、下段：割合）

	父または母	夫または妻	子どもやその配偶者	その他の親族	各種ヘルパー、支援者	施設・病院の職員	その他	介助・支援は受けていない	無回答	合計
全体（参考）	843	680	280	82	145	195	30	926	307	3,488
	24.2%	19.5%	8.0%	2.4%	4.2%	5.6%	0.9%	26.5%	8.8%	100.0%
知的障害者	426	2	1	12	6	39	4	32	25	547
	77.9%	0.4%	0.2%	2.2%	1.1%	7.1%	0.7%	5.9%	4.6%	100.0%
17歳以下	167	0	0	0	0	0	1	8	3	179
	93.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	4.5%	1.7%	100.0%
18～39歳	183	1	1	3	2	15	1	16	10	232
	78.9%	0.4%	0.4%	1.3%	0.9%	6.5%	0.4%	6.9%	4.3%	100.0%
40～64歳	62	1	0	7	2	20	1	6	10	109
	56.9%	0.9%	0.0%	6.4%	1.8%	18.3%	0.9%	5.5%	9.2%	100.0%
65歳以上	6	0	0	2	2	3	1	1	1	16
	37.5%	0.0%	0.0%	12.5%	12.5%	18.8%	6.3%	6.3%	6.3%	100.0%
マルA・A	173	0	0	6	2	28	1	1	4	215
	80.5%	0.0%	0.0%	2.8%	0.9%	13.0%	0.5%	0.5%	1.9%	100.0%
17歳以下	55	0	0	0	0	0	0	0	1	56
	98.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	100.0%
18～39歳	83	0	0	1	1	14	1	0	1	101
	82.2%	0.0%	0.0%	1.0%	1.0%	13.9%	1.0%	0.0%	1.0%	100.0%
40～64歳	29	0	0	4	1	11	0	1	2	48
	60.4%	0.0%	0.0%	8.3%	2.1%	22.9%	0.0%	2.1%	4.2%	100.0%
65歳以上	5	0	0	1	0	2	0	0	0	8
	62.5%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
B・C	232	2	1	5	3	8	1	27	17	296
	78.4%	0.7%	0.3%	1.7%	1.0%	2.7%	0.3%	9.1%	5.7%	100.0%
17歳以下	110	0	0	0	0	0	0	7	2	119
	92.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	1.7%	100.0%
18～39歳	91	1	1	2	1	0	0	14	8	118
	77.1%	0.8%	0.8%	1.7%	0.8%	0.0%	0.0%	11.9%	6.8%	100.0%
40～64歳	30	1	0	2	0	7	1	5	7	53
	56.6%	1.9%	0.0%	3.8%	0.0%	13.2%	1.9%	9.4%	13.2%	100.0%
65歳以上	0	0	0	1	2	1	0	1	0	5
	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	40.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	100.0%
精神障害者	135	72	17	12	34	24	8	137	42	481
	28.1%	15.0%	3.5%	2.5%	7.1%	5.0%	1.7%	28.5%	8.7%	100.0%
17歳以下	7	0	0	0	0	1	0	0	0	8
	87.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
18～39歳	73	12	3	1	8	6	3	50	8	164
	44.5%	7.3%	1.8%	0.6%	4.9%	3.7%	1.8%	30.5%	4.9%	100.0%
40～64歳	48	48	11	8	22	12	4	66	21	240
	20.0%	20.0%	4.6%	3.3%	9.2%	5.0%	1.7%	27.5%	8.8%	100.0%
65歳以上	4	12	2	3	4	4	0	12	12	53
	7.5%	22.6%	3.8%	5.7%	7.5%	7.5%	0.0%	22.6%	22.6%	100.0%
1・2級	73	42	7	10	25	15	5	40	25	242
	30.2%	17.4%	2.9%	4.1%	10.3%	6.2%	2.1%	16.5%	10.3%	100.0%
17歳以下	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
18～39歳	33	5	1	1	5	2	2	6	2	57
	57.9%	8.8%	1.8%	1.8%	8.8%	3.5%	3.5%	10.5%	3.5%	100.0%
40～64歳	35	28	5	7	17	11	3	28	15	149
	23.5%	18.8%	3.4%	4.7%	11.4%	7.4%	2.0%	18.8%	10.1%	100.0%
65歳以上	4	9	1	2	3	1	0	6	8	34
	11.8%	26.5%	2.9%	5.9%	8.8%	2.9%	0.0%	17.6%	23.5%	100.0%
3級	49	19	9	2	8	7	2	83	15	194
	25.3%	9.8%	4.6%	1.0%	4.1%	3.6%	1.0%	42.8%	7.7%	100.0%
17歳以下	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
18～39歳	33	7	2	0	2	4	1	42	5	96
	34.4%	7.3%	2.1%	0.0%	2.1%	4.2%	1.0%	43.8%	5.2%	100.0%
40～64歳	10	11	6	1	5	1	1	34	6	75
	13.3%	14.7%	8.0%	1.3%	6.7%	1.3%	1.3%	45.3%	8.0%	100.0%
65歳以上	0	1	1	1	1	2	0	6	3	15
	0.0%	6.7%	6.7%	6.7%	6.7%	13.3%	0.0%	40.0%	20.0%	100.0%

■ 各種障害別クロス表（参考）　（上段：度数、下段：割合）

高次脳機能障害	28	40	11	0	4	16	1	8	4	112
	25.0%	35.7%	9.8%	0.0%	3.6%	14.3%	0.9%	7.1%	3.6%	100.0%
17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
18～39歳	1	0	0	0	1	1	0	1	0	12
	66.7%	8.3%	0.0%	0.0%	8.3%	8.3%	0.0%	8.3%	0.0%	100.0%
40～64歳	17	17	3	0	2	7	1	6	2	55
	30.9%	30.9%	5.5%	0.0%	3.6%	12.7%	1.8%	10.9%	3.6%	100.0%
65歳以上	1	20	7	0	1	8	0	1	2	40
	2.5%	50.0%	17.5%	0.0%	2.5%	20.0%	0.0%	2.5%	5.0%	100.0%
医療的ケア	34	32	14	2	22	17	1	14	12	148
	23.0%	21.6%	9.5%	1.4%	14.9%	11.5%	0.7%	9.5%	8.1%	100.0%
17歳以下	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
18～39歳	12	0	0	0	0	3	0	2	2	19
	63.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.8%	0.0%	10.5%	10.5%	100.0%
40～64歳	11	5	3	2	8	5	1	8	3	46
	23.9%	10.9%	6.5%	4.3%	17.4%	10.9%	2.2%	17.4%	6.5%	100.0%
65歳以上	0	27	11	0	12	9	0	4	7	70
	0.0%	38.6%	15.7%	0.0%	17.1%	12.9%	0.0%	5.7%	10.0%	100.0%
強度行動障害	50	14	1	4	5	15	2	7	2	100
	50.0%	14.0%	1.0%	4.0%	5.0%	15.0%	2.0%	7.0%	2.0%	100.0%
17歳以下	12	0	0	0	0	0	0	0	1	13
	92.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	100.0%
18～39歳	2	1	0	0	2	8	1	3	1	44
	63.6%	2.3%	0.0%	0.0%	4.5%	18.2%	2.3%	6.8%	2.3%	100.0%
40～64歳	8	9	1	4	1	7	1	2	0	33
	24.2%	27.3%	3.0%	12.1%	3.0%	21.2%	3.0%	6.1%	0.0%	100.0%
65歳以上	1	4	0	0	1	0	0	2	0	8
	12.5%	50.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	100.0%

■窓口を充実してほしい相談について（クロス表４）

　窓口を充実してほしい相談では、「家族の入院等緊急時の相談」や「家族に対する支援の相談」が高い割合となっており、ここからも、日常的に家族負担が大きいことがうかがえます。

クロス表４　窓口を充実してほしい相談　調査対象別・各種障害別

■　調査対象別クロス表　　（上段：度数、下段：割合）

	ショートステイ利用の相談	グループホーム利用の相談	家族の入院等緊急時の相談	成年後見の相談	家族に対する支援の相談	その他	無回答	回答者数	非該当
全体（参考）	115	97	203	131	248	54	32	495	2,993
	23.2%	19.6%	41.0%	26.5%	50.1%	10.9%	6.5%		
身体障害者（視覚）	4	1	5	3	10	7	2	24	156
	16.7%	4.2%	20.8%	12.5%	41.7%	29.2%	8.3%		
1・2級	2	0	4	1	5	4	1	12	89
	16.7%	0.0%	33.3%	8.3%	41.7%	33.3%	8.3%		
3級以下	1	0	0	1	2	1	0	4	38
	25.0%	0.0%	0.0%	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%		
身体障害者（聴覚）	4	2	9	3	6	4	0	20	153
	20.0%	10.0%	45.0%	15.0%	30.0%	20.0%	0.0%		
1・2級	0	0	1	0	1	1	0	2	39
	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%		
3級以下	2	2	7	3	4	1	0	12	85
	16.7%	16.7%	58.3%	25.0%	33.3%	8.3%	0.0%		
身体障害者（視覚・聴覚以外）	34	18	66	21	65	9	12	128	985
	26.6%	14.1%	51.6%	16.4%	50.8%	7.0%	9.4%		
1・2級	9	5	32	7	29	6	5	55	385
	16.4%	9.1%	58.2%	12.7%	52.7%	10.9%	9.1%		
3級以下	16	7	22	9	27	1	1	45	394
	35.6%	15.6%	48.9%	20.0%	60.0%	2.2%	2.2%		
知的障害者	24	32	42	49	48	7	3	94	453
	25.5%	34.0%	44.7%	52.1%	51.1%	7.4%	3.2%		
マルA・A	18	17	23	19	19	3	0	38	177
	47.4%	44.7%	60.5%	50.0%	50.0%	7.9%	0.0%		
B・C	6	15	16	27	26	4	3	51	245
	11.8%	29.4%	31.4%	52.9%	51.0%	7.8%	5.9%		
精神障害者	10	10	18	15	24	10	5	63	418
	15.9%	15.9%	28.6%	23.8%	38.1%	15.9%	7.9%		
1・2級	6	7	11	8	15	5	1	34	208
	17.6%	20.6%	32.4%	23.5%	44.1%	14.7%	2.9%		
3級	3	3	6	5	8	5	2	23	171
	13.0%	13.0%	26.1%	21.7%	34.8%	21.7%	8.7%		
自立支援医療利用者	17	15	22	17	27	7	3	55	325
	30.9%	27.3%	40.0%	30.9%	49.1%	12.7%	5.5%		
精神科病院入院患者	0	1	2	2	0	2	1	8	64
	0.0%	12.5%	25.0%	25.0%	0.0%	25.0%	12.5%		
発達障害者	4	5	3	4	9	1	0	13	31
	30.8%	38.5%	23.1%	30.8%	69.2%	7.7%	0.0%		
放課後等デイサービス（手帳なし）	1	0	3	3	11	2	2	18	27
	5.6%	0.0%	16.7%	16.7%	61.1%	11.1%	11.1%		
高次脳機能障害	1	2	1	3	3	1	0	5	19
	20.0%	40.0%	20.0%	60.0%	60.0%	20.0%	0.0%		
難病患者	15	10	32	10	42	3	4	64	326
	23.4%	15.6%	50.0%	15.6%	65.6%	4.7%	6.3%		
小児慢性患者	1	1	0	1	3	1	0	3	36
	33.3%	33.3%	0.0%	33.3%	100.0%	33.3%	0.0%		

■　各種障害別クロス表（参考）　　（上段：度数、下段：割合）

発達障害	29	34	45	50	67	20	6	127	495
	22.8%	26.8%	35.4%	39.4%	52.8%	15.7%	4.7%		
内　療育手帳あり	21	29	32	36	34	8	0	69	298
	30.4%	42.0%	46.4%	52.2%	49.3%	11.6%	0.0%		
内　療育手帳なし	8	5	13	14	33	12	6	58	197
	13.8%	8.6%	22.4%	24.1%	56.9%	20.7%	10.3%		
高次脳機能障害	4	4	11	7	13	1	0	19	93
	21.1%	21.1%	57.9%	36.8%	68.4%	5.3%	0.0%		
医療的ケア	7	5	18	7	15	4	2	37	111
	18.9%	13.5%	48.6%	18.9%	40.5%	10.8%	5.4%		
内　18歳未満	0	0	0	0	1	1	0	1	10
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%		
強度行動障害	4	5	8	7	8	5	2	21	79
	19.0%	23.8%	38.1%	33.3%	38.1%	23.8%	9.5%		
精神入院（6カ月以上）	0	0	1	2	1	1	1	5	62
	0.0%	0.0%	20.0%	40.0%	20.0%	20.0%	20.0%		

■　年齢別クロス表（参考）　　（上段：度数、下段：割合）

全体	115	97	203	131	248	54	32	495	2,993
	23.2%	19.6%	41.0%	26.5%	50.1%	10.9%	6.5%		
17歳以下	7	7	9	16	35	11	3	54	264
	13.0%	13.0%	16.7%	29.6%	64.8%	20.4%	5.6%		
18～39歳	19	25	34	35	39	8	4	82	537
	23.2%	30.5%	41.5%	42.7%	47.6%	9.8%	4.9%		
40～64歳	37	36	68	44	75	18	13	163	878
	22.7%	22.1%	41.7%	27.0%	46.0%	11.0%	8.0%		
65歳以上	49	25	89	31	91	15	10	181	1,237
	27.1%	13.8%	49.2%	17.1%	50.3%	8.3%	5.5%		

■利用を増やしたいサービスについて（クロス表５）

知的障害・強度行動障害で短期入所（ショートステイ）のニーズが高くなっています。緊急時、レスパイト、グループホーム入所への体験的利用など、家族と離れる時間の確保が求められています。

クロス表５　利用を増やしたい障害福祉サービス　調査対象別・各種障害別

■ 調査対象別クロス表　　■ 調査対象別クロス表（上段：度数、下段：割合）

	短期入所（ショートステイ）※６	生活介護※７	療養介護※８	施設入所支援※９	自立訓練（機能訓練）※１０	自立訓練（生活訓練）※１１	共同生活援助（グループホーム）※１７	自立生活援助※１８	計画相談支援※１９	無回答	回答者数
全体（参考）	319	188	67	136	221	127	158	148	105	277	3,488
	9.1%	5.4%	1.9%	3.9%	6.3%	3.6%	4.5%	4.2%	3.0%	7.9%	
身体障害者（視覚）	16	13	5	7	9	11	5	7	5	17	180
	8.9%	7.2%	2.8%	3.9%	5.0%	6.1%	2.8%	3.9%	2.8%	9.4%	
１・２級	11	10	4	4	6	9	1	4	4	7	101
	10.9%	9.9%	4.0%	4.0%	5.9%	8.9%	1.0%	4.0%	4.0%	6.9%	
３級以下	2	2	1	1	2	2	1	2	1	3	42
	4.8%	4.8%	2.4%	2.4%	4.8%	4.8%	2.4%	4.8%	2.4%	7.1%	
身体障害者（聴覚）	8	9	3	5	7	4	1	4	1	25	173
	4.6%	5.2%	1.7%	2.9%	4.0%	2.3%	0.6%	2.3%	0.6%	14.5%	
１・２級	0	1	1	0	0	0	0	2	0	6	41
	0.0%	2.4%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.9%	0.0%	14.6%	
３級以下	5	4	1	2	6	2	1	1	1	15	97
	5.2%	4.1%	1.0%	2.1%	6.2%	2.1%	1.0%	1.0%	1.0%	15.5%	
身体障害者（視覚・聴覚以外）	98	79	30	59	102	44	23	46	23	116	1,113
	8.8%	7.1%	2.7%	5.3%	9.2%	4.0%	2.1%	4.1%	2.1%	10.4%	
１・２級	51	32	12	26	54	22	12	22	11	46	440
	11.6%	7.3%	2.7%	5.9%	12.3%	5.0%	2.7%	5.0%	2.5%	10.5%	
３級以下	27	30	9	19	29	14	7	18	7	31	439
	6.2%	6.8%	2.1%	4.3%	6.6%	3.2%	1.6%	4.1%	1.6%	7.1%	
知的障害者	130	44	5	33	17	27	69	32	31	32	547
	23.8%	8.0%	0.9%	6.0%	3.1%	4.9%	12.6%	5.9%	5.7%	5.9%	
マルＡ・Ａ	103	35	5	28	13	16	42	7	17	10	215
	47.9%	16.3%	2.3%	13.0%	6.0%	7.4%	19.5%	3.3%	7.9%	4.7%	
Ｂ・Ｃ	22	6	0	3	4	10	24	23	13	18	296
	7.4%	2.0%	0.0%	1.0%	1.4%	3.4%	8.1%	7.8%	4.4%	6.1%	
精神障害者	12	10	9	5	20	12	18	20	14	35	481
	2.5%	2.1%	1.9%	1.0%	4.2%	2.5%	3.7%	4.2%	2.9%	7.3%	
１・２級	9	3	4	2	8	6	14	11	8	23	242
	3.7%	1.2%	1.7%	0.8%	3.3%	2.5%	5.8%	4.5%	3.3%	9.5%	
３級	2	3	1	2	9	3	1	4	3	8	194
	1.0%	1.5%	0.5%	1.0%	4.6%	1.5%	0.5%	2.1%	1.5%	4.1%	
自立支援医療利用者	11	8	0	5	9	6	8	12	3	9	380
	2.9%	2.1%	0.0%	1.3%	2.4%	1.6%	2.1%	3.2%	0.8%	2.4%	
精神科病院入院患者	1	2	1	4	8	6	15	9	9	9	72
	1.4%	2.8%	1.4%	5.6%	11.1%	8.3%	20.8%	12.5%	12.5%	12.5%	
発達障害者	12	3	0	1	1	0	10	5	5	1	44
	27.3%	6.8%	0.0%	2.3%	2.3%	0.0%	22.7%	11.4%	11.4%	2.3%	
放課後等デイサービス（手帳なし）	0	0	0	1	0	0	0	1	1	2	45
	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	2.2%	4.4%	
高次脳機能障害	4	1	0	0	5	0	3	1	1	2	24
	16.7%	4.2%	0.0%	0.0%	20.8%	0.0%	12.5%	4.2%	4.2%	8.3%	
難病患者	25	19	14	16	43	17	6	11	11	29	390
	6.4%	4.9%	3.6%	4.1%	11.0%	4.4%	1.5%	2.8%	2.8%	7.4%	
小児慢性患者	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	39
	5.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	

■ 各種障害別クロス表（参考）　　■ 各種障害別クロス表（参考）（上段：度数、下段：割合）

発達障害	94	31	6	23	20	19	55	31	32	23	622
	15.1%	5.0%	1.0%	3.7%	3.2%	3.1%	8.8%	5.0%	5.1%	3.7%	
内　療育手帳あり	90	27	4	22	11	14	48	25	22	13	367
	24.5%	7.4%	1.1%	6.0%	3.0%	3.8%	13.1%	6.8%	6.0%	3.5%	
内　療育手帳なし	4	4	2	1	9	5	7	6	10	10	255
	1.6%	1.6%	0.8%	0.4%	3.5%	2.0%	2.7%	2.4%	3.9%	3.9%	
高次脳機能障害	22	11	3	9	20	8	7	6	3	11	112
	19.6%	9.8%	2.7%	8.0%	17.9%	7.1%	6.3%	5.4%	2.7%	9.8%	
医療的ケア	20	21	12	13	14	11	8	11	7	12	148
	13.5%	14.2%	8.1%	8.8%	9.5%	7.4%	5.4%	7.4%	4.7%	8.1%	
内　18歳未満	4	0	0	0	0	0	0	0	1	1	11
	36.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	9.1%	
強度行動障害	33	12	4	9	6	2	11	5	8	4	100
	33.0%	12.0%	4.0%	9.0%	6.0%	2.0%	11.0%	5.0%	8.0%	4.0%	
精神入院（6カ月以上）	2	3	2	4	8	7	13	8	7	7	67
	3.0%	4.5%	3.0%	6.0%	11.9%	10.4%	19.4%	11.9%	10.4%	10.4%	

③　教育・保育へのニーズ（クロス表６）

年齢に応じてニーズが変化するため（クロス表６）、年代ごとの施策の検討が必要です。

■幼稚園、保育園、学校に望むことについて（クロス表６）

全年齢で共通して多い要望は、「能力や障害に応じた保育・教育をしてほしい」となっています。

また、各年代で２番目に要望が多い項目は、内容が異なっています。

年代	特に多い要望
幼児～小学生	加配などの人員配置を充実してほしい
中学生	教員・職員に障害特性を理解してほしい
高校生	相談支援体制を充実してほしい
大学・専門学校等	教員・職員に障害特性を理解してほしい

クロス表６　幼稚園、保育園、学校に望むこと　年齢別

（上段：度数、下段：割合）

	相談体制を充実してほしい	能力や障害の状態に応じた保育・教育をしてほしい	保育士・教員・支援員・特別支援教育コーディネーターなどの人員配置（加配等）を充実してほしい	保育士・教員・職員の特性を理解してほしい	保育士・教員・職員の合理的配慮に関する研修を促進してほしい	保育士・教員・職員の合理的配慮に関する研修を促進してほしい	周囲の子どもたちの障害理解のための取組みをしてほしい	障害を理由としたいじめに対応してほしい	障害を理由とした登園渋りや不登校等に対応してほしい	障害特性や合理的配慮の重要性を原因とする子どもの保護者と周囲のトラブルや保育士の防止や、本人や保護者に寄り添った対応をしてほしい	施設、設備、教材を充実してほしい	看護師による医療的ケアへの理解、経管栄養、痰の吸引など）を実施してほしい	通級指導教室の新設・増設を進めてほしい	地域の学校に通いやすくするための環境整備をよりいっそう進めてほしい	特別支援学校の教室不足を解消してほしい	保育園・幼稚園・学校で障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとが交流する機会を増やしてほしい	その他	特に望むことはない	無回答	回答者数	非該当
全体	120	189	161	156	113	125	62	58	93	116	20	53	89	92	58	19	44	6	366	3,122
	32.8%	51.6%	44.0%	42.6%	30.9%	34.2%	16.9%	15.8%	25.4%	31.7%	5.5%	14.5%	24.3%	25.1%	15.8%	5.2%	12.0%	1.6%		
7歳未満	27	42	41	39	26	29	12	11	23	17	7	12	22	26	17	1	6	0	69	10
	39.1%	60.9%	59.4%	56.5%	37.7%	42.0%	17.4%	15.9%	33.3%	24.6%	10.1%	17.4%	31.9%	37.7%	24.6%	1.4%	8.7%	0.0%		
7歳～12歳	38	77	69	57	42	48	20	19	38	52	3	23	36	32	19	7	10	1	139	3
	27.3%	55.4%	46.8%	41.0%	30.2%	34.5%	14.4%	13.7%	27.3%	37.4%	2.2%	16.5%	25.9%	23.0%	13.7%	5.0%	7.2%	0.7%		
13～15歳	27	38	29	31	23	22	12	13	10	27	6	8	18	17	17	5	9	1	69	1
	39.1%	55.1%	42.0%	44.9%	33.3%	31.9%	17.4%	18.8%	14.5%	39.1%	8.7%	11.6%	26.1%	24.6%	24.6%	7.2%	13.0%	1.4%		
16～18歳	13	14	12	10	7	11	7	5	10	9	1	2	3	6	1	2	9	2	38	10
	34.2%	36.8%	31.6%	26.3%	18.4%	28.9%	18.4%	13.2%	26.3%	23.7%	2.6%	5.3%	7.9%	15.8%	2.6%	5.3%	23.7%	5.3%		
19歳以上	13	16	12	10	12	13	10	9	11	10	3	8	9	11	4	3	10	2	47	3,010
	27.7%	34.0%	25.5%	21.3%	25.5%	27.7%	21.3%	19.1%	23.4%	21.3%	6.4%	17.0%	19.1%	23.4%	8.5%	6.4%	21.3%	4.3%		
無回答	2	2	2	3	3	2	1	1	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	4	88
	50.0%	50.0%	50.0%	75.0%	75.0%	50.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%		

④　就労支援に関する課題（クロス表７、８）

企業に対する障害理解の啓発が重要な課題となっています。(クロス表7、8)

■働くために必要なことについて（クロス表７）

障害者や病気を抱える方が働き続けるために必要なこととして、「上司や同僚、支援員など周囲の理解」が最も多くなっています。

クロス表７　働くために必要なこと　調査対象別・各種障害別

■ 調査対象別クロス表

（上段：度数、下段：割合）

	上司や同僚、支援員など周囲の人の障害や病気に対する理解があること	短時間勤務など体調に合った勤務体制への配慮）	障害特性や体調に合った仕事内容や仕事量への配慮）	異動や業務変更に対応した職場の援助への配慮）	良好な人間関係をつくるための職場の援助への配慮）	職場の産業医の適切なアドバイス	主治医の適切なアドバイス	送迎など通勤のための援助・支援	ジョブコーチによる支援	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	生活面での支援（ヘルパーによる支援など）	パソコン、インターネット等の技術習得	やりがいのある仕事であること	給料・工賃に満足できること	その他	特にない	わからない	無回答	回答者数
全体（参考）	1,908	1,124	1,515	218	678	87	345	483	68	242	254	196	405	436	61	210	360	249	3,488
	54.7%	32.2%	43.4%	6.3%	19.4%	2.5%	9.9%	13.8%	1.9%	6.9%	7.3%	5.6%	11.6%	12.5%	1.7%	6.0%	10.3%	7.1%	
身体障害者（視覚）	76	33	59	10	24	3	11	31	2	7	9	10	16	18	3	21	32	18	180
	42.2%	18.3%	32.8%	5.6%	13.3%	1.7%	6.1%	17.2%	1.1%	3.9%	5.0%	5.6%	8.9%	10.0%	1.7%	11.7%	17.8%	10.0%	
1・2級	47	20	37	6	10	1	8	21	1	3	4	6	7	11	2	14	19	6	101
	46.5%	19.8%	36.6%	5.9%	9.9%	1.0%	7.9%	20.8%	1.0%	3.0%	4.0%	5.9%	6.9%	10.9%	2.0%	13.9%	18.8%	5.9%	
3級以下	20	9	15	2	8	1	1	3	1	2	2	2	5	5	0	5	6	4	42
	47.6%	21.4%	35.7%	4.8%	19.0%	2.4%	2.4%	7.1%	2.4%	4.8%	4.8%	4.8%	11.9%	11.9%	0.0%	11.9%	14.3%	9.5%	
身体障害者（聴覚）	76	29	53	3	35	1	13	22	0	9	13	6	18	15	2	21	20	27	173
	43.9%	16.8%	30.6%	1.7%	20.2%	0.6%	7.5%	12.7%	0.0%	5.2%	7.5%	3.5%	10.4%	8.7%	1.2%	12.1%	11.6%	15.6%	
1・2級	19	6	9	1	9	0	1	1	0	1	0	0	6	4	0	8	7	3	41
	46.3%	14.6%	22.0%	2.4%	22.0%	0.0%	2.4%	2.4%	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%	14.6%	9.8%	0.0%	19.5%	17.1%	7.3%	
3級以下	49	21	35	2	22	0	9	15	0	5	10	4	8	8	1	9	7	13	97
	50.5%	21.6%	36.1%	2.1%	22.7%	0.0%	9.3%	15.5%	0.0%	5.2%	10.3%	4.1%	8.2%	8.2%	1.0%	9.3%	7.2%	13.4%	
身体障害者（視覚・聴覚以外）	520	321	406	53	155	16	98	192	9	40	86	54	111	103	21	96	141	131	1,113
	46.7%	28.8%	36.5%	4.8%	13.9%	1.4%	8.8%	17.3%	0.8%	3.6%	7.7%	4.9%	10.0%	9.3%	1.9%	8.6%	12.7%	11.8%	
1・2級	214	148	179	23	50	6	39	81	3	12	36	20	33	38	6	37	54	43	440
	48.6%	33.6%	40.7%	5.2%	11.4%	1.4%	8.9%	18.4%	0.7%	2.7%	8.2%	4.5%	7.5%	8.6%	1.4%	8.4%	12.3%	9.8%	
3級以下	217	118	168	20	75	8	33	77	4	12	34	24	50	44	10	37	50	44	439
	49.4%	26.9%	38.3%	4.6%	17.1%	1.8%	7.5%	17.5%	0.9%	2.7%	7.7%	5.5%	11.4%	10.0%	2.3%	8.4%	11.4%	10.0%	
知的障害者	337	136	303	34	140	14	22	121	31	74	71	27	72	83	5	6	49	22	547
	61.6%	24.9%	55.4%	6.2%	25.6%	2.6%	4.0%	22.1%	5.7%	13.5%	13.0%	4.9%	13.2%	15.2%	0.9%	1.1%	9.0%	4.0%	
マルA・A	117	40	123	10	49	5	7	82	9	23	51	6	14	23	4	1	23	15	215
	54.4%	18.6%	57.2%	4.7%	22.8%	2.3%	3.3%	38.1%	4.2%	10.7%	23.7%	2.8%	6.5%	10.7%	1.9%	0.5%	10.7%	7.0%	
B・C	203	85	165	21	84	8	12	37	20	49	17	17	54	54	1	3	20	5	296
	68.6%	28.7%	55.7%	7.1%	28.4%	2.7%	4.1%	12.5%	6.8%	16.6%	5.7%	5.7%	18.2%	18.2%	0.3%	1.0%	6.8%	1.7%	
精神障害者	306	205	243	37	126	13	70	30	13	43	29	42	66	101	5	19	40	12	481
	63.6%	42.6%	50.5%	7.7%	26.2%	2.7%	14.6%	6.2%	2.7%	8.9%	6.0%	8.7%	13.7%	21.0%	1.0%	4.0%	8.3%	2.5%	
1・2級	141	97	113	13	67	6	43	21	7	14	12	22	29	50	2	9	23	9	242
	58.3%	40.1%	46.7%	5.4%	27.7%	2.5%	17.8%	8.7%	2.9%	5.8%	5.0%	9.1%	12.0%	20.7%	0.8%	3.7%	9.5%	3.7%	
3級	133	88	106	22	46	7	19	6	4	23	12	16	28	44	3	7	13	3	194
	68.6%	45.4%	54.6%	11.3%	23.7%	3.6%	9.8%	3.1%	2.1%	11.9%	6.2%	8.2%	14.4%	22.7%	1.5%	3.6%	6.7%	1.5%	
自立支援医療利用者	238	178	175	38	89	21	64	18	3	19	13	23	45	48	11	14	28	5	380
	62.6%	46.8%	46.1%	10.0%	23.4%	5.5%	16.8%	4.7%	0.8%	5.0%	3.4%	6.1%	11.8%	12.6%	2.9%	3.7%	7.4%	1.3%	
精神科病院入院患者	27	15	19	8	13	4	13	5	3	7	5	10	16	15	3	7	15	4	72
	37.5%	20.8%	26.4%	11.1%	18.1%	5.6%	18.1%	6.9%	4.2%	9.7%	6.9%	13.9%	22.2%	20.8%	4.2%	9.7%	20.8%	5.6%	
発達障害者	35	10	30	0	13	0	0	7	1	7	4	1	2	4	1	0	3	0	44
	79.5%	22.7%	68.2%	0.0%	29.5%	0.0%	0.0%	15.9%	2.3%	15.9%	9.1%	2.3%	4.5%	9.1%	2.3%	0.0%	6.8%	0.0%	
放課後等デイサービス（手帳なし）	29	10	27	2	16	1	3	0	0	9	0	3	8	4	0	3	3	0	45
	64.4%	22.2%	60.0%	4.4%	35.6%	2.2%	6.7%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	6.7%	17.8%	8.9%	0.0%	6.7%	6.7%	0.0%	
高次脳機能障害	14	8	13	0	2	0	0	4	1	2	1	1	4	4	1	1	3	1	24
	58.3%	33.3%	54.2%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	16.7%	4.2%	8.3%	4.2%	4.2%	16.7%	16.7%	4.2%	4.2%	12.5%	4.2%	
難病患者	225	165	172	30	60	14	48	45	5	24	21	16	44	34	8	22	22	29	390
	57.7%	42.3%	44.1%	7.7%	15.4%	3.6%	12.3%	11.5%	1.3%	6.2%	5.4%	4.1%	11.3%	8.7%	2.1%	5.6%	5.6%	7.4%	
小児慢性患者	25	14	15	3	5	0	3	8	0	1	2	3	3	7	1	0	4	0	39
	64.1%	35.9%	38.5%	7.7%	12.8%	0.0%	7.7%	20.5%	0.0%	2.6%	5.1%	7.7%	7.7%	17.9%	2.6%	0.0%	10.3%	0.0%	

■ 各種障害別クロス表（参考）

（上段：度数、下段：割合）

発達障害	415	186	373	52	171	17	42	95	33	79	55	40	73	100	12	12	40	14	622
	66.7%	29.9%	60.0%	8.4%	27.5%	2.7%	6.8%	15.3%	5.3%	12.7%	8.8%	6.4%	11.7%	16.1%	1.9%	1.9%	6.4%	2.3%	
内　療育手帳あり	246	88	210	24	101	9	14	84	23	52	40	17	42	52	6	7	22	10	367
	67.0%	24.0%	57.2%	6.5%	27.5%	2.5%	3.8%	22.9%	6.3%	14.2%	10.9%	4.6%	11.4%	14.2%	1.6%	1.9%	6.0%	2.7%	
内　療育手帳なし	169	98	163	28	70	8	28	11	10	27	15	23	31	48	6	5	18	4	255
	66.3%	38.4%	63.9%	11.0%	27.5%	3.1%	11.0%	4.3%	3.9%	10.6%	5.9%	9.0%	12.2%	18.8%	2.4%	2.0%	7.1%	1.6%	
高次脳機能障害	55	40	46	6	12	3	11	21	4	13	9	4	9	17	2	5	19	7	112
	49.1%	35.7%	41.1%	5.4%	10.7%	2.7%	9.8%	18.8%	3.6%	11.6%	8.0%	3.6%	8.0%	15.2%	1.8%	4.5%	17.0%	6.3%	
医療的ケア	68	42	52	7	21	3	32	22	2	10	22	6	11	8	5	12	18	13	148
	45.9%	28.4%	35.1%	4.7%	14.2%	2.0%	21.6%	14.9%	1.4%	6.8%	14.9%	4.1%	7.4%	5.4%	3.4%	8.1%	12.2%	8.8%	
内　18歳未満	5	4	6	0	2	0	0	6	0	2	1	0	1	0	1	0	0	1	11
	45.5%	36.4%	54.5%	0.0%	18.2%	0.0%	0.0%	54.5%	0.0%	18.2%	9.1%	0.0%	9.1%	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	9.1%	
強度行動障害	55	27	52	4	23	1	9	26	7	6	14	1	7	14	5	3	11	3	100
	55.0%	27.0%	52.0%	4.0%	23.0%	1.0%	9.0%	26.0%	7.0%	6.0%	14.0%	1.0%	7.0%	14.0%	5.0%	3.0%	11.0%	3.0%	
精神入院（6カ月以上）	25	13	16	7	11	7	16	3	2	6	7	10	13	10	2	5	11	8	67
	37.3%	19.4%	23.9%	10.4%	16.4%	10.4%	23.9%	4.5%	3.0%	9.0%	10.4%	14.9%	19.4%	14.9%	3.0%	7.5%	16.4%	11.9%	

■働くために必要なことについて（クロス表８）

働いている人は、働いていない人と比較して「上司や同僚、支援員など周囲の理解」が多くなっており、回答割合が70%超と非常に高くなっています。実際に働いて、周囲の理解の必要性をより強く感じていることがうかがえます。

クロス表　働くために必要なこと　日中の就労別

（上段：度数、下段：割合）

	上司や同僚、支援員など周囲の人の障害や病気に対する理解があること	短時間勤務など体調に合った勤務体制（合理的配慮）	障害特性や体調に合った仕事内容や仕事量（合理的配慮）	異動や業務変更に対応しての職場の援助（合理的配慮）	良好な人間関係をつくるための職場の援助（合理的配慮）	職場の産業医の適切なアドバイス	主治医の適切なアドバイス	送迎など通勤のための援助・支援	ジョブコーチによる支援	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	生活面での支援（ヘルパーによる支援など）	パソコン、インターネット等の技術習得	やりがいのある仕事であること	給料・工賃に満足できること	その他	特にない	わからない	無回答	回答者数
全体	1,908	1,124	1,515	218	678	87	345	483	68	242	254	196	405	436	61	210	360	249	3,488
	54.7%	32.2%	43.4%	6.3%	19.4%	2.5%	9.9%	13.8%	1.9%	6.9%	7.3%	5.6%	11.6%	12.5%	1.7%	6.0%	10.3%	7.1%	
働いている（在宅勤務・就労移行支援・就労継続支援等での就労を含む）	666	352	494	97	237	29	84	74	20	64	28	51	141	180	11	25	24	17	911
	73.1%	38.6%	54.2%	10.6%	26.0%	3.2%	9.2%	8.1%	2.2%	7.0%	3.1%	5.6%	15.5%	19.8%	1.2%	2.7%	2.6%	1.9%	
働いていない	1,233	768	1,017	119	439	58	258	406	48	177	225	143	259	255	50	185	334	206	2,535
	48.6%	30.3%	40.1%	4.7%	17.3%	2.3%	10.2%	16.0%	1.9%	7.0%	8.9%	5.6%	10.2%	10.1%	2.0%	7.3%	13.2%	8.1%	
無回答	9	4	4	2	2	0	3	3	0	1	1	2	5	1	0	0	2	26	42
	21.4%	9.5%	9.5%	4.8%	4.8%	0.0%	7.1%	7.1%	0.0%	2.4%	2.4%	4.8%	11.9%	2.4%	0.0%	0.0%	4.8%	61.9%	

⑤閉じこもりに関する状況　（クロス表９、10）

視覚障害、精神障害、高次脳機能障害、医療的ケアにおいて、外出が少ない状況です。（クロス表９、10）

社会参加のメニューの充実やアウトリーチ支援の促進など、外に出やすくなる“安心できる関係と場”をつくることが重要となっています。

■外出が「月に３回以下」の人について（クロス表９、10）

視覚障害、精神障害、高次脳機能障害、医療的ケアにおいて、月３回以下しか外出しない「閉じこもり傾向」が高くなっています。

クロス表９　外出が「月に３回以下」の人

（全年齢：昼間自宅以外にいる人も分母に含む）

■　調査対象別クロス表　　（上段：度数、下段：割合）

	全体	月に３回以下
全体（参考）	3,488	386
	100.0%	11.1%
身体障害者（視覚）	180	41
	100.0%	22.8%
1・2級	101	29
	100.0%	28.7%
3級以下	42	2
	100.0%	4.8%
身体障害者（聴覚）	173	25
	100.0%	14.5%
1・2級	41	1
	100.0%	2.4%
3級以下	97	21
	100.0%	21.6%
身体障害者（視覚・聴覚以外）	1,113	166
	100.0%	14.9%
1・2級	440	68
	100.0%	15.5%
3級以下	439	64
	100.0%	14.6%
知的障害者	547	7
	100.0%	1.3%
マルA・A	215	2
	100.0%	0.9%
B・C	296	4
	100.0%	1.4%
精神障害者	481	73
	100.0%	15.2%
1・2級	242	43
	100.0%	17.8%
3級	194	24
	100.0%	12.4%
自立支援医療利用者	380	26
	100.0%	6.8%
精神科病院入院患者	72	3
	100.0%	4.2%
発達障害者	44	1
	100.0%	2.3%
放課後等デイサービス（手帳なし）	45	0
	100.0%	0.0%
高次脳機能障害	24	2
	100.0%	8.3%
難病患者	390	42
	100.0%	10.8%
小児慢性患者	39	0
	100.0%	0.0%

■　各種障害別クロス表（参考）　（上段：度数、下段：割合）

発達障害	622	22
	100.0%	3.5%
内　療育手帳あり	367	6
	100.0%	1.6%
内　療育手帳なし	255	16
	100.0%	6.3%
高次脳機能障害	112	18
	100.0%	16.1%
医療的ケア	148	26
	100.0%	17.6%
内　18歳未満	11	0
	100.0%	0.0%
強度行動障害	100	6
	100.0%	6.0%
精神入院（6カ月以上）	67	2
	100.0%	3.0%

クロス表 10　外出が「月に３回以下」の人

（64 歳以下：昼間自宅以外にいる人も分母に含む）

■　調査対象別クロス表　（上段：度数、下段：割合）及：割合）

	全体	月に３回以下
全体（参考）	1,978	141
	100.0%	7.1%
身体障害者（視覚）	54	8
	100.0%	14.8%
1・2級	36	6
	100.0%	16.7%
3級以下	13	1
	100.0%	7.7%
身体障害者（聴覚）	35	2
	100.0%	5.7%
1・2級	16	0
	100.0%	0.0%
3級以下	16	2
	100.0%	12.5%
身体障害者（視覚・聴覚以外）	304	27
	100.0%	8.9%
1・2級	168	20
	100.0%	11.9%
3級以下	95	3
	100.0%	3.2%
知的障害者	520	6
	100.0%	1.2%
マルA・A	205	2
	100.0%	1.0%
B・C	290	4
	100.0%	1.4%
精神障害者	412	64
	100.0%	15.5%
1・2級	207	37
	100.0%	17.9%
3級	177	22
	100.0%	12.4%
自立支援医療利用者	304	20
	100.0%	6.6%
精神科病院入院患者	45	1
	100.0%	2.2%
発達障害者	43	1
	100.0%	2.3%
放課後等デイサービス（手帳なし）	45	0
	100.0%	0.0%
高次脳機能障害	21	2
	100.0%	9.5%
難病患者	156	10
	100.0%	6.4%
小児慢性患者	39	0
	100.0%	0.0%

■　各種障害別クロス表（参考）

発達障害	595	20
	100.0%	3.4%
内　療育手帳あり	359	5
	100.0%	1.4%
内　療育手帳なし	236	15
	100.0%	6.4%
高次脳機能障害	69	10
	100.0%	14.5%
医療的ケア	76	14
	100.0%	18.4%
内　18歳未満	11	0
	100.0%	0.0%
強度行動障害	90	5
	100.0%	5.6%
精神入院（6カ月以上）	41	0
	100.0%	0.0%

⑥差別・偏見に関する状況　（クロス表 11）

外見からは障害が見えにくい方で、高い傾向があります。（クロス表11）
“見えにくい障害”への理解促進と差別解消の取組が必要です。

■差別や偏見を感じたことについて（クロス表11）

聴覚障害１・２級、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、強度行動障害で、差別・偏見を「感じたことがある」割合が高くなっています。

外見からは障害が見えにくい方で、高い傾向があることがうかがえます。

クロス表 11 差別や偏見を感じたこと　調査対象別

■ 調査対象別クロス表　（上段：度数、下段：割合）

	よく感じる・時々感じる	あまり感じない・感じない	わからない・無回答	合計
全体（参考）	1,264	1,574	650	3,488
	36.2%	45.1%	18.6%	100.0%
身体障害者（視覚）	48	93	39	180
	26.7%	51.7%	21.7%	100.0%
１・２級	34	48	19	101
	33.7%	47.5%	18.8%	100.0%
３級以下	10	22	10	42
	23.8%	52.4%	23.8%	100.0%
身体障害者（聴覚）	56	82	35	173
	32.4%	47.4%	20.2%	100.0%
１・２級	17	16	8	41
	41.5%	39.0%	19.5%	100.0%
３級以下	30	48	19	97
	30.9%	49.5%	19.6%	100.0%
身体障害者（視覚・聴覚以外）	261	622	230	1,113
	23.5%	55.9%	20.7%	100.0%
１・２級	115	237	88	440
	26.1%	53.9%	20.0%	100.0%
３級以下	108	254	77	439
	24.6%	57.9%	17.5%	100.0%
知的障害者	284	168	95	547
	51.9%	30.7%	17.4%	100.0%
マルA・A	136	45	34	215
	63.3%	20.9%	15.8%	100.0%
B・C	128	113	55	296
	43.2%	38.2%	18.6%	100.0%
精神障害者	237	166	78	481
	49.3%	34.5%	16.2%	100.0%
１・２級	117	84	41	242
	48.3%	34.7%	16.9%	100.0%
３級	100	65	29	194
	51.5%	33.5%	14.9%	100.0%
自立支援医療利用者	158	154	68	380
	41.6%	40.5%	17.9%	100.0%
精神科病院入院患者	23	36	13	72
	31.9%	50.0%	18.1%	100.0%
発達障害者	27	11	6	44
	61.4%	25.0%	13.6%	100.0%
放課後等デイサービス（手帳なし）	16	19	10	45
	35.6%	42.2%	22.2%	100.0%
高次脳機能障害	14	8	2	24
	58.3%	33.3%	8.3%	100.0%
難病患者	127	195	68	390
	32.6%	50.0%	17.4%	100.0%
小児慢性患者	13	20	6	39
	33.3%	51.3%	15.4%	100.0%

⑦居宅介護（ホームヘルプ）の状況　（グラフ１、クロス表 12～14）

居宅介護（ホームヘルプ）はニーズが高い一方（グラフ１、クロス表12)、事業所側の受け入れに余裕が少なくなっています。(クロス表13、14)

ヘルパー不足、とりわけ医療的ケアが可能な認定ヘルパーの不足の解消が課題となっています。

⑧重度訪問介護の状況　（クロス表 12、13）

重度訪問介護は医療的ケアの利用希望が比較的高い一方（クロス表12)、事業所側の受け入れに余裕が少なくなっています。(クロス表13)

重度訪問介護でも医療的ケアを担えるヘルパーの不足の解消が必要になっています。

⑨同行援護の状況　（クロス表 12、13）

同行援護は身体障害（視覚）１・２級で利用希望が高い一方（クロス表12)、事業所側の受け入れに余裕が少なくなっています。(クロス表13)

ガイドヘルパー不足の解消が必要になっています。

⑨行動援護・移動支援の状況　（クロス表 12、15）

行動援護・移動支援は強度行動障害や知的障害のマルA・Aで利用希望が高い一方（クロス表12)、現状として、それらの人の外出時の困難として、「希望日の移動支援等サービスの利用を断られる」が多くなっています。(クロス表15)

また、自由意見では、移動支援が使えず困っている、という声が複数あり、移動支援（通学通所支援）が使えない日は、就労継続B型をキャンセルせざるを得ないという意見もありました。

行動援護・移動支援いずれでも外出をサポートできる人材不足の解消が課題となっています。

■利用を増やしたい障害福祉サービスについて（グラフ１）
居宅介護（ホームヘルプ）は全体としてニーズが高くなっています。

グラフ１　利用を増やしたい障害福祉サービス

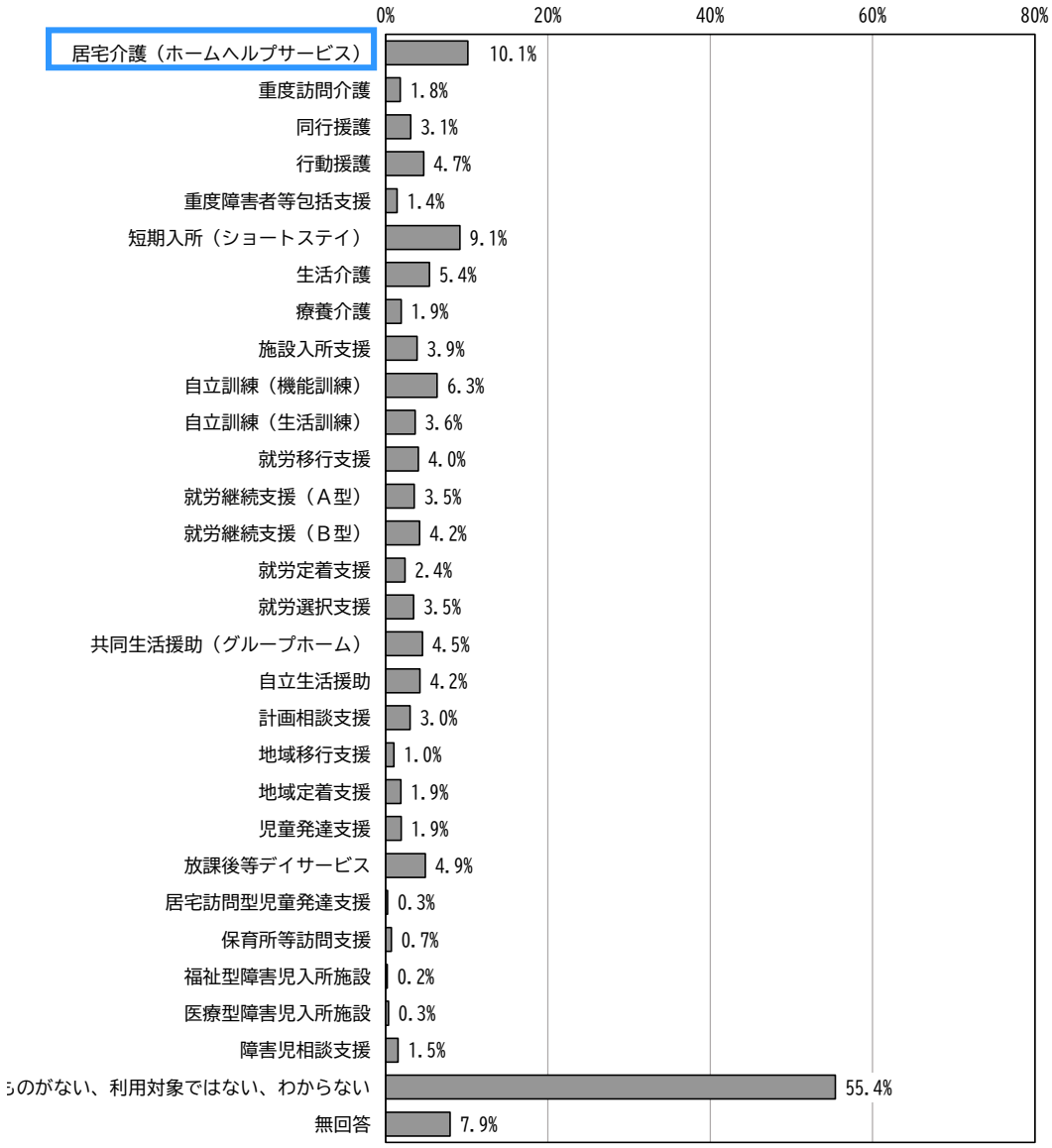

■利用を増やしたい障害福祉サービスについて（クロス表12）

障害福祉サービスごとで、ニーズの高い対象、障害は以下のとおりです。

居宅介護（ホームヘルプ）：身体障害（視覚）１・２級、医療的ケア

重度訪問介護：医療的ケア

同行援護：身体障害（視覚）１・２級

行動援護・移動支援は強度行動障害や知的障害のマルA・A

クロス表 12　利用を増やしたい障害福祉サービス　調査対象別・各種障害別

■　調査対象別クロス表　　（上段：度数、下段：割合）

	居宅介護（ホームヘルプサービス）	重度訪問介護	同行援護	行動援護	回答者数
全体（参考）	354	64	108	164	3,488
	10.1%	1.8%	3.1%	4.7%	
身体障害者（視覚）	32	3	36	7	180
	17.8%	1.7%	20.0%	3.9%	
1・2級	21	1	26	4	101
	20.8%	1.0%	25.7%	4.0%	
3級以下	3	1	3	3	42
	7.1%	2.4%	7.1%	7.1%	
身体障害者（聴覚）	20	0	1	1	173
	11.6%	0.0%	0.6%	0.6%	
1・2級	3	0	0	0	41
	7.3%	0.0%	0.0%	0.0%	
3級以下	11	0	0	1	97
	11.3%	0.0%	0.0%	1.0%	
身体障害者（視覚・聴覚以外）	175	34	33	26	1,113
	15.7%	3.1%	3.0%	2.3%	
1・2級	73	20	20	12	440
	16.6%	4.5%	4.5%	2.7%	
3級以下	61	6	9	6	439
	13.9%	1.4%	2.1%	1.4%	
知的障害者	22	7	8	76	547
	4.0%	1.3%	1.5%	13.9%	
マルA・A	18	7	4	57	215
	8.4%	3.3%	1.9%	26.5%	
B・C	3	0	4	19	296
	1.0%	0.0%	1.4%	6.4%	
精神障害者	35	3	9	21	481
	7.3%	0.6%	1.9%	4.4%	
1・2級	24	1	4	13	242
	9.9%	0.4%	1.7%	5.4%	
3級	6	2	1	4	194
	3.1%	1.0%	0.5%	2.1%	
自立支援医療利用者	7	0	1	6	380
	1.8%	0.0%	0.3%	1.6%	
精神科病院入院患者	5	0	1	2	72
	6.9%	0.0%	1.4%	2.8%	
発達障害者	1	0	1	9	44
	2.3%	0.0%	2.3%	20.5%	
放課後等デイサービス（手帳なし）	0	0	1	0	45
	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	
高次脳機能障害	2	0	2	4	24
	8.3%	0.0%	8.3%	16.7%	
難病患者	55	17	15	11	390
	14.1%	4.4%	3.8%	2.8%	
小児慢性患者	0	0	0	1	39
	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	

■　各種障害別クロス表（参考）　　（上段：度数、下段：割合）

発達障害	17	2	7	67	622
	2.7%	0.3%	1.1%	10.8%	
内　療育手帳あり	7	1	4	59	367
	1.9%	0.3%	1.1%	16.1%	
内　療育手帳なし	10	1	3	8	255
	3.9%	0.4%	1.2%	3.1%	
高次脳機能障害	15	3	6	9	112
	13.4%	2.7%	5.4%	8.0%	
医療的ケア	35	13	9	10	148
	23.6%	8.8%	6.1%	6.8%	
内　18歳未満	1	1	0	0	11
	9.1%	9.1%	0.0%	0.0%	
強度行動障害	8	2	4	26	100
	8.0%	2.0%	4.0%	26.0%	
精神入院（6カ月以上）	5	1	1	5	67
	7.5%	1.5%	1.5%	7.5%	

■サービスの受け入れの余裕について（クロス表13）

居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護は受け入れの余裕が少ない状況です。

クロス表 13　サービスの受け入れの余裕　調査対象別・各種障害別

■　現在の受け入れ人数の余裕について

%	余裕がある	余裕がない	どちらともいえない	無回答
居宅介護（n=78）	12.8	41.0	46.2	0.0
重度訪問介護（n=51）	0.0	66.7	29.4	3.9
同行援護（n=19）	10.5	63.2	26.3	0.0
行動援護（n=17）	11.8	35.3	52.9	0.0
療養介護（n=1）	0.0	0.0	100.0	0.0
生活介護（n=46）	56.5	15.2	28.3	0.0
自立訓練（生活訓練）（n=11）	90.9	0.0	9.1	0.0
自立訓練（機能訓練）（n=4）	50.0	25.0	25.0	0.0
就労選択支援（n=2）	50.0	0.0	50.0	0.0
就労移行支援（n=24）	87.5	4.2	8.3	0.0
就労継続支援Ａ型（n=15）	86.7	6.7	6.7	0.0
就労継続支援Ｂ型（n=65）	76.9	4.6	18.5	0.0
就労定着支援（n=11）	63.6	18.2	18.2	0.0
児童発達支援（n=65）	63.1	20.0	16.9	0.0
放課後等デイサービス（n=91）	29.7	45.1	25.3	0.0
居宅訪問型児童発達支援（n=0）	0.0	0.0	0.0	0.0
保育所等訪問支援（n=20）	50.0	35.0	15.0	0.0
福祉型障害児入所施設（n=1）	0.0	100.0	0.0	0.0
医療型障害児入所施設（n=1）	100.0	0.0	0.0	0.0
短期入所（ショートステイ）（n=32）	31.3	50.0	18.8	0.0
共同生活援助（グループホーム）（n=47）	38.3	46.8	14.9	0.0
自立生活援助（n=1）	0.0	100.0	0.0	0.0
施設入所支援（n=8）	37.5	25.0	37.5	0.0
相談支援（計画相談支援）（n=33）	9.1	66.7	24.2	0.0
相談支援（地域移行支援）（n=11）	0.0	36.4	63.6	0.0
相談支援（地域定着支援）（n=12）	0.0	41.7	58.3	0.0
相談支援（障害児相談支援）（n=23）	8.7	47.8	43.5	0.0
移動支援（n=23）	17.4	43.5	39.1	0.0
日中一時支援（n=5）	80.0	20.0	0.0	0.0
生活サポート（n=5）	20.0	60.0	20.0	0.0
地域活動支援センター（Ⅰ型事業）（n=0）	0.0	0.0	0.0	0.0
地域活動支援センター（Ⅲ型事業Ｂ型事業）（n=0）	0.0	0.0	0.0	0.0
地域活動支援センター（Ⅲ型事業Ｃ型事業）（n=0）	0.0	0.0	0.0	0.0
地域活動支援センター（Ⅲ型事業Ｄ型事業）（n=0）	0.0	0.0	0.0	0.0
地域活動支援センター（Ⅲ型事業Ｅ型事業）（n=0）	0.0	0.0	0.0	0.0
心身障害者地域デイケア（n=0）	0.0	0.0	0.0	0.0
生活ホーム（n=0）	0.0	0.0	0.0	0.0

■サービスの受け入れができなかったことについて（クロス表14）

居宅介護（ホームヘルプ）は受け入れ依頼が多く（n=78）、また、過去１年間で70.5%は受け入れができなかったことがあります。

クロス表 14　受け入れができなかったこと　調査対象別・各種障害別

%	ある	ない	無回答
居宅介護（n=78）	70.5	28.2	1.3
重度訪問介護（n=51）	27.5	68.6	3.9
同行援護（n=19）	63.2	36.8	0.0
行動援護（n=17）	64.7	29.4	5.9
療養介護（n=1）	0.0	100.0	0.0
生活介護（n=46）	28.3	69.6	2.2
自立訓練（生活訓練）（n=11）	18.2	81.8	0.0
自立訓練（機能訓練）（n=4）	25.0	75.0	0.0
就労選択支援（n=2）	0.0	100.0	0.0
就労移行支援（n=24）	8.3	91.7	0.0
就労継続支援Ａ型（n=15）	33.3	66.7	0.0
就労継続支援Ｂ型（n=65）	18.5	80.0	1.5
就労定着支援（n=11）	9.1	90.9	0.0
児童発達支援（n=65）	55.4	43.1	1.5
放課後等デイサービス（n=91）	75.8	22.0	2.2
居宅訪問型児童発達支援（n=0）	0.0	0.0	0.0
保育所等訪問支援（n=20）	30.0	65.0	5.0
福祉型障害児入所施設（n=1）	100.0	0.0	0.0
医療型障害児入所施設（n=1）	100.0	0.0	0.0
短期入所（ショートステイ）（n=32）	40.6	56.3	3.1
共同生活援助（グループホーム）（n=47）	53.2	44.7	2.1
自立生活援助（n=1）	0.0	100.0	0.0
施設入所支援（n=8）	50.0	50.0	0.0
相談支援（計画相談支援）（n=33）	60.6	36.4	3.0
相談支援（地域移行支援）（n=11）	0.0	100.0	0.0
相談支援（地域定着支援）（n=12）	8.3	83.3	8.3
相談支援（障害児相談支援）（n=23）	47.8	52.2	0.0
移動支援（n=23）	65.2	26.1	8.7
日中一時支援（n=5）	20.0	80.0	0.0
生活サポート（n=5）	60.0	40.0	0.0
地域活動支援センター（Ⅰ型事業）（n=0）	0.0	0.0	0.0
地域活動支援センター（Ⅲ型事業Ｂ型事業）（n=0）	0.0	0.0	0.0
地域活動支援センター（Ⅲ型事業Ｃ型事業）（n=0）	0.0	0.0	0.0
地域活動支援センター（Ⅲ型事業Ｄ型事業）（n=0）	0.0	0.0	0.0
地域活動支援センター（Ⅲ型事業Ｅ型事業）（n=0）	0.0	0.0	0.0
心身障害者地域デイケア（n=0）	0.0	0.0	0.0
生活ホーム（n=0）	0.0	0.0	0.0

■外出する際の困難について（クロス表15）

強度行動障害や知的障害のマルA・Aの人の外出時の困難として、「希望日の移動支援等サービスの利用を断られる」が多くなっています。

クロス表 15　外出する際の困難　調査対象別・各種障害別

■　調査対象別クロス表　　（上段：度数、下段：割合）

	障害者駐車場が先に使用されていて、利用できないことがある	外出の際は移動支援などの福祉サービスを利用したいが、希望する日の利用を断られることがある	外出するための福祉サービス等の利用者負担が大きく、外出をためらってしまう	タクシーの料金が高く外出をためらってしまう	周囲の視線が気になってしまう	困った時にだれからも手助けしてもらえなかったらどうしようと心配になる	その他	特に困っていることはない	無回答	回答者数
全体（参考）	333	148	223	590	370	545	310	1,691	213	3,488
	9.5%	4.2%	6.4%	16.9%	10.6%	15.6%	8.9%	48.5%	6.1%	
身体障害者（視覚）	15	8	17	44	8	32	28	72	7	180
	8.3%	4.4%	9.4%	24.4%	4.4%	17.8%	15.6%	40.0%	3.9%	
1・2級	9	6	12	25	6	25	15	36	3	101
	8.9%	5.9%	11.9%	24.8%	5.9%	24.8%	14.9%	35.6%	3.0%	
3級以下	3	1	1	10	2	4	7	21	1	42
	7.1%	2.4%	2.4%	23.8%	4.8%	9.5%	16.7%	50.0%	2.4%	
身体障害者（聴覚）	11	3	9	29	5	28	15	90	15	173
	6.4%	1.7%	5.2%	16.8%	2.9%	16.2%	8.7%	52.0%	8.7%	
1・2級	3	1	0	3	1	8	5	22	3	41
	7.3%	2.4%	0.0%	7.3%	2.4%	19.5%	12.2%	53.7%	7.3%	
3級以下	4	2	8	19	2	14	7	51	8	97
	4.1%	2.1%	8.2%	19.6%	2.1%	14.4%	7.2%	52.6%	8.2%	
身体障害者（視覚・聴覚以外）	203	35	95	263	49	147	94	487	80	1,113
	18.2%	3.1%	8.5%	23.6%	4.4%	13.2%	8.4%	43.8%	7.2%	
1・2級	103	20	51	107	24	67	42	177	29	440
	23.4%	4.5%	11.6%	24.3%	5.5%	15.2%	9.5%	40.2%	6.6%	
3級以下	65	8	22	99	18	52	36	213	24	439
	14.8%	1.8%	5.0%	22.6%	4.1%	11.8%	8.2%	48.5%	5.5%	
知的障害者	32	72	37	38	104	119	43	223	43	547
	5.9%	13.2%	6.8%	6.9%	19.0%	21.8%	7.9%	40.8%	7.9%	
マルA・A	27	57	26	18	52	43	28	40	24	215
	12.6%	26.5%	12.1%	8.4%	24.2%	20.0%	13.0%	18.6%	11.2%	
B・C	5	14	10	18	48	71	11	162	14	296
	1.7%	4.7%	3.4%	6.1%	16.2%	24.0%	3.7%	54.7%	4.7%	
精神障害者	13	9	27	88	104	103	52	217	20	481
	2.7%	1.9%	5.6%	18.3%	21.6%	21.4%	10.8%	45.1%	4.2%	
1・2級	8	5	16	54	58	63	24	93	11	242
	3.3%	2.1%	6.6%	22.3%	24.0%	26.0%	9.9%	38.4%	4.5%	
3級	4	3	8	29	39	34	25	96	6	194
	2.1%	1.5%	4.1%	14.9%	20.1%	17.5%	12.9%	49.5%	3.1%	
自立支援医療利用者	8	5	6	32	55	48	28	245	15	380
	2.1%	1.3%	1.6%	8.4%	14.5%	12.6%	7.4%	64.5%	3.9%	
精神科病院入院患者	0	0	5	10	5	8	2	47	6	72
	0.0%	0.0%	6.9%	13.9%	6.9%	11.1%	2.8%	65.3%	8.3%	
発達障害者	1	8	0	3	12	11	5	16	3	44
	2.3%	18.2%	0.0%	6.8%	27.3%	25.0%	11.4%	36.4%	6.8%	
放課後等デイサービス（手帳なし）	0	0	0	2	2	5	1	37	0	45
	0.0%	0.0%	0.0%	4.4%	4.4%	11.1%	2.2%	82.2%	0.0%	
高次脳機能障害	1	1	2	5	4	6	4	8	1	24
	4.2%	4.2%	8.3%	20.8%	16.7%	25.0%	16.7%	33.3%	4.2%	
難病患者	45	7	24	73	17	36	34	224	23	390
	11.5%	1.8%	6.2%	18.7%	4.4%	9.2%	8.7%	57.4%	5.9%	
小児慢性患者	4	0	1	3	5	2	4	25	0	39
	10.3%	0.0%	2.6%	7.7%	12.8%	5.1%	10.3%	64.1%	0.0%	

■　各種障害別クロス表（参考）　　（上段：度数、下段：割合）

発達障害	30	58	35	52	139	141	63	265	24	622
	4.8%	9.3%	5.6%	8.4%	22.3%	22.7%	10.1%	42.6%	3.9%	
内　療育手帳あり	20	57	30	26	85	95	27	131	16	367
	5.4%	15.5%	8.2%	7.1%	23.2%	25.9%	7.4%	35.7%	4.4%	
内　療育手帳なし	10	1	5	26	54	46	36	134	8	255
	3.9%	0.4%	2.0%	10.2%	21.2%	18.0%	14.1%	52.5%	3.1%	
高次脳機能障害	18	8	18	30	11	25	20	34	5	112
	16.1%	7.1%	16.1%	26.8%	9.8%	22.3%	17.9%	30.4%	4.5%	
医療的ケア	23	9	23	32	18	22	13	54	15	148
	15.5%	6.1%	15.5%	21.6%	12.2%	14.9%	8.8%	36.5%	10.1%	
内　18歳未満	6	0	0	2	3	1	1	3	1	11
	54.5%	0.0%	0.0%	18.2%	27.3%	9.1%	9.1%	27.3%	9.1%	
強度行動障害	12	24	14	16	32	21	17	17	5	100
	12.0%	24.0%	14.0%	16.0%	32.0%	21.0%	17.0%	17.0%	5.0%	
精神入院（6カ月以上）	1	0	4	7	10	11	2	38	8	67
	1.5%	0.0%	6.0%	10.4%	14.9%	16.4%	3.0%	56.7%	11.9%	

⑩短期入所（ショートステイ）の状況 （クロス表 16、17、グラフ２、３）

短期入所（ショートステイ）の利用ニーズは、知的障害マルA・A、強度行動障害、医療的ケア、高次脳機能障害で高くなっており(クロス表16)、事業所の短期入所（ショートステイ）の利用率は96.1%と非常に高くなっています。(クロス表17)

また、生活系サービス（73事業所のうち、32が短期入所（ショートステイ））において、強度行動障害の体制なしとの回答が35.6%(グラフ２)、医療的ケアの体制なしとの回答が71.2%(グラフ３）となっています。

重度知的障害・強度行動障害に対応できるショートステイの不足が顕著な状況です。自由記述でも、「ショートステイが使えず介助者が手術を諦めた」との声がありました。

重度知的障害・強度行動障害の受入可能なショートステイ拡充は喫緊の課題となっています。

⑪共同生活援助（グループホーム）の状況 （クロス表 16、18）

共同生活援助（グループホーム）の利用ニーズは、知的障害マルA・A、精神科長期入院者、強度行動障害で高くなっています。(クロス表16)

自由記述では、「親亡き後も安心して暮らせる場所がほしい」との声が多数あるとともに、「強度行動障害や手厚い支援が必要な障害では 受入先が少ない」との声もありました。

重度・強度行動障害に対応できるグループホームが求められています。

利用者の権利擁護の視点で取り組んでいることについて、営利法人と非営利法人を比較したときに、「利用者や家族から寄せられた要望や苦情に誠実に対応している」は、営利法人より非営利法人が高く、「職員の悩みや不安へのサポート体制の充実に取り組んでいる」は、営利法人が非営利法人より高くなっており、組織形態の違いによる差が見られます。(クロス表18)

今後、家族が安心できる 信頼性の高いグループホームの確保のために、営利法人には、利用者・家族の要望に寄り添う姿勢、権利擁護の取り組み強化が求められます。また、職員支援に強い法人における良い取組を横展開をしていくことも必要です。

■利用を増やしたい障害福祉サービスについて（クロス表16）

短期入所（ショートステイ）の利用ニーズは、知的障害マルA・Aが47.9%、強度行動障害が33%、医療的ケアが13.5%、高次脳機能障害が19.6%と高くなっています。

共同生活援助（グループホーム）の利用ニーズは、知的障害マルA・Aが19.5%、精神科長期入院者が約20%、強度行動障害が11%と高くなっています。

クロス表 16　利用を増やしたい障害福祉サービス　調査対象別・各種障害別

■　調査対象別クロス表　　（上段：度数、下段：割合）

	短期入所（ショートステイ）	施設入所支援	共同生活援助（グループホーム）	自立生活援助	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	回答者数
全体（参考）	319	136	158	148	7	12	3,488
	9.1%	3.9%	4.5%	4.2%	0.2%	0.3%	
身体障害者（視覚）	16	7	5	7	0	1	180
	8.9%	3.9%	2.8%	3.9%	0.0%	0.6%	
1・2級	11	4	1	4	0	1	101
	10.9%	4.0%	1.0%	4.0%	0.0%	1.0%	
3級以下	2	1	1	2	0	0	42
	4.8%	2.4%	2.4%	4.8%	0.0%	0.0%	
身体障害者（聴覚）	8	5	1	4	0	0	173
	4.6%	2.9%	0.6%	2.3%	0.0%	0.0%	
1・2級	0	0	0	2	0	0	41
	0.0%	0.0%	0.0%	4.9%	0.0%	0.0%	
3級以下	5	2	1	1	0	0	97
	5.2%	2.1%	1.0%	1.0%	0.0%	0.0%	
身体障害者（視覚・聴覚以外）	98	59	23	46	1	4	1,113
	8.8%	5.3%	2.1%	4.1%	0.1%	0.4%	
1・2級	51	26	12	22	1	2	440
	11.6%	5.9%	2.7%	5.0%	0.2%	0.5%	
3級以下	27	19	7	18	0	1	439
	6.2%	4.3%	1.6%	4.1%	0.0%	0.2%	
知的障害者	130	33	69	32	5	4	547
	23.8%	6.0%	12.6%	5.9%	0.9%	0.7%	
マルA・A	103	2	4	7	3	3	215
	47.9%	13.0%	19.5%	3.3%	1.4%	1.4%	
B・C	22	3	24	23	2	1	296
	7.4%	1.0%	8.1%	7.8%	0.7%	0.3%	
精神障害者	12	5	18	20	1	0	481
	2.5%	1.0%	3.7%	4.2%	0.2%	0.0%	
1・2級	9	2	14	11	1	0	242
	3.7%	0.8%	5.8%	4.5%	0.4%	0.0%	
3級	2	2	1	4	0	0	194
	1.0%	1.0%	0.5%	2.1%	0.0%	0.0%	
自立支援医療利用者	11	5	8	12	0	1	380
	2.9%	1.3%	2.1%	3.2%	0.0%	0.3%	
精神科病院入院患者	1	3	15	9	0	0	72
	1.4%	5.6%	20.8%	12.5%	0.0%	0.0%	
発達障害者	12	1	10	5	0	0	44
	27.3%	2.3%	22.7%	11.4%	0.0%	0.0%	
放課後等デイサービス（手帳なし）	0	1	0	1	0	0	45
	0.0%	2.2%	0.0%	2.2%	0.0%	0.0%	
高次脳機能障害	4	0	3	1	0	0	24
	16.7%	0.0%	12.5%	4.2%	0.0%	0.0%	
難病患者	25	16	6	11	0	0	390
	6.4%	4.1%	1.5%	2.8%	0.0%	0.0%	
小児慢性患者	2	0	0	0	0	2	39
	5.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.1%	

■　各種障害別クロス表（参考）　　■　各種障害別クロス表（参考）　　（上段：度数、下段：割合）

発達障害	94	23	55	31	2	1	622
	15.1%	3.7%	8.8%	5.0%	0.3%	0.2%	
内　療育手帳あり	90	22	48	25	2	1	367
	24.5%	6.0%	13.1%	6.8%	0.5%	0.3%	
内　療育手帳なし	4	1	7	6	0	0	255
	1.6%	0.4%	2.7%	2.4%	0.0%	0.0%	
高次脳機能障害	22	9	7	6	0	1	112
	19.6%	8.0%	6.3%	5.4%	0.0%	0.9%	
医療的ケア	20	13	8	11	0	3	148
	13.5%	8.8%	5.4%	7.4%	0.0%	2.0%	
内　18歳未満	4	0	0	0	0	1	11
	36.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	
強度行動障害	33	9	11	5	1	3	100
	33.0%	9.0%	11.0%	5.0%	1.0%	3.0%	
精神入院（6カ月以上）	2	4	13	8	1	1	67
	3.0%	6.0%	19.4%	11.9%	1.5%	1.5%	

■サービスの種類ごとの利用状況について（クロス表17）

短期入所（ショートステイ）の利用率は96.1%と非常に高くなっています。

クロス表 17　サービスの種類ごとの利用状況について

■　サービス種類別クロス表

サービス種類	平均定員数	平均利用人数	平均利用率
全体	22.9	17.1	74.7%
療養介護	5.0	5.0	100.0%
生活介護	31.1	23.6	76.0%
自立訓練（生活訓練）	15.8	9.2	58.2%
自立訓練（機能訓練）	20.0	9.2	45.9%
就労選択支援	5.0	0	0.0%
就労移行支援	14.2	9.9	69.9%
就労継続支援Ａ型	16.6	16.0	96.1%
就労継続支援Ｂ型	22.0	16.0	72.8%
児童発達支援	10.5	4.4	41.9%
放課後等デイサービス	10.3	8.5	82.4%
福祉型障害児入所施設	20.0	20.0	100.0%
医療型障害児入所施設	34.0	34.0	100.0%
短期入所（ショートステイ）	4.9	4.7	96.1%
共同生活援助（グループホーム）	16.1	13.9	86.6%
施設入所支援	45.0	36.3	80.6%
日中一時支援	14.8	2.0	13.5%

■事業所側の医療的ケアの受け入れ体制について（グラフ２）

短期入所（ショートステイ）に注目したとき、生活系サービス（73事業所のうち、32が短期入所（ショートステイ））であり、生活系サービスにおいて、医療的ケアの体制なしとの回答が71.2%となっています。

グラフ２　医療的ケアの受け入れ体制について　事業別

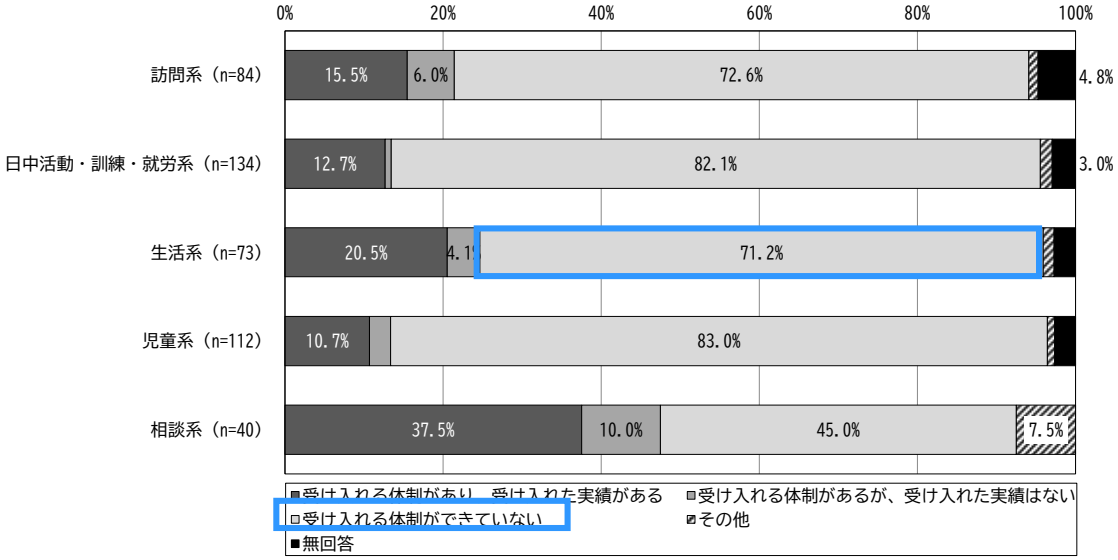

■事業所側の強度行動障害の受け入れ体制について（グラフ３）

短期入所（ショートステイ）に注目したとき、生活系サービス（73事業所のうち、32が短期入所（ショートステイ））であり、生活系サービスにおいて、強度行動障害の体制なしとの回答が35.6%となっています。

グラフ３　強度行動障害の受け入れ体制について　事業別

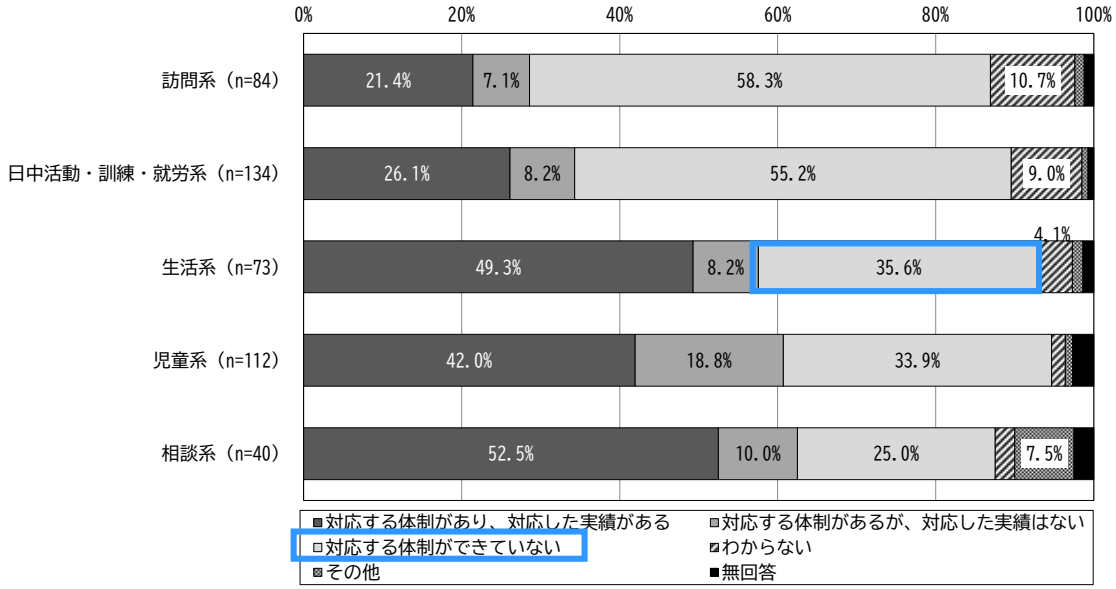

■利用者の権利擁護の視点で取り組んでいることについて（クロス表18）

利用者の権利擁護の視点で取り組んでいることについて、営利法人と非営利法人を比較したときに、「利用者や家族から寄せられた要望や苦情に誠実に対応している」は、営利法人が57.1%、非営利法人が82.2%となっています。また、「職員の悩みや不安へのサポート体制の充実に取り組んでいる」は、営利法人が78.6%、非営利法人が57.8%となっています。

クロス表 18　利用者の権利擁護の視点で取り組んでいることについて　営利・非営利別

■　事業別（営利・非営利）クロス表　　（上段：度数、下段：割合）

		チーム体制によるケアを推進している	利用者や家族から寄せられた要望や苦情に誠実に対応している	職員の悩みや不安へのサポート体制の充実に取り組んでいる	事故やトラブルにつながりかねないヒヤリハット事例の報告・分析を行っている	地域住民・実習生等の第三者の目にふれやすい環境づくりに努めている	虐待等の拡大・深刻化を防ぐため、軽微な虐待でも行政への通報・相談を行っている	その他	特にない	無回答	回答者数
訪問系	全体	47	62	57	60	8	18	2	1	0	84
		56.0%	73.8%	67.9%	71.4%	9.5%	21.4%	2.4%	1.2%	0.0%	
	営利	37	43	44	42	4	13	2	1	0	61
		60.7%	70.5%	72.1%	68.9%	6.6%	21.3%	3.3%	1.6%	0.0%	
	非営利	10	19	13	18	4	5	0	0	0	23
		43.5%	82.6%	56.5%	78.3%	17.4%	21.7%	0.0%	0.0%	0.0%	
日中活動・訓練・就労系	全体	92	102	89	96	35	35	4	5	0	134
		68.7%	76.1%	66.4%	71.6%	26.1%	26.1%	3.0%	3.7%	0.0%	
	営利	44	48	46	46	10	16	0	3	0	65
		67.7%	73.8%	70.8%	70.8%	15.4%	24.6%	0.0%	4.6%	0.0%	
	非営利	47	53	42	49	25	19	4	2	0	68
		69.1%	77.9%	61.8%	72.1%	36.8%	27.9%	5.9%	2.9%	0.0%	
生活系	全体	46	53	48	53	24	28	5	0	0	73
		63.0%	72.6%	65.8%	72.6%	32.9%	38.4%	6.8%	0.0%	0.0%	
	営利	15	16	22	16	4	6	1	0	0	28
		53.6%	57.1%	78.6%	57.1%	14.3%	21.4%	3.6%	0.0%	0.0%	
	非営利	31	37	26	37	20	22	4	0	0	45
		68.9%	82.2%	57.8%	82.2%	44.4%	48.9%	8.9%	0.0%	0.0%	
児童系	全体	77	91	79	87	25	24	0	0	1	112
		68.8%	81.3%	70.5%	77.7%	22.3%	21.4%	0.0%	0.0%	0.9%	
	営利	51	63	59	60	19	16	0	0	1	80
		63.8%	78.8%	73.8%	75.0%	23.8%	20.0%	0.0%	0.0%	1.3%	
	非営利	26	28	20	27	6	8	0	0	0	32
		81.3%	87.5%	62.5%	84.4%	18.8%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
相談系	全体	27	34	24	24	14	20	2	0	0	40
		67.5%	85.0%	60.0%	60.0%	35.0%	50.0%	5.0%	0.0%	0.0%	
	営利	9	9	8	7	2	5	1	0	0	13
		69.2%	69.2%	61.5%	53.8%	15.4%	38.5%	7.7%	0.0%	0.0%	
	非営利	18	25	16	17	12	15	1	0	0	27
		66.7%	92.6%	59.3%	63.0%	44.4%	55.6%	3.7%	0.0%	0.0%	

次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主なご意見

項番	回	会議	(旧) 計画 コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 （趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。）	新たな障害者総合支援計画に関する方向性（回答）
1	R6.1	市民会議	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	市内の小学生にリーフレットを配布しているとあるが、何年も同じことをしている。小学校でどうやって使っていいか分からないという声を聞いたことがある。教材として使うなら、講師も派遣して人権教育のようにしないと、ノーマライゼーションが伝わらないのではないか。	各学校で、「未来くる先生」や「福祉のまちづくりモデル地区推進事業」などの活動を通じて、体験授業をしたり、障害のある方を講師にお招きするといった工夫をしながら、障害に対する理解を深めるような取り組みが行われております。 リーフレットの配布は、そういった取り組みと相まって、啓発につながるものと考えております。
2	R7.1	市民会議	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	店舗や街中での合理的配慮について、具体的な事例を市のホームページやLINEなどのSNSも活用してより積極的に広報するといいのではないか。	合理的配慮については令和６年に義務化され、市報への掲載や、事業所に対しチラシを送付するなどの広報活動を行っております。いただいた御意見については、今後の広報活動の参考とさせていただきます。
3	R7.1	市民会議	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	事業所等への周知について、送付するだけでなく、理解度の確認や研修の実施状況等のアンケートを取ってはどうか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
4	R7.1	市民会議	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	市報での障害者普及啓発が、補助犬だけというのは理解に苦しむ。日本社会に知られていない、見た目に分かりにくい障害、例えば難聴、ロービジョン、車いす利用でない肢体障害等について、普及啓発を検討してはいかがか。	障害に関する普及啓発について、補助犬だけでなく、様々な障害について普及啓発が必要であると認識しております。今回は５月のほじょ犬の日に合わせ補助犬について取り上げました。いただいた御意見は今後の普及啓発の参考とさせていただきます。
5	R7.1	市民会議	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	子どもが小さいうちに、学校などで障害理解を広めるような教育があるといいと思った。そういったものがないと、どう助ければいいかわからない。様々な障害を持った子がいるということを、教育の場でやってほしいと思った。	障害への理解を深めることを目的とし、市立小学校６年生を対象に基本的人権の尊重等学ぶ機会に活用いただけるノーマライゼーション条例リーフレットと活用のためのワークシートを配布しております。その他、出前講座等を活用し、障害に関する理解がより広がるよう、検討させていただきます。
6	R7.1	障害者 政策委員会 事前意見聴取	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	市内小学６年生へリーフレット配布、差別虐待に対するパンフレット配布、周知啓発、補助犬の周知啓発のための記事掲載とありますが、重点事業ですから、配布するだけでなく言葉による周知や体験等を通しての啓発は無かったのでしょうか。政策ですから事業へのプラスαを望めないでしょうか。	各学校で、「未来くる先生」や「福祉のまちづくりモデル地区推進事業」などの活動を通じて、体験授業をしたり、障害のある方を講師にお招きするといった工夫をしながら、障害に対する理解を深めるような取り組みが行われております。 リーフレットの配布は、そういった取り組みと相まって、啓発につながるものと考えております。
7	R7.1	障害者 政策委員会 事前意見聴取	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	虐待防止法、差別解消法のわかりやすい版が公式LINEに配信され、とてもわかりやすいパンフレットでした。当事者向けに同様の情報提供ツールが充実していくこと、また学校教育等で活用されることを望みます。	障害当事者へ向けた虐待防止、差別解消に関する周知・啓発については、権利擁護委員会等でも意見が出ており、さらなる周知が必要であると認識しております。いただいた御意見は今後の周知・啓発の参考とさせていただきます。
8	R7.2	障害者 政策委員会	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	ノーマライゼーション条例を知らないという回答の多さに驚いた。しかも前回より知らないという回答が多くなっていることは問題。チラシを配ったり研修をおこなったりしても効果がないのは、障害者自身への啓発が足りないといえます。啓発活動の方向を見直すべきと考えます。	ノーマライゼーション条例の認知度の低さについては普及啓発の課題であると認識しております。チラシの配布だけでなく、Ｘやラインアプリ等のＳＮＳを活用し、若い世代への普及啓発に取り組んでまいりたいと思います。

次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主なご意見

項番	回	会議	(旧)計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 （趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。）	新たな障害者総合支援計画に関する方向性（回答）
9	R7.2	障害者政策委員会事前意見聴取	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	働き続けるための、上司・同僚、周りの理解。これは障害の有無にかかわらず必要な社旗環境でもある。他者を理解し配慮できる環境づくりは、職場で常に意識しなければ消えていくような見えないルール。福祉教育をはじめ時間をかけて障害理解を広めていく策が必要と考える。	合理的配慮の義務化については市報への掲載や市内事業所へチラシ等を送付するなど周知を行っております。いただいた御意見は今後の周知・啓発の参考とさせていただきます。
10	R7.3	市民会議	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	アンケートの結果について、ノーマライゼーション条例の認知。全く知らないが60%を超えていて、前回・前々回と比べて、変わっていない。せっかく条例があるのに、もっと知らせるような施策を。	ノーマライゼーション条例の認知度の低さについては普及啓発の課題であると認識しております。チラシの配布だけでなく、Ｘやラインアプリ等のＳＮＳを活用し、若い世代への普及啓発に取り組んでまいりたいと思います。
11	R7.3	市民会議	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	ノーマライゼーション条例に関しては、私は知っているが、他の聞こえない人はよく知らないという状況にある。パンフレットで、言葉だけでなく、見てわかるもの、知的障害の方も絵があるとわかる。	ノーマライゼーション条例の認知度の低さについては普及啓発の課題であると認識しております。ノーマライゼーション条例パンフレットについては、いただいた御意見を参考に、より理解しやすい内容や表現について検討してまいります。
12	R7.3	市民会議	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	ノーマライゼーション条例を知らないという障害当事者が多い。また、合理的配慮を必要としないという回答も多いが、合理的配慮についてきちんと理解していないのではないか。当事者への周知・啓発について施策に盛り込む必要がある。	障害のある方への合理的配慮の周知については、当課におきましても課題として認識しております。障害のある方の特性に合わせた分かりやすいパンフレットの作成等、周知の方法について検討してまいります。
13	R7.3	市民会議	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	相談の必要がない、合理的配慮の必要がない、外出で困っていないという回答が目立つ、ノーマライゼーション条例の認知度が一向に上がらないことからも現状維持のまま困らないように静かに暮らしていることが要員かも知れない。	障害のある方への合理的配慮の周知については、当課におきましても課題として認識しております。障害のある方の特性に合わせた分かりやすいパンフレットの作成等、周知の方法について検討してまいります。
14	R7.1	市民会議	1102	「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施	実施したことよりもその中身が大切だと思う。実施状況だけではなく、参加者の満足度も成果指標に反映させるべきではないか。	市民会議の開催時には参加者の方を対象にアンケート調査を紙面とWEBの二通りの方法で実施しておりますが、回答の母数が少ない状況が続いております。いただいた御意見につきましては参考とさせていただき、アンケートの実施方法も含め検討してまいります。
15	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	1102	「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施	市民会議の参加者数が減少傾向にあるように感じます。参加者数を目標数を掲げて増やしていく必要があるのではないでしょうか。参加者を増やしていくために、さまざまな場で、ノーマライゼーション条例と市民会議を周知していくとりくみも必要と思います。政策委員会への報告の仕方ももっと工夫が必要ではないかと思います。	市民会議については、市内障害福祉サービス事業所や特別支援学校、市民の声モニターへ向けてメールで参加募集の案内を送付しております。また市報へ市民会議開催について掲載し、参加者を募集しております。 ご指摘のとおり、参加人数については減少の傾向がございますので、今後はLINEやTwitter等、SNSを用いた周知を検討し、参加者が増加するよう取り組んでまいります。
16	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	1102	「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施	市民会議の一般市民の参加は大幅に減少しています。各障害団体は、ここで言わなければ取り上げてもらえないと思い参加します。一般市民がより多くこの貴重な時間に集まれるよう工夫はできないものでしょうか。それぞれ話し合いのテーマは貴重です。障害者の特性においても、理解してもらえる場ですからイベント等での周知を含めて工夫を検討する時期と思います。	市民会議については、市内障害福祉サービス事業所や特別支援学校、市民の声モニターへ向けてメールで参加募集の案内を送付しております。また市報へ市民会議開催について掲載し、参加者を募集しております。 ご指摘のとおり、参加人数については減少の傾向がございますので、今後はLINEやTwitter等、SNSを用いた周知を検討し、参加者が増加するよう取り組んでまいります。

次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主なご意見

項番	回	会議	(旧)計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 （趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。）	新たな障害者総合支援計画に関する方向性（回答）
17	R7.3	市民会議	1102	「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施	ノーマライゼーション条例の認知度に関連するが、市民会議の参加者が減る一方。聴覚以外のことは、あまり知らなかったが、ここで、かなり情報を得ることが出来ている。障害者週間も身内でやっているような感じがする、という意見があった。障害の方だけでなく一般の方にも知ってもらわないと、避難所で困っていることなども広がらない。なんとかできるといい。	市民会議の参加者の減少については、当課におきましても課題として認識しております。今まで参加が少なかった若い世代を対象にＳＮＳを活用した周知を実施したり、ZOOMを使用した部分的なオンライン開催等参加者を増やす取り組みについて検討してまいります。
18	R7.1	市民会議	1103	ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施	『障害者週間』市民のつどいについて、毎年開催場所を変更してより多くの市民が立ち寄りやすい場所で開催すると良い。	「障害者週間」市民のつどいについては令和４年度から現在の北区プラザノースで継続して実施しております。開催地につきましては、同じ場所で継続することで定例のイベントとして認知いただけるという側面もあると考えております。いただいた御意見につきましては実行委員会の中で検討させていただきます。
19	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	1103	ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施	ノーマライゼーションカップ開催は、若い方々の参加が多く見られるようになってきたことで直接障害者との交流が図れる事業として評価します。 市民のつどいにおいては、一般市民への周知が足りないと感じます。民間のイベントと一緒にできるイベントが良いのではと思います。	「障害者週間」市民のつどいの周知については令和７年度に全区の自治体の掲示板へポスターを掲示し、例年より多くの市民の方に御参加いただくことができました。いただいた御意見につきましては参考させていただき、引き続き周知について検討させていただきます。
20	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	1103	ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施	ノーマライゼーション普及啓発は、プラザノースでの障害者週間で記念講演、障害について理解を深めるブース、スポーツ大会などの実績が数値目標となっています。イベント周知ですが、さいたま市内を通る鉄道にも協力を依頼して電車内や駅構内での横断幕等など積極的なPRについても検討はどうでしょうか。より多くの市民がノーマライゼーションの理念に触れることを加味し、テレビ埼玉等での情報発信もしているようですが、アクションが静かすぎて、見えない見えてこないように感じます。 図書館でもその期間にはテーマに沿った本の提供など、工夫は多く考えられます。昨年には高校の保健体育の本に精神疾患について、４０年ぶりに掲載されました。高校の本が見たくて、おたずねしても図書館では見られなかった残念でした。都内の図書館では期間限定で開示され見ることができ若い方たちとの交流できました。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
21	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	1104	人権に関する学習の推進	あるべき世界は、障害の可否ばかりでなく平等に多様な人々が暮らすインクルーシブな社会です。特別な権利を創設するのでなく、一般との間隔格差を埋めること。社会生活の中で、経験した差別や対応などアンケートで取ってみることも自由権・社会権がどれほど脅かされているかの判断になります。これまでの周知・啓蒙された結果も同様と思います。コストをかけて成果を求めるものでもないですが、分析してやり方変換もありとの事業であればピアの活用や民間事業など協働での事業展開もご検討されているでしょうか。	人権教育集会所が主催する人権講演会では、講演テーマに応じて民間団体と協力し、当事者やその家族などを講師として依頼しています。
22	R7.1	市民会議	1105	交流及び共同学習の推進	同様の事業が成人障害者にも欲しい。公民館や生涯学習総合センターなどで開かれる講座(市民大学なども含めて)は、「人権」「障害」などに関する講座だけでなく、障害についてでない講座についても、定員に「障害者枠」を設けて、障害者もそうでない人でも「共に学んだり協働して交流する機会」を増やしてお互いの理解の促進を目指してほしい。	いただいたご意見については、計画への反映を検討します。
23	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	1105	交流及び共同学習の推進	就学前の市立保育園との交流を含めると、小1年生～中2の現在まで地域の学校との交流を継続して9年目になりました。毎回とても素晴らしい交流をさせてもらい、このような取り組みがあることに大変感謝しております。中学3年生で交流の場が無くなってしまうことはとても残念で、高校生になっても、ぜひ交流を続けさせて欲しいと願います。障害児にとってはもちろん、大人になる手前の高校生こそ、このような交流の機会はとても貴重だと思います。障害のある人への理解に繋がったり、将来の仕事として考えてもらえる機会にもなるのではないでしょうか。ぜひ、交流の場を高校まで広げて欲しいです。	交流及び共同学習については、現在、居住地を学区とする小・中学校を中心に実施しておりますが、高等部段階においても、学校間交流として実施することは可能です。 今後につきましては、高等部段階における交流の意義も踏まえ、必要に応じて、市立特別支援学校に対し、交流の実施について働きかけてまいります。

次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主なご意見

項番	回	会議	(旧)計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 （趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。）	新たな障害者総合支援計画に関する方向性（回答）
24	R7.2	障害者政策委員会	1105	交流及び共同学習の推進	「交流及び協働学習の推進について」交流の機会が現在は中学３年生までしか設けられていない。ぜひ高校生になっても交流が継続できるよう機会を作ってもらいたい。障害のある子どもたちが地域の高校へ出向いたり、より幅広い交流の機会が生まれることを期待する。	交流及び共同学習については、現在、居住地を学区とする小・中学校を中心に実施しておりますが、高等部段階においても、学校間交流として実施することは可能です。 今後につきましては、高等部段階における交流の意義も踏まえ、必要に応じて、市立特別支援学校に対し、交流の実施について働きかけてまいります。
25	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	1106	心の健康に関する理解促進	こころの健康の保持・増進は精神保健福祉の使命。講演会だけで、その役割が満たされ評価しているように感じましたがどうなのでしょう。市民へのこころの健康を維持するための、専門職だからできる取り組みがあるのでないでしょうか。もっと市民が元気になるようにわかるように伝えることが大切と感じます。	こころの健康センターでは、精神保健福祉の専門機関として、講演会を始め、依存症対策事業、ひきこもり支援推進事業及び精神保健福祉相談、また地域のネットワークづくりに関する取組等、幅広い事業を実施しております。いただいたご意見を参考に、今後も引き続き、市民の方のこころの健康の保持・増進につながるよう、分かりやすい普及啓発に取り組んでまいります。
26	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	1107	精神疾患に関する理解促進	若者向け、アンガーコントロールの講演会は、満足度が高いとのことだと思いますが、その講演会で、または時間を置かずに、対面での相談コーナーやミーティングなどはあったのでしょうか。声を聞いてほしいタイミングになるので、若者の参加が多ければ、相談できる場所の案内が出来るのではないですか。パンフだけでなく、声をかける案内するなどの付加価値をつけてほしいです。	講演会では広く市民に対し精神疾患等の知識の普及啓発と理解促進を目的としております。講演会ではアンケートの他に質疑応答の時間も設けており、そこで講演についての質問やご意見を頂いているところです。講演会において相談コーナー等のための人員を割くことが困難であることと、会場の時間的制約もあるため、個別の相談に関しましては通常の保健所等の相談をアナウンスしております。今後も講演会で市民の方が相談できる場所について周知させていただきます。
27	R7.1	市民会議	1108	市職員の障害者への理解促進	受講率があがっても、実際に理解が進まないと意味がない。他部課主催事業においてはまだまだ障害についてきちんと理解していないと思われる場面に遭遇する。研修内容の見直しが必要ではないか。	いただいたご意見は、今後の研修内容を検討する上での参考とさせていただきます。
28	R7.2	障害者政策委員会	1201	障害者差別への適切な対応、支援の実施	意思決定支援まで至らない手前の段階、意思表明の支援や、当事者教育のような内容の政策が必要ではないか。自分の困りごとをどのように、誰に伝えるかといった基礎的な力を育むような何か政策的な方向性を示すことが必要なのではないか。	本市ではノーマラーゼーションや合理的配慮に関する出前講座を実施しており、障害当事者の方への出前講座も実施しております。施設等へ出前講座の周知を図るとともにいただいたご意見を参考に、当事者教育について引き続き協議してまいります。
29	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	1202	差別の解消及び権利擁護のための研修の実施	差別解消・虐待防止の両研修のあり方を協議させていただき、試験的に集合型研修を実施することができた。事業所数が増え、同時に虐待・相談件数も増えている状況で、防止施策の1つである研修を市内でどのように体系的に実施すべきかについては、引き続き協議されたい。 今期計画では動画視聴形式による研修のアンケート結果を成果指標としているが、上記研修体系の構築等もふまえた次期計画の成果指標のあり方も、あわせて協議されたい。	障害者差別解消法、虐待防止・権利擁護研修につきましては、昨年度の受講者アンケートや国の方針等を参考に、研修の在り方について引き続き協議して参ります。
30	R7.1	市民会議	1302	虐待の防止のための研修の実施	県の管理者向けの研修受けたが、利用者への禁止事項、通報義務の話ばかり。暴れてしまう利用者を落ち着かせるためになるべく拘束しないようにしたいが、周りから見ると虐待に見えてしまうから気を付けましょう、ではなくどうすればよいのかなどの具体的な対処法、利用者の人権を守るためにできる方法を知りたい。	本市で実施している障害者差別解消法、虐待防止・権利擁護研修につきましては、昨年度の受講者アンケートや国の方針等を参考に、研修の在り方について引き続き協議して参ります。

次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主なご意見

項番	回	会議	(旧)計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	新たな障害者総合支援計画に関する方向性(回答)
31	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	1302	虐待の防止のための研修の実施	差別解消・虐待防止の両研修のあり方を協議させていただき、試験的に集合型研修を実施することができた。事業所数が増え、同時に虐待・相談件数も増えている状況で、防止施策の1つである研修を市内でどのように体系的に実施すべきかについては、引き続き協議されたい。 今期計画では動画視聴形式による研修のアンケート結果を成果指標としているが、上記研修体系の構築等もふまえた次期計画の成果指標のあり方も、あわせて協議されたい。	障害者差別解消法、虐待防止・権利擁護研修につきましては、昨年度の受講者アンケートや国の方針等を参考に、研修の在り方について引き続き協議して参ります。
32	R7.2	障害者政策委員会	1302	虐待の防止のための研修の実施	グループホームでの虐待について過去最多と報道で見た。研修について、アンケートから「出たいけど出られない」という回答や、「さいたま市の虐待防止動画を視聴して研修終了としている」という実態が確認できたが、不十分であるという思いを抱いた。事業所への指導を適切、厳格に行っていただけるよう重点的に取り組んでもらいたい。	障害者差別解消法、虐待防止・権利擁護研修につきましては、昨年度の受講者アンケートや国の方針等を参考に、研修の在り方について引き続き協議して参ります。
33	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	1401	成年後見制度の利用の促進	市民への意識啓発等、市民は今後の事も含めて興味があり多くくの方が参加をします。その後、市民後見になる過程で実際に活動する方はどれくらいいるのでしょうか。 市民は善意と意欲と役立ちたいとの意思で向き合います。フォロー過程での社協等の意識と対応等はどうなのでしょうか。資源としとしての人材を逃すことなく、活躍してもらう場づくりを検討してほしいです。	高齢・障害者権利擁護センターに確認し、以下の回答を得ました。 　市民後見人として活動中の方に対し、例えば法律上の課題には、弁護士からアドバイスをいただける場を設けるなど、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職とつながれる体制を構築している。 　また、市民後見人候補者に対し、フォローアップ研修で、実際に市民後見人として活動されている方からの報告や家庭裁判所からの活動へのコメントをもらうことで動機づけを図っている。 　また、これらの他、市民後見人としての受任という形ではないが、日常生活自立支援事業（あんしんサポート）における生活支援員としてお声がけし活動していただいている。 　市民後見人候補者には仕事をお持ちの方も多く、すぐに市民後見人としての活動につながるわけではないが、引き続きフォローに努めていく。
34	R7.2	障害者政策委員会事前意見聴取	2000	質の高い地域生活の実現	各障害ともに収入は年金手当がほとんどで親からの援助や負担により、やっと生活を維持できているのが現実。親が高齢化しその後の生活が不安でしかない。医療費助成をはじめ障害格差による支援の違いがあるのも現実。福祉施策の平等性を少しでも解消し、前進させてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
35	R7.2	障害者政策委員会事前意見聴取	2000	質の高い地域生活の実現	「収入の大半は年金や手当」(設問10)、「タクシー代が高く外出をためらってしまう」(設問23)「障害者施策で望むことの一番は所得保障」(設問35)の回答状況などから、多くの障害のある方たちや家族が、所得の心配が大変大きいことが読み取れます。昨今の物価高をみれば当然のことと思います。「所得保障は国の施策」となりがちですが、市として実質的な所得保障の施策を考えていく必要があるのではないでしょうか。	所得補償は国の政策によるところが大きいものの、市としても各種福祉制度の活用等を通じて、生活の安定につながる取組を進めてまいります。
36	R7.2	障害者政策委員会	2000	質の高い地域生活の実現	アンケートの結果から多くの方が所得に対する不安を抱えていることが分かる。所得補償は国の政策に関わる部分が多いものの、市として実質的な所得補償につながる取り組みができないか検討する必要があるのではないか。	所得補償は国の政策によるところが大きいものの、市としても各種福祉制度の活用等を通じて、生活の安定につながる取組を進めてまいります。

次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主なご意見

項番	回	会議	(旧)計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 （趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。）	新たな障害者総合支援計画に関する方向性（回答）
37	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2101	乳幼児発達健康診査の実施	検診のフォローアップについては、待機期間の長さが全国的に課題になっていますが、さいたま市の状況は？ 新たに5歳児検診が始まることから、R7年度以降の施策に影響をどのように想定しているでしょうか？	乳幼児発達健康診査は、8割以上が待機期間2か月以内で受診ができています。 現時点においても適宜、5歳児（年中児）のお子さんも本事業を利用していただいています。今後、5歳児健康診査の認知度が広がれば、5歳児（年中児）の発達に関わる相談が増えることが想定されますが、その場合、5歳児健康診査を受診していただき、その体制の中で発育・発達等の支援を実施していく方向です。
38	R7.1	障害者政策委員会	2105	療育体制の強化と効果的な支援の推進	３カ月ごとの診察を受けているが、予約した日に体調不良等で受診できなかった場合に、予約を取り直すのが困難である。指示書をもらえないとリハビリや入浴介助などサービスが途切れてしまうため、予約を取りづらい状況を何とかしてほしい。	体調不良等でキャンセルとなった診察枠に待機者を繰り上げる対応、初診と再診の診察枠の調整等により、枠に空きが生じることのないよう引き続き取り組んでまいります。
39	R7.1	市民会議	2105	療育体制の強化と効果的な支援の推進	療育センターは幼児期のみで、小学校にあがると療育の体制が続かない。もう少し長く療育出来る環境を整えてほしい。何年も前から要望しているが変わらない。さいたま市では受ける環境が整っておらず、都内に通わなければいけない状況にある。なぜ、と感じている保護者は多い。	療育センターでは、初診後も継続的な診察や外来療育を行っており、子どもの年齢ごとに成長発達の評価や訓練の必要性を検討し、就学後の児童についても支援を行っております。 今後も引き続き、年齢にとらわれることなく、必要な子どもに必要な療育を実施できるよう努めてまいります。
40	R7.1	市民会議	2105	療育体制の強化と効果的な支援の推進	ひなぎくができて市の東側地区の利用ができるようになったが、それでも足りない。	問診票の電子化やキャンセル枠の活用の他、３療育センターによる連携などにより、初診待ち期間の短縮に取り組んでまいります。
41	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2107	発達障害児に対する支援の充実	療育の対象年齢が18歳までであるにも関わらず、市の療育センターでは医療受診を必要としない療育に対して、就学以降の初診は受け入れてもらえない。つまり就学前に受診していないと、就学後に療育は受けられない。就学期以降の年齢制限を撤廃して欲しい。	ひまわり学園では、相談の主訴である発達上の課題を中心に、これまでの成長段階での困りごとや参加されている集団での様子などを相談員が聞き取り、課題を整理したのちに受診していただいております。 就学後の児童に関しましても同様の聞き取りを行っており、発達特性の有無が生活を困難にしている中心的な課題であるのかどうか精査した上で、受診が必要な児童について受診していただいている状況です。 今後も引き続き、相談をされる方に対して丁寧で分かりやすい説明を心がけてまいります。
42	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2109	相談支援体制の充実	地域や学校での支援格差が大きい。また相談窓口が曖昧でどこに相談すれば良いか分かりにくい。不登校の場合は相談先が極めて少なく、現状では自分から教育相談に赴かないといけないが、発達障害などで新規場面が苦手だったりすると、そこに繋がったり、継続的に行くこと自体が難しい。	いただいたご意見を踏まえ、相談窓口の周知に取り組んでまいります。
43	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2109	相談支援体制の充実	当会の会員から、『来年度さいたま市に開校する、（不登校児童の実態に配慮した特別な教育課程を編成した）学びの多様化学校の資料を読むと、「少人数指導やオンライン学習を活用した支援を行うが、通常級であり、特別支援学級とは性質が異なる」と書いてあり、この学校のスケジュールにも適応することの出来ない子の居場所はないのだろうと感じた。』との意見が寄せられた。通常級の不登校生徒を想定した学校の新設だと思うが、特別支援学級の不登校生徒のことも考えてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主なご意見

項番	回	会議	(旧)計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	新たな障害者総合支援計画に関する方向性(回答)
44	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2110	発達障害者に対する支援の充実	当会の会員から『さいたま市の発達障害者支援センターに息子の相談をしたら、本人が来てくれないと答えられない、と言われた。本人は自分が障害者と言われることに抵抗があるようで相談先などに誘っても行ってくれない。少しでも親が子供へ上手な対応をしたいからアドバイスが欲しいと思っても、してもらえない。どうにかならないか。』という話があった。また、別の会員からも『グレーゾーンの子の中学卒業後に行ける発達相談窓口が分からなくて大変。病院ではなく発達の困りごとの支援をしてくれる場所を自分で探さなくてはならない。』という話も寄せられた。相談などの支援体制を充実させてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
45	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2110	発達障害者に対する支援の充実	発達障害の診断が出ていなくても、本人が生きづらさを感じている、または、家族が困っているのならば、支援をしてもらえるように体制を整えていただきたい。学校卒業後はなかなか相談先が見つからない。就労などにおいて、現状では障害者手帳が無ければ支援を受けることができないが、手帳取得に抵抗感を感じる発達障害者は多く、支援を受けられず困っている。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
46	R7.1	市民会議	2201	障害者(児)への福祉サービスの充実	中学生の脳性麻痺の子のお風呂の介助が大変という家族の力になれなかった。土日にやっている事業所が少ないし、人手不足で難しいところが多い。探すのは難しく、ツテを使ってなんとかやっているというのが実情。充足していないと思うから具体的に評価してほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
47	R7.1	市民会議	2201	障害者(児)への福祉サービスの充実	東京都とさいたま市の障害福祉のサービスの格差が目立つ。東京都並とは言わないが、行田市レベルの福祉手当があると助かる。	予算の制約がある中で、まず現行制度の継続を確実に行っていきます。いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
48	R7.1	市民会議	2201	障害者(児)への福祉サービスの充実	特に医ケア児支援を受け入れている事業所が少ない。もっと増えていくと家族の安心につながるのではないか。訪問事業(居宅介護)は特に。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
49	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2201	障害者(児)への福祉サービスの充実	①さいたま市社会福祉事業団で運営している放課後デイサービスみのりについてですが、特別食のお弁当を出してもらえるサービスをお願いしたいです。 ②兄弟の入学式や卒業式等、人生の中で1度しかないイベントの日に預かり先がなく、出席が叶わないなど、ショートステイを利用したいのに預け先がないと嘆く保護者は周りに沢山います。障害児、障害者、幅広い年齢層で短期入所を受け入れてもらえる施設を増やして欲しいです。かかりつけの病院でも病棟で受け入れ可能にするなど、いつでも安心して預けられる環境を本腰を入れて整えて欲しいです。 ③大宮区には生活介護の施設がないため、重度障害者を受け入れてもらえる施設がありません。そのため他区の施設を探すことになりますが、送迎の範囲に入っていないなど、大変不利な状況になります。大宮区に施設を作ってもらうことが1番の願いですが、それが難しいのであれば大宮区在住者においては他区でも希望の施設に通えるよう、何か具体的な対策をお願いしたいです。	本市としては、家族への支援策として、施設整備の募集をする際、ショートステイを併設する整備計画を優先して採用しているところです。 また、区の定員数を参考に整備地の優先順位をつけており、今後も引き続き、需給のバランスを考慮した施設整備の募集を継続してまいります。 その他、いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
50	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2201	障害者(児)への福祉サービスの充実	児童発達支援施設や放課後デイサービスの情報が少ない。放課後デイサービスの空きが少ない。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
51	R7.2	障害者政策委員会	2201	障害者(児)への福祉サービスの充実	アンケートの結果からショートステイや居宅介護等の在宅支援の不足から家族の負担が非常に大きくなっている様子が読み取れる。経営的に厳しさがある分野だと思うが、事業所が増えていくような何らかのインセンティブを検討することが必要ではないか。	本市としては、施設整備の募集をする際、ショートステイを併設する整備計画を優先して採用しているところです。 いただいたご意見については、計画への反映を検討します。
52	R7.2	障害者政策委員会	2201	障害者(児)への福祉サービスの充実	サービスの見込み量については政令指定都市であるさいたま市の強みが生かせる部分だと考える。サービスの見込み量や必要とされているニーズをアンケート結果から抽出し、指定の段階においても考慮することが必要ではないか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主なご意見

項番	回	会議	(旧)計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	新たな障害者総合支援計画に関する方向性（回答）
53	R7.2	障害者政策委員会事前意見聴取	2201	障害者（児）への福祉サービスの充実	「知的障害者の主な介護者の77.9%が父母」、「全障害の主な介護者の32.6%が70代、80代」（設問11）、「家族に対する支援の相談」「家族の入院等緊急時の相談」が充実してほしい相談の多くを占めている回答状況から、家族に強く依存した生活実態、老障介護の実態などが読みとれます。地域生活支援拠点が機能していないことの反映ではないでしょうか。家族負担を軽減するための総合的な支援策が必要と思います。	家族の負担を軽減する支援策として、本市は施設整備の募集をする際、ショートステイを併設する整備計画を優先して採用しているところです。いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
54	R7.3	市民会議	2201	障害者（児）への福祉サービスの充実	いろいろな複数の放デイを利用しているとよく聞く。子どもにとってはいいのか疑問。訓練出だった子は自己肯定感が低く大きくなった時に問題行動をとりやすい気がする。子どもに寄り添った計画としてほしい。相談員が不足しているためセルフになってしまう。	本市としては、相談支援専門員になるための研修受講料の一部補助を令和８年度から行っております。いただいたご意見については、計画への反映を検討します。
55	R6.1	障害者政策委員会	2201	障害者（児）への福祉サービスの充実	生活介護を受ける施設での食事について、学校卒業後に進路先を決めるにあたって、普通食ときざみ食は対応できるがそれ以外の対応はできないといったように対応できる食の形態によって施設の選択の幅が狭まってしまうことがある。施設で対応できる食形態について、行政の支援を考えてもらいたい。	普通食やきざみ食の提供に関して、事業所指定基準上定めはありませんが、いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
56	R7.3	市民会議	2201	障害者（児）への福祉サービスの充実	障害者手帳をカードにしてほしいという意見がある。手帳を開く動作があると。後ろから「早くしろ」と言われる。カードであればそういう煩わしさがなくなるのではないか。	平成31年4月の法改正により、自治体の判断において、従来の紙形式に加え、カード形式による障害者手帳の交付が可能とされております。 一方、令和8年現在におきましては、マイナポータルとのアプリ連携を通じ、スマートフォンを活用した障害者手帳情報の利用環境が一定程度整備されてきている状況にあります。 このような状況を踏まえ、現時点においてはカード形式の障害者手帳を新たに導入する必要性は高くないものと考えておりますが、引き続き国の動向や他自治体の取組状況を注視してまいります。 なお、いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
57	R7.1	市民会議	2202	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	卒業後の生活介護事業所、施設が全然足りていない状況。達成できているとは言えないと感じる。	本市としては、毎年、さいたま市民が通う特別支援学校に卒業後の進路調査を行っております。今後も引き続き調査を継続し、実態把握に努め、計画への反映を検討します。
58	R7.1	市民会議	2202	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	計画相談員が少なく、セルフプラン率が高い。困っている保護者が多いので、支援してほしい。障害が判明したら保護者が自分で計画を立てなければならず、困っている保護者が多いと聞いている。	本市としては、相談支援専門員になるための研修受講料の一部補助を令和８年度から行っております。いただいたご意見については、計画への反映を検討します。
59	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2202	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	児童発達支援施設や放課後デイサービスの情報が少ない。放課後デイサービスの空きが少ない。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
60	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2202	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	福祉の計画の中で数少ない減員を目指していますから、具体的な方法が示されなければ不安を煽るだけになります。本文には「取り組み」が示されていますが、減員が数値目標なのに、「住まいの場」の数値目標は明示されていません。令和６年の利用実績が６９６人と資料ではなっていますから令和８年の６６１人には、３５人の減員が必要です。それは、令和６年実績の１４人では２年では達成できません。受け皿となるグループホームの見込み量は４６人上回っています（実績1,291-見込1,245）が、重度障害者では見込み量に対して７５人不足しています（実績116-見込191）。つまり、重度障害者対象のグループホームが重点にならなければ住まいの確保にはならないと思うのです。	本市としては、医療的ケアを要する方や強度行動障害のある方など重度障害者を受け入れる計画の施設を優先して整備できるように取り組んでいるところです。 いただいたご意見については、計画への反映を検討します。

次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主なご意見

項番	回	会議	(旧)計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 （趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。）	新たな障害者総合支援計画に関する方向性（回答）
61	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2202	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	生活介護では需給のバランスが取れていますが、内訳でいう重度者９２２人の見込みに対して実績５２６人というのは受け入れ対応が未整備と考えます。それはショートでも同様で受け入れ先があるなら見込み量以上の実績がありそうです。この事は、需給のバランスが取れていない証明と考えます。整備の目標に重度を重点とすべきだと思われます。	本市としては、医療的ケアを要する方や強度行動障害のある方など重度障害者を受け入れる計画の施設を優先して整備できるように取り組んでいるところです。 いただいたご意見については、計画への反映を検討します。
62	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2202	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	地域福祉の考え方では、需要と供給のバランスが重要です。特にハードとしての建物等の整備と障害者の居住地との関係はバランスが出来ていなければ、利用者にとっては生活の基盤が地域にないと同じとなってしまいます。 例えばグループホームの整備が進み利用定員と希望定員が均等であったとしても、利用者の希望の地に無ければ、空室になり、供給が足りないという間違った情報に繋がります。 見込み量は、整備に関わるものだけに、根拠が明示される必要があります。地図上に落とし込み、どの地区に何人分の整備が必要かを明示せず、数字だけが提示されても判断は困難です。適正なバランス整備のためには、適正配置に関する資料の提示が必要と考えます。	本市としては、施設整備の募集をする際、区の定員数を参考に整備地の優先順位をつけております。今後も引き続き、需給のバランスを考慮した施設整備の募集を継続し、いただいたご意見については、計画への反映を検討します。
63	R7.3	市民会議	2202	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	施策の来年度サービスの見込み量について分かりづらく、市としての考え方はどうしたいのかが掴めない。アンケートで多かった要望をどう進展していくのか?行政としての方針を入れるべき。	いただいたご意見については、計画への反映を検討します。
64	R7.3	市民会議	2202	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	障害が重度であるほど受け入れ先がない問題が当事者にとってかなり辛いです。受け入れ先がないが故に、専門性や経験のない劣悪な業者が入り込んでいる実態があると思います。以前ネットで見た、経験なしで参入できて儲かるというような触れ込みでフランチャイズ募集していた放課後デイは最重度のお子さんを対象にするものでした。重度であればあるほど、福祉サービスの必要性は高く、経験や専門性も求められるはずが、福祉の質の確保が逆を行っているのではと不安に思っています。	支援の質の向上を目的に、今年度も研修を計画しているところです。その中で施設同士の交流も図っていければと考えております。国でもグループホームの質や市の体制について検討されていると聞いておりますので、そこも注視しながら対応して参りたいと考えております。
65	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2203	指導監査の実施	今期計画から実施数の目標値が設定されないこととなったが、未実施の事業所を重点とし令和5年度を大きく上回る数（93事業所→123事業所）を実施されたことはすばらしいと思う。 今般、国が指導監査の強化を掲げ、一部の事業については実施頻度が義務付けられることとなった。限られた職員による実施は大変と思うが、その背景に鑑み、目的に適う充実した監査を実施していただきたいと思う。	いただいたご意見については、次期計画作成の参考とさせていただきます。
66	R6.1	障害者政策委員会	2206	聴覚障害者のための社会教養講座の実施	聴覚障害者のための社会教育講座に関する評価はアンケートによって評価されていると思うが、聴覚障害者は日本語の読み書きが苦手という特性があるため、アンケート用紙自体を誰でも書きやすい、分かりやすい設問にするとよいのではないか。	成果指標にしているアンケート項目は「生活に役立つ知識の習得や情報交換ができた」であり、回答項目は「できた」「まあまあできた」「あまりできなかった」「できなかった」の4通りで比較的分かりやすい項目を設定しているものと考えており、参加者からのアンケートの回答も十分にいただいております。今回いただいた御意見は今後の事業の参考とさせていただきます。
67	R7.1	市民会議	2207	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	B評価となっているが、モデルケースの話であって、実際にアウトリーチを使えていない人も多い。当事者のつらさは変わっていない。精神の医療体制を変えてほしい。家に出向いての支援が必要。診察室に来てという医療は精神の人には向いていない。	10区への訪問支援（アウトリーチ）を拡充いたしました。いただいたご意見を踏まえ、今後も切れ目なく、必要な方に適切な支援が届くよう努めてまいります。

次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主なご意見

項番	回	会議	(旧)計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 （趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。）	新たな障害者総合支援計画に関する方向性（回答）
68	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2207	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	重層的な地域連携とありますが、どの地域機関とどのような連携を示すものか不明。１０区内での実施がされたようですが、到達点や課題を見える形で表してもらいたい。所沢市のように市単独で行うよりも、市民に良いシステムであれば違う方向性も検討されているのでしょうか。今後どうしたいのか、行政としてやれる限界はどこまでかなども含めて見える化による実績がのぞましい。継続実施とありますが、何が目標に足らないのでしょうか。 アウトリーチできる精神科医は増加していますか。	「精神障害者訪問支援(アウトリーチ)事業」は、精神科医療の未受診、医療中断等により既存の医療・福祉サービス等に繋がらず、日常生活に困難が生じている方を対象として、連携機関（精神科医療機関、訪問看護ステーション、障害者生活支援センター等）や庁内各課と連携、協働し、保健・医療・福祉分野の多職種（精神科医師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士等）による包括的な訪問支援を実施しています。 　対象者の中には、自ら困っていると声を上げられない人も多く、精神科医療の話に敏感であったり、訪問自体を望んでいないなど様々な課題がございます。本人や家族の意向も踏まえつつ、個々の事情に応じて慎重に支援を行っており、事業の到達点や課題を一様にお示しすることは難しいと考えております。 　平成３１年度よりモデル事業として始まった本事業は、令和３年度より支援区を２区ずつ拡大し、令和６年度より１０区での支援体制が整いました。また、令和７年度から所管係に精神科医１名を配置しました。 　本事業の継続が、地域包括ケアシステムの構築の一端を担うと認識しております。今後さらに訪問支援の質を維持、向上させ、対象者が住み慣れた地域で自分らしく地域生活を継続できるよう、ケア会議の定期開催や各種研修会を実施するとともに、引き続き地域支援機関に丁寧な事業説明を行い、多職種、多機関で訪問支援を行える体制を整備して参ります。
69	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2207	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	精神保健医療福祉においても、地域ケア体制が整備されないために、早期に退院するが再入院する回転ドア現象となっています。質の高い地域生活の実現には、民間との協働が必要です。ただ施設等を増やすことではなく、地域住民への理解も含めたプラン、実施が前提ですがそのアプローチが見えてきません。	「精神障害者訪問支援(アウトリーチ)事業」は、精神科医療の未受診、医療中断等により既存の医療・福祉サービス等に繋がらず、日常生活に困難が生じている方を対象として、連携機関（精神科医療機関、訪問看護ステーション、障害者生活支援センター等）や庁内各課と連携、協働し、保健・医療・福祉分野の多職種（精神科医師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士等）による包括的な訪問支援を実施しています。いただいたご意見を踏まえ、引き続き多職種、多機関で訪問支援を行える体制を整備してまいります。
70	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2207	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	精神障害の施策は、障害者基本法を契機に福祉施策が始まり他の障害者とは４０年以上も放置され処遇も大きく遅れています。市の支援計画は障害の概念として社会モデル・医療モデルのどちらで政策検討を行っているのかがわからない。事業をただ繰り返す数値目標でない評価、評価基準を期待します。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主なご意見

項番	回	会議	(旧)計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	新たな障害者総合支援計画に関する方向性(回答)
71	R7.3	市民会議	2207	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	精神の場合、途中から突然障害になる。家族も突然、障害者の家族となる。アンケートの「誰と一緒に生活しているか」という問いで精神障害者は１人暮らしが少なく、家族と住んでいる確率が高い。 入院している人に対しては、包括的な支援が進んでいると思うが、在宅の人の包括的支援は進んでいない。包括的な支援が進むよい。	「精神障害者訪問支援(アウトリーチ)事業」は、精神科医療の未受診、医療中断等により既存の医療・福祉サービス等に繋がらず、日常生活に困難が生じている方を対象として、連携機関（精神科医療機関、訪問看護ステーション、障害者生活支援センター等）や庁内各課と連携、協働し、保健・医療・福祉分野の多職種（精神科医師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士等）による包括的な訪問支援を実施しています。いただいたご意見を踏まえ、引き続き多職種、多機関で訪問支援を行える体制を整備してまいります。
72	R7.3	市民会議	2207	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	発達障害者支援法が施行済みの状況で策定した障害者総合支援計画ですが、次期計画に向けて実施したアンケートの実施時には存在しなかった高次脳機能障害者支援法が、令和８年４月に施行される。当然、次期計画策定時は高次脳機能障害者支援法施行後であるため、総合振興計画に今後の課題として高次脳機能障害が取り上げられているさいたま市ですから、発達障害者支援法と同等の取扱いをして欲しいと思う。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
73	R7.2	障害者政策委員会	2209	ひきこもり対策推進事業の実施	学校等に望むことで通級指導教室の新設を求める割合が低いが、実際に発達障害の小中学生の親から多く聞かれる悩みは、不登校で通常級には通えないが通級指導にならば通えるかもしれないと思うのに、不登校の状態だと通級指導にも通うことが認められないということである。	通級指導教室では、学んだことを通常の学級での学習や生活に活かすことを目的としています。そのため、不登校傾向にある児童生徒は、通級指導教室での効果が得られにくいため、まず登校状況の改善を図ることを各学校に案内しています。
74	R7.1	市民会議	2212	高次脳機能障害の相談支援と普及啓発	高次脳機能障害は、家から出るだけでも大変。ここに行けばいいことがあるよ、という情報発信があればいいと思う。１人ではなかなか外出できないから、家族や支援者と一緒に行けるような何かがあればいいと思う。相談支援や普及啓発だけではなくて、当事者や家族のためにどうしたら支援できるかということを考えてもらえたい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
75	R7.1	市民会議	2213	発達障害児の家族等に対する支援の充実	支援対象の家族を、思春期以降の子どもを持つ保護者や、生計を共にする兄弟、配偶者などに拡げるべき。	成人発達障害者のご家族についてはペアレントトレーニング、ペアレントメンターの対象外となりますが、発達障害者支援センターで家族支援の相談をしていただくことができます。また、ご要望に応じて、障害福祉ガイドブック掲載の障害者相談員や障害者団体を紹介してまいります。 思春期以降の子どもを持つ家族支援につきましては、今後の施策を推進していく上で、いただいたご意見を参考とさせていただきます。
76	R7.2	障害者政策委員会事前意見聴取	2214	在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業	ほとんどの障害者は家族が介護者となっている。障害を抱えている人家族の負担は大きい、高齢化が顕著にわかる。レスパイトをはじめ家族への福祉的支援は政策を考えて行かなければならない。ケアラー条例の介護者層の政策検討が必要であると感じる。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
77	R7.3	市民会議	2214	在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業	アンケート結果を拝見し、障害のある方やご家族が日々の暮らしの中で、さまざまな不安や負担を抱えていることをあらためて感じた。特に、知的・精神・高次脳機能障害、医療的ケアが必要な方などでは、主要な介助者が高齢のご家族であるケースが多く、緊急時の相談やレスパイトのニーズが高いことが示されていた。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
78	R7.3	市民会議	2214	在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業	医療的ケアのない心身障害児が制度の狭間に落ちている面もあります。レスパイトの受け入れ先がありません。どんな職業も休息なしに働き続けられないように、レスパイトを権利として捉えて、整備していただきたいです。	本事業については医療報酬とサービス報酬の差を考慮し助成を行っております。いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
79	R7.1	障害者政策委員会	2215	日中一時支援事業における夕方支援の実施	どのくらいの方が利用できるようになったかという利用者数も指標に加えてもらえるとよい。	いただいたご意見を踏まえ、夕方支援利用者数を成果指標設定とするよう修正しました。

次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主なご意見

項番	回	会議	(旧)計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 （趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。）	新たな障害者総合支援計画に関する方向性（回答）
80	R7.1	市民会議	2215	日中一時支援事業における夕方支援の実施	夕方支援が足りない。要綱も見ても厳しい内容なので今後も増えないかも。もっと柔軟な対応ができるといい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
81	R6.1	市民会議	2301	グループホームの整備の促進	グループホーム入居希望者数を調べてから、数値目標を立てた方がいいと思います。同様に、医療的ケア児・者の数の把握をした上で、福祉サービス事業所の整備、グループホーム整備・推進の数値目標を立てていただきたいです。	本市としては、毎年、重度障害者に関してグループホーム入居状況及び入居希望調査を行っております。今後も引き続き調査を継続し、実態把握に努め、施設整備を行っていきます。 いただいたご意見については、計画への反映を検討します。
82	R6.1	市民会議	2301	グループホームの整備の促進	営利目的な事業所が多い。もう少し精査してもらえないか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
83	R7.1	障害者政策委員会	2301	グループホームの整備の促進	グループホームの重度障害者の受け入れ定員数について、「グループホームの人員体制や設備体制の中で重度の方を受け入れることが可能な人数」と伺ったが、定員とは違うと思うのでご検討いただきたい。	いただいたご意見については、計画への反映を検討します。
84	R7.1	市民会議	2301	グループホームの整備の促進	重度障害者を受け入れられる施設の国庫補助の申請が通らず、なかなか施設ができない。運営費、設備費の市単独補助をしてほしい。	本市としては、有資格者を配置もしくは加配しているグループホームに対しては、市単独補助で運営費の補助を行っているところです。 設備費の市単独補助に関しては、国庫補助金を活用した整備費用の補助を基本としていることから、現時点で設備費の市単独補助を行うことは予定しておりません。引き続き、当事者及び外部団体等の意見を踏まえ、補助事業の内容を検討してまいります。
85	R7.1	市民会議	2301	グループホームの整備の促進	目標は達成してはいるが、みんなグループホームに入りたいのに定員数があまり増えていないのは残念。	本市としては、補助金を活用した施設整備の募集をする際、整備予定地の定員数から優先順を設けております。 いただいたご意見については、計画への反映を検討します。
86	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2301	グループホームの整備の促進	重度障害者受け入れのGHに対する独自の加算補助金については、とても有意義な施策だと思います。 一部のGHの質については課題が指摘されていますが、さいたま市の状況は？	本市においても、GHの質については課題が指摘されていることは認識しております。 本市で行っているグループホーム運営費補助事業は支援の質を向上させることも目的としており、令和６年度の本事業の実績は、９事業所に対し合計９９８万６千円を支給しております（看護職員配置：１事業所、生活支援員加配：９事業所　※１事業所で重複あり）。
87	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2301	グループホームの整備の促進	親の高齢化に伴い、待ったなしの現状です。安心して入居でき、毎日を送って欲しいです。入居済みの方にも、その後の様子を市が見守って欲しいです。個性のある入所者さんですので、職員さんのご苦労もお察しします。職員さんへのより知識を深めるための養成。そして必要な休息のサポートもお願いします。お願いします。	職員の養成に関して、本市としては、支援の質の向上を目的に、今年度も研修を計画しているところです。 なお、職員の休憩に関しては測定が困難であり、ご意見を次期計画の目標指標に反映することはできませんが、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主なご意見

項番	回	会議	(旧)計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 （趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。）	新たな障害者総合支援計画に関する方向性（回答）
88	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2301	グループホームの整備の促進	グループホームの定員数は、特に重度者の受け入れ枠をもっと拡大する必要があります。また、支援の質にかかわることも課題として明記しておくべきではないでしょうか。	本市としましては、これまでも補助金を活用したグループホームの整備計画を募集する際、重度障害者が一定割合以上入居することを条件としております。 また、支援の質の向上を目的に、今年度も研修を計画しているところです。 いただいたご意見については、計画への反映を検討します。
89	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2301	グループホームの整備の促進	グループホームの促進が進んでいます。実態について主管課はどれぐらい理解をしていますか。民間事業者からなる、空きやを利用のグループホームなどは地域の施設化傾向。食事量を含め栄養の面など適切ですか。人権が守られていますか。障害者が自立して地域で生きていける場所としての役割、世話人をはじめ人的な質の低下が目立ちます。税で払われるサービス利用費は膨大なサービス費が出ているのですから、ホーム数の増加でなく適切な内容にあう費用であるかを観察してほしい。	本市としては、支援の質の向上を目的に、今年度も研修を計画しているところです。 いただいたご意見については、計画への反映を検討します。
90	R7.3	市民会議	2301	グループホームの整備の促進	グループホームの施設整備に関して、施設整備を担当する所管課がグループホームの事業者に対して、こうすればもっと受け入れが可能といったように提案をすれば受け入れ可能なグループホームが増えていくのではないか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
91	R7.3	市民会議	2301	グループホームの整備の促進	8050問題、グループホームを探しても見つからない。重度の方は支援度が高く断られることが実際に起きている。ロングショートステイとして入所を待っている。総量規制の話があるが重度の方の事を考えたときにどうなのか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
92	R7.3	市民会議	2301	グループホームの整備の促進	障害者のグループホームで重度障害者が入居できる所が少ない。日中支援型グループホームは緑区ばかり増えている。南区や浦和区はグループホームが少ない。また、グループホームは閉鎖的になっていると思う。他者の目を入れるためにも、地域連携推進会議等に係るなど、地域と連携する必要がある。	本市としては、医療的ケアを要する方や強度行動障害のある方など重度障害者を受け入れる計画の施設を優先して整備できるように取り組んでいるところです。 また、施設整備の募集をする際、整備予定地の定員数から優先順を設けております。 その他、いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
93	R7.1	障害者政策委員会	2302	障害者生活支援センターを中心とした居住支援の実施	障害を持つ方が住まいを探すのは難しく、精神障害のある方が不動産屋を５件回っても借りられなかったという話を聞いた。相談数のうち、実際に入居できた方がどのくらいいるのか。できなかった方がどのくらいいるか数字を把握することが必要ではないか。また、貸さないのは差別に該当するため、不動産事業者へ市から何か働きかけが必要なのではないか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
94	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2302	障害者生活支援センターを中心とした居住支援の実施	支援により入居できた人数、入居できなかった人数を明らかにしておく必要があるように思います。「障害者には住居を貸してもらえない」実態があります。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
95	R7.1	市民会議	2303	市営住宅における障害者などへの入居優遇	障害者であっても必ずしも入居できるとは限らない。むしろ所得によって家賃や更新費用の補助がある方が低所得気味の障害者にとっては助かる。	家賃につきましては、入居者の収入及び住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数等に応じ、近傍同種の住宅の家賃以下で、法令に規定する算定方法により市長が定めることとなっており、入居者の負担（家賃）は収入に応じた低廉な額となっておりますのでご理解ください。また、市営住宅におきまして、更新費用は生じないこととなっております。
96	R7.1	市民会議	2401	地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実	障害種別に偏りがあるのではないか。視覚障害の相談を受けられる人材が入っているのかどうか、確認する必要がある。	地域自立支援協議会の委員には、福祉事業従事者として、視覚障害の相談も受け付けている障害者生活支援センター職員に参画いただいております。

次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主なご意見

項番	回	会議	(旧)計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	新たな障害者総合支援計画に関する方向性(回答)
97	R7.1	市民会議	2401	地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実	相談支援で困ってることは、報酬低いこと。人を雇えない。伴走型支援、地域包括支援の中でやっていくことが大切。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
98	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2401	地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実	相談する場所、相談する機能はどのように市民に周知していますか。また、実際に受け手はいるのですか。 主管課に問うても、家族会という自助グループに相談してくださいと言われた経験があります。丸ごと相談などと窓口を開いていますが、ワンストップの解決とならずに自助グループへ回される現状があります。地域での連携会議は一年に１回あるかもしれないなど不親切な案内。市民への周知の徹底と相談者を迎える機関の充実を強く望みます。	各障害者生活支援センターの案内をさいたま市の障害者福祉ガイドや市のホームページに掲載し、周知を行っています。また、受け手となる相談支援専門員が不足している現状に対し、本市では今年度、計画相談を行う事業所を増やすべく、指定特定相談支援事業所開設説明会を実施したところです。さらに、各区の地域協議会では、地域における課題の検討や関係機関との連携を図りながら、地域生活支援拠点等の整備を進めており、相談機能の充実についても引き続き検討をしてまいります。
99	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2401	地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実	障害者支援地域協議会、基幹相談支援センターともに、令和7年度に10区への設置が完了する見込みと聞いており、すばらしい実績だと思う。 令和8年度以降、また次期計画では、各区における地域連携・相談支援体制の深化により、地域の実情把握・地域課題の解決に資するよう、その充実が求められるので、それに向けた成果指標となるよう期待する。	各区に障害者支援地域協議会が設置され、地域の支援課題を抽出する体制が整いましたので、今後は、地域の相談機関との連携を更に強化し、地域課題の解決に向けた取組を進めて参ります。
100	R7.3	市民会議	2401	地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実	地域で支援の「つなぎ役」となれる方を増やしていく取り組みが必要だと考えます。たとえば、公民館や学校、地域の福祉施設などで、障害について学んだり、コミュニケーション方法、防災、合理的配慮などについて学べる社会教育の機会を広げることで、専門家ではない市民の方でも「困っている人にどう寄り添えるか」を理解し、行動できるようになるのではないかと思う。こうした地域の支援者やコーディネータが増えることで、相談先が分かりやすくなったり、日常的な見守りやつながりが生まれ、外出や働くことへの不安も軽くなるはず。防災の場面でも、個別の事情に応じた支援が届きやすくなると感じています。市の計画や取り組みと地域の力がうまく結びつき、誰にとっても「安心して暮らせる」と感じられるまちづくりが、今後さらに進むことを期待する。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
101	R7.1	市民会議	2403	障害者生活支援センターの充実	センターはどこの区も手一杯であり、本来つながるはずの人がつながっていない。評価がBになっているが、そういう面とかも見ていかなければ。	計画相談支援事業所開設説明会の開催等、引き続き、地域における相談支援体制の充実に向けた取組を進めて参ります。
102	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2403	障害者生活支援センターの充実	基幹相談支援センターとはどこを指すのか、場所をはじめ全体的な相談システムの流れを教えてください。	基幹相談支援センターは、業務委託契約を結んでいる各区の障害者生活支援センターに委託しており、令和７年度からは、全区に基幹相談支援センターの業務委託契約を結んだ障害者生活支援センターが設置されております。基幹相談支援センターの相談システムとしては、地域の体制づくり等を目的とした地域協議会の運営を行うとともに、他の事業所に対する相談支援に関する指導・助言や技術的援助を行うほか、相談事例に関する検討会を開催するなど、地域の相談支援体制の整備に関するコーディネートの役割を担っています。

次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主なご意見

項番	回	会議	(旧)計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 （趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。）	新たな障害者総合支援計画に関する方向性（回答）
103	R7.3	市民会議	2404	精神保健福祉に関する相談の実施	外見では分かりにくい障害のある方ほど、偏見や誤解を経験している割合が高いという点も心に残った。教育や就労の場でも、必要な配慮が十分に行き届かなかったり、周囲の理解が得られずに悩む方が多いことが分かった。年代によって求められるサポートが変わるため、子どもの頃から大人になってからの生活まで、安心して相談できる体制がつながっていることの大切さを感じた。	子どもから成人、高齢者、外見では分かりにくい障害を含む障害のある方など、相談される方の状況は多岐にわたることから、精神保健課・各区役所保健センター・こころの健康センターでは、関係機関と連携しながら支援を行っております。 いただいたご意見を参考に、今後も引き続き、切れ目なく、必要な方に適切な支援が届くよう、関係機関と連携し、相談支援の充実に努めてまいります。
104	R7.1	障害者政策委員会	2405	障害者相談員の設置	視覚障害者は中途視覚障害者がとても多い。中相談できたとしても、現状、電話のたらいまわしということが、よく耳に入ってきます。大きな問題と思う。視覚障害者に特化した専門の相談員、あと相談する場所の設置については、これはいまだ不十分かと思うので、政策に入れていただきたい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
105	R7.3	市民会議	2405	障害者相談員の設置	相談支援専門員は、話は聞いてくれるが、話を聞いてくれるだけのような感じがする。実際に何かしてくれるわけでもない。 相談支援専門員ももっと障害ごとの特性に沿った支援をやっていく必要があると思う。	相談支援専門員と障害者相談員は担っている役割に違いがございますが、各々研修などにより専門性の向上に努めていただいているところでございます。
106	R7.1	市民会議	2407	福祉の複合的な課題に係る相談支援体制の充実	母が身体障害だが、まるごと相談窓口を今日初めて知った。もっと周知をしてほしかった。	引き続き、市ホームページや市報への掲載、関係機関などへのチラシの配布等を通じて、福祉まるごと相談窓口の周知に努めて参ります。
107	R7.1	市民会議	2407	福祉の複合的な課題に係る相談支援体制の充実	来場者のアンケートも大切だが、評価のベースの数がわからない。	令和7年度の実績としては、窓口や電話において6,367件（延べ数）の相談を受け付けました。相談窓口利用者に対して窓口の満足度に関するアンケート調査をした結果、812人中767人の方に「満足」または「おおむね満足」と御回答いただきました。
108	R7.2	障害者政策委員会事前意見聴取	2407	福祉の複合的な課題に係る相談支援体制の充実	伴走支援してくれる援助者がいない。相談も障害理解にもつながらない、個人努力で仕事を探し挫折を繰り返す障害者の求職活動。合理的配慮も含め、伝えられない思いがあり社会の中で孤立していく、この流れが変えられるものを相談したい。	福祉の課題を抱えた市民からの相談を包括的に受け止め、必要に応じて関係機関等につなぐ等、関係機関と連携しながら相談支援を実施いたします。
109	R7.1	市民会議	2501	障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援	有料の人材募集サイトを使わざるを得ないので、役所で人材募集の周知をしてもらいたい。 障害福祉の仕事をもっと紹介してほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
110	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2501	障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援	人材の確保のための面談会やガイダンス等を自治体が主催することは画期的なので、この事業は粘り強く実施していただきたいと思う。 一方で、人口減少期を迎え障害福祉人材の確保策・定着策もこれまでにない工夫や形式が必要である。業界全体の危機的状況を市と事業者とがともに認識し、これまで以上に協働してあたることを強く望みたい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
111	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2501	障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援	市内の事業所の深刻な職員不足の実態に比して、就職面談会の来場者数の目標数が低すぎると感じます。また、就職面談会以外の事業も検討し、計画に追加する必要があります。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
112	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2501	障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援	様々な支援を要望しても、人が足りないとどうにもならない。あらゆる職場で人材不足が叫ばれているので、確保の工夫と努力をよろしくお願いしたい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
113	R7.2	障害者政策委員会	2501	障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援	事業所における慢性的な人材不足について。アンケート結果からどのサービス分野でも「人材が確保できない」という回答が多く見られ、非常に深刻である。現状の取り組みだけでなく、さらに踏み込んだ対応が必要であると思う。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
114	R7.1	市民会議	2502	手話講習会の開催	修了者の数が少ない気がする。もっと若者の受講を増やしたい。講習会が目指す人に対して託児所があるなど環境整備がもっとあればと思います。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主なご意見

項番	回	会議	(旧)計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	新たな障害者総合支援計画に関する方向性（回答）
115	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2502	手話講習会の開催	視覚障害、聴覚障害の方のための支援に携わってくださる方々にも感謝しております。子育てや介護に一段落した方でこれから何か人のために役に立てることをしたいと考えている方も多いと思います。支援のための養成講座のある事をもっと、希望する人に届くように、色々な手段で情報を流して欲しいと思います。そして参加しやすい場所や時間帯も増やして欲しいです。市長さんの言う「住みたい街」にするために、弱者にやさしいさいたま市であって欲しいです。	市報での広報のほかに、市公式SNSや大学コンソーシアムを通じた周知を行っております。今後も様々な周知方法を実施してまいります。 講習会の会場や回数など、規模の拡大につきましては人的資源や物的資源が限られている状況では難しいところもございます。いずれも関係団体とご相談しながら協力して講習会の開催を実施してまいります。
116	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2503	要約筆記者養成講習会の開催	視覚障害や聴覚障害の方のための支援に携わってくださる方々にも感謝しております。子育てや介護に一段落した方でこれから何か人のために役に立てることをしたいと考えている方も多いと思います。支援のための養成講座のある事をもっと、希望する人に届くように、色々な手段で情報を流して欲しいと思います。そして参加しやすい場所や時間帯も増やして欲しいです。市長さんの言う「住みたい街」にするために、弱者にやさしいさいたま市であって欲しいです。	市報での広報のほかに、市公式SNSや大学コンソーシアムを通じた周知を行っております。今後も様々な周知方法を実施してまいります。 講習会の会場や回数など、規模の拡大につきましては人的資源や物的資源が限られている状況では難しいところもございます。いずれも関係団体とご相談しながら協力して講習会の開催を実施してまいります。
117	R7.1	市民会議	2505	高次脳機能障害に関する職員研修の実施	理解度96%があるが答えた人数が96%なのか、参加者の理解した度合いが96%なのかがはっきりしない。理解度という言葉はよくないのではないか。	いただいたご意見を踏まえ、「研修の受講者のうち、研修内容を理解した人の割合」との表現に変更します。
118	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2507	特別支援教育に関する教職員研修の実施	教員の差別意識、無理解がまだまだ散見される。「困った子は困っている子」との意識を根付かせてほしい。	いただいたご意見を踏まえ、事業内容には「研修では、その理念や合理的配慮を踏まえ、児童生徒の行動や困難さを表面的に捉えるのではなく、背景にある困り感や支援の必要性を捉えて、障害の特性に応じた適切な指導を行う実践力の向上を図ります。また、障害に対する無理解や無意識の差別的な捉え方を省察し、児童生徒一人ひとりの尊厳を尊重した指導・支援を実践する教職員としての資質の向上を目指します。」と追加修正します。
119	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2508	特別支援教育に関する教職員の専門性の向上	研修回数を目標値に明記してはどうか	引き続き、研修の回数を目標に明記してまいります。
120	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	2508	特別支援教育に関する教職員の専門性の向上	教員の発達障害への知識が少ない。特に学習支援については対応可能な専門知識のある先生が少なく、支援級在籍でも「特別な対応はできない」と断られることがあった。発達障害の専門的な先生がいるのであれば、地域や学校に研修や巡回するなど、スキルを伝える制度を整備してほしい。また、当事者の困り感をバーチャル体験のできる研修教材を普及させてほしい。	引き続き、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上に努めるとともに、いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
121	R7.1	市民会議	3100	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	新聞などもインターネットやアプリを利用して自力で読み上げさせることができる時代であり、ICTに対応した内容を障害者総合支援計画に追加して欲しい。	いただいたご意見は、情報アクセシビリティの向上に向け、計画策定の際の施策検討の参考といたします。
122	R6.1	市民会議	3100	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	視覚障害者に対して「誰か見える人に読んでもらってください」と紙の福祉ガイドブックをただ手渡すだけは、権利擁護の点でも不適切です。 目標を、ユーザーが必要な情報を取得できたかどうか、障害特性に合った情報提供がされているかどうか、に修正すべき。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
123	R7.1	市民会議	3100	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	市から発信される情報のうち、一部の情報は障害特性に配慮した媒体で提供されているが、視覚障害者が必要とする読み上げ機能に対応していないアプリもある。様々なアプリやシステム等で市から発信される情報が、情報障害のある人にも使えるようにする必要があり、その点を考慮した目標を策定する必要がある。	いただいたご意見は、情報アクセシビリティの向上に向け、計画策定の際の施策検討の参考といたします。

次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主なご意見

項番	回	会議	(旧)計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	新たな障害者総合支援計画に関する方向性(回答)
124	R7.3	市民会議	3100	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	親なき後にも、本人が一人で生活できるようにしたいけれど、「病院に行けるのだろうか」「手続きできるのだろうか」と考えてしまう。そういった情報も入らない。親なき後についても自分たちで積極的に探さないと見つからない。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
125	R7.3	市民会議	3100	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	私は頼れる親もなく、家族の支援はなかった。そうした中で支援の手を自分で探すのは大変なこと。行政の方からプッシュ型で支援を受けられればいいと思う。情報が当事者へもっとうまく届けられていればと思う。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
126	R7.3	市民会議	3100	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	障害者手帳の手続きで役所へ行くが、手帳を渡されて終わり。どこで相談すればよいのかと思っている人たちに対して行政の窓口が動いていく必要がある。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
127	R7.3	市民会議	3100	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	利用出来る支援制度、合理的配慮を受ける権利などの情報が当事者に伝わるよう、窓口やwebサイトでの積極的な障害特性にも配慮した情報提供を進める必要がある。特に、近年は進行性の疾患による中途障害社が目立つのに、医療機関でのリハビリが困難な視覚障害者には、手帳交付時などにこれらの情報が全く伝わっていないとの話を良く聞く。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
128	R6.1	市民会議	3101	障害者等に配慮した情報提供	福祉のガイドブックを発行、配布となっているが、必要な情報が必要な方に伝わっているのかを確認してほしい。詳しくない人がガイドブックを見ても活用できない。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
129	R7.1	市民会議	3101	障害者等に配慮した情報提供	視覚障害者が利用できる福祉サービスを、簡易的にまとめた拡大文字版やテキスト版、簡単に検索できる障害者福祉ガイド電子版（PDF版ではない）を、早急に作成する必要がある。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
130	R6.1	市民会議	3103	視覚障害者への情報提供の充実	中途で障害になる方も多く、点字を使える人ばかりでない。パソコンやスマートフォンを活用した視覚障害者への支援を行ってほしい。	パソコンやスマートフォンは視覚障害者が情報アクセシビリティにおいて有用であると認識しており、スマートフォンの操作習得のための教室を今後も開催してまいります。
131	R6.1	市民会議	3103	視覚障害者への情報提供の充実	市議会議員選挙で音声版の候補者は半数くらいしかいない。公報が半数しか読めないのは悲しい。音声版の公報について協力を働き掛けしてほしい。読み上げ可能なPDFなど市でも進めてほしい。	選挙公報音声版及び読み上げに対応した選挙公報の提出については、さいたま市長選挙及びさいたま市議会議員選挙の立候補予定者説明会の資料に明記するとともに、説明会の際に主旨を説明のうえ依頼しているほか、立候補届出書類の事前審査の際にも提出について確認しています。今後も各立候補予定者にご理解ご協力いただけるよう働きかけを継続してまいります。
132	R7.1	市民会議	3104	選挙時の情報提供	候補者によって、音声以外の情報をつけている人とつけていない人がいる。全員対応させるとか、行政がやるというのが必要だと思う。候補者情報が分からないと選挙に行かないであろう者もいると思う。聞こえる聞こえない関係なく選挙権はある。国の選挙は党の判断で政見放送などでは手話通訳者がつくが、街頭演説で手話通訳者がついているのは見たことがない。ろう者の中では字を読むのが苦手なものもいるため、手話通訳をつけてほしい。	いただいたご意見は、情報アクセシビリティの向上に向け、計画策定の際の施策検討に活かしてまいります。
133	R7.1	市民会議	3106	図書館資料へのアクセスの確保	障害者が図書館の資料を郵送するサービスの利用者の人数が、人口を考えると少ないなと感じた。周知が足りずに、知らなくて利用につながっていないのではないかという疑問を感じた。	いただいたご意見を踏まえ、引き続き必要な方に必要な情報が届くよう、図書館ホームページや市報、SNS等を通じて、積極的に普及・啓発に取り組んでまいります。
134	R6.1	障害者政策委員会	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	就労支援に関する取組で重点項目となっていると思うが、毎回同じようなハローワークのジョブコーチやマッチングという言葉が出てきているように感じる。新しい事業に取り組まないとなかなか先に進まないのではないか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
135	R7.1	市民会議	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	埼玉県職業能力開発校及び県立リハビリテーションセンターに確認したところ、両機関とも「視覚障害者の職業訓練の委託はない」との回答だった。これでは、視覚障害者を対象とした差別的取扱いになりかねないため、市からも県に対して視覚障害者の職業訓練を、せめてほかの障害者と同じように委託するよう、申し入れをする必要がある。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主なご意見

項番	回	会議	(旧)計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 （趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。）	新たな障害者総合支援計画に関する方向性（回答）
136	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	就労した障害者への継続した支援が必要な場合など、対象の方の特性などを分かっていることが大切だと思うが、障害者総合支援センターの担当職員の方が異動してしまうと、関係が途切れてしまいかねない。少しでも長くその担当についていただける体制を作ってもらえるよう、考えていただきたい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
137	R7.2	障害者政策委員会	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	サービスの供給量について単純に量の多寡を見るのでなく「どの障害種別に対してサービスが不足しているのか」という観点が重要であると考える。市として既存の就労事業所に対して「こうした方を受け入れて「欲しい」と働きかけることが必要ではないかと思う。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
138	R7.2	障害者政策委員会	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	１８～６４歳の視覚障害で見ると、働いている５４．７%、自宅３２．１%。 視覚障害１，２級の場合、働いている４２．９%、自宅３７．１%、自立訓練などの障害福祉サービス事業所等に通所している８．６%。 視覚障害３級以下の場合、働いている８４．６%、自宅１５．４%、自立訓練などの障害福祉サービス事業所等に通所している０%。 この回答から、視覚障害１，２級の就労支援が足りていないと感じる。支援計画の「障害特性に合わせた国や県の機関につなぐ支援」を事業として立て、重要項目にすべき。また、視覚障がい３級以下で自立訓練を受けるべき人が受けていない可能性が大きいと感じる。視覚障害者、特に３級以下の人に必要な自立訓練を行うことを、事業として立てて、重点項目とすべき。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
139	R7.3	市民会議	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	アンケートの結果について、収入の状況では、成人した後でも親族からの扶養の割合が、比較的多い。子供が独立できるだけのお金がないのかもしれない。経済的な問題は大きい。働くなのか、年金を増やすなのか、扶養の割合を減らすべきだと感じた。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
140	R7.3	市民会議	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	視覚障害者のアンケート結果を見ると、回答を家族や支援者が記入した、就労可能年齢層において、収入が「年金・手当」、日中「主に自宅にいる」等、周囲に依存したり、就労できていない割合が非常に高い。これは自立支援、就労支援が不足しているからであり、視覚障害に特化した支援を施策として打ち出す必要がある。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
141	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	3203	障害者優先調達の推進	目標件数を達成し、調達金額も昨年度を上回ったことは、すばらしいと思う。 ただ、令和5年度と比べ調達件数は減少した（313件→248件）。県内のほとんどの市町村が調達金額を目標とする中、さいたま市は調達件数を目標としているので、ぜひ毎年件数が増加していくようさらに努められたい。なお、件数を目標とすることは、より多くの事業所利用者の工賃向上に資するという側面もあるので、（件数、金額ともに増えていくことが理想であることは言うまでもないが）良いと思う。	いただいたご意見を踏まえ、引き続き優先調達の推進に取り組んでまいります。
142	R6.1	市民会議	3301	ユニバーサルデザインの推進に関する職員への意識啓発	駅の無人化が進んでいる中で、切符が詰まって困ったときなど、聞こえない人はインターホンを押せても、その後のやりとりはできないという課題もある。インターホンの横にディスプレイを設置できないか。	いただいたご意見は、鉄道事業者へお伝えし、今後の施策の参考とさせていただきます。
143	R6.1	市民会議	3303	バリアフリー化の推進	車いすで支障なく通れる道路や誘導ブロック、音響信号機の設置状況等、もう少し幅広い視点での成果指標策定が必要だと思う。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
144	R7.1	市民会議	3303	バリアフリー化の推進	聴覚障害者は見て情報を得るので、電車の遅延などがタイムリーに示されるようなものがあってほしい。駅に貼り紙をするなど対応をお願いしたい。	いただいたご意見は、鉄道事業者へお伝えし、今後の施策の参考とさせていただきます。
145	R7.1	市民会議	3303	バリアフリー化の推進	公共トイレの整備ではJIS S0026の適用範囲通りに、正しくJISを適用して整備を行う必要がある。さいたま市では「みんなのトイレ」にしか適用しておらず、一般トイレを利用する障害者は大変困っている。本年4月に建築設計基準が改定され、一般トイレにもこのJISが適用されることとなったので、確認の上、早急に整備の方針を改定する必要がある。	公共施設の新築や改築に当たっては、JIS S0026や整備基準マニュアルに掲載されている推奨基準に適合させるよう、関係部局によびかけてまいります。
146	R7.1	市民会議	3303	バリアフリー化の推進	トイレは、時間が経つと自動消灯するものがあるが、聴覚障害がある場合怖いと感じる人がいる。精神の方も嫌なのではないかと思う。自動消灯はやめてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主なご意見

項番	回	会議	(旧)計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	新たな障害者総合支援計画に関する方向性(回答)
147	R7.1	市民会議	3303	バリアフリー化の推進	エレベーターは災害等で止まってしまった場合に外部と連絡をとる非常用ボタンがあると思うが、聴覚障害のある方は話せない。また、車椅子だと上の方のボタンに手が届かないということも考えられる。障害特性のことも考えて設計してほしい。	エレベータのボタン配置につきましては、「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例整備基準マニュアル」にて、車椅子使用者が利用しやすい位置に設けるよう記載しております。当整備基準に適合したエレベーターが設置されるよう、引き続き関係者への周知に努めてまいります。
148	R7.1	市民会議	3303	バリアフリー化の推進	総合案内では、聴こえない人の場合、コミュニケーションの問題が出てくる。色で分けてもらって、何色の何番に行くなど、見てわかるものがあるといい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
149	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	3303	バリアフリー化の推進	鉄道駅でのホームドアの設置が進んできていますが、反対にハード面の部分では、駅員の配置が減少しているため安全面での不安がぬぐえません。駅員の配置の確保を推進してほしいです。	いただいたご意見は、鉄道事業者へお伝えし、今後の施策の参考とさせていただきます。
150	R7.3	市民会議	3303	バリアフリー化の推進	設備上の身体障害の方についてのバリアフリーなど目に見えるところは整備されているように感じるが、精神障害に対して必要なものは少し違う。それを訴えた際に、これだけバリアフリーに努めているのにまだ何かいるの？というような雰囲気を感じる。新本庁舎の広場の使い方やユニバーサルデザインの会議で感じた。	アンケートでは外見から分かりにくい障害のある方ほど差別や偏見を感じた経験の割合が高いことが示されています。そのため、精神障害を含む見えにくい障害への配慮や理解促進も不可欠と考えております。今後は、周知・啓発の取組をより一層進めてまいります。
151	R7.1	市民会議	3401	外出が困難な障害者(児)に対する社会参加の促進	18歳になってから新しい事業所を使うようにつなぐのは難しい。事業者数より、使いたいという希望の時間数を基準にしないと実情に合ってない。	いただいたご意見を踏まえ、移動支援の延べ利用人数を成果指標設定とするよう修正しました。
152	R7.1	市民会議	3401	外出が困難な障害者(児)に対する社会参加の促進	A評価なのは、そもそも目標が低い。自身も２つの事業所を利用しているが、１つは人材不足で支援日数が減っている。もっと事業所を整備すべき。	今後は、周知・啓発の取組を一層強化し、誰もが安心して利用できる環境づくりを進めてまいります。
153	R7.2	障害者政策委員会	3401	外出が困難な障害者(児)に対する社会参加の促進	アンケート結果から「外出に特に困っていない」との回答が多く示されているが、精神障害を含む多くの障害当事者の場合、穏やかな生活の中では不満を感じることもなく、外部との接触機会が少なくなってしまう傾向があり、そこからくる回答なのかなと感じた。移動支援の助成について前向きに進めてもらいたい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
154	R7.3	市民会議	3401	外出が困難な障害者(児)に対する社会参加の促進	移動支援が足りていないと思った。知的障害の人が外出に関しては福祉サービスの利用を断られることが多いという回答の数値が高い。移動支援が足りず、本人が余暇を楽しむことが制限されているというのは問題だと思う。	いただいたご意見を踏まえ、移動支援の延べ利用人数を成果指標設定とするよう修正しました。
155	R7.3	市民会議	3402	福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施	障害者の方は外に出るということが難しい。タクシー券は使いづらいし、どうしたら引きこもっている人を外に出せるかなと考えている。支援者の理解も必要。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
156	R7.1	市民会議	3504	市立施設の使用料減免	市立施設は半額になっていると思うが、管理が民間になると半額にならないところがある。大宮東口の自転車駐車場料金は支払システム上割引が無い。市営施設はすべて割引になるようにしてほしい。	市営の自転車駐車場は条例の対象に位置づけられているが、民営の自転車駐車場は事業者により取扱いが異なる状況となっています。 いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
157	R6.1	障害者政策委員会	4101	防災知識等の普及・啓発	防災ガイドブックについて、内容を理解できない方も多数いるかと思うので、市民の皆さんが平等に理解できるようなガイドブックの配布が必要だと思う。今後の作成の際は誰もが安心して避難できるようなガイドブックを作ってもらいたい。また障害者団体の意見も取り入れてもらいたい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
158	R6.1	市民会議	4101	防災知識等の普及・啓発	事前に（できれば毎年度当初）に配布し、家庭で防災について話をしながら記入すると良いと思う。 日ごろから手元に持っていてもいいのではないか。記入しやすいように改訂し、自治会単位で書き方を学べる機会があればいい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主なご意見

項番	回	会議	(旧)計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	新たな障害者総合支援計画に関する方向性(回答)
159	R6.3	市民会議	4101	防災知識等の普及・啓発	災害時に協力してくれる企業、特にコンビニなどが増えています。そういった企業に対して、障害のある人への支援に関するガイドを作成し、配布することができないか検討してほしい。	コンビニエンスストアを含む民間事業所に対し、合理的配慮の観点も踏まえた障害のある方への理解の普及啓発に、一層取り組んでまいります。
160	R7.1	市民会議	4101	防災知識等の普及・啓発	防災ガイドブックがホームページに掲載されている、配布されているといっても、目に留まっていない。もっとわかりやすい広報をするべき。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
161	R7.1	市民会議	4101	防災知識等の普及・啓発	災害時要支援者支援マニュアル、要支援者名簿の認知度が低いのではないか。	いただいたご意見を踏まえ、引き続き周知・啓発に取り組んでまいります。
162	R7.1	市民会議	4101	防災知識等の普及・啓発	避難所について、香害・化学物質過敏症への配慮も記述して欲しい。フレグランスフリーの避難所、備蓄品を香料や抗菌消臭成分等の無い香害の心配のないものにする等。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
163	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	4101	防災知識等の普及・啓発	福祉施設の避難確保計画については、義務化されてから5年以上が経過しています。100%であることがデフォルトになる計画作成を目標にすべきでなく、当該年度に訓練を行ったか、計画の見直しを行ったか、といった指標が適切と考えます。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
164	R7.2	障害者政策委員会	4101	防災知識等の普及・啓発	災害関連について名簿や個別避難計画の認知度が非常に低い。アンケートで「障害風刺に関する情報はどこから得ますか」という質問で市報や障害福祉ガイドに一定の認知があることが読み取れることから、市報等に情報を掲載することで認知度の向上を図れるのではないか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
165	R7.2	市民会議	4101	防災知識等の普及・啓発	目から見える情報が見えない、情報障害である。情報が得られない人、情報障害の方向けのものはあまりないと感じている。 「災害関連の情報の収集」、「ハザードマップ」は、きこえない・きこえにくい人にとっては、難しい。「災害などの対応方法」について、わかりやすいガイドブック(手話動画付き)を発行することで、災害に備えることができると思います。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
166	R7.3	市民会議	4101	防災知識等の普及・啓発	登録をすると個別に災害時の「避難プラン」を作るが、作成率が数パーセント。個人情報を地域の人に知られたくないと考えている人が多いようなので、市の職員等による案内(こう活用するので役に立ちます!等)を工夫した方が良いと思う。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
167	R6.1	市民会議	4102	要配慮者の避難支援対策の推進	福祉避難所が分からない障害者が大多数。 福祉避難所の開設まで3日と聞くが、国では直接避難も可能となっている。医療的ケアの必要な方などが直接避難することも想定して、準備することが必要ではないかなと思う。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
168	R6.1	市民会議	4102	要配慮者の避難支援対策の推進	自宅に避難している人に避難物資が届けられる状況が作れるとよい。物理的に避難できない人がいると思うので、地域のネットワークができあがると顔がわかるようになる。困っていることを発信できるネットワークがあれば、手伝うことができるよという発信ができる。皆が災害で助け合うことを育てていければ良い。	在宅避難者は、「避難者カード」を指定避難所に提出することで避難者台帳に登録され、指定避難所から情報提供や物資の配給を受けることが可能となります。避難者カードの提出について、直接提出が難しい場合には、自主防災組織等を通じて提出いただくこととしております。 在宅避難者への物資の配送については、地域の共助による取り組みや協定締結企業による配送を想定しております。
169	R6.3	市民会議	4102	要配慮者の避難支援対策の推進	薬に対しての民間の会社は、どこと協力関係を結んで、どこの医院に行けばもらえるか、ということを明確にしてほしい。協力関係のある市町村が分からないので教えてほしい。例えば、透析をしている人は、どこに行けばいいのか、自己責任ではなく、普段のところでもらえない時にどこに行けばいいのかを周知してほしい。	防災ガイドブック等において、非常持出品として常備薬を準備するよう周知しており、自助による対策をお願いしているところでございます。 また、透析についても、平時からかかりつけ医に御相談いただくなど、災害時の対応を事前に確認していただきたく存じますので、御理解の程、よろしくお願いいたします。

次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主なご意見

項番	回	会議	(旧)計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	新たな障害者総合支援計画に関する方向性(回答)
170	R7.1	障害者政策委員会	4102	要配慮者の避難支援対策の推進	福祉避難所について、国は福祉避難所へ直接避難できるようにとうたっているが、さいたま市では現状直接避難できないものとなっている。福祉避難所へ直接避難できる仕組みを作ったほうがよいのではないか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
171	R7.1	障害者政策委員会	4102	要配慮者の避難支援対策の推進	さいたま市の避難訓練や障害のある方の避難の応援体制について、民生委員等高齢の方だけでなく、地域の若い方、特に高校生や中学生が現場に応援に行ける体制があるとよいのではないか。	ご意見の体制構築は行っておりませんが、市総合防災訓練や各区の避難所運営訓練において、要配慮者の方々に訓練参加していただき、地域住民や学生らと合同で訓練を行っております。
172	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	4102	要配慮者の避難支援対策の推進	直接避難ができる福祉避難所の整備状況について教えてください。	福祉避難所は、災害の規模や小中学校などの一般の避難所の状況により、市の要請に基づき開設する二次避難所となりますので、現状は直接避難ができる福祉避難所はございません。
173	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	4102	要配慮者の避難支援対策の推進	福祉避難所を災害時の稼働させるために必要な課題は何か、登録事業所からヒアリングをしながら、明確にしていく必要があります。	いただいたご意見を踏まえ、引き続き福祉避難所施設との課題共有に取り組んでまいります。
174	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	4102	要配慮者の避難支援対策の推進	前期計画における昨年度実施状況等に関する意見でも述べたが、これまでの図上訓練をさらに進めた訓練（実地訓練等）が必要である。そのためには、個別避難支援プランの作成推進と合わせて、指定福祉避難所が求められる役割・あり方を整理し福祉避難所がそれを認識することが前提として必要で、所管課を超えた協議の場、福祉避難所を集めた協議の場等を望む。	令和7年度に、要配慮者が参加する福祉避難所実動訓練を実施しました。また、訓練説明会の場などをとおして、引き続き福祉避難所施設間での課題・意見共有に取り組んでまいります。
175	R7.2	障害者政策委員会	4102	要配慮者の避難支援対策の推進	災害時の支援について、避難所で適切な支援を受けられるか、普段の服薬を確保できるかといった不安は障害の方々にとって当然なものであるが、前回の計画と比べて改善が十分えない印象を受けた。次期計画でより踏み込んだ具体策が検討できないか。	防災ガイドブック等において、非常持出品として常備薬を準備するよう周知しており、自助による対策をお願いしているところでございますので、御理解の程、よろしくお願いいたします。
176	R7.2	市民会議	4102	要配慮者の避難支援対策の推進	福祉避難所が開くのが3日後というのが遅すぎる。災害時に障害のある方やその支援者が集まれるような場所があって、そこから福祉避難所にいくというのはどうか。一人一人の介助者が各自宅を点々と介助しにいくよりも、まとまっていた方が介助の手も確保しやすい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
177	R7.3	市民会議	4102	要配慮者の避難支援対策の推進	各区役所の施設を見ると、避難できるスペースが無いと思う。市の防災を考えた際、避難時の要援護者の避難場所をもっといろいろな場所に作って欲しい。	災害時に要配慮者（障害者、高齢者、乳幼児その他の特に配慮を要する方）を優先して受け入れる施設として、公民館などを要配慮者優先避難所として指定しています。 いただいたご意見については、参考にさせていただきます。
178	R7.3	市民会議	4102	要配慮者の避難支援対策の推進	知っていること・経験したこととして「近くの指定避難所がどこか知っている」でさえ半数に達せず、「特にない」が4割を占めるのが現状です。災害はいつどこで起きるか分かりません。避難訓練への参加や個別避難支援プラン策定の推進もいまだ不十分で、実効ある具体策が強く求められると思います。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
179	R6.1	障害者政策委員会	4103	避難行動要支援者名簿の活用	福祉避難所に登録されている事業所と市の防災課、障害政策課、支援課なり所管課との意思疎通の場がどのくらいあるのか。障害者総合支援計画でも個別避難支援プランに関する数値目標は定めていないし、これを進めていくという何か具体策がないと増えないのではないか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
180	R6.1	市民会議	4103	避難行動要支援者名簿の活用	能登半島地震の際には、支援に入った視覚障害者支援団体が、視覚障害者の避難場所等の個人情報提供を受けられず、支援ができなかった事例があった。平時から全国規模の障害者支援団体と綿密に連携し、被災時にスムーズな情報共有ができる体制を構築しておく必要があると感じる。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主なご意見

項番	回	会議	(旧)計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 （趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。）	新たな障害者総合支援計画に関する方向性（回答）
181	R6.3	障害者政策委員会	4103	避難行動要支援者名簿の活用	個別避難支援プランについて数値目標を掲げていく必要があるのではないか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
182	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	4103	避難行動要支援者名簿の活用	①要支援者名簿を活用して訓練実施した組織のうち、障害者が含まれていた組織数について教えてください（実際はほとんどが高齢者だった、ということがあります） ②個別性の高い障害者の個別避難計画作成は、専門職でも模索している段階で、「自主防、自治会、民生員」に作成支援をするだけでは計画作成は進みません。また、障害の状況によっては、地域住民への名簿提供を希望しない場合もあります。こうしたケースに、市はどのように対応していますか？ ③個別避難計画作成については、国から福祉関係者等と連携して実施することとされ、補助も出ています。福祉関係者等と連携した仕組みづくりについて、市の進捗状況は？ ④計画と訓練は優先度の高いケースから取り組むこととされています。例えば医ケア児の計画作成と避難訓練は、パイロットケースの検証が必要で、昨年度あたりから全国的に自治体主導でさかんに行われるようになっています。特に重度の障害者の避難支援について、市の取り組み状況を教えてください。	①自主防災組織が実施する避難行動要支援者名簿を活用した訓練については、参加者の内訳を把握していないため、障害者が参加された訓練実施組織数は把握しておりません。 ②③④地域での作成が困難であり、心身の状況やハザードマップ上の危険な場所に居住しているといった優先度の高い方については、市の支援が必要であるため、避難行動要支援者名簿・活用庁内対策会議にて庁内関係部局と連携しながら、他市の先進事例を参考にし、福祉専門職の参画も検討しているところです。
183	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	4103	避難行動要支援者名簿の活用	各区から、その区に住んでいる障害者への訓練実施情報がいき届いていないように思います。 要配慮者の名簿が活かされていないのではと感じます。災害時にいち早い支援体制が整っているのかどうか、伺いたいです。	各区の避難所運営訓練については、障害者の方々にも参加していただけるよう障害福祉課とともに、各避難所で実施される避難所運営訓練に関して、各区役所に対し各区の障害者団体等との連携を図るよう依頼を行っております。
184	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	4103	避難行動要支援者名簿の活用	避難行動要支援者名簿を活用した訓練実績（自主防災組織の数）が増えていることは好ましいが、活用の内容についてはどうか。	避難行動要支援者名簿を活用した訓練については、名簿を活用した以下のいずれかの訓練を実施しています。 ・自主防災組織役員又は避難支援者等による名簿の保管場所の確認訓練 ・一部または全部の避難行動要支援者への訪問または安否確認訓練 ・一部または全部の避難行動要支援者の移送訓練 ・一部または全部の避難行動要支援者が参加する避難（誘導）訓練
185	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	4103	避難行動要支援者名簿の活用	名簿に掲載されていない障害者も含め状況や支援の要否を把握することが必要と考えるので、名簿の充実（その先の個別避難支援プランの作成推進）に向けた取組みも進めてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
186	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	4103	避難行動要支援者名簿の活用	前期計画における昨年度実施状況等に関する意見でも述べたが、名簿の活用を広げるため、相談支援事業所や福祉避難所指定事業者等を、関係者に加えることの可否について検討願いたい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
187	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	4103	避難行動要支援者名簿の活用	個別避難プラン作成数の数値目標も明確にしたほうがよいと思います。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
188	R7.2	障害者政策委員会	4103	避難行動要支援者名簿の活用	「個別避難支援プラン」について作成しようと試みたが難しくてできなかった。もう少し簡単な、取り組みやすい仕組みにしてもらえると作成数も増えるのではないかと感じた。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
189	R7.2	障害者政策委員会事前意見聴取	4103	要配慮者の避難支援対策の推進	要配慮者優先避難所、避難行動要支援者名簿、個別避難支援プランなどが、当事者か家族にほとんど知られていないことに驚きました。当事者に周知しながら、よりよいものにつくり変えていくとりくみが必要と思います。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主なご意見

項番	回	会議	(旧)計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 （趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。）	新たな障害者総合支援計画に関する方向性（回答）
190	R7.3	市民会議	4103	避難行動要支援者名簿の活用	災害時の対応について、避難行動要支援者名簿はどこでどう登録しているのか？市はもっと活用しなければならないと思う。さいたま市は防災が遅れていると思うので、他の市町村の取り組みを取り込んで考えるべき。	訓練の開催日を把握している各区総務課に障害者団体の名簿を提供し、訓練の周知等に活用いただくよう依頼しております。
191	R7.1	市民会議	4104	災害時等における確実な情報の発信	それぞれの障害特性によって課題が異なります。例えば知的障害があれば、防災無線があっても理解が難しかったり、聴覚障害があれば、防災無線は聞こえない。メールについての記載があるが、機器をもっていないという聴覚障害者もいる。また、メールをもらっても日本語をうまく理解できず、危険度が理解できない人もいる。文章も障害特性にあわせたものであるといいと思う。それが合理的配慮だと思う。読解力は、聴覚障害も知的障害も同じ課題があると思うので、考えてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
192	R6.1	障害者政策委員会	4105	防災訓練への障害者の参加	グループホームのような、住まいを提供している施設、事業所が防災訓練に積極的に参加するべきと思っているが、防災訓練の開催日の把握が困難である。 グループホームへ訓練について情報提供をいただくことで参加する事業所が増えるのではないか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
193	R6.1	市民会議	4105	防災訓練への障害者の参加	防災訓練に障害者の方が参加し、一緒に防災訓練を行うことで困りごとを一般の方たちにも分かっていただく必要があると思うが、どれくらい働きかけたのだろうか。	市総合防災訓練では、さいたま市障害者協議会を通じて障害者の方に訓練参加していただくとともに、地域住民や学生らとともに訓練を行っております。
194	R6.1	市民会議	4105	防災訓練への障害者の参加	普段から関わりを持っていないと、急に合理的配慮をと言われても動けないと思う。自治会イベントに障害を持つ人が参加しやすいようにしてほしい。防災訓練のみではなく、盆踊り、運動会、お楽しみ演芸会などにお誘いをしてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
195	R6.1	市民会議	4105	防災訓練への障害者の参加	避難所運営委員会の方は、できる限り合理的配慮の学習会を取り組んでほしいです。さらに、防災訓練として、障害者との体験を取り入れてほしい。	市総合防災訓練では、地域住民、学生、外国籍の方及び障害者が合同で震災発生時からの行動を学ぶ訓練を行っておりますが、いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
196	R7.1	障害者政策委員会	4105	防災訓練への障害者の参加	地域の避難所運営委員会について、避難訓練を開催していること自体知らない人が多いと思うので、支援学校やＰＴＡに手紙を配布してもらう等の周知が必要なのではないか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
197	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	4105	防災訓練への障害者の参加	避難所運営訓練への障害者の参加実績は増えてきており（3人→18人→23人）、かつ少しずつではあるが多くの区で実績が出たことは評価したい。参加を促進するには、避難所運営委員会への啓発と、事業者等の参画・障害者の個別避難支援プランの策定の両面が肝要と考えるところ、実績が出た区・避難所では、その理解や取組みが少しずつ進みつつあると感じる。課題もあるものの、昨年度市民会議で作成された避難所レイアウト等も活用し、全市でこの動きが広がるよう、努められたい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
198	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	4105	防災訓練への障害者の参加	避難所開設訓練は、障害者団体や事業所に働きかけて、障害者や家族、支援者の参加者数をもっと増やす必要があると思います。	各区の避難所運営訓練については、障害者の方々にも参加していただけるよう、各区役所を通じて障害者団体等との連携を働きかけており、引き続き参加者数増加に努めます。

次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主なご意見

項番	回	会議	(旧)計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 （趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。）	新たな障害者総合支援計画に関する方向性（回答）
199	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	4105	防災訓練への障害者の参加	各区から、その区に住んでいる障害者への訓練実施情報がいき届いていないように思います。 要配慮者の名簿が活かされていないのではと感じます。災害時にいち早い支援体制が整っているのかどうか、伺いたいです。	訓練の開催日を把握している各区総務課に障害者団体の名簿を提供し、訓練の周知等に活用いただくよう依頼しております。 （後段、福祉総務課が所管） 各区の避難所運営訓練については、障害者の方々にも参加していただけるよう、各区役所を通じて障害者団体等との連携を働きかけており、引き続き参加者数増加に努めます。 避難行動要支援者名簿については、事前の情報提供に同意した方を掲載した事前提供用名簿を自治会、自主防災組織、民生委員などに提供し、防災訓練や避難方法の打合せ等に活用していただいております。
200	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	4105	防災訓練への障害者の参加	このような取り組みがあること自体を知らない人も多いと思うので、障害児と保護者に参加してもらえるイベント等、支援学校と連携して行ってみても良いのではないかと思います。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
201	R7.2	障害者政策委員会事前意見聴取	4105	防災訓練への障害者の参加	知っていること・経験したこととして「近くの指定避難所がどこか知っている」でさえ半数に達せず、「特にない」が4割を占める現状。訓練への参加やプランの周知も極めて不十分で、やはり実効ある具体策が強く求められる。	本市のホームページ等で周知を行っているところではございますが、いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
202	R7.3	市民会議	4105	防災訓練への障害者の参加	外出や移動が難しいために地域とのつながりが弱くなったり、防災の場面で「避難ができるのか」「情報が受け取れるのか」と強い不安を抱える方が多いことも印象的であった。こうした状況を踏まえると、行政の支援に加えて、「地域に住む人たちが自然に助け合える関係づくり（コミュニティコーピング）」を広げていくことが、今後ますます大切になると感じる。普段から顔の見えるつながりができていれば、困ったときに声をかけ合ったり、災害時にもお互いを気にかけられるなど、地域全体の安心につながると思う。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
203	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取	4201	障害者支援施設等の防犯対策事業	取組み内容、総合評価について異議はないが、最近発生した学校における侵入事案に鑑みると、事業者として設備の整備に加えて事案発生時の対応に関する研修・訓練の必要を強く感じたところである（当該事案では職員による訓練の効果が評価されていると聞く）。 現在の取組みは集団指導における講義だが、今後警察等との連携をさらに強め、事業者または地域連携の中でそうした訓練等を実施することへの支援を検討されたい。	集団指導における防犯研修については、定例事業として継続的に実施するとともに、必要に応じて内容を充実させていく方針であるため、計画としての積極的な位置付けは不要と判断しております。
204	R7.1	障害者政策委員会	4204	緊急時安心キット配布事業	成果指標について広報の人数だけではなく安心キットの配布数を記載してもらいたい。	総合振興計画に基づき、緊急時安心キットが有用と感じた人の割合を成果指標としてまいります。
205	R6.1	障害者政策委員会			第１章２（２）①数値目標「福祉施設の入所者の地域生活への移行」の目標値について、目標値が累計であることが分かりにくい。市民に誤解のない記載方法としたほうがよいのではないか。	達成状況の報告の際には、累計であることの表記をするなど、誤解の生じない記載となるよう努めます。
206	R6.1	市民会議			【全体】評価指標に定量が設定されている事業と設定されていない事業がある。目標が定量でないと検証が難しいのではないか。	可能な限り定量的な指標を設定するように努めます。
207	R7.1	障害者政策委員会事前意見聴取			・内容として評価を必要とするのか疑問の項目が多くみられ、誰の為に評価するのか不明と感じました。努力し業務として適正に実施していることは、評価と言う方法ではなく市民に知らせるべきと思います。	既存事業につきましては、市民会議での意見交換や障害者政策委員会による進行管理の対象とすべきかどうかという観点からも、整理・検討が必要であると考えております。 掲載の必要性についてご懸念のある事業がございましたら、障害者政策委員会等の場においてご意見・ご指摘をいただけますと幸いです。

次期障害者総合支援計画に関する障害者政策委員会・市民会議等での主なご意見

項番	回	会議	(旧) 計画 コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 （趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。）	新たな障害者総合支援計画に関する方向性（回答）
208	R7.2	障害者 政策委員会			障害福祉計画部分の「障害福祉サービスの必要な量の見込みについて、過去数年間のサービス利用量の統計を踏まえた計画期間中の量の単なる推計値でなく、「必要量としてこの程度必要になるのではないか」という必要量という観点に踏み込んだ記載が必要なのではないか。	アンケート結果や市民会議のご意見を踏まえ、実績からでは把握できないニーズについても、記載するよう努めます。
209	R7.2	障害者 政策委員会			各サービスについて、市としてどの程度必要と考えているのか。また政策的に「このサービスはより充実させていくべき」「このサービスは一定の精査が必要」といった姿勢を示すことも重要であると思う。	アンケート結果や市民会議のご意見を踏まえ、市としての課題認識や方向性を示すよう努めます。